

築上町都市計画マスタープラン

～「うみ、まち、さと、やま」と「ひと」が奏でるハーモニー～



平成22年3月

築 上 町

はじめに



築上町は、平成18年1月に椎田町と築城町が合併し誕生しました。“自然と歴史・文化を育む”一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくりを町の将来像としてめざしています。

現状では、旧町の生活単位が色濃く残っており、今後は住民の生活利便性を高め、より便利で快適に生活できる環境を形成するために、全町を一体的に捉えたまちづくりが求められています。また、市街地の活性化や、それぞれの地域がもつ地域資源を活かしたまちづくりがこれまで以上に重要になるものと考えています。

こうした中、町の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものとして、本町のまちづくりのグランドデザインとなる「築上町都市計画マスタープラン」を策定しました。

また、本マスタープランでは、まちづくりの理念を「うみ、まち、さと、やま」と「ひと」が奏でるハーモニー」とし、築上町の資源を守り・活用した豊かな生活の場の創出を目指しています。

この策定にあたりましては、アンケートや地域別住民説明会、パブリックコメント等実施し、住民の方々から広く意見をお聞かせいただくとともに、学識経験者と住民代表による「策定委員会」及び町職員による「庁内策定部会」で課題の整理や方向性を議論していただくなど、多くの方々の参加をいただきながら進めさせていただきました。

これからのまちづくりは、住民、事業者、行政などが連携しながら、住民一人ひとりが豊かさを実感し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざすとともに、住む人が誇りを持ち、誰からも「暮らしたいまち」、「訪れたいまち」と思われるような魅力的で活力ある築上町の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、「築上町都市計画マスタープラン」の策定にあたりまして、貴重なご提言をいただきました住民並びに築上町都市計画基本方針策定委員会の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

築上町長 新川 久三

築上町都市計画マスタープラン

<目次>

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の期間.....	1
3. 計画の対象区域.....	1
4. 計画の構成.....	1
5. 計画の策定体制.....	2

第1章 築上町の概況

1. 築上町の現況.....	3
2. 人口.....	5
3. 産業.....	12
4. 土地利用.....	17
5. 都市施設.....	29
6. その他.....	38

第2章 上位・関連計画の整理

1. 上位計画.....	45
2. 関連計画.....	52
3. 上位・関連計画のまとめ.....	58

第3章 住民意向の整理

1. 住民意向調査の方法.....	59
2. 住民意向調査結果.....	59

第4章 都市づくりの課題

1. 主要課題の整理.....	67
2. 項目別課題の整理.....	68

第5章 都市づくりの理念と基本方針

1. 都市づくりの理念	73
2. 都市づくりの基本方針	74

第6章 将来都市構造

1. 将来都市構造の基本方針	81
2. 土地利用構成	82
3. 都市軸および都市拠点配置	84
4. 将来都市構造図	86

第7章 分野別まちづくり方針

1. 土地利用に関する方針	87
2. 諸施設配置に関する方針	95
3. 環境・景観形成に関する方針	104
4. 住環境・まちづくり活動等に関する方針	107

第8章 地域別構想

1. 地域別構想の考え方	109
2. 椎田地域	113
3. 築城地域	121
4. 山間地域	131

参考資料

1. 策定経緯	139
2. 用語の説明	144

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

築上町都市計画マスタープラン（以降「本計画」とします）は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当するまちづくり構想であり、本町の総合計画等を受けて、土地利用や道路、公園、下水道等の都市施設、街並み・景観など、都市を構成する様々な要素に関して、将来、本町が目指すべき方向性をまとめたものです。

なお、本計画は、個別の細かな計画や事業の内容そのものを直接決めるものではありませんが、今後、築上町が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

2. 計画の期間

長期的な視野により都市計画を捉えるものとして、本計画では平成22年度からの概ね20年間を計画期間とします。

但し、本計画は、土地利用や都市計画に関する様々な情勢の変化、住民のまちづくりに関する意向の変化等を考慮しながら、適宜・適切に見直しを行うこととします。

3. 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に設定するものです。しかし、

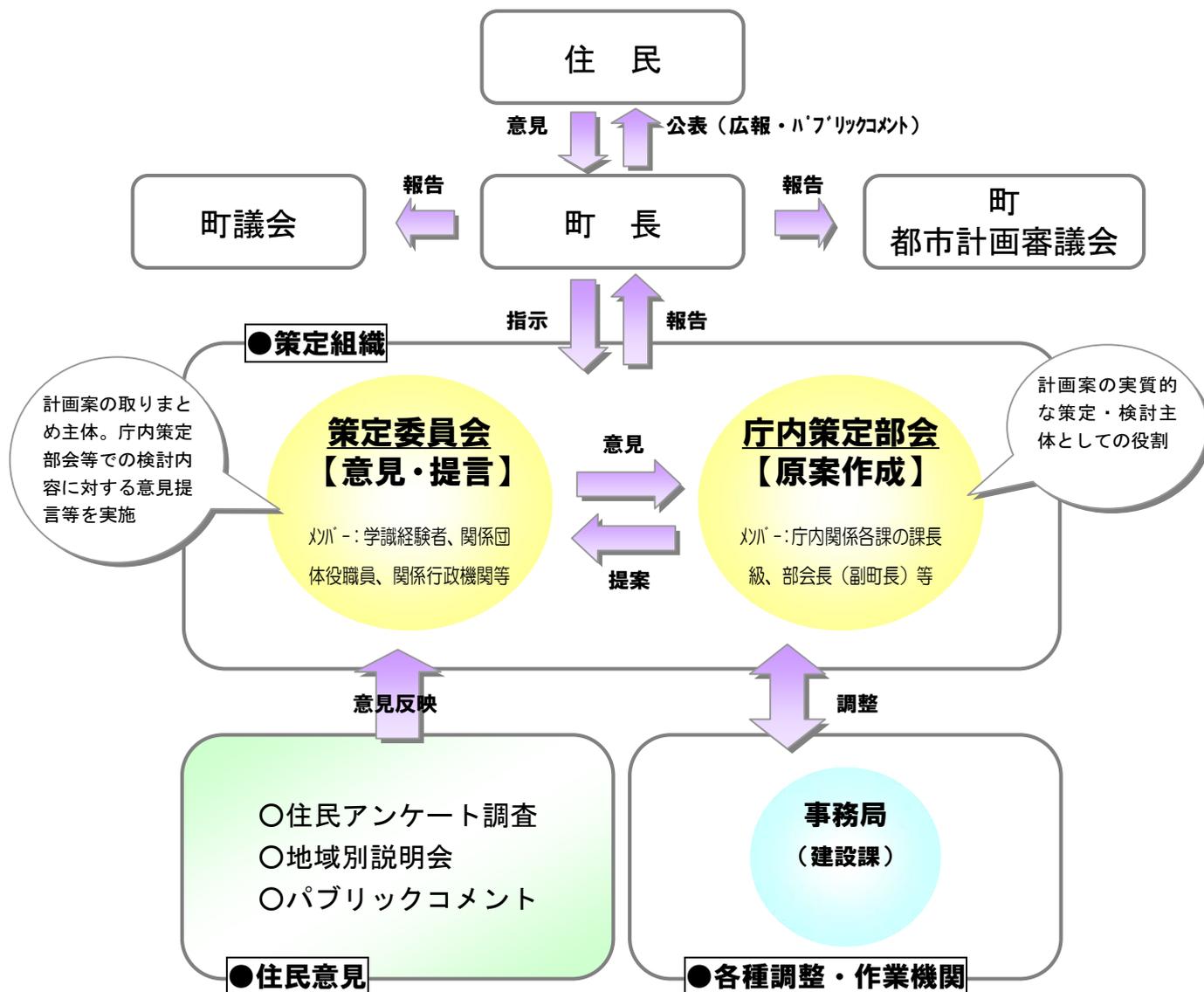
- ①都市計画マスタープランが法定都市計画以外の手法も含めた総合的なまちづくりの方針とされる場合が多いこと
 - ②都市は農村なども含めて一体的に捉える方が自然であること
 - ③都市計画区域の拡大やそれに伴う準都市計画区域の変更も想定されること
- などから、本計画では行政区域全体を対象区域とします。

4. 計画の構成

本計画は、都市全体のまちづくりのあり方を定める「全体構想」と、行政区域を3つの地域に区分し、地域毎にまちづくりのあり方を定める「地域別構想」により構成されます。

5. 計画の策定体制

都市計画マスタープランは、策定組織として「策定委員会」と、「庁内策定部会」の2つの組織を中心に、住民意向を取り入れながら検討しました。



第 1 章 築上町の概況

1. 築上町の現況

1.1 位置と地勢

- 周防灘に面し、北部の平野（市街地）と南部の山林を多くの河川が結んでいる
- 国道10号や椎田道路及びJR日豊本線により北九州市や大分市と連絡

築上町は福岡県の東部、周防灘に面して位置し、北は行橋市、西はみやこ町、東は豊前市、南は大分県中津市に面しています。築上町の総面積は119.3k㎡で南部はほとんどが山林で占められており、そこを源とする多くの河川が北部の平野を潤し、周防灘に注いでいます。

気候は、瀬戸内海型気候に属し、比較的温暖で、少雨、乾燥地域です。地震や自然災害の少ない地域です。

築上町の北部を北西から南東にかけて国道10号や椎田道路及びJR日豊本線が貫き、これらと交差して主要道路や一般県道が整備され、北九州市、大分市などの地方中核都市と連絡しています。空の玄関である北九州空港までは約20km圏に位置しています。



図 築上町の位置

1.2 沿革

- 旧椎田町、旧築城町の深い歴史を受け継ぐ
- 椎田駅・築城駅と築城基地の開設等により発展

本町は、平成 18 年(2006 年)1 月 10 日に、旧椎田町と旧築城町が合併し新町「築上町」が誕生しました。2 町は、古くから行政、文化、生活等広い範囲で結びつきが強く、住民間の交流も活発でした。築上町としての歴史は、旧椎田町、旧築城町の深い歴史をそのまま受け継いでいます。

旧椎田町は、およそ三千年前の石町遺跡・岩陰遺跡にみられる縄文時代までさかのぼることができます。古墳時代、この地方一帯は「豊の国」と呼ばれ、7 世紀になって豊前・豊後に分かれました。明治 30 年(1897 年)、行橋・柳ヶ浦間に豊州鉄道が開通し椎田駅が設置され、翌年椎田村は椎田町となり、昭和 17 年、八津田村に海軍航空隊築城基地(現在の航空自衛隊築城基地)が開設されました。昭和 30 年(1955 年)、椎田町、八津田村、葛城村、西角田村の 1 町 3 村が合併し、椎田町となりました。

一方、旧築城町はかつての豊前国に属し、古来より稲作を中心とした、純農村地帯として発展してきました。近代に入って、明治 22 年(1889 年)市町村制の施行により、上城井村、下城井村、築城村となり、昭和 30 年(1955 年)月 1 日、町村合併促進法により三村合併が行われ築城町が誕生しました。翌 31 年(1956 年)5 月には、椎田町東八田の一部を境界変更により編入しました。

2. 人口

2.1 人口・世帯数

2.1.1 人口の推移

- 人口は京築広域圏平均を上回る減少傾向。特に山間地域での減少が顕著
- JR 椎田駅周辺、および JR 築城駅周辺における人口密度が高い
- 自然動態、社会動態ともに減少しており、経年的に減少は拡大傾向

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成 17 年現在 20,837 人であり、福岡県全体では増加傾向が続いていますが、京築広域圏は減少（H12～H17 年で 2.1%減少）しており、本町の人口も京築広域圏を上回る減少傾向にあります。また、町内すべての地域で減少傾向にあります。椎田地域の減少率は町平均よりも緩やかであり、山間地域は 10%を超える減少率を示しています。

表 人口の推移(国勢調査)

	S60	H2	H7	H12	H17	増減率(%) (H12-H17)
椎田地域	-	-	-	11,525	11,192	▲ 2.9
築城地域	-	-	-	8,161	7,702	▲ 5.6
山間地域	-	-	-	2,162	1,943	▲ 10.1
築上町	25,706	24,383	23,070	21,848	20,837	▲ 4.6
福岡県	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	0.7
京築地域	197,998	196,334	196,046	195,573	191,521	▲ 2.1

※S60-H7 までの椎田地域、築城地域、山間地域のデータは不明

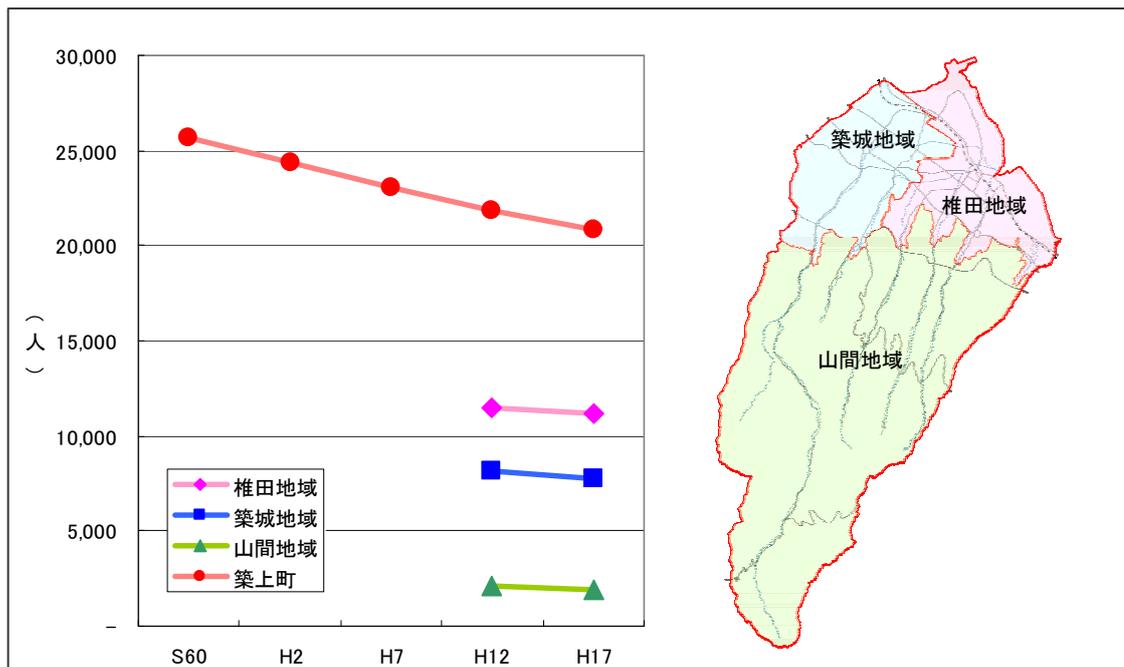


図 人口の推移(国勢調査)

(2) 人口密度

用途地域が指定されている椎田中心部において、人口密度が 40 人/ha 以上と高くなっています。準都市計画区域に指定されている JR 築城駅周辺においても、人口密度が 50 人/ha と高い値を示しています。

旧来からの中心部である JR 椎田駅、築城駅周辺に人口が集中しており、その周辺では次第に人口密度は低くなっています。

凡 例	
人口密度 人/ha	表 示
0～ 2人/ha未満	
2～ 5人/ha未満	
5～ 10人/ha未満	
10～ 20人/ha未満	
20～ 30人/ha未満	
30～ 40人/ha未満	
40～ 50人/ha未満	
50人/ha以上	
都市計画区域界	
用途地域界	
基礎調査区域界	

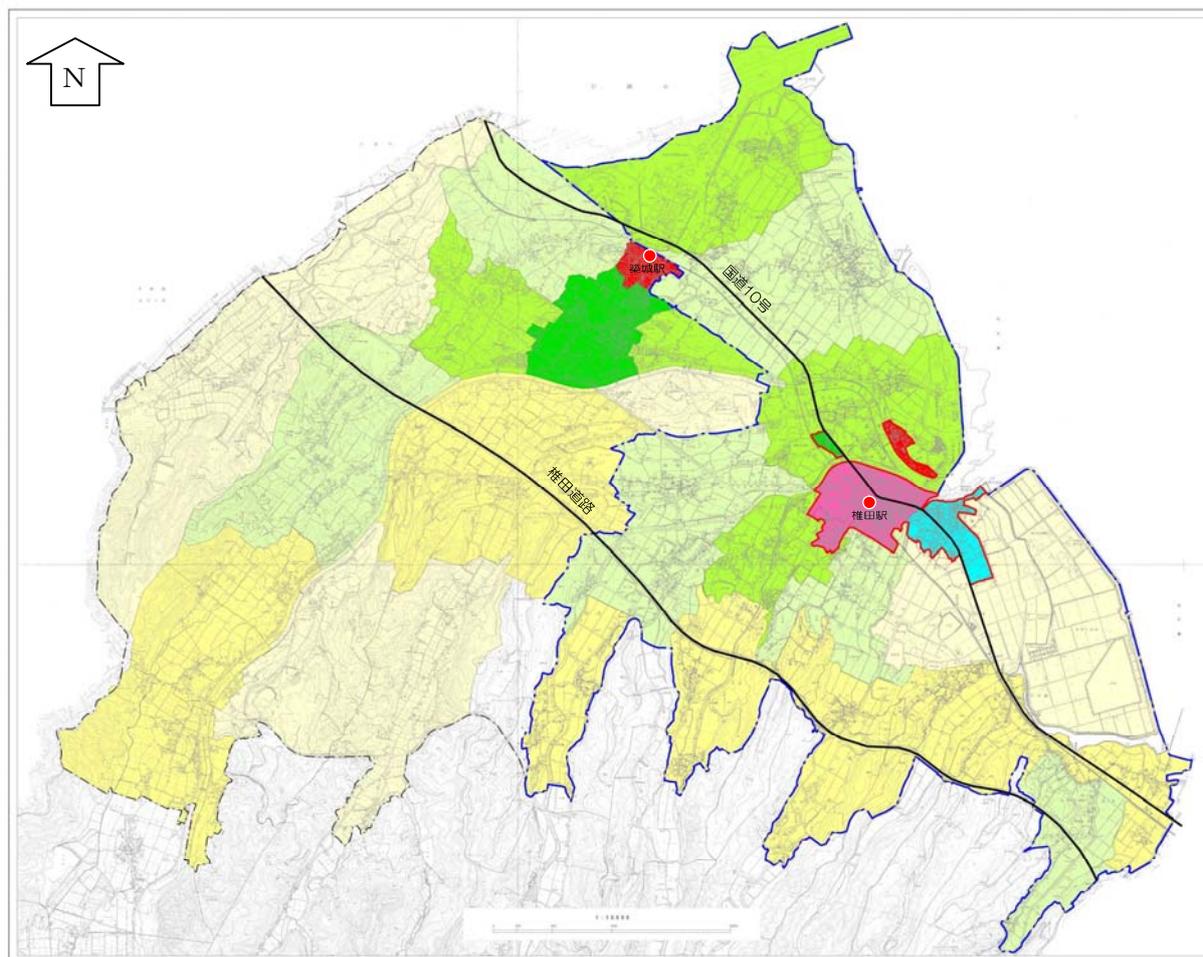


図 人口密度分布図（平成 17 年国勢調査）

(3) 人口動態（自然・社会増減）

人口動態から増減の内訳をみると、平成11年以降毎年90～300人減少しています。自然動態では、平成11年以降毎年50人以上減少し、社会動態も平成11年以降毎年減少しており、減少数は拡大傾向にあります。

表 人口動態(住民基本台帳)

(単位:人)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
自然増	-93	-50	-58	-81	-111	-91	-133	-76
社会増	-71	-61	-240	-10	-118	-159	-68	-182
合計	-164	-111	-298	-91	-229	-250	-201	-258

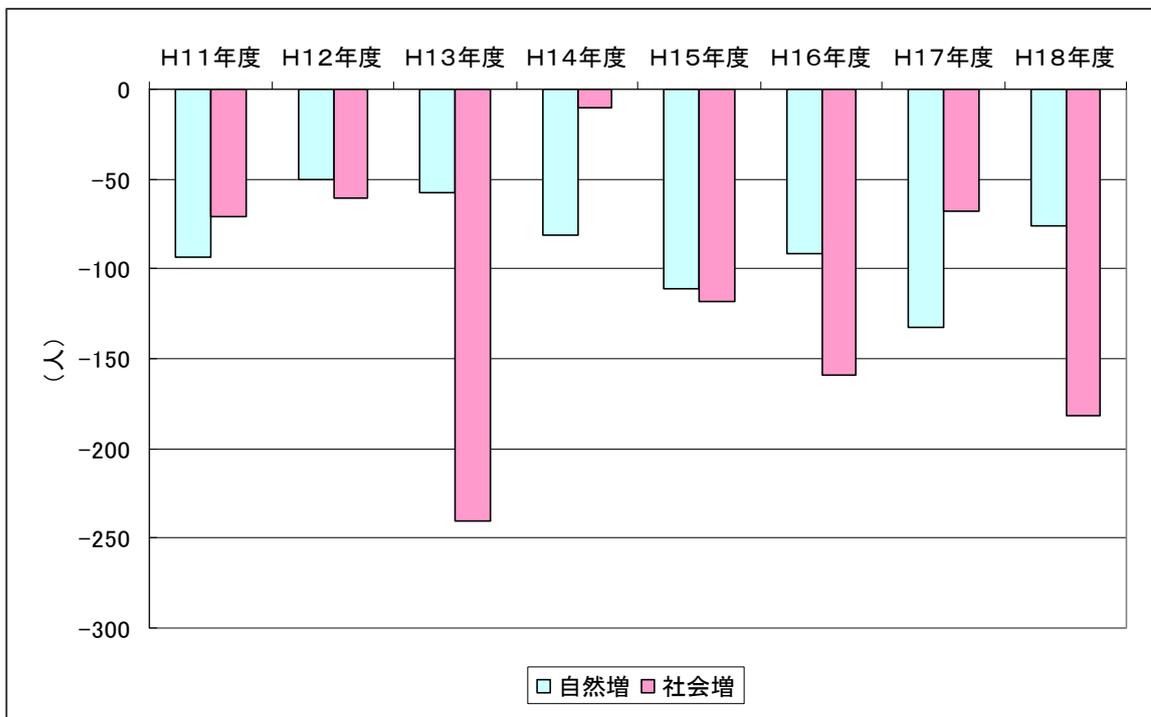


図 人口動向(住民基本台帳)

2.1.2 世帯数の推移

- 世帯数、世帯人員ともに減少傾向
- 世帯数減少は、特に椎田地域が顕著

平成 17 年現在、本町の世帯数は 7,520 戸であり、平成 12 年をピークに減少に転じています。世帯人数は経年的に減少しており、核家族化が進行しているといえます。

また、地域別に見ると、椎田地域が 3,972 戸、次いで築城地域が 2,818 戸、山間部地域が 724 戸で平成 12 年度からの増加率（減少率）は、椎田地域が 6.1%で最も減少率が高く、山間部地域で 5.4%、築城地域で 2.1%の減少率になっています。

表 世帯数の推移(国勢調査)

	S60	H2	H7	H12	H17	増減率%(H12-H17)
人口(人)	25,706	24,383	23,070	21,848	20,837	▲ 4.6
世帯(戸)	7,426	7,407	7,521	7,878	7,520	▲ 4.5
世帯人数(人/世帯)	3.5	3.3	3.1	2.8	2.8	-

表 地域別世帯数の推移(上:世帯数、下:世帯人数)(国勢調査)

	S60	H2	H7	H12	H17	増減率%(H12-H17)
椎田地域	-	-	-	4,230	3,972	▲ 6.1
	-	-	-	2.7	2.8	-
築城地域	-	-	-	2,877	2,818	▲ 2.1
	-	-	-	2.8	2.7	-
山間地域	-	-	-	765	724	▲ 5.4
	-	-	-	2.8	2.7	-
築上町	7,426	7,407	7,521	7,878	7,520	▲ 4.5
				2.8	2.8	-

※S60-H7 までの椎田地域、築城地域、山間地域のデータは不明

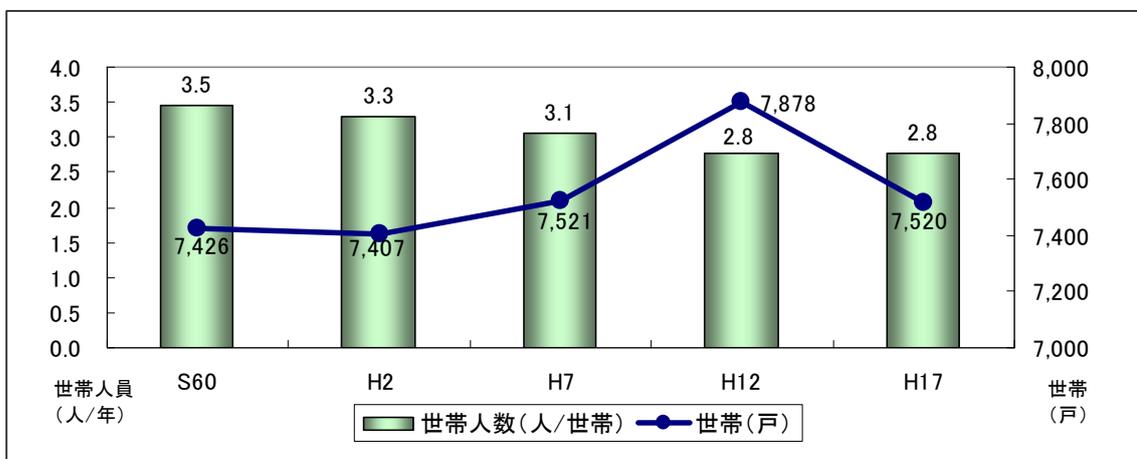


図 世帯数の推移(国勢調査)

2.2 年齢別人口

- 少子、高齢化の進行、高齢化率は県平均より進んでいる
- 平成17年現在、高齢化率27.1% 4人に1人以上が65歳以上の高齢者

本町の年齢別人口は、平成17年現在、年少人口（0歳～14歳）2,666人、生産年齢人口（15歳～64歳）13,184人、老年人口（65歳以上）5,710人となっており、同人口構成比は、12.7%、60.2%、27.1%であり、県平均14.0%、66.2%、19.9%と比べて老年人口の割合が高くなっています。

各区分別の構成比の推移は、平成7年より老年人口が年少人口の割合を上回り、今後も少子・高齢化が進行すると予想されます。

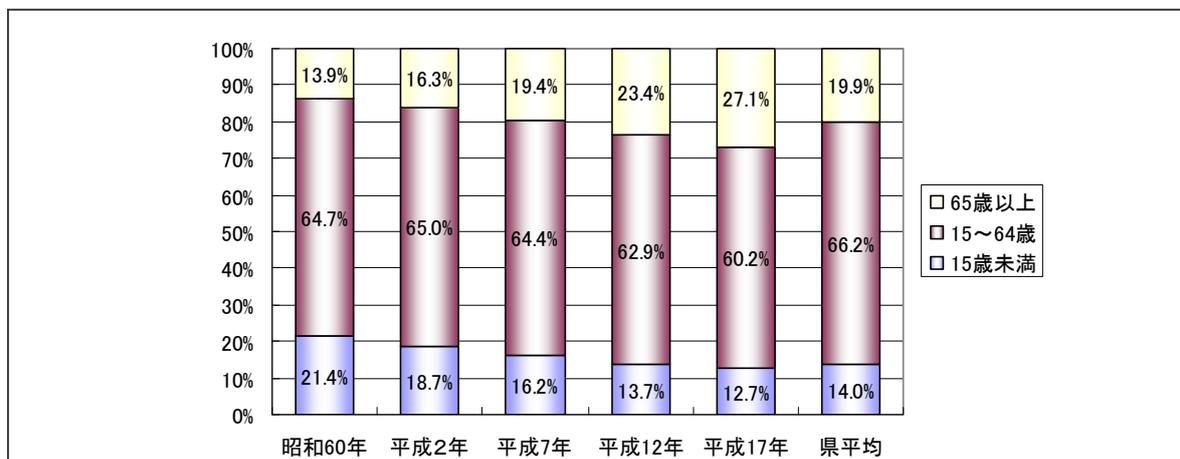


図 年齢別人口構成比の推移(国勢調査)

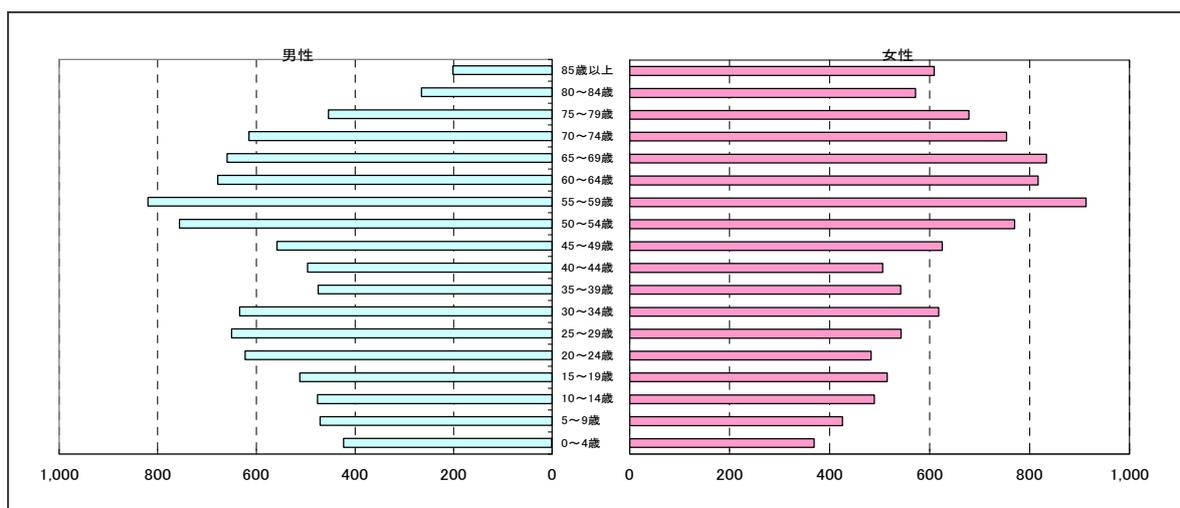


図 年齢別人口の内訳(平成17年国勢調査)

2.3 通勤・通学状況からみた都市の性格

2.3.1 通勤・通学状況

- 流出人口 5,069 人、流入人口 2,412 人と約 2,600 人の流出超過
- 周辺市町村では、北九州市、行橋市、豊前市との結びつきが強い
- 経年的に流出人口は増加傾向

本町における通勤・通学の状況をみると平成 17 年現在、流出人口 5,069 人、流入人口 2,412 人であり、流出超過になっています。流出、流入先を見ると、北九州市は流出先、行橋市は流出・流入先、豊前市は流入先の上位を占め、これらの市町との結びつきが強い状況になっています。

なお、流出人口は経年的に増加傾向にあり、平成 17 年の流出率は 48.1%、流入率は 30.6% になっています。

表 流出・流入人口(国勢調査)

	常住地による就業・通学者数 (人)	流出		従業・通学地による就業・通学者数 (人)	流入		就業・通学者比率 (従/常) (%)
		就業・通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・通学者数 (人)	流入率 (%)	
昭和60年	12,891	5,041	39.1	9,707	1,857	19.1	75.3
平成 2年	12,489	5,596	44.8	8,936	2,043	22.9	71.6
平成 7年	12,291	5,592	45.5	8,785	2,086	23.7	71.5
平成12年	11,192	5,374	48.0	8,183	2,365	28.9	73.1
平成17年	10,537	5,069	48.1	7,880	2,412	30.6	74.8

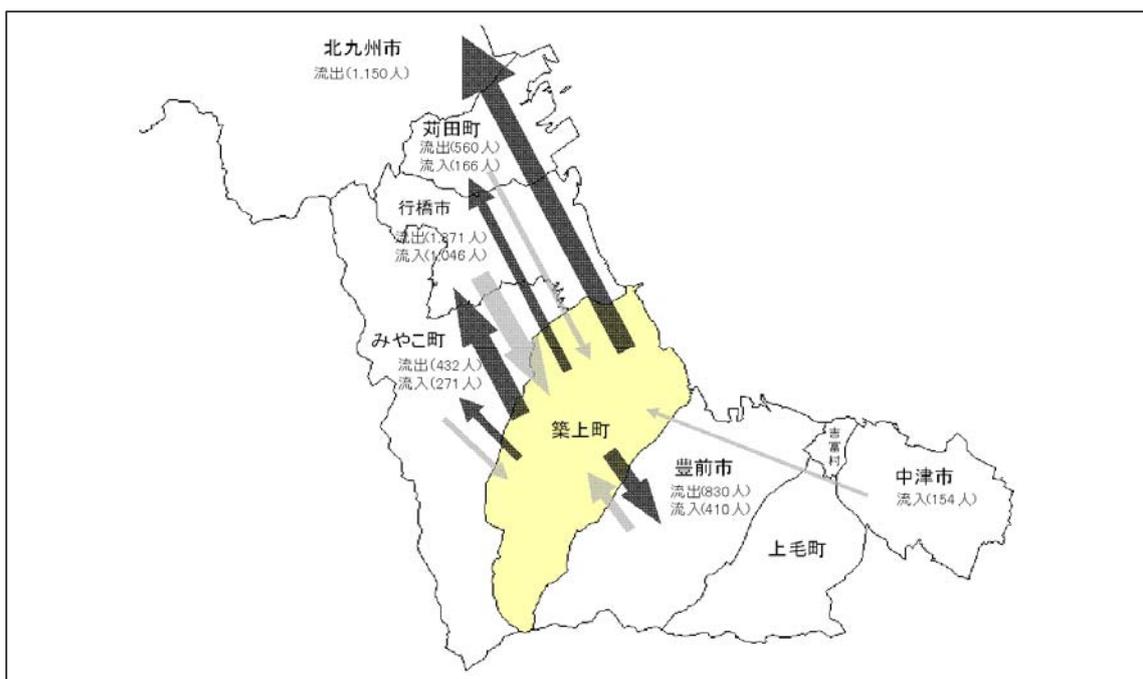


図 流出・流入人口(H17 国勢調査)

2.3.2 都市性格分類

- 築上町は「住機能型」
- 経年的には、自町内就業率が低下

本町は、平成17年現在、県平均と比較して昼夜間人口・自町内就業率ともに低い状況にあり、都市性格指標としては、「住機能型」に分類されます。また、経年的には、自町内就業率が低下しており、「住機能型」の性格を強めています。

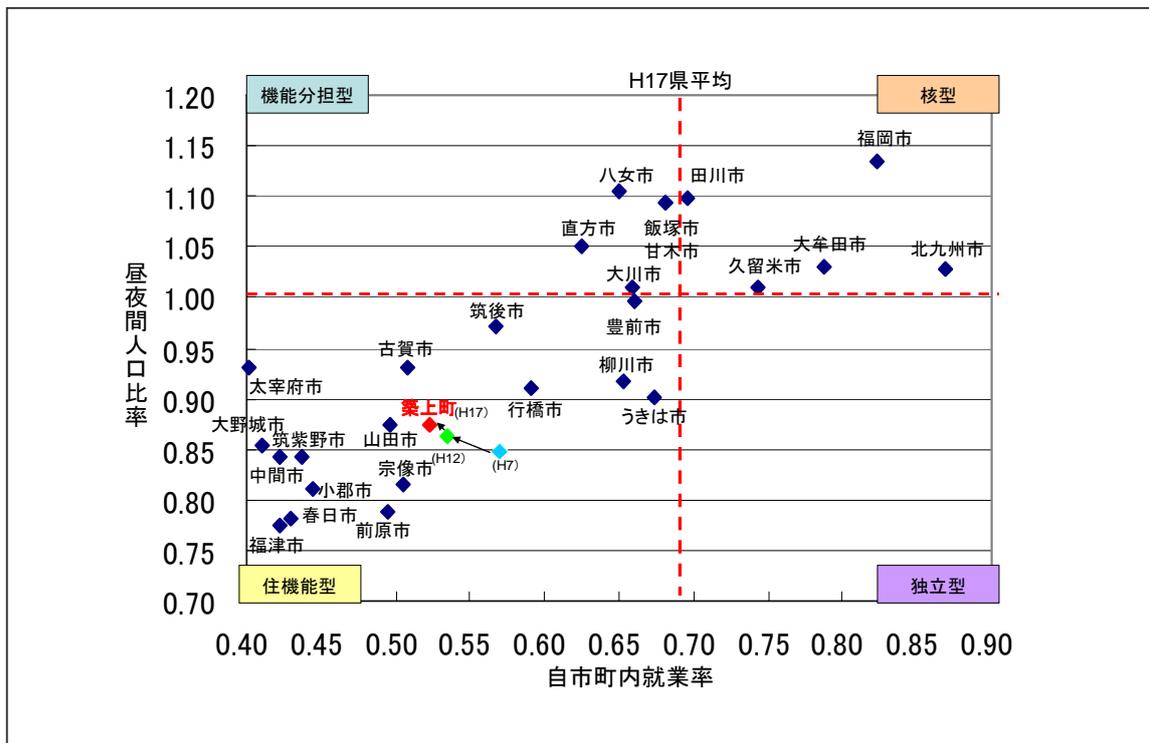


図 県内主要都市の自町内就業率・昼夜間人口比率(H17 国勢調査)

※都市性格概要

- 核型：自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
- 独立型：自市内で働く人が多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成
- 住機能型：自市内で働く人は少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能
- 機能分担型：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

3. 産業

3.1 産業分類別人口

- 第1次産業の割合が高いことが特徴
- 第1次産業の減少が顕著

産業別就業者人口の構成は、平成17年現在で第1次10.8%、第2次28.3%、第3次62.9%と第3次産業就業者の割合が最も高くなっています。県平均と比較すると第1次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっており、第1次産業の割合が高いことが特徴といえます。

就業者数の推移をみると、第1次産業の減少が顕著であり、昭和60年から平成17年の間に半減しています。

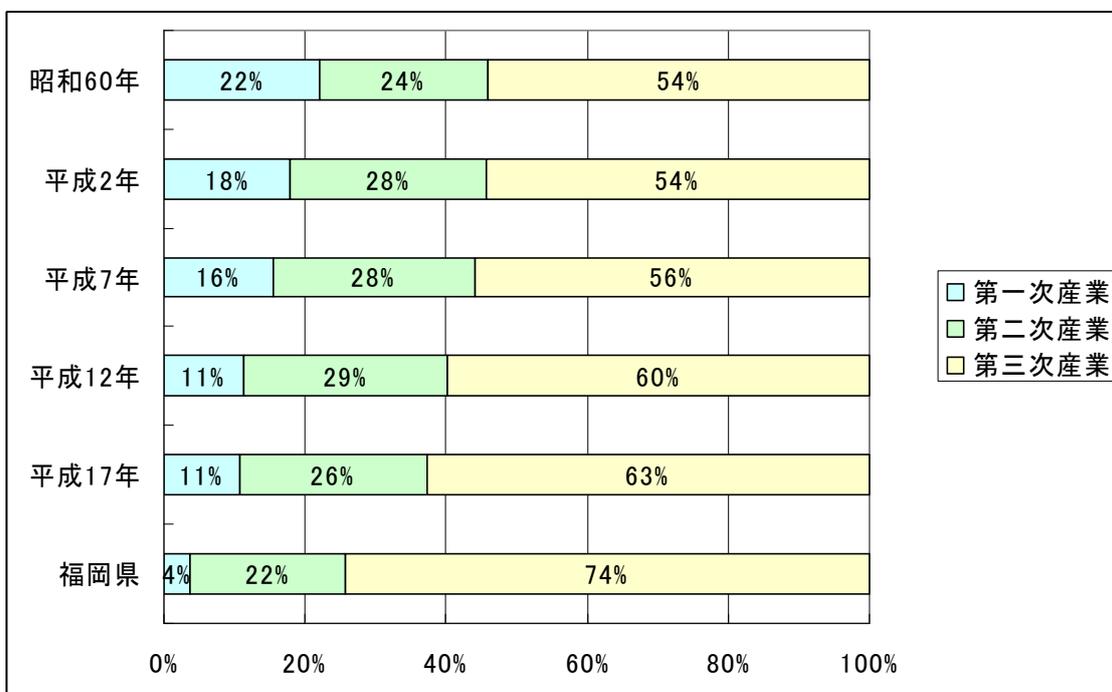


図 産業別就業者数の推移(国勢調査)

3.2 第1次産業の状況

●特色ある特産品を有するが、経営規模等の縮小が顕著

(1) 農業の状況

平成17年現在、1,694戸、耕地面積1,368haになっています。経年的に農家数、耕地面積ともに減少しています。特産品としては、ブランド米である「豊築宝（ゆきほ）」を生産しています。

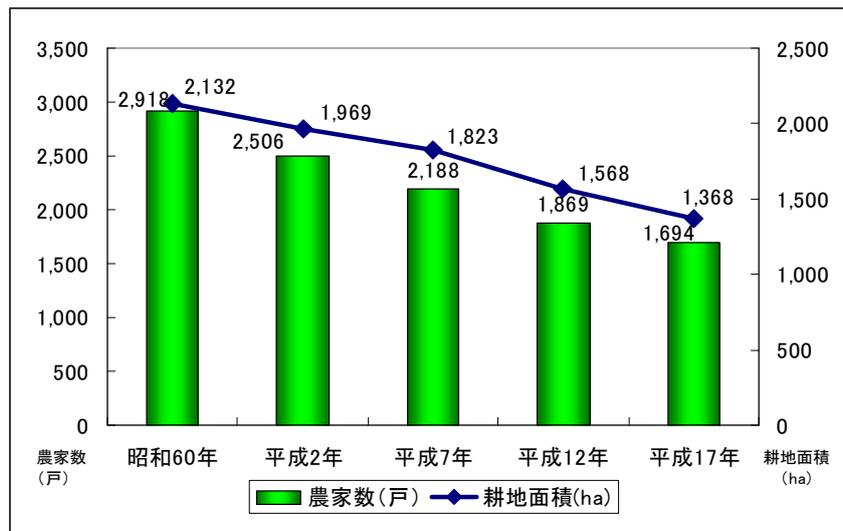


図 農家数と耕地面積の推移(農業センサス)

(2) 林業の状況

平成17年現在、林家数(経営体数)175経営体、保有山林面積1,329haになっています。経年的に経営体数、保有山林面積ともに減少しています。特産品としては、「京築ヒノキ」を生産しています。

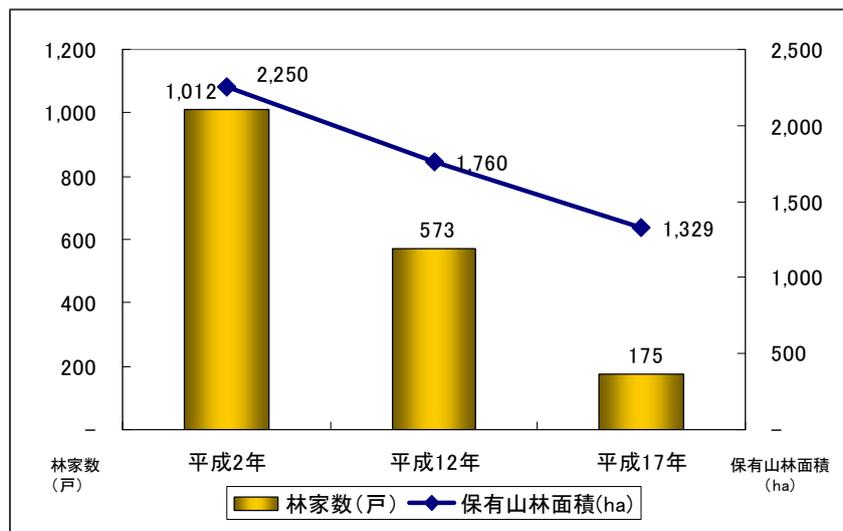


図 林家数と保有山林面積の推移(農林業センサス)

※ 平成17年については、家族型経営体数を集計、また昭和60年、平成7年は調査無し

(3) 漁業経営体の推移

平成15年現在、18経営体。また平成17年現在、漁獲量は81tになっています。経年的に経営体数は減少しています。魚類のほか、アサリ・ワタリガニ・カキが特産品になっています。

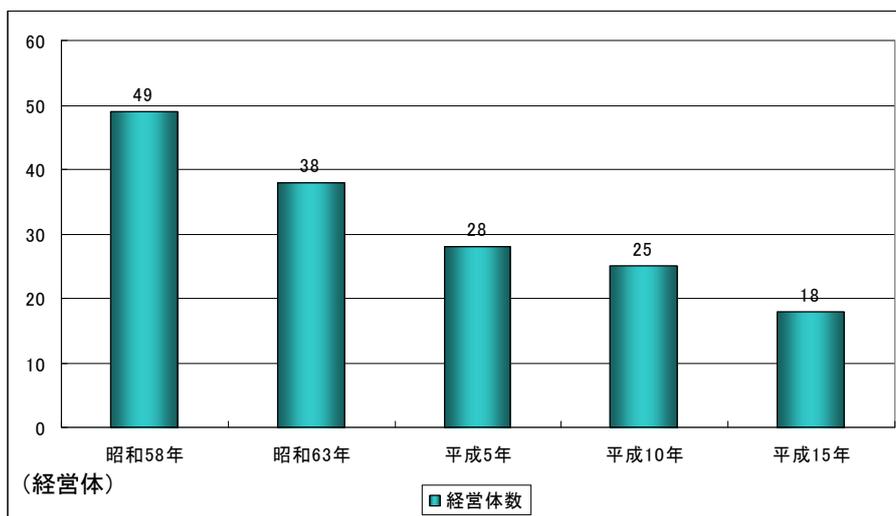


図 漁業経営体の推移(漁業センサス)

表 魚種別漁獲量(平成17年海面漁業生産統計調査)

魚類	計	81
魚類	計	66
	このしろ	2
	かれい類	2
	にべ・ぐち類	x
	あなご類	x
	えい類	1
	くろだい・へだい	14
	ぼら類	24
	すずき類	5
	その他魚類	15
	かに類	がざみ類
いか類	こういか類	7
	その他いか類	1
たこ類		1

3.3 第2次・第3次産業の状況

- 工業：事業所数は減少傾向、製造品出荷額等は増加傾向
- 商業：事業所数は減少傾向、年間販売額は近年増加傾向

(1) 製造品出荷額等及び事業所数の推移

平成16年現在、事業所数20件、製造品出荷額等は97億円になっています。

経年的には、事業所数は減少傾向にありますが、年間販売額は増加傾向にあり、事業所当たりの年間販売額が増加しています。

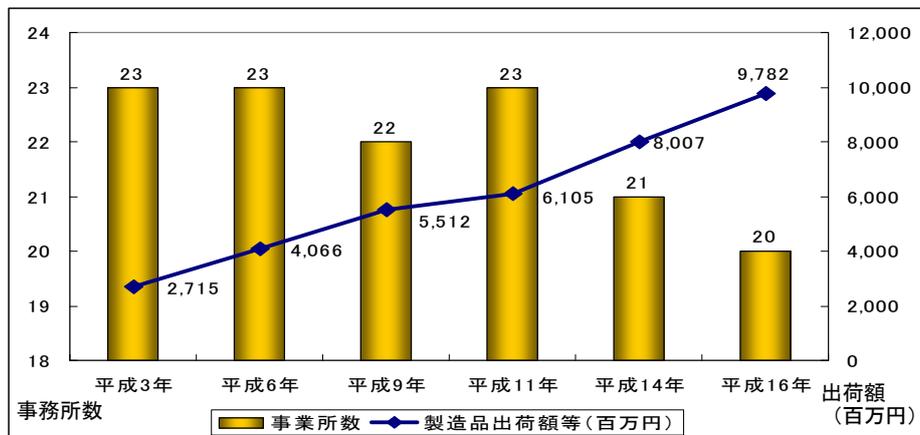


図 事業所数、製造品出荷額の推移(工業統計調査)

(2) 年間販売額及び事業所数の推移

平成16年現在、事業所数266件、年間販売額147億円になっています。

経年的には、事業所数は減少傾向にありますが、年間販売額は近年増加しており、事業所当たりの年間販売額が増加しています。



図 事業所数、年間販売額の推移(商業統計調査)

3.4 観光

- 町全体の観光客数は、近年上昇傾向
- 観光客は、県内からの訪問する人が多く、日帰りで訪問

平成 18 年現在、観光客数は 48 万 6,000 人になっています。経年的には減少傾向でしたが、平成 18 年に上昇へ転じています。

観光客数の内訳は、日帰りが 48 万 2,000 人、宿泊が 4,000 人、県内から 42 万 8,000 人、県外から 5 万 8,000 人と県内・日帰りの観光客が多くなっています。

主な観光施設の中で「しいだアグリパーク」の観光客が近年増加しています。

また、観光物産施設「メタセの杜」が県道 58 号(椎田勝山線)沿いに立地しており、H18 年度で 268,834 人/年、H19 年度で 411,157 人/年（庁内資料）と高い集客力があります。

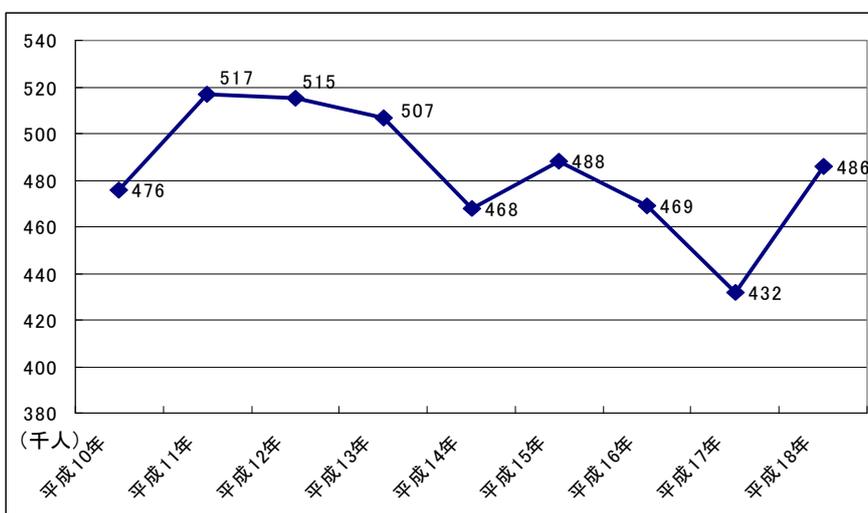


図 観光客数の推移(福岡県観光入込客推計調査)

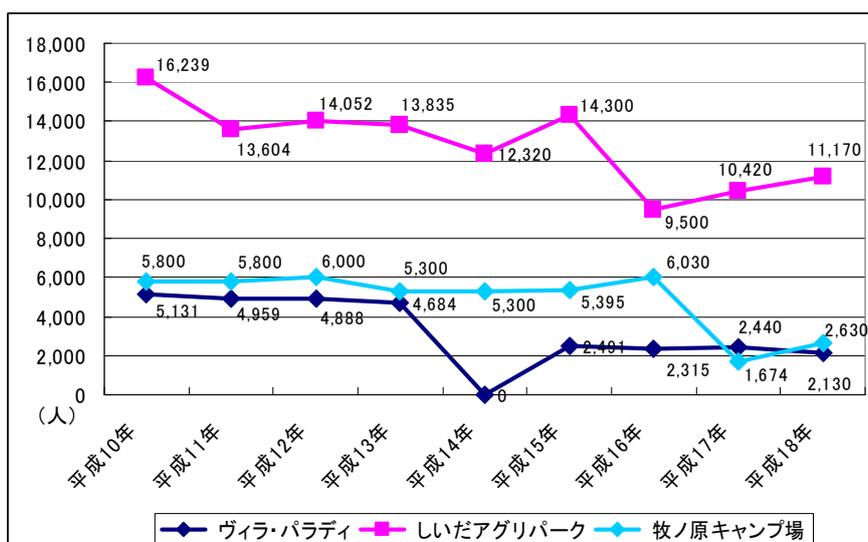


図 主な観光施設の観光客数の推移(福岡県観光入込客推計調査)

(注：ヴィラ・パラディは、平成 14 年は閉鎖のため観光客数のデータなし)

4. 土地利用

4.1 土地利用の状況

4.1.1 地形

- 「うみ」と「やま」を「かわ」が結ぶ地形
- 山林部での東西方向の一体性が低い

本町は、周防灘に面する北部の平坦部と南部の大半を占める山林・丘陵地より構成されています。また、山林から周防灘に至るいくつかの河川により、手の指を広げたような形で沢が形成され、集落地や農地（棚田）などが形成されています。したがって、山林部では東西方向の地形上の一体性が低く、町全体として南部の山林部と北部の平坦地との一体性が高くなっています。

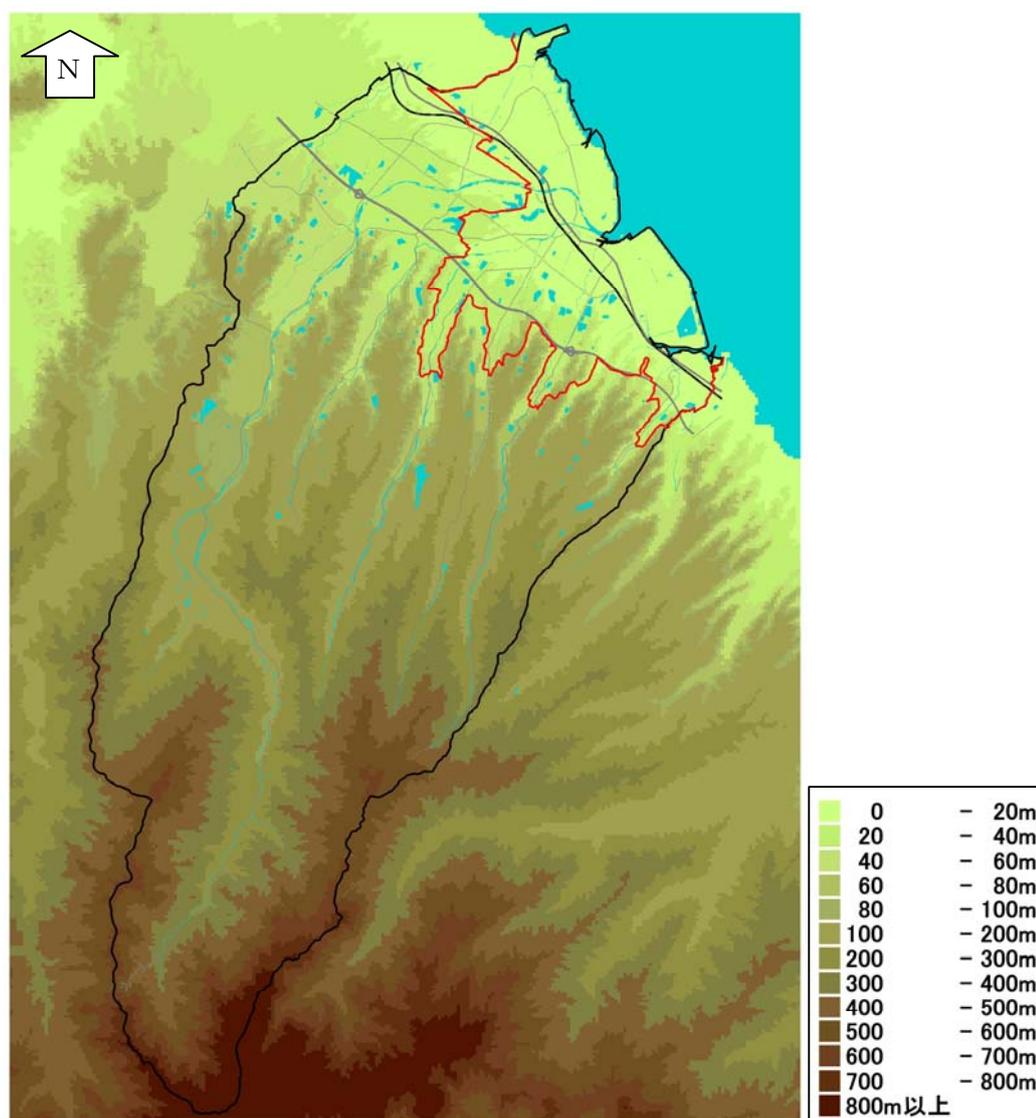


図 地形図

4.1.2 土地利用の状況

- 農地、山林等の自然的土地利用が7割強
- 特に「田」が全体の4割弱
- 「住宅用地」は、JR椎田駅、JR築城駅周辺などに集中

本町の土地利用構成は、農用地（田・畑）が約42%、山林・水面・その他自然地在が約32%、宅地（住宅用地）が約10%、その他公共用地が約16%であり、自然的土地利用が約7割を占めており、特に「田」は約4割を占めています。

宅地に関しては、JR椎田駅およびJR築城駅周辺に集中しています。また工業用地は国道10号沿道などを中心に点在しています。

一方、全体の4割を占める田は、町内に広く分布しています。

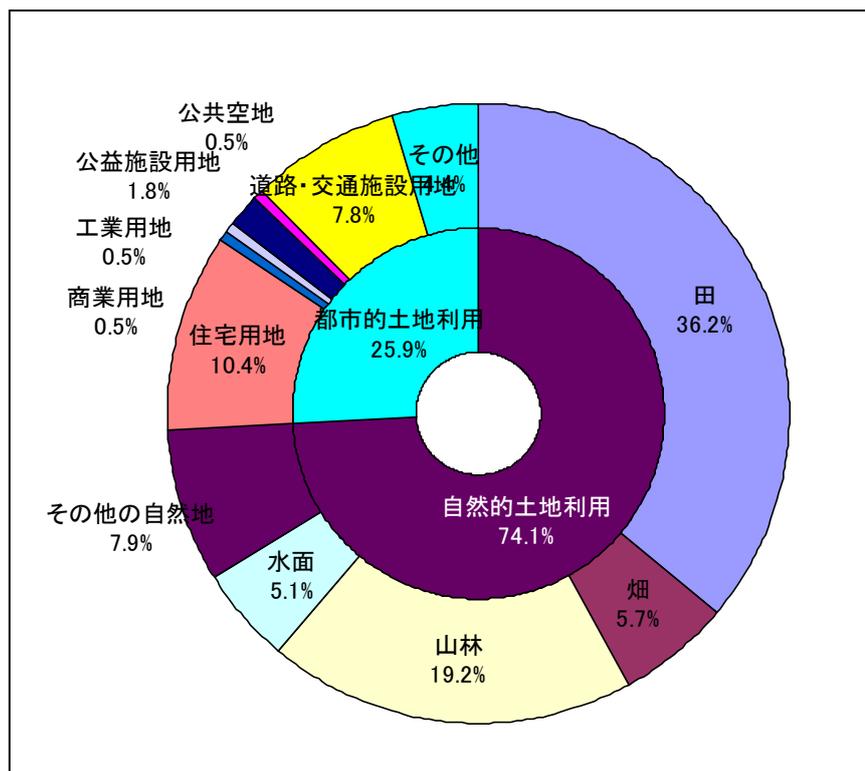


図 土地利用面積割合

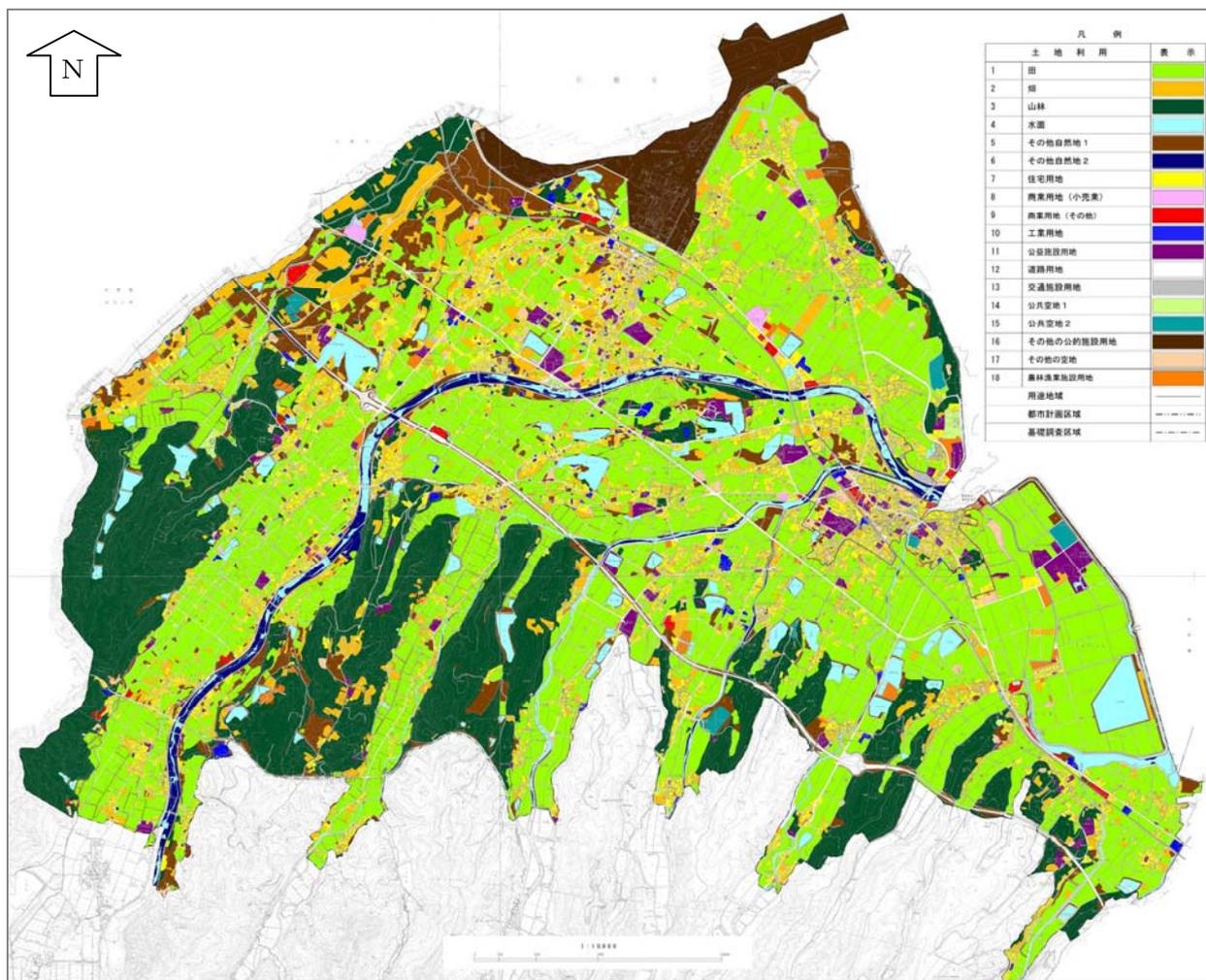


図 土地利用現況図(都市計画基礎調査(H20))

(注) 都市計画基礎調査

平成20年度都市計画基礎調査は、上記に示すように都市計画区域及びその周辺部を対象に実施されています。(以下同様)

4.2 法規制状況

4.2.1 法規制の状況

- 平坦地の農地は、「農用地区域」指定による開発規制を実施
- 築城地区(JR築城駅周辺部)の農地の一部は、開発可能な地域が存在

本町では、都市計画法による指定（都市計画区域、準都市計画区域、用途地域、準防火地域）、農業振興地域の整備に関する法律による指定（農業振興地域、農用地区域）、森林法による適用（地域森林計画対象民有地、保安林）、自然公園法による指定（自然公園地域、特別地域）、急傾斜地法による規制があります。

平坦地の農地は、「農用地区域」指定による開発規制を実施していますが、JR 築城駅周辺部の農地の一部（下図○印）は農用地が指定されていない開発可能な地域となっています。

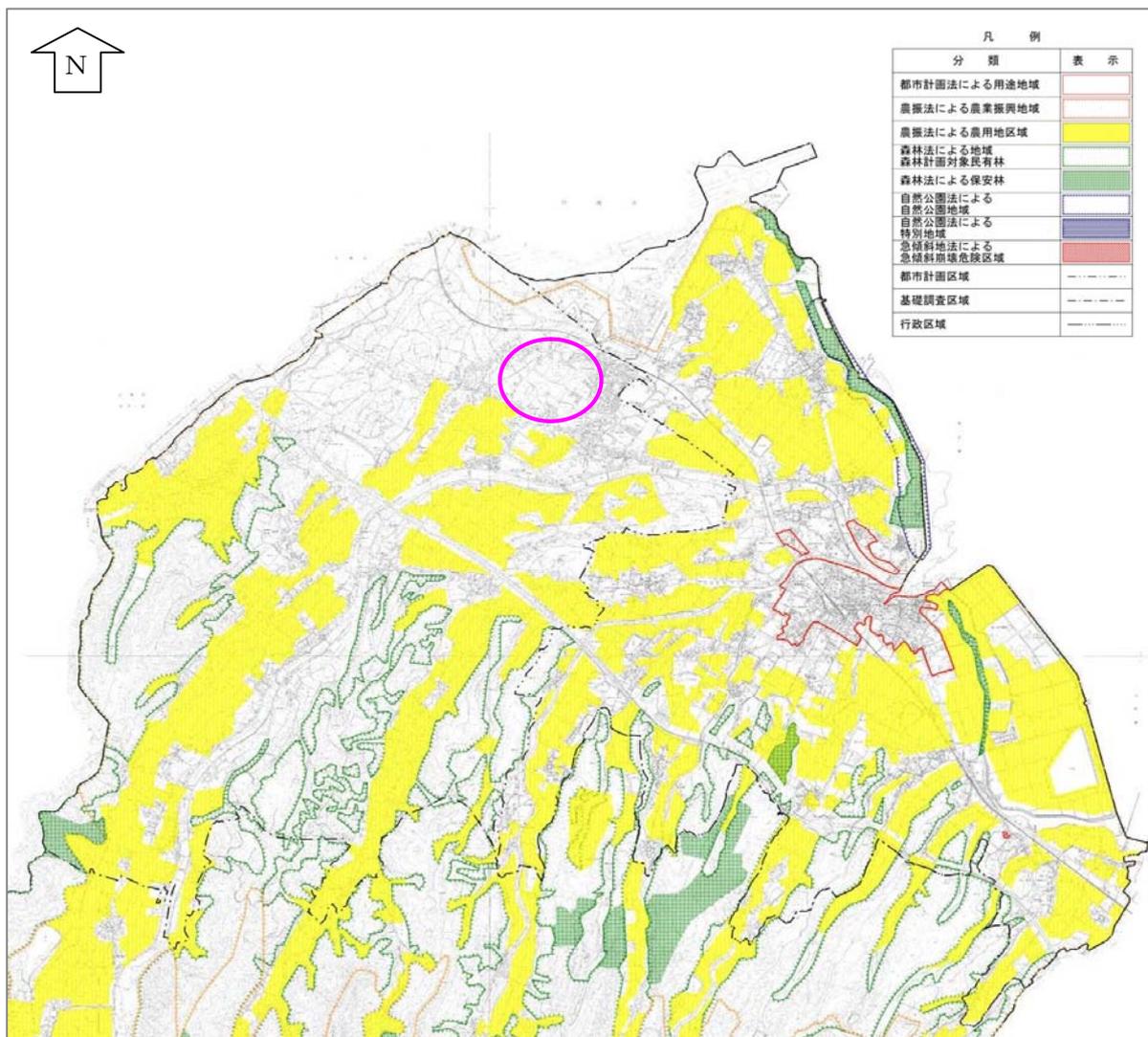


図 法適用現況図(都市計画基礎調査(H20))

4.2.2 都市計画区域等の状況

- 椎田地区に椎田都市計画区域が指定
- 築城市街地および椎田都市計画区域に隣接する農地部等に築上準都市計画区域が指定
- 椎田都市計画区域のJR椎田駅周辺に用途地域が指定

(1) 都市計画区域等の指定状況

本町は椎田都市計画区域(1,872ha)の指定を受けており、用途地域 86.6ha、準防火地域 11.6ha を指定しています。また、築城市街地および都市計画区域に隣接する農地部等に築上準都市計画区域(2,554ha)が指定されています。

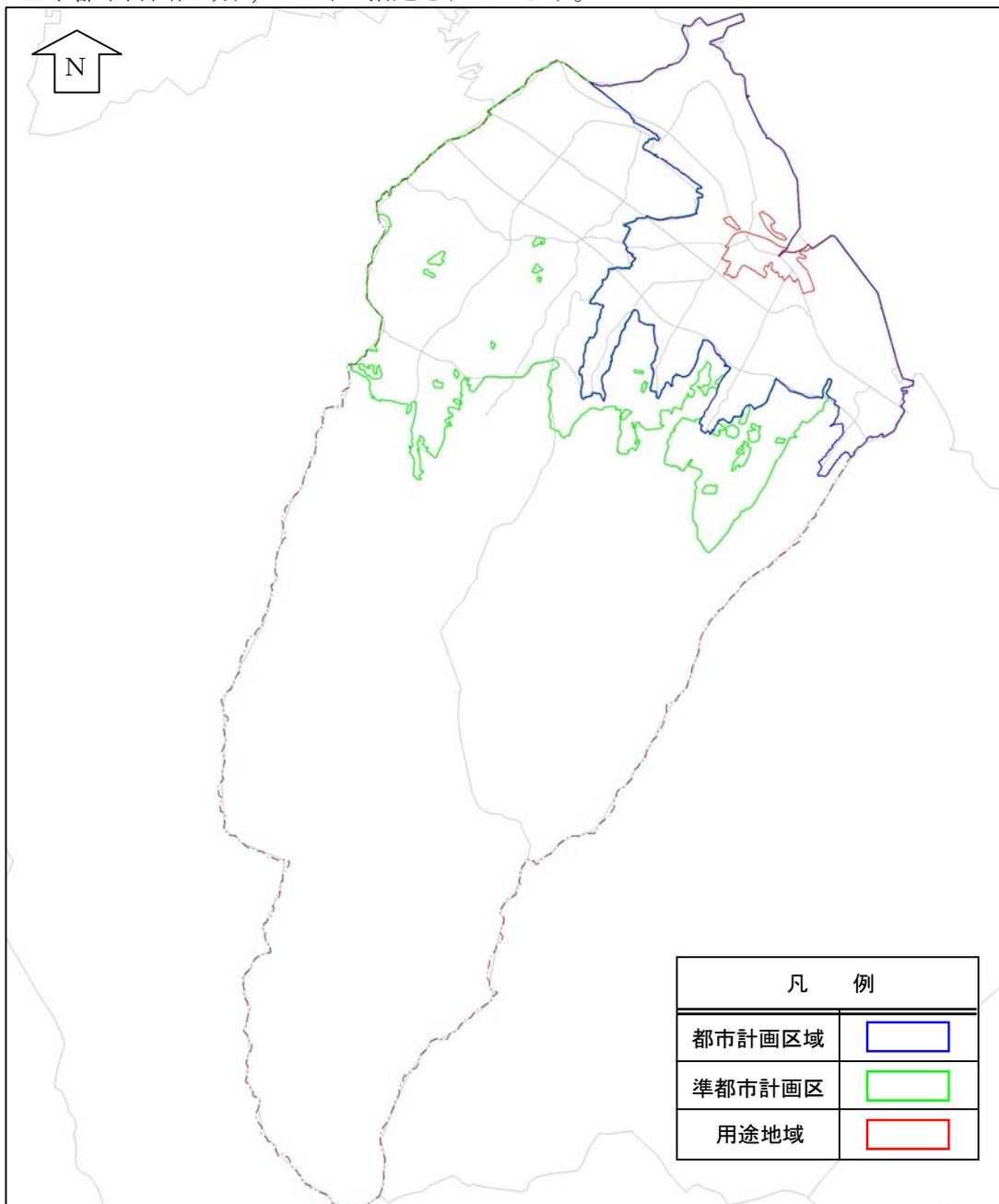


図 都市計画区域・準都市計画区域の指定状況

(参考) 都市計画区域と準都市計画区域の違いについて

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要のある区域に指定されます。一方、準都市計画区域は、都市計画区域外において、開発動向の見込まれる一定規模の区域について、主に環境の保全を主眼とした土地利用の整序を行う必要のある区域に指定されます。

都市計画区域に指定されている椎田地域と準都市計画区域に指定されている築城地域では、以下の表のような違いがあります。

築城地域においては、道路や公園等の整備を、効率的な手法の1つである都市計画決定により行うことができない状況です。また、住民主体のまちづくり手法の一つである「地区計画」も行えない状況です。

表 都市計画区域と準都市計画区域の制度の違い

区分	都市計画区域	準都市計画区域
地域地区	都市計画法第8条1号～16号までの地域地区を定めることができる。	用途地域、特別用途地域、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、緑地保全地域、伝統的建物群保存地区を定めることができる。
都市施設	道路、公園、下水道等の都市施設を定めることができる。	定めない。 (都市計画区域外と同様、特に必要があるときは都市施設を定めることができるが、準都市計画区域の指定を理由に定めるものではない。)
市街地開発事業	土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画事業が実施できる。(用途地域等)	定めることができない。
地区計画	定めることができる。	定めることができない。
開発許可	・市街化区域 1,000 m ² 以上 ・市街化調整区域、非線引き都市計画区域 3,000 m ² 以上の開発行為に対して許可が必要。	3,000 m ² 以上の開発行為に対して許可が必要。

(2) 用途地域の指定状況

用途地域の構成は、JR 椎田駅前の商業地域、その周囲の近隣商業地域およびその他区域の第一種住居地域であり、商業地域および近隣商業地域は準防火地域が併用指定されています。

表 用途地域等の指定状況

用途地域名	建ぺい率/容積率	併用指定	面積
第一種住居地域	60/200		約 75.0ha
近隣商業地域	80/200	準防火地域	約 9.2ha
商業地域	80/300	準防火地域	約 2.4ha
小計			約 86.6ha
用途地域の指定のない地域	60/200		約 1,785.4ha
合計			約 1,872.0ha

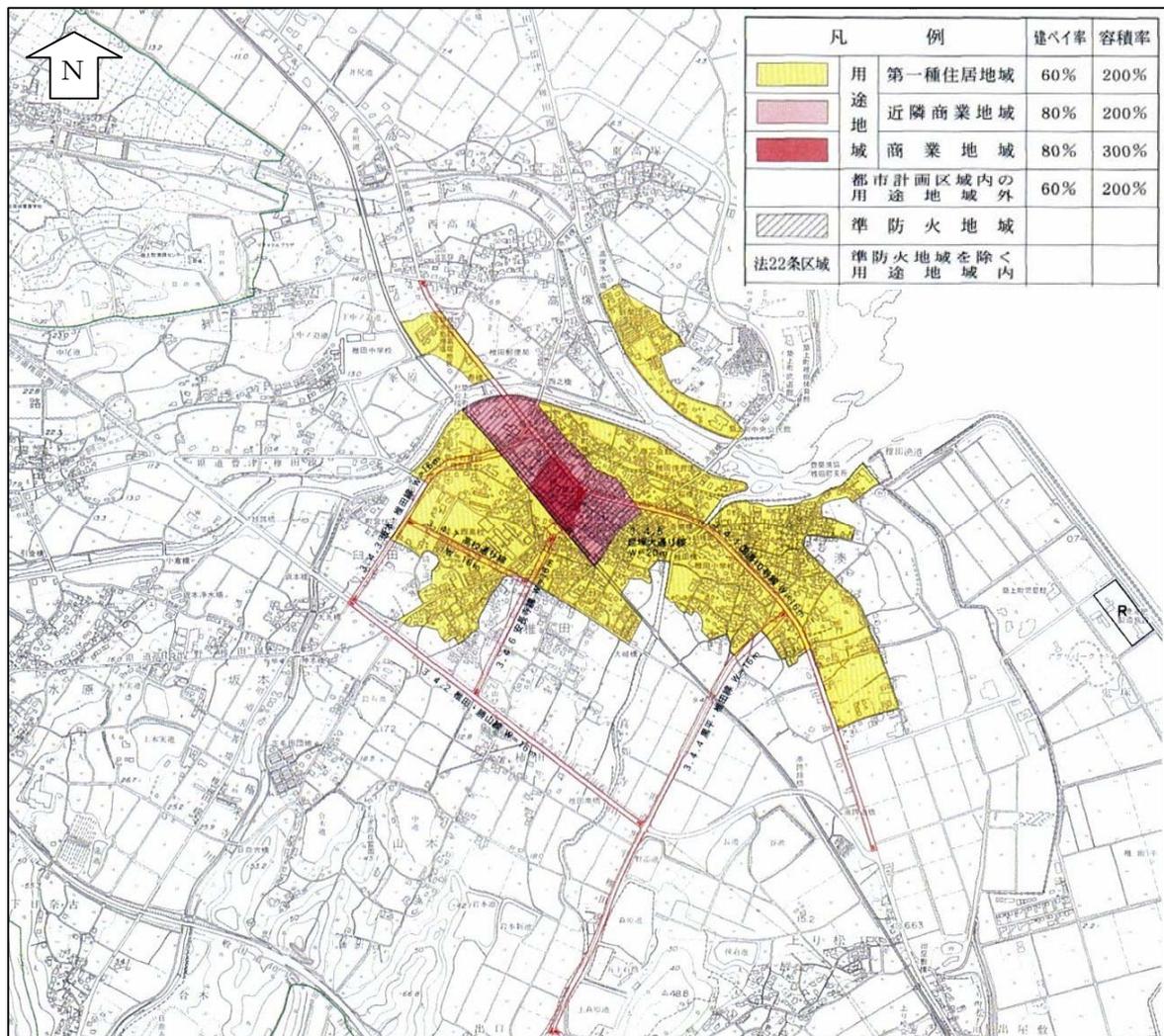


図 用途地域指定状況

4.3 開発動向

4.3.1 新築動向

- 新築着工の約7割は「住宅」であり、近年は減少傾向
- 用途地域外縁部、および築城地域の周辺部での新築が顕著

新築状況をみると、平成14年から19年までの6年間で448件行われており、その7割は「住宅」になっています。

近年の動向をみると減少傾向にあり、特に住宅着工件数の減少が顕著です。

また、新築状況の分布をみると、用途地域内だけでなく、用途地域外縁部の高塚、越路地区、築城地域の築城、上別府地区、および沿岸部の西八田地区において多くなっています。

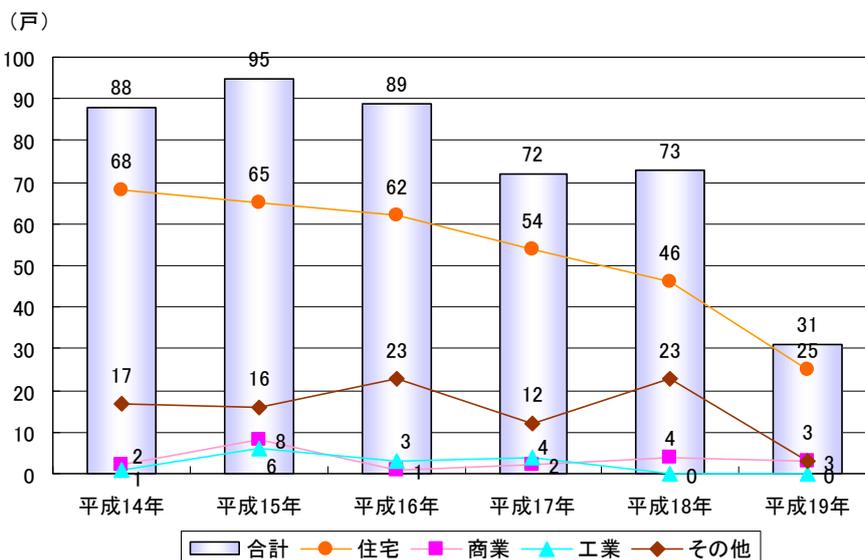


図 建築物の新築件数の推移

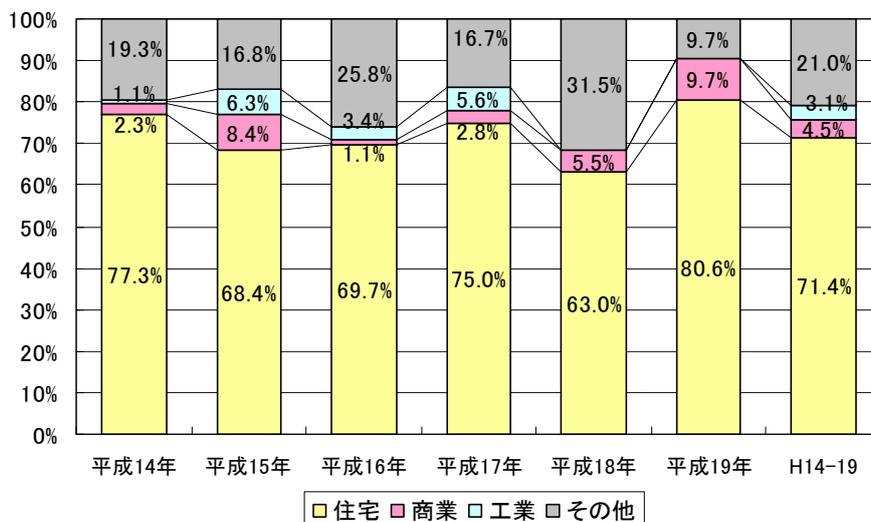


図 建築物の用途別新築件数の割合

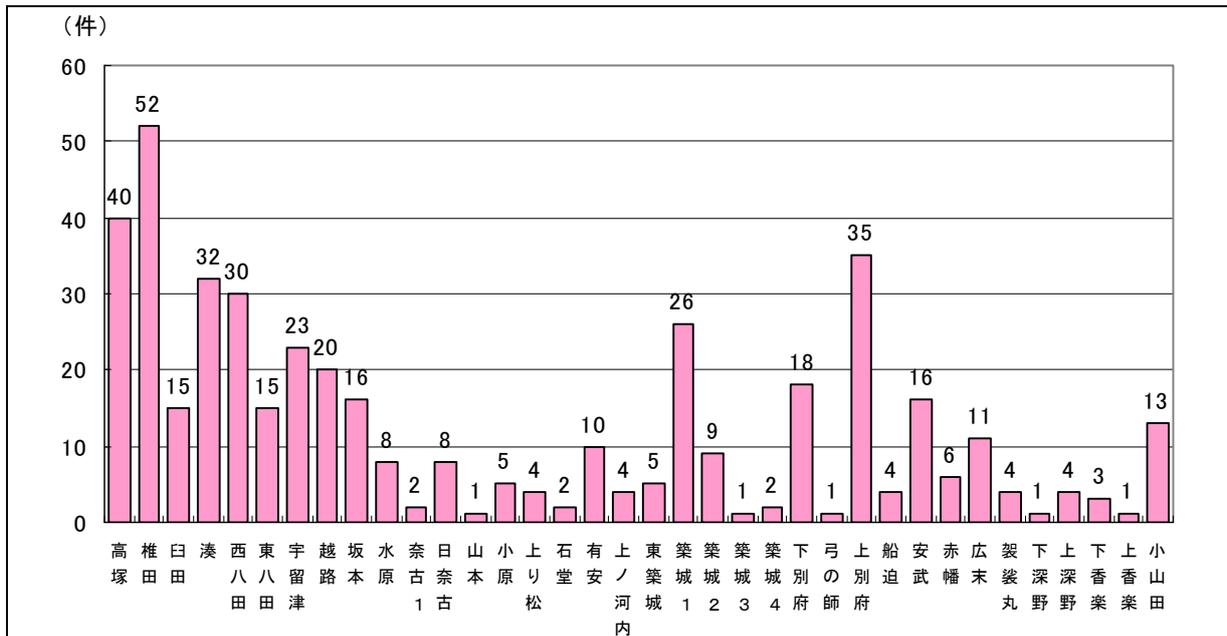


図 地区別建築着工件数(H14-19年)

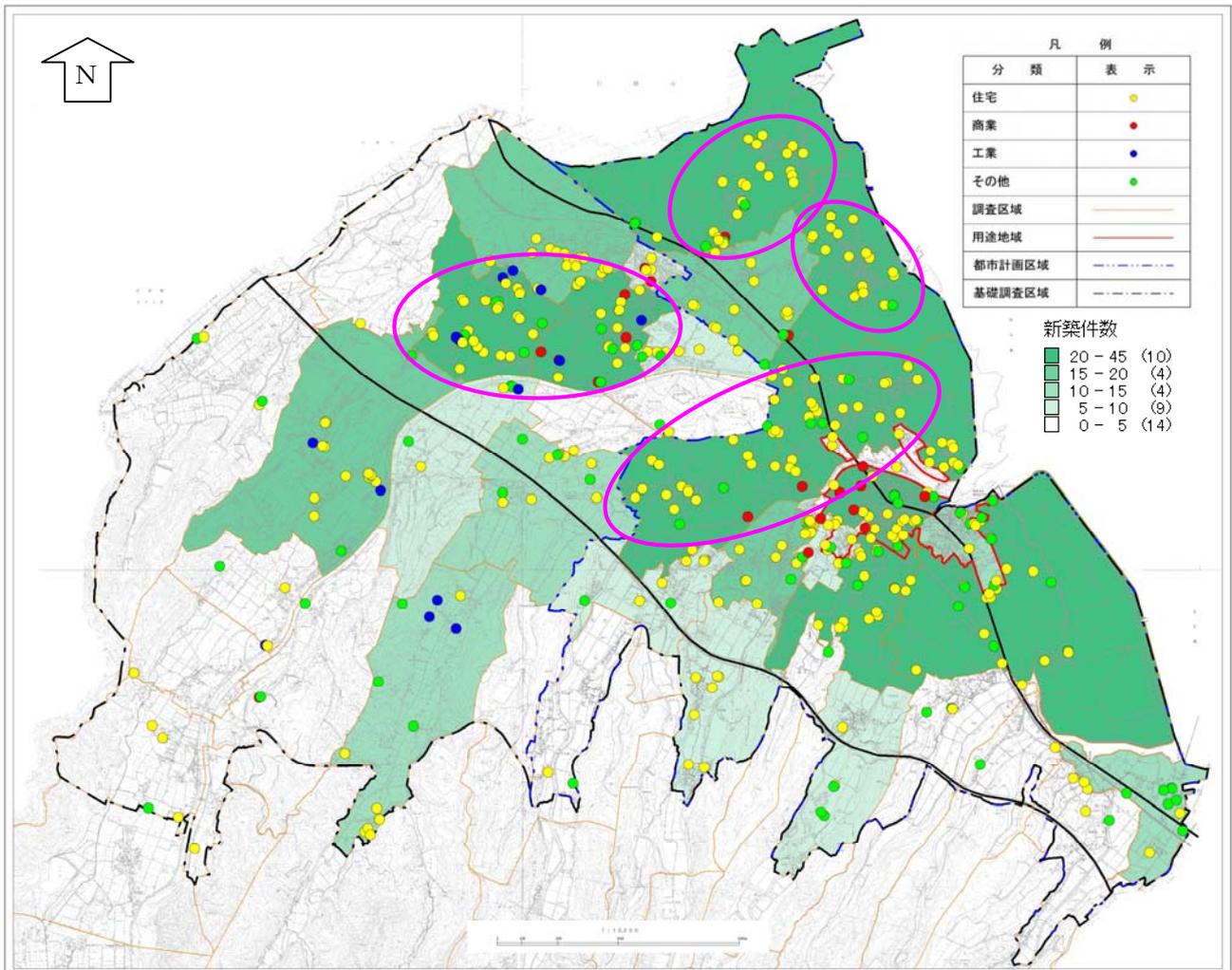


図 建築物の新築状況分布図

資料: 建築確認申請資料

4.3.2 農地転用状況

- 農地転用の半数が住宅用地
- 国道10号沿道およびその南側での農地転用が多い

農地転用の状況を見ると、平成14年から平成19年までの6年間で207件行われており、26～46件/年の割合で推移しています。

また、転用用途別に見ると、その半数は「住宅用地」への転用となっており、次いで「その他」（駐車場、資材置場等）となっています。

分布状況を見ると、国道10号沿道の高塚地区、下別府地区や、築城地区においての農地転用が多くなっています。

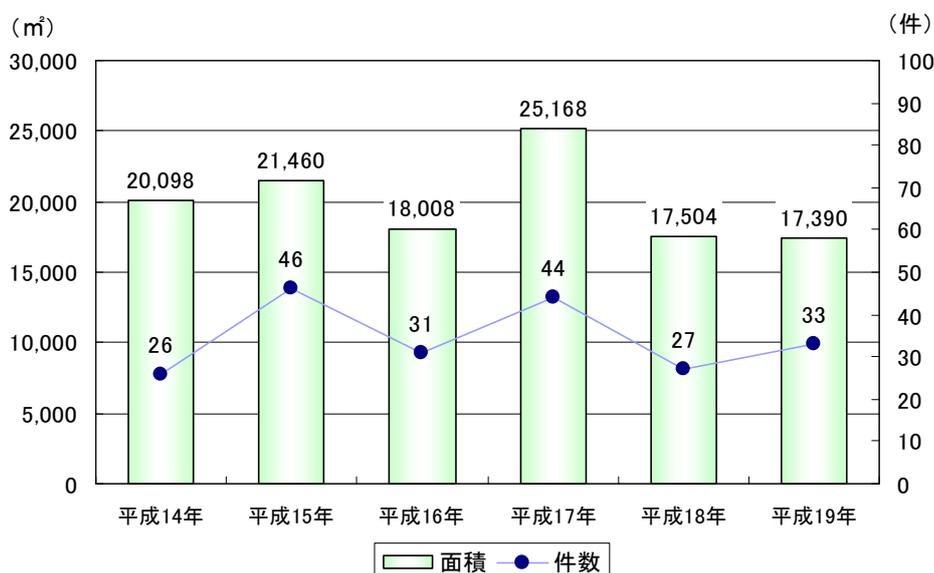


図 農地転用面積と件数

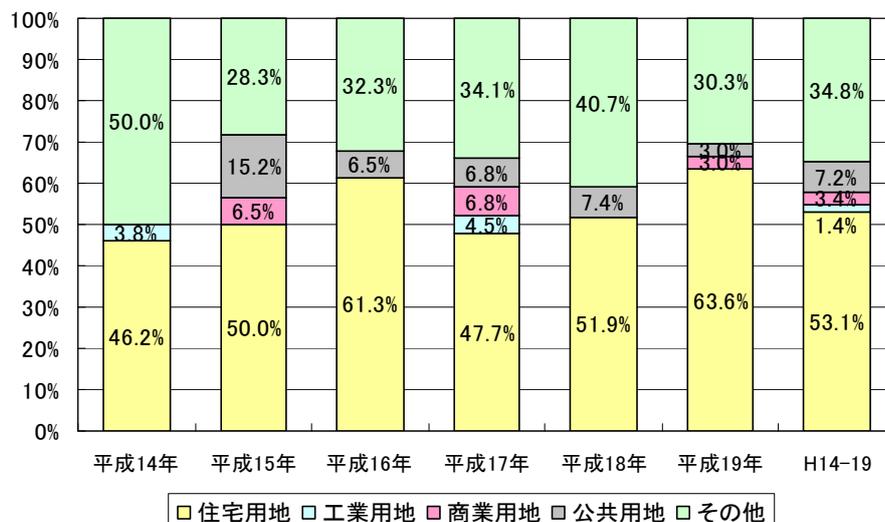


図 農地転用の内訳

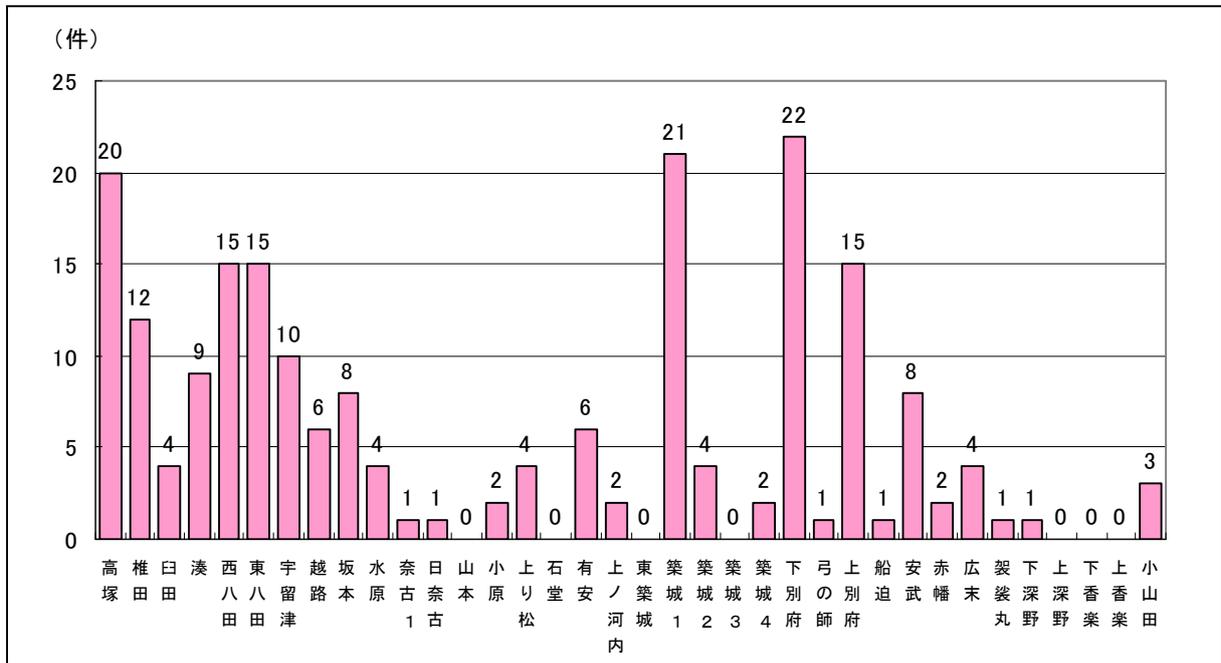


図 地区別農地転用件数

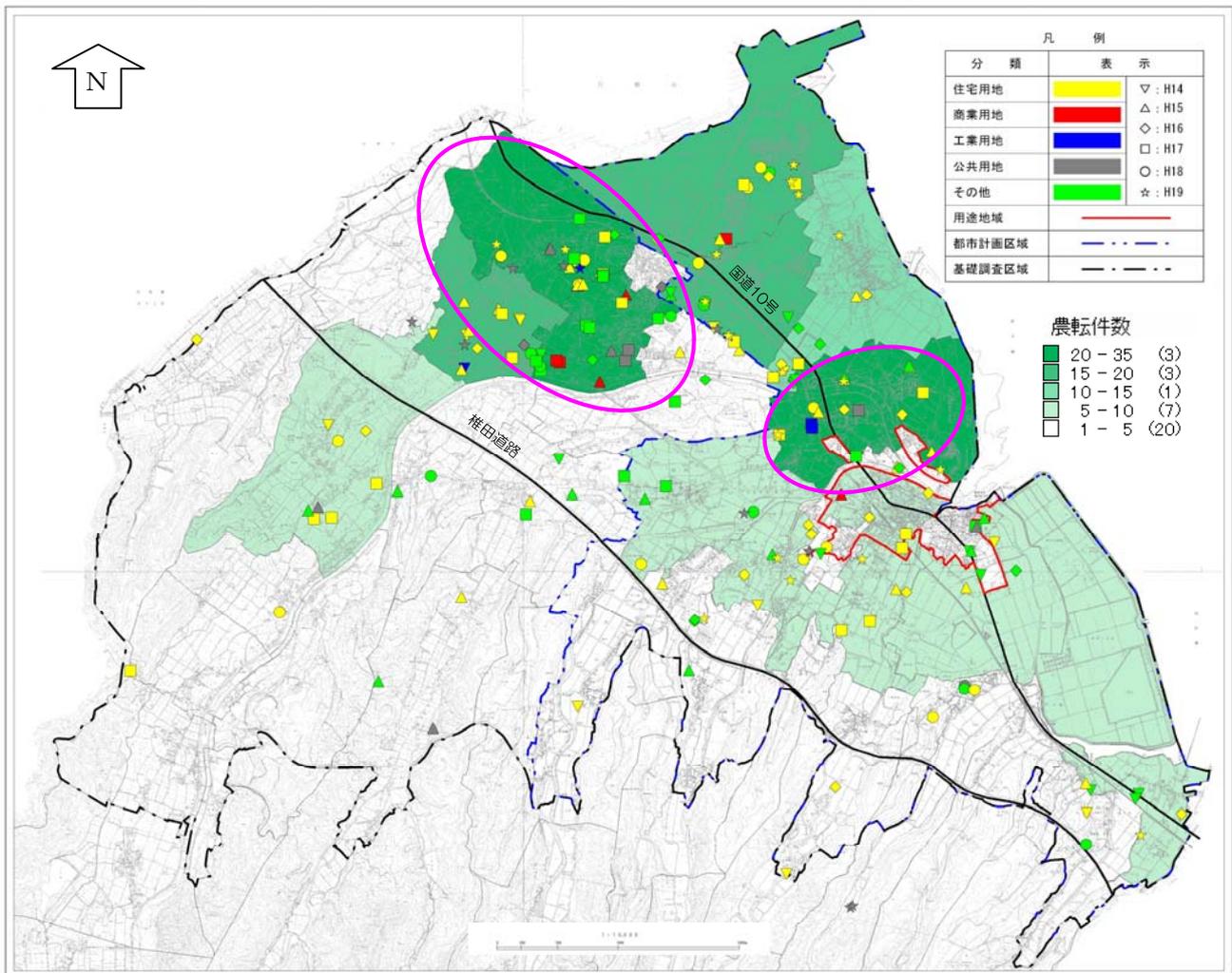


図 農地転用分布図

資料: 農地法第4・5条に基づく申請書

4.3.3 開発行為

- 過去10年間の開発行為は4件
- 商業用途の開発は、主要幹線道路沿道で実施

過去10年間の開発行為は、住宅用途2件、商業用途2件の計4件であり、商業用途の開発は、主要幹線道路である国道10号および主要地方道椎田勝山線沿道で実施されています。また開発区域は、用途白地地域3件および都市計画区域外1件です。

表 宅地開発の状況(過去10年)

	年	位置	面積	開発用途	区域
1	H9	大字東八田 913-1 外	5,289 m ²	住宅用途	用途白地地域
2	H15	大字築城 290-1,大字東築城 1001-1	20,773 m ²	住宅用途	都市計画区域外
3	H9	大字東八田 136-1	16,306 m ²	商業用途	用途白地地域
4	H20	大字臼田 487-1 外	4,335 m ²	商業用地	用途白地地域

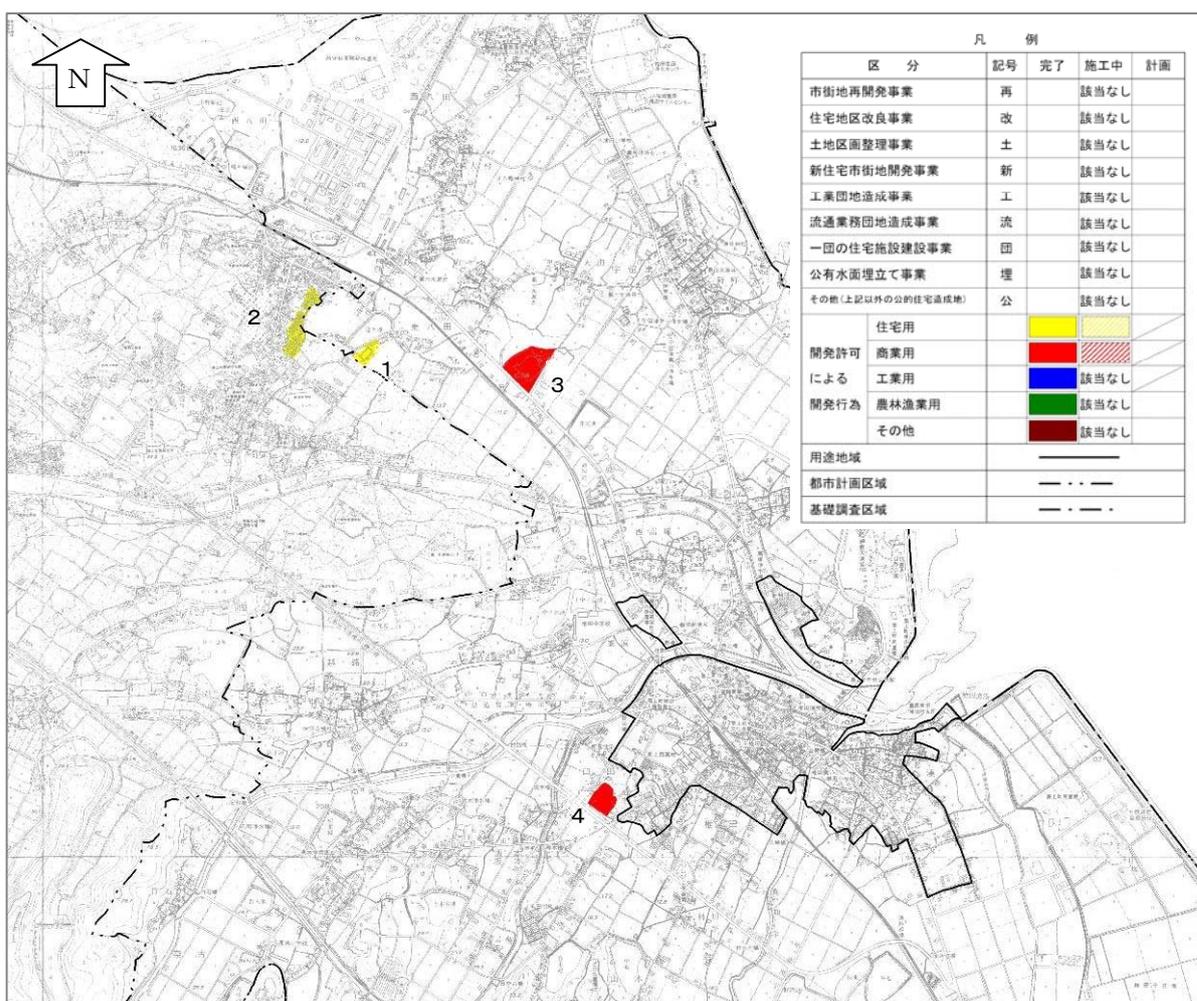


図 宅地開発位置図

資料：開発許可申請台帳

5. 都市施設

5.1 主要道路・交通網状況

5.1.1 道路

- 国道10号、椎田道路により周辺都市と連絡
- 脆弱な幹線道路網

(1) 道路網の状況

本町の北部を東西に国道10号及び椎田道路が貫き、北九州市、大分市等の地方中核都市と連絡しています。これらと交差して南北に県道黒平椎田線、県道日出野椎田線、県道求菩提椎田線、県道小山田東八田線、県道寒田下別府線、県道上河内有安線が整備され、本町南部の山林部と北部の市街地を結んでいます。また、農道や林道が山林部で東西を結んでいます。

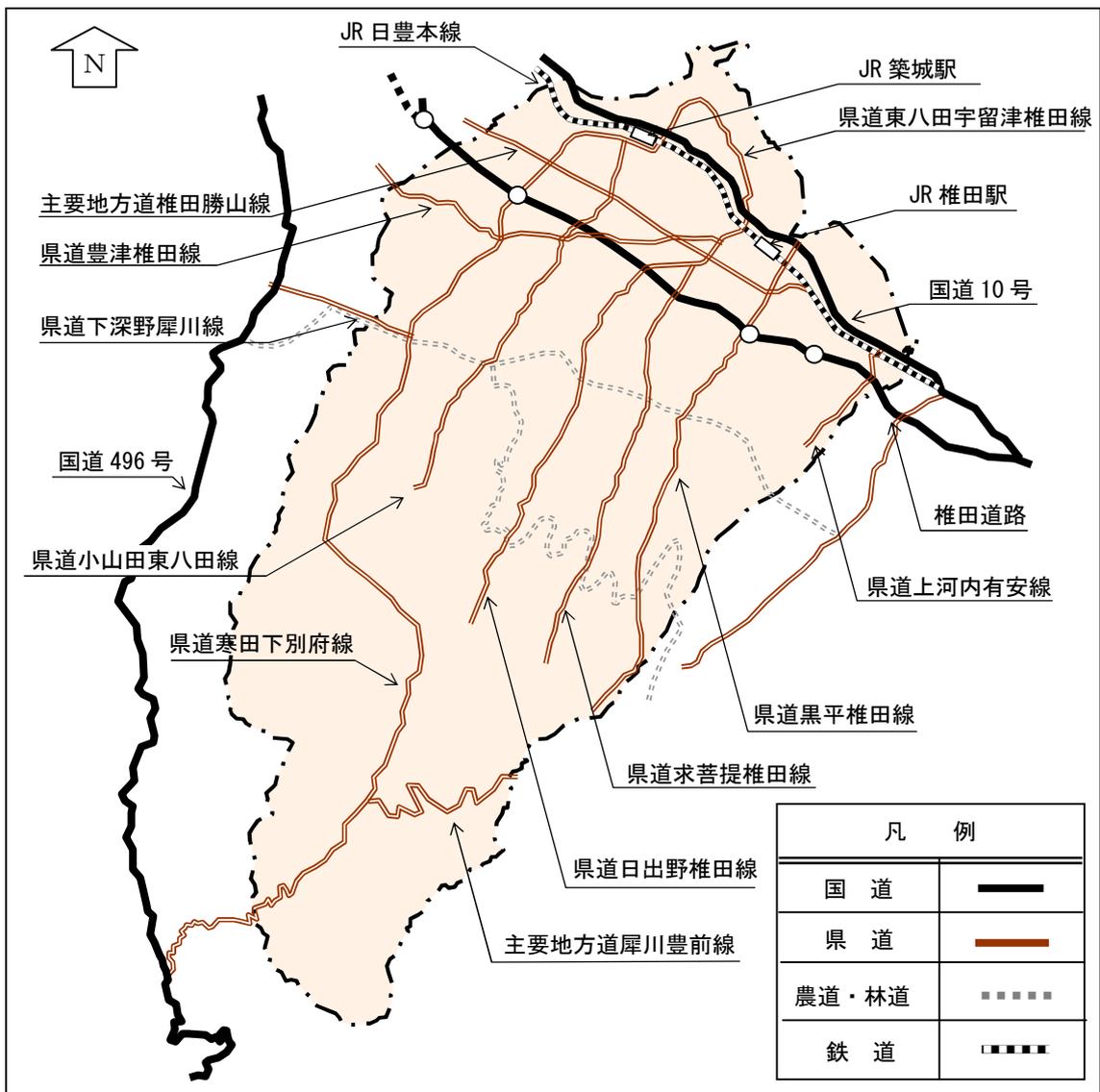


図 道路網図

(2) 幅員別道路網の状況

12m以上の幅員を持つ幹線道路は、国道10号、主要地方道椎田勝山線、および椎田道路など、東西方向の道路のみとなっています。椎田IC、築城ICと市街地を結ぶ県道など、幹線道路網が脆弱な状況です。

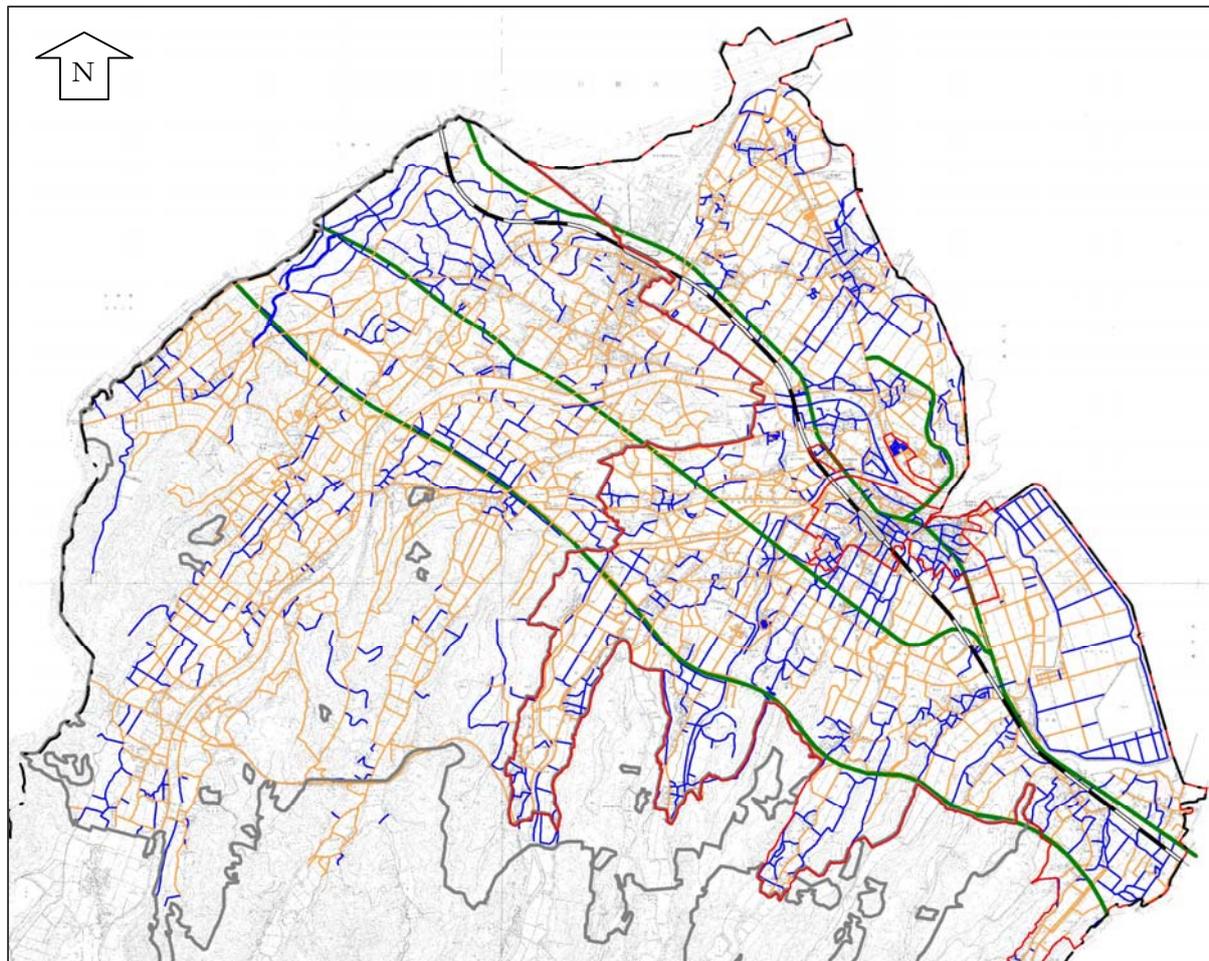


図 幅員別道路網状況図（都市計画基礎調査（H20））

凡 例

分 類	表 示
幅員12m以上	
4m以上12m未満	
4m未満	
用途地域	
都市計画区域	
準都市計画区域	
行政区域	

5.1.2 鉄道・バス

●鉄道乗降客は減少傾向

本町には、JR 日豊本線が通り、JR 椎田駅、JR 築城駅の2駅があります。乗降客の経年的に減少しています。

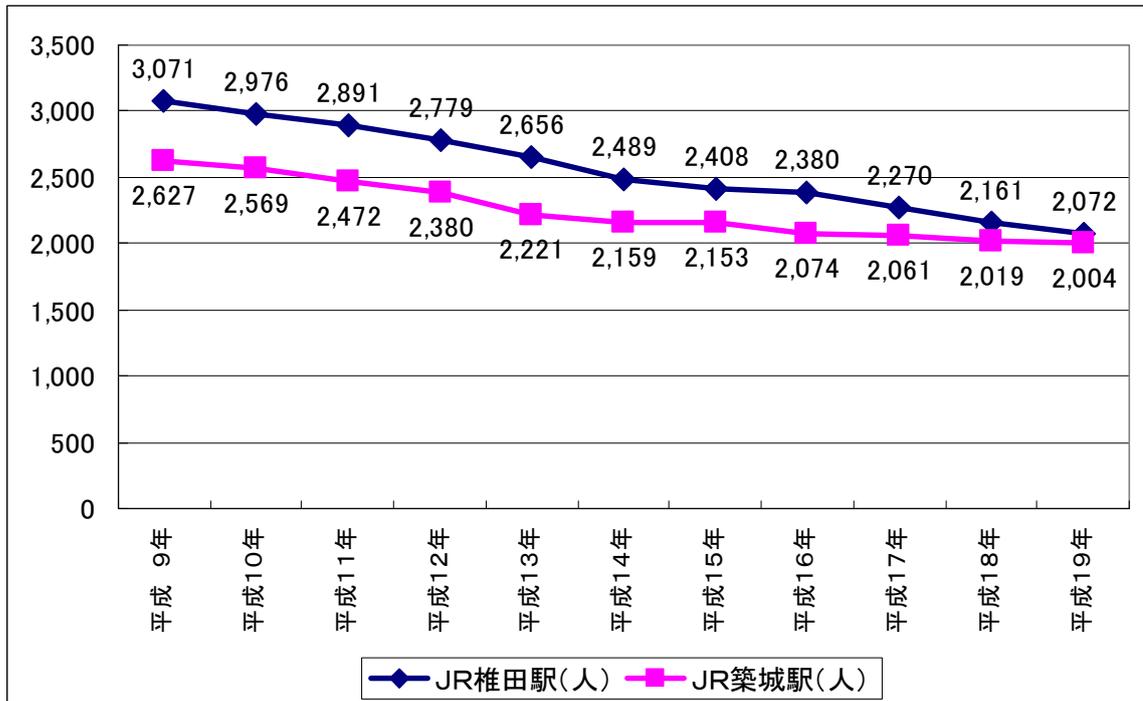


図 JR 椎田駅とJR 築城駅の1日駅乗降客数(JR九州)

また、町内には、6系統のコミュニティバス路線および1系統の民間路線があり、町内の公共交通ネットワークおよび行橋(ゆめタウン行橋)へのアクセスが確保されています。

コミュニティバスの利用者数は増加傾向にあります。

5.2 都市施設の整備状況

5.2.1 都市計画道路

- JR 椎田駅を中心として都市計画道路および駅前広場が都市計画決定されている
- 未整備(未着手)部分が多い

本町の都市計画道路は、9路線、駅前広場2箇所が決定されており、JR椎田駅と都市計画区域内をネットワークする道路配置になっています。

なお、駅前広場のほか、6路線が未着手であり、決定総延長の56%が未着手の状況です。

表 都市計画道路の整備状況(庁内資料)

都市施設の名称	都市計画決定事項			事業期間	整備状況状況
	延長(m)	幅員(m)	面積(ha)		
1・3・1 椎田・太平線	2,350	24	-	平成18年 ~28年	整備中
3・4・1 国道10号線	2,390	16	-	-	未着手
3・4・2 椎田・勝山線	1,140	16	-	-	概成済(W=14.5m)
3・4・3 坂本・椎田線	800	16	-	-	一部概成済(L=460m,W=14.5m) 残り340mは休止中
3・4・4 黒平・椎田線	1,540	16	-	-	未着手
3・4・5 延塚大通り線	60	20	-	-	未着手
3・4・6 安長寺線	550	16	-	-	未着手
3・4・7 高校通り線	420	16	-	-	未着手
3・4・8 上ノ河内線	400	20	-	-	未着手
椎田駅北口駅前広場	-	-	0.20	-	未着手
椎田駅南口駅前広場	-	-	0.13	-	未着手

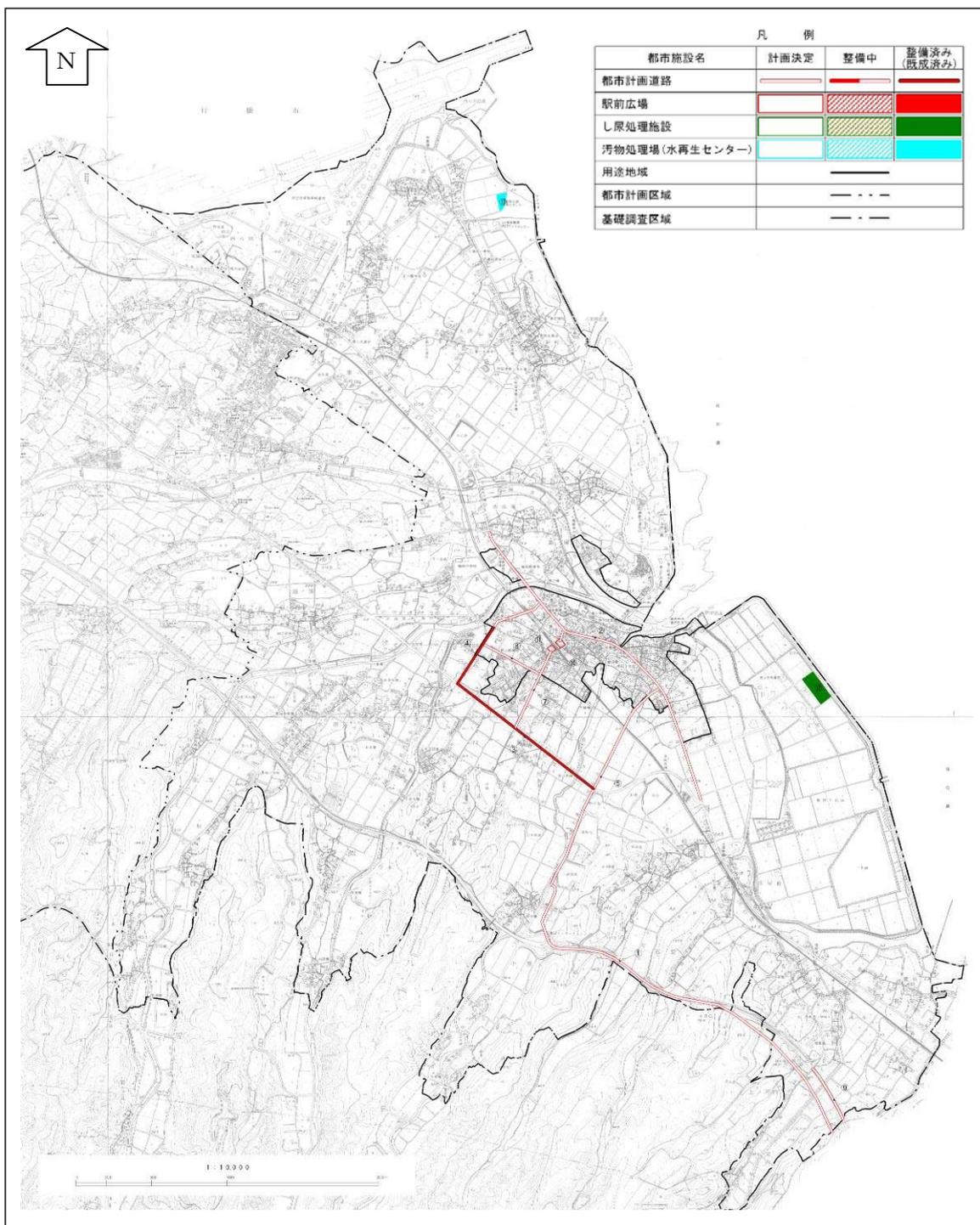


図 都市計画道路(都市施設)の状況(都市計画基礎調査(H20))

5.2.2 公園緑地

- 緑地面積は、都市計画区域 182.9ha、都市計画区域外 564.6ha
- うち自然公園は 12ha
- 築城駅周辺において、公園が不足

(1) 公園・緑地の状況

本町には都市計画決定された公園はありませんが、市街地部を中心に公園・緑地(公共施設緑地)が、6.9ha 整備されています。

また、南部の山林部を中心に法による地域制緑地に指定されています。

表 緑地面積(都市計画基礎調査 H20)

		面積(ha)				
		用途指定区域	用途指定区域外	都市計画区域	都市計画区域外	
施設緑地	都市公園					
	都市公園以外	公共施設緑地	0.3	4.8	5.1	1.8
		民間施設緑地				
施設緑地計		0.3	4.8	5.1	1.8	
地域制緑地	法によるもの	緑地保全地区				
		風致地区				
		歴史的風土特別保存地区				
		生産緑地地区				
		自然公園		12.0	12.0	
		自然環境保全地区				
		農業振興地域・農用地区域		177.8	177.8	562.8
		河川区域				
		保安林区域		16.4	16.4	13.5
		地域森林計画対象民有林		110.5	110.5	341.7
		保存樹・保存樹林				
	名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財等					
	法によるもの計			316.7	316.7	918.0
協定によるもの	緑化協定					
条例等によるもの						
小計			316.7	316.7	918.0	
地域制緑地間の重複			138.9	138.9	355.2	
地域制緑地計			177.8	177.8	562.8	
施設・地域制緑地間の重複						
緑地合計		0.3	182.6	182.9	564.6	

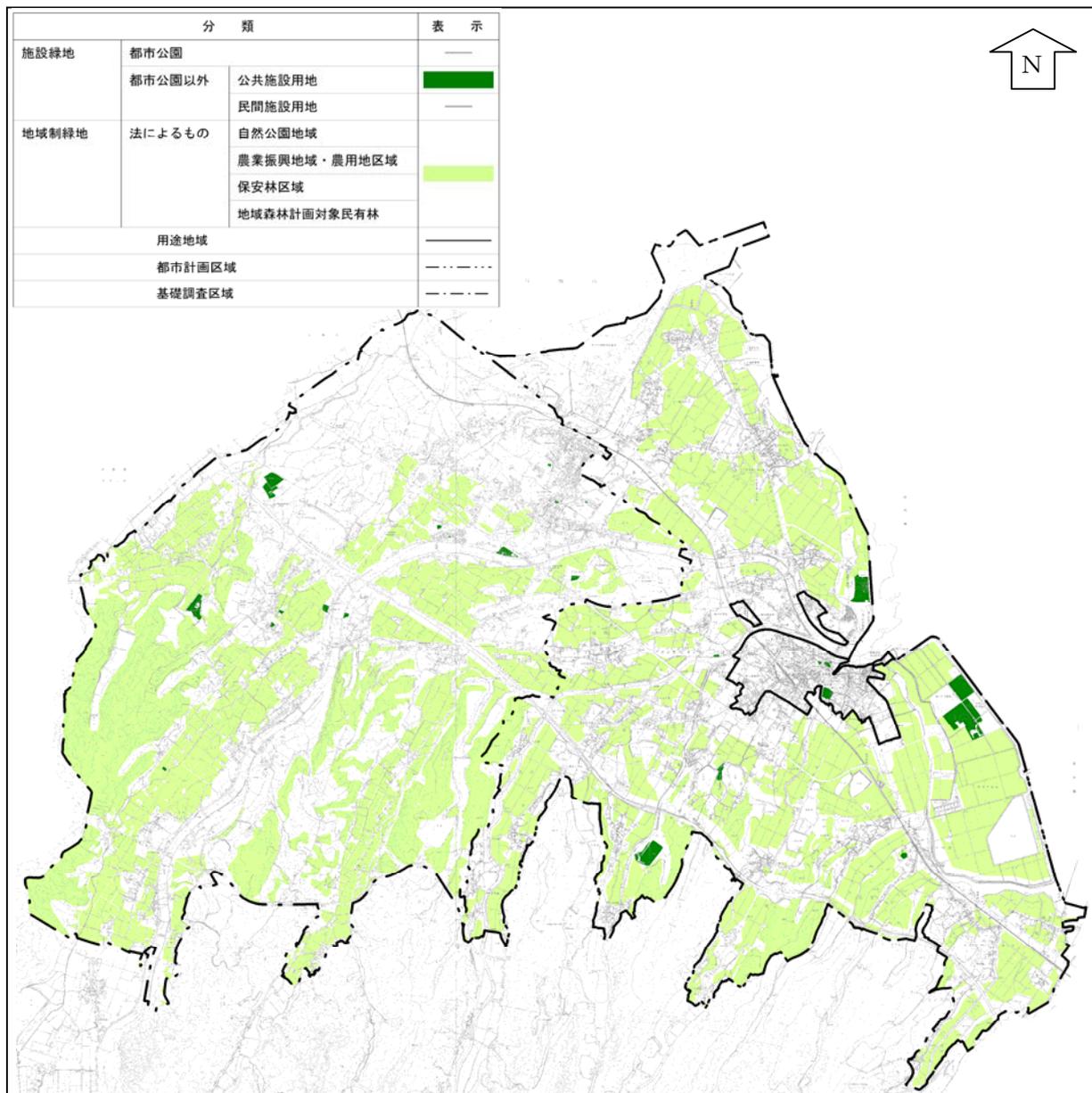


図 公園・緑地の状況(都市計画基礎調査(H20))

(2) 児童遊園等の分布状況

本市で管理されている児童遊園等の身近な公園の分布状況を見ると、椎田地域中心部と比べて築城地域中心部での公園の分布が少ない状況となっています。

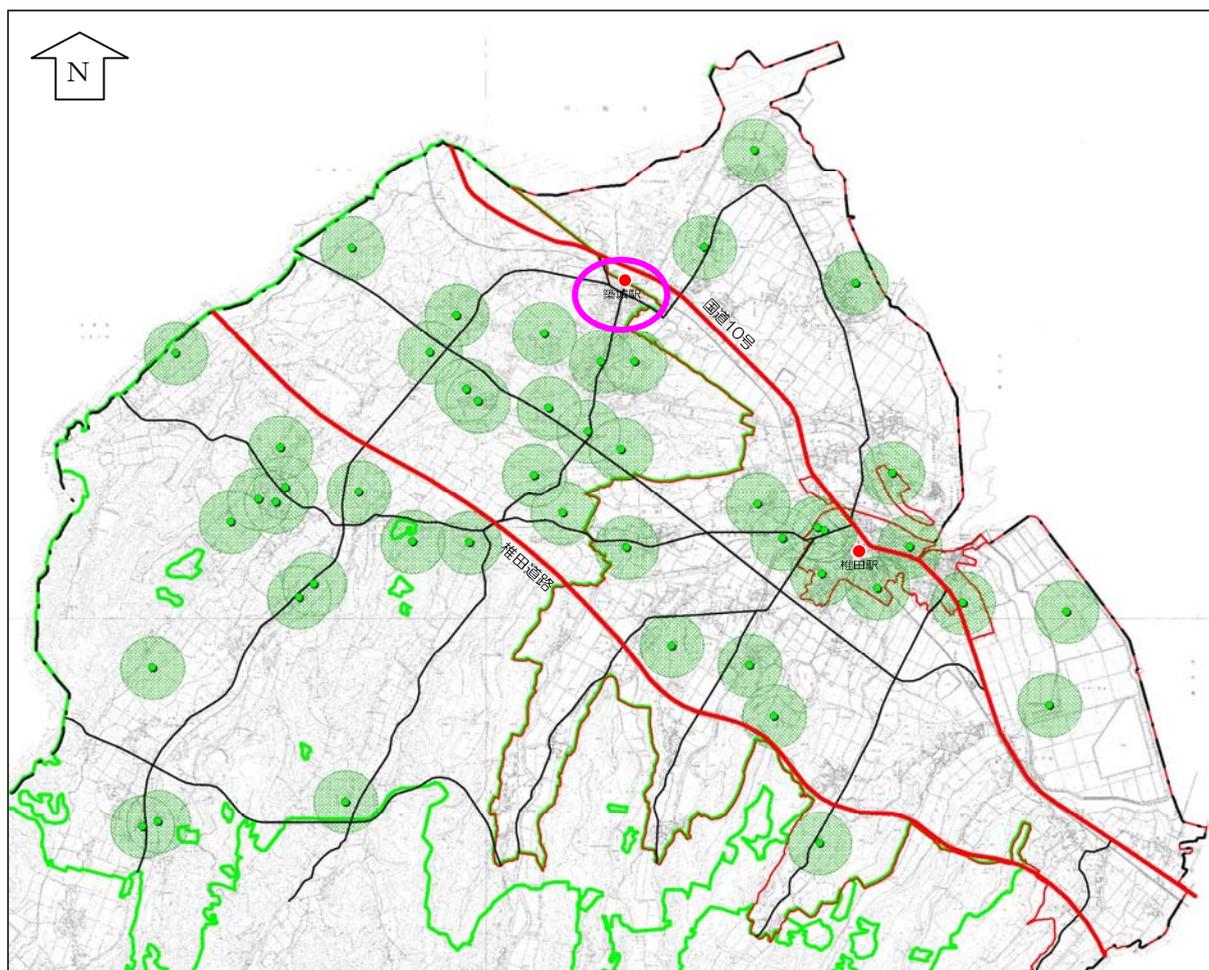


図 児童遊園等分布図 (円は誘致距離半径 250m)

5.2.3 下水道

●特定環境保全公共下水道、農業集落排水の整備が進められており、普及率は約39%

本町の下水道事業等は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水で整備が進められており、進捗率は約39%です。北部の集落地では農業集落排水の整備が比較的進んでいますが、都市計画区域内の公共下水道事業の進捗が遅れている状況にあります。

表 下水道整備状況

(単位:人、ha、%)

下水道種別	処理区名	行政人口	計画処理人口	計画整備面積	水洗化人口	普及率	水洗化率
特定環境保全公共下水道	築城	21361.0	3,900	93	311	18.3	8.0
農業集落排水	西高塚		1,250	50	626	5.9	50.1
	椎田北部		3,210	124	1014	15.1	31.6
合計			8,360	267	1014	39.3	23.3

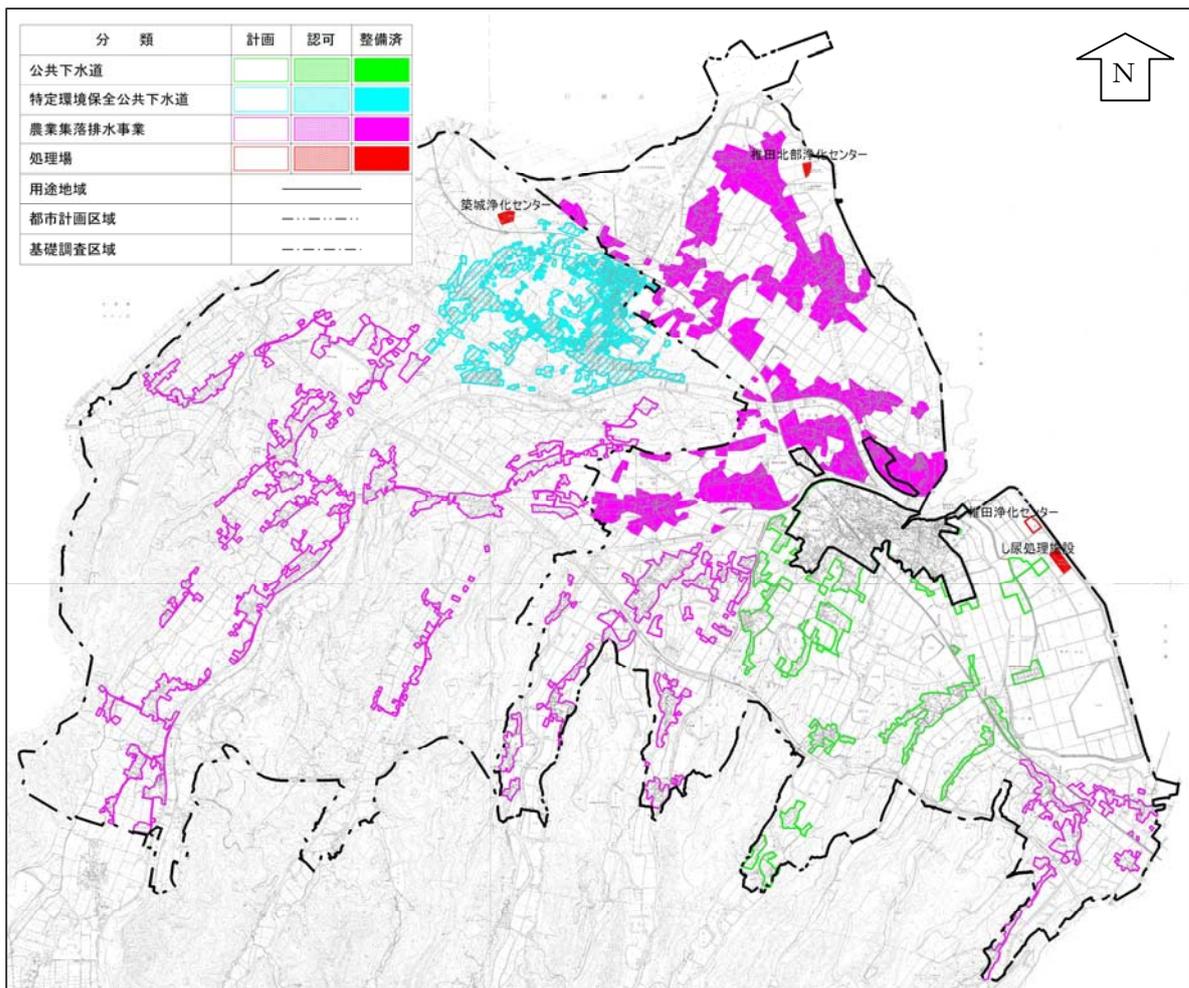


図 下水道整備状況(都市計画基礎調査(H20))

6. その他

6.1 生活利便施設の状況

●旧町単位で施設が充足している

本町の公共公益施設は、小学校 8 校、中学校 2 校、高等学校 2 校のほか、保健福祉関係 7 カ所、環境衛生関係 5 カ所、公共保育園 3 園、教育・文化施設 16 カ所、体育施設 21 カ所、公民館 5 カ所、観光施設 7 カ所の施設があります。

合併前の旧町単位で施設が確保されている状況にあります。

表 公共公益施設一覧(築上町町勢概要)

	施設名称		施設名称	
庁舎	築上町役場	体育施設	築上町椎田体育館	
	築上町築城支所		築上町築城体育館	
保健福祉関係	築上町椎田社会福祉センター「自愛の家」		築上町	築城海洋センター体育館
	築上町築城社会福祉センター		築上町武道館	築上町弓道場
	築上町保健センター「チアフルつき」		サン・スポーツランド浜の宮グラウンド	築上町椎田グラウンド
	築上町児童館		築上町築城グラウンド	築上町日奈古グラウンド
	老人いこいの家「やまと」		築上町相撲場	築上町
	築上町椎田人権啓発センター		築上町	椎田海洋センタープール
	築上町築城同和研修センター		築上町	築上町
環境衛生関係	築上町有機液肥製造施設		築城海洋センタープール	サン・スポーツランド浜の宮
	築上町ごみ固形燃料化施設「ウイズ・アース」		サン・スポーツランド浜の宮	テニスコート
	築上町リサイクルプラザ		築城テニスコート	サン・スポーツランド浜の宮
	やすらぎの丘霊園		ゲートボール場	築城ゲートボール場
公立保育園	清浄苑(火葬場)		スパーク築城	スパーク築城
	築上町立椎田保育園		築上町パークゴルフ場	築上町中央公民館
	築上町立葛城保育園		築上町	築上町築城公民館
小学校	築上町立築城保育園		築上町	築上町椎田学習等供用施設
	築上町立椎田小学校		築上町	下城井公民館
	築上町立八津田小学校		築上町	上城井公民館
	築上町立葛城小学校		築上町	築上町龍城院キャンプ場
	築上町立小原小学校		築上町	築上町牧の原キャンプ場
	築上町立西角田小学校	築上町	まごちの里(寒田生産物直売所)	
	築上町立築城小学校	築上町	メタセの社(築上町物産館)	
	築上町立下城井小学校	築上町	ふれあい工房(築上町農産物加工センター)	
中学校	築上町立上城井小学校	築上町	森林とのふれあい施設	
	築上町立椎田中学校	築上町	「ピラ・パラディ」	
高等学校	築上町立築城中学校	築上町	高齢者・若者活性化センター	
	福岡県立	築上町	「愛椎の館」	
教育・文化施設	築上西高等学校	築上町		
	築上町立図書館	築上町		
	築上町立築城図書館	築上町		
	築上町文化会館「コマーレ」	築上町		
	築上町立農業公園	築上町		
	「しいだアグリパーク」	築上町		
	築上町国見の森自然公園	築上町		
	椎田駅前森林公園	築上町		
	椎田駅前コミュニティパーク	築上町		
	築上町弓の師近隣公園	築上町		
	「メタセの社」	築上町		
	ふるさと公園	築上町		
	船迫窯跡公園	築上町		
	鹿の戸公園	築上町		
	東築城ポケットパーク	築上町		
	築上町歴史民俗資料館	築上町		
	山村自然学校	築上町		
築上町岩丸生涯学習センター	築上町			

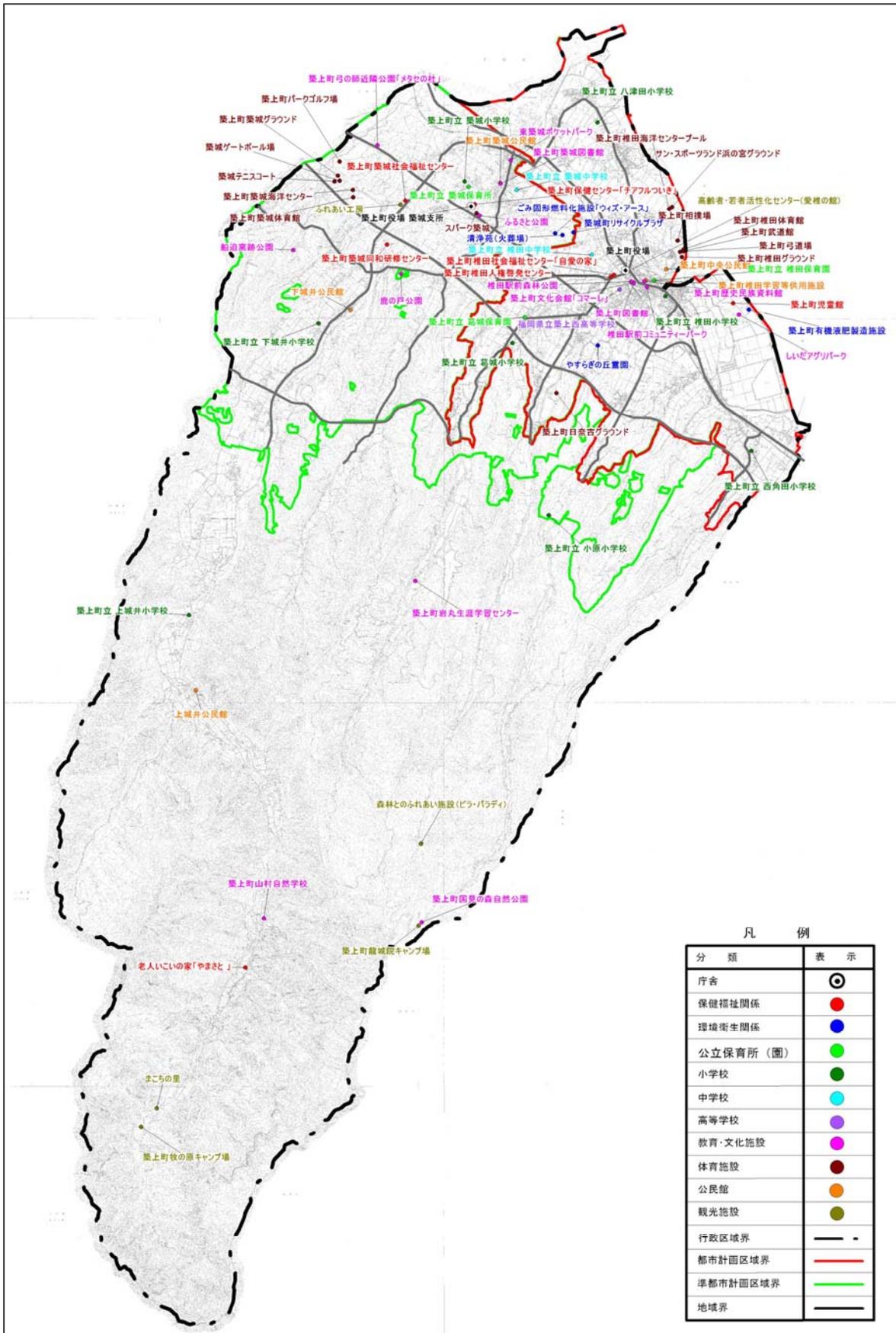


図 公共施設一覧(築上町町勢概要)

6.2 観光・交流資源の状況

- 文化財は、国指定3箇所、県指定9箇所、町指定29箇所
- 国道や県道などの主要道路周辺に密集

本町の観光・交流施設は、主として市街地に立地する文化・コミュニティ関連施設のほか、南部の山林部のキャンプ場および森林とのふれあい施設があります。また、浜の宮海岸や歴史資源など、自然・歴史的資源も豊富です。

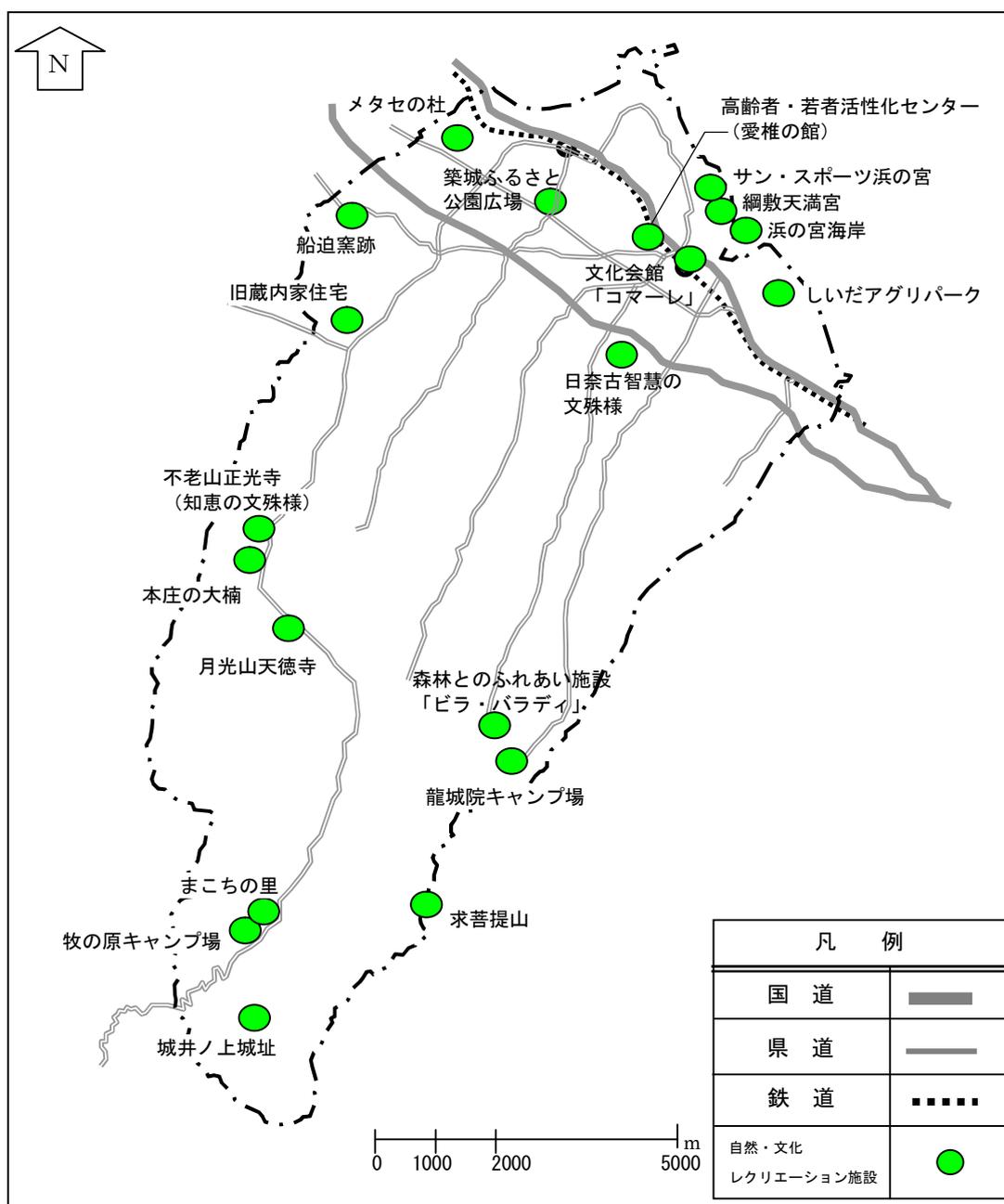


図 自然環境・レクリエーション施設(新町建設計画)

本町の文化財は、国指定3箇所、県指定9箇所、町指定29箇所あります。それ以外にも未指定ではあるが、史跡や社寺が国道や県道付近に点在しています。

本町の歴史性を反映して、歴史的文化財が多くなっており、特に無形民俗文化財に指定されている各地区の神楽が本町の特徴的な歴史資産になっています。

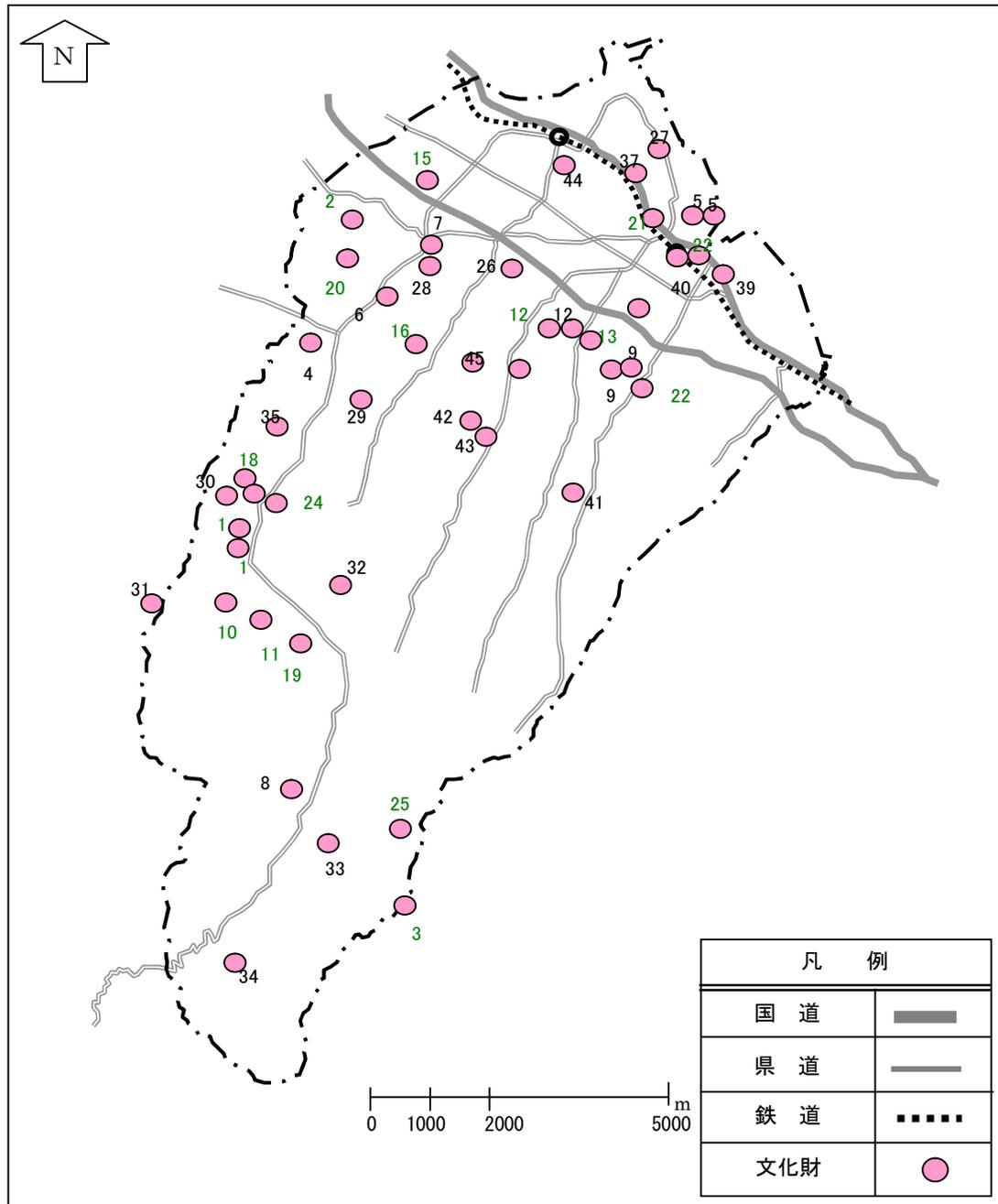


図 文化財一覧(築上町町勢要覧)

表 文化財一覧(築上町町勢要覧)

番号	指定名称	種目
1	本庄の大楠	国指定 天然記念物
2	船迫窯跡	国指定 史跡
3	求菩提山	国指定 史跡
4	旧蔵内家住宅	県指定 有形文化財
	小倉縣烙印	県指定 有形文化財
5	紙本着色怒天神像	県指定 有形文化財
5	西山宗因筆連歌懐紙	県指定 有形文化財
5	小笠原家奉納和歌集及び連歌懐紙	県指定 有形文化財
6	円座餅搥き行事	県指定 無形民俗文化財
7	赤幡神楽	県指定 無形民俗文化財
8	寒田神楽	県指定 無形民俗文化財
9	小原不動堂の大ソテツ	県指定 天然記念物
10	本庄の雪穴	町指定 建造物
11	三足墓香炉	町指定 工芸品
12	日奈古瑞光寺の無縫塔	町指定 工芸品
13	下日奈古公民館の無縫塔	町指定 工芸品
14	木造文殊菩薩騎獅像	町指定 彫刻
15	双子池記念碑	町指定 歴史資料
1	大楠宮小楠宮社記	町指定 歴史資料
16	宇都宮鎮房奉納額	町指定 歴史資料
17	城井谷絵図	町指定 歴史資料
	香春藩論文高札	町指定 歴史資料
	城井軍記実録	町指定 書跡
17	築城軍幸延塚卯右衛門 天保七年十二月二日の書置	町指定 書跡

番号	指定名称	種目
1	仙始之儀絵図	町指定 有形民俗文化財
17	女鹿谷観音堂略図	町指定 有形民俗文化財
	宇佐宮仙始御昼休掛札	町指定 有形民俗文化財
18	つなぎ馬の絵馬	町指定 有形民俗文化財
18	岩戸楽	町指定 無形民俗文化財
18	岩戸神楽	町指定 無形民俗文化財
19	樺原神楽	町指定 無形民俗文化財
20	安武楽	町指定 無形民俗文化財
21	高塚楽	町指定 無形民俗文化財
22	小原神楽	町指定 無形民俗文化財
23	岩丸神楽	町指定 無形民俗文化財
24	竜神の石量及び記念碑	町指定 史跡
25	芭蕉塚	町指定 史跡
1	大楠神社のサカキ	町指定 天然記念物
18	岩戸見神社のイチイガン	町指定 天然記念物
25	芭蕉塚のヤマザクラ	町指定 天然記念物
19	樺原のケンボナン	町指定 天然記念物
26	広幡城址	その他(未指定) 史跡
27	宇留津城址	その他(未指定) 史跡
28	赤幡城址	その他(未指定) 史跡
29	釜倉城址	その他(未指定) 史跡
30	堂山城址	その他(未指定) 史跡
31	小川内城址	その他(未指定) 史跡
32	小山田城址	その他(未指定) 史跡
33	大平城址	その他(未指定) 史跡
34	城井ノ上城址	その他(未指定) 史跡
35	宇都宮氏館跡	その他(未指定) 史跡
36	山本横穴墓	その他(未指定) 史跡
27	宇留津川角遺跡	その他(未指定) 史跡
9	小原岩陰遺跡	その他(未指定) 史跡
5	綱敷天満宮	その他(未指定) 社寺
38	妙見宮葛城神社	その他(未指定) 社寺
39	金富神社	その他(未指定) 社寺
40	紫雲山西福寺	その他(未指定) 社寺
12	日奈古の文殊菩薩	その他(未指定) 社寺
41	真如寺薬師寺	その他(未指定) 社寺
42	弘法大師堂	その他(未指定) 社寺
43	法蓮寺の薬師如来	その他(未指定) 社寺
44	法然寺	その他(未指定) 社寺
45	女鹿谷観音堂	その他(未指定) 社寺

注) 17 は築上町歴史民族資料館

番号空欄は個人蔵

6.3 自然環境・景観の状況

●町南部に保安林が広がっているほか、耶馬日田英彦山国定公園に指定されている

南部の森林部の多くは森林法による保安林が指定されています。また、南端部は耶馬日田英彦山国定公園の一部になっています。このほか、良好な自然景観や歴史的景観を有する資源が町内に点在しています。

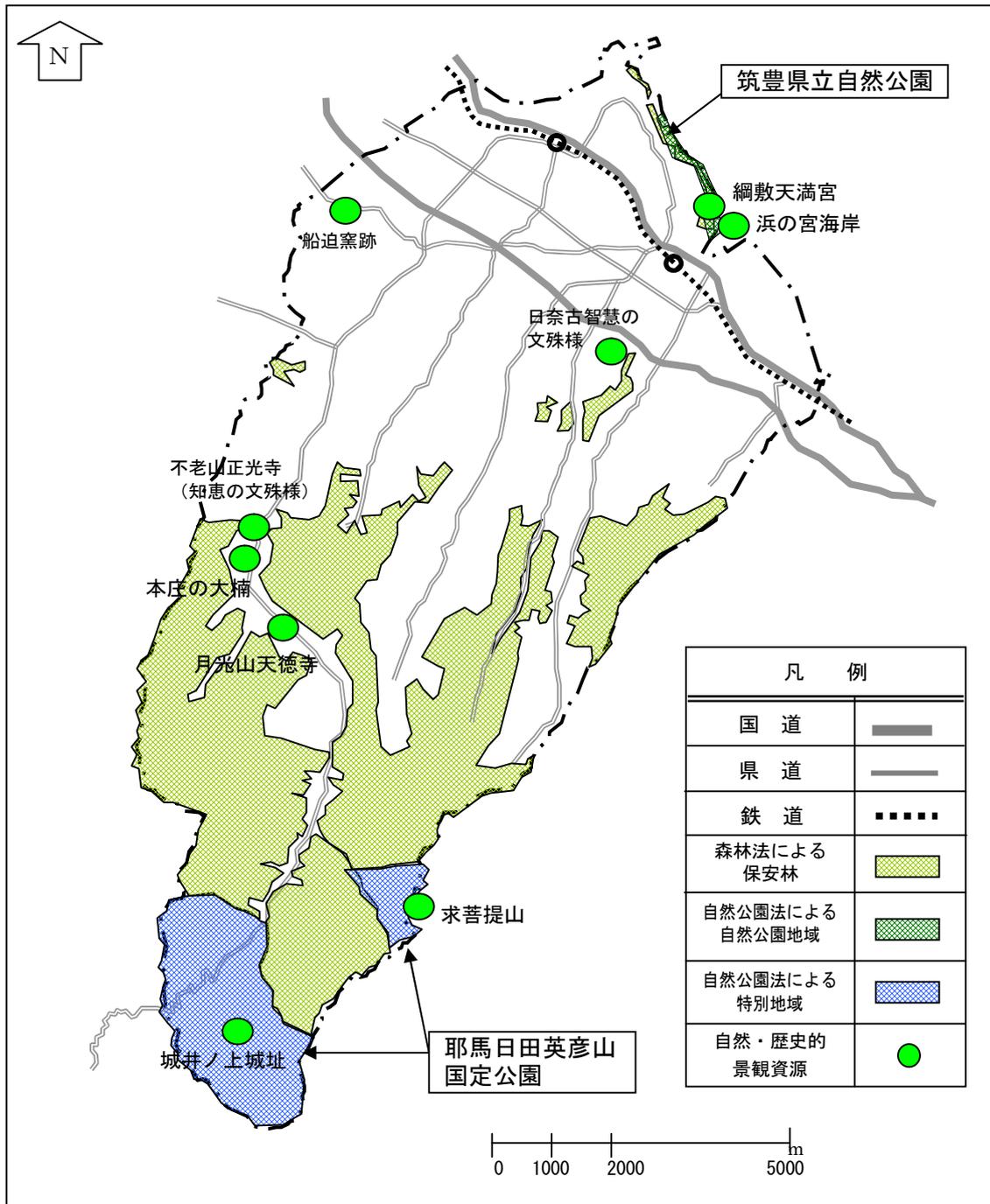


図 景観資源の状況

6.4 防災の状況

●河川沿いの県道に面して、災害予想危険箇所が多い

町南部を中心に土石流危険箇所および急傾斜危険箇所があり、特に河川沿いの県道に面した部分に多くなっています。

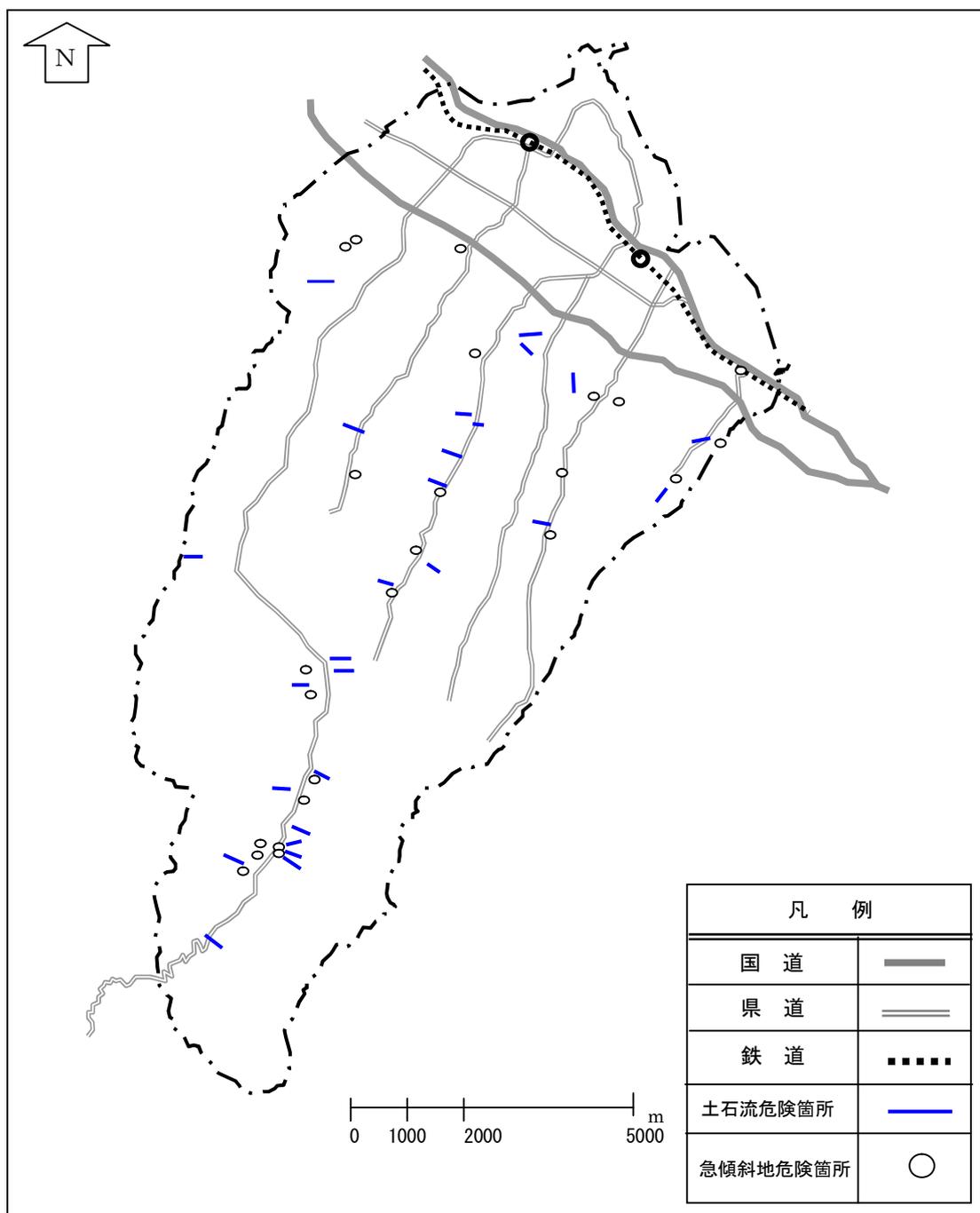


図 災害予想危険箇所位置図(築上町地域防災計画)

第2章 上位・関連計画の現況

1. 上位計画

1.1 ふくおか新世紀計画 第三次実施計画【平成18年3月】

<p>●福岡県の施策の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> ①いきいきと暮らせる安全・安心な社会づくり ②多様性と創造力に富んだ力強い産業づくり ③活気あふれるアジアの交流拠点ふくおかづくり ④未来を担う多様な人・豊かな文化づくり ⑤快適で潤いのある循環型社会づくり ⑥地方分権新時代を担う行財政システムづくり 	<p>●北九州地域の整備構想</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福岡県北東部地方拠点都市地域整備構想の推進 ②国際物流基盤の強化 ③地域間連携の促進 ④新たな都市機能・産業機能の集積
---	--

■『福北豊・トライアングル構想』

高度な都市機能を有する福岡地域と北九州地域の一層の機能強化と相互の分担、連携を図りつつ、筑豊地域との交通軸や情報軸などを整備し、両地域の活力を筑豊地域に波及させ、筑豊地域の整備を進めることによって、福岡県の発展を支える新たな活力圏を創出。→本町は、北九州市を中心とした「国際テクノロジー都市」形成の一端を担う。

■『快適生活圏整備構想「田川・京築ゾーン」』

～ゆとりと活気が融合し、未来に羽ばたく回廊文化圏～

豊かで多様な自然環境をいかした農林水産業とともに、多様な地域産業や臨海部などにおける自動車産業など新たな産業の展開が進み、また、新北九州空港や東九州自動車道の整備推進などの広域的な交流基盤や高度情報基盤の整備による新たな産業展開と活力に満ちた地域発展を期待。



図 北九州地域の整備構想

1.2 福岡県都市計画基本方針【平成 15 年 2 月】

●都市づくりの目標

『暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり』

- ①都市と農山村との共生を基調として、都市間の連携による広域的な都市づくりを展開します。
- ②都市の個性を活かしながら、活力の再生を図り、新しい時代に適応する都市づくりを展開します。
- ③多様な主体の協働による都市づくりを展開します。

●県全域の都市圏構造

『アジアの交流拠点となる第4の大都市圏の創造』

- ・福岡市、北九州市などの個性ある都市群をネットワークし、身近に享受できる海や山の豊かな自然環境や、アジアの玄関口という特徴をいかすことにより、知的交流の国際拠点機能を備えた、環境共生型の新しい大都市圏の実現を目指します。

【大北九州ブロック圏の都市圏構造】

国際テクノロジー都市圏の形成を目指す

北九州市中心部をブロック圏の中心となる拠点とし、直方、田川、行橋、豊前等の中心部を各広域都市圏の中心となる拠点と位置づけ、これらの拠点間を連携軸でネットワークします。

また、高度な産業機能の集積や物流機能をさらに高め、多様な産業を展開して、国際的な学術・技術交流機能の強化など、大福岡ブロック圏と連携しながら、国際テクノロジー都市圏の形成をめざします。

北九州広域都市圏においては、高い都市集積とあわせて広域交通プロジェクトが計画されていることから、市街地の拡大をコントロールするとともに都市部の再構築を行い、都市活力の維持・増進を図ります。

●築上町の位置づけ

- ・海の内自然軸の保全
- ・田園環境共生ゾーンの形成
- ・緑の内自然軸の形成
- ・地域拠点を結ぶ連携軸の形成

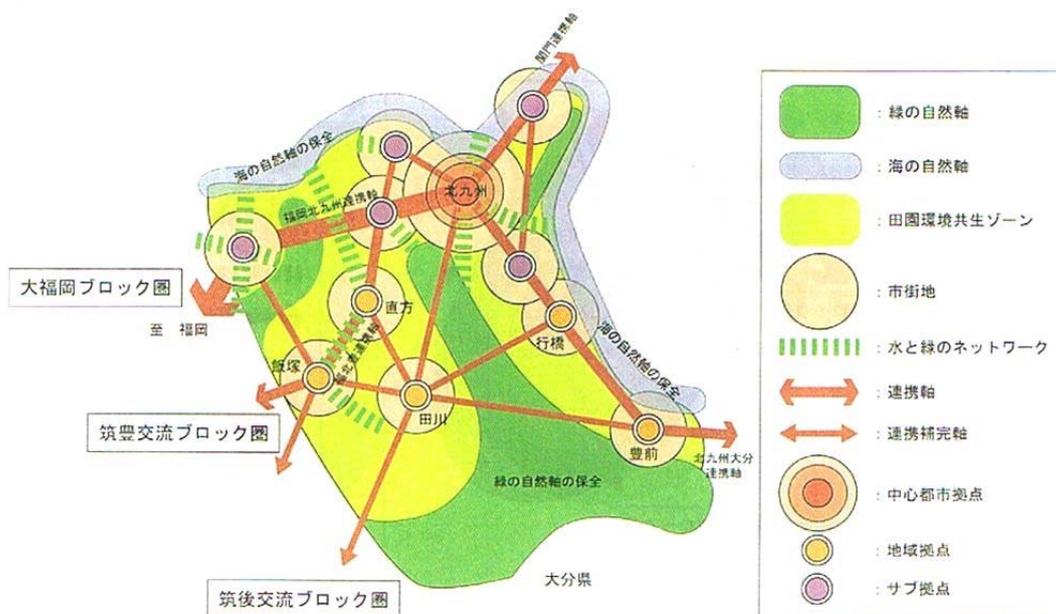


図 大北九州ブロック圏 都市圏構造図

1.3 京築広域市町村圏 第四次総合計画【平成14年3月】

●広域圏の将来像

『21世紀に輝く、自立した生活経済圏・京築』

- ①郷土を愛する人材を育成する、教育・文化広域圏の推進
- ②創造的活力のある産業拠点をめざす、自立した経済広域圏の推進
- ③安心と安全の少子高齢社会を構築する、健康広域圏の推進
- ④次世代の生活環境をつくる、環境共生広域圏の推進
- ⑤多様な交流を支える都市基盤を持つ、快適広域圏の推進
- ⑥一体感あふれる地域づくりをめざす、協働広域圏の推進

●土地利用基本方針

①自然環境保全・活用エリア

周防灘を望む長く美しい海岸線(海の回廊ゾーン)と広域圏西部に連なる森林地域(緑の回廊ゾーン)、河川流域について、その豊かな自然環境の保全に努めるとともに、本広域圏に残る歴史的史跡とともに、観光レクリエーションや自然体験の場として広域圏内外の人の交流が活発になるような活用を図る。

②産業振興エリア

臨海工業部と工業団地における工業集積を進めるとともに、道の駅、港湾、インターチェンジ及び幹線道路沿道(椎田IC・国道10号等)など、それぞれの立地を生かした産業振興拠点としての整備と活用を図る。

③広域拠点エリア

各市町の中心市街地は広域衛星拠点として、広域ツインコア拠点(行橋市・豊前市)と連携した地域の核となる商業地域としての環境整備を図る。さらに広域拠点エリアと連携して学術、文化、健康・福祉などの拠点機能を適正に配置し、地域ごとに賑わいのあるまちづくりを進める。

④農業振興・田園定住エリア

農業振興地域については、優良農地の確保・保全に努めるとともに、生産性の向上を図る土地改良事業等農業基盤の整備を推進します。

また、農業と共生する新しい対応の住宅地ゾーンとしてまとまりのある良好な住宅地開発を促進し、生活環境基盤の整備を図り、緑に囲まれた田園定住地区の形成を促進します。

⑤定住促進エリア

各市町村の市街地は、道路、公園、上下水道などの都市基盤や公共・公益施設の整備、既存緑地の保全を図るとともに地区計画・緑化協定などを活用し、安全で快適な居住環境づくりを進める。

残存棒地が分布している地域については土地区画整理事業や民間の住宅開発事業などの適正な誘導を図りながら、周辺環境と調和した良好な居住地の創出を促進する。

●広域重点プロジェクト

①21世紀の人材育成プロジェクト

- ・生涯学習環境の充実
- ・「神楽の里 京築まるごと博物館」の推進

②産業振興プロジェクト

- ・国際競争力の高い企業誘致への環境整備
- ・自然環境資源の多面的な活用推進(グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等)

③生涯健康プロジェクト

- ・健康ネットワークの推進
- ・災害防止対策の広域推進

④環境共生プロジェクト

- ・生活環境の改善
- ・資源循環型社会の推進

⑤グランド21プロジェクト

- ・3大プロジェクトの整備促進(東九州自動車道、周防灘臨海線道路、新北九州空港)
- ・戦略的な都市基盤整備の推進

1.4 新町建設計画(椎田町・築城町合併協議会)【平成18年1月】

●将来像

「うみ・まち・さと・やま」と「ひと」が奏でるハーモニー
 自然と歴史・文化が育む『豊かな生活の場』づくり

- ①快適な生活の場づくり…生活を支える基盤の充実
- ②助け合い・支え合う生活の場づくり…生活を支える活動の充実
- ③魅力ある生活の場づくり…よりよい生活のための環境の整備

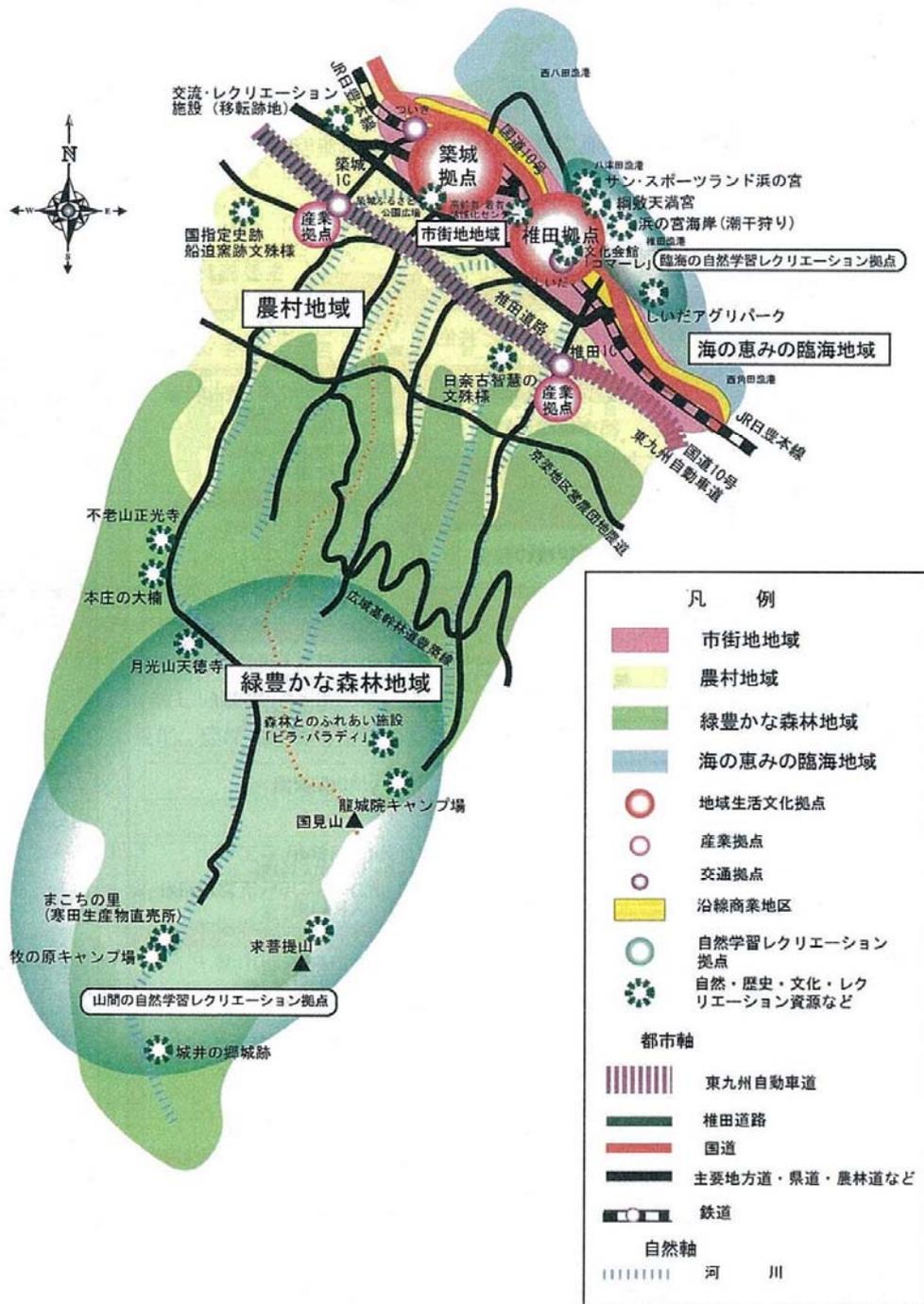


図 地域整備方針図

1.5 築上町総合計画【平成19年3月】

●将来像

築上町は子供の^{いのち}生命を^{まも}ります

心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり

- ①すみやすい生活の場づくり…質の高い生活環境整備、自然との共生・環境保全
- ②助け合い・支え合う生活の場づくり…住民と行政の連携、自立性のあるコミュニティ
- ③魅力ある生活の場づくり…バランスのとれた産業、伝統・文化の継承

●基本施策

①すみやすい生活の場

基本施策1 都市基盤の整備

- ・東九州自動車道とこれを補完する国道や県道の整備推進
- ・コミュニティバス・鉄道の利便性向上
- ・情報通信網の整備と情報保護体制の確立

基本施策2 生活環境の整備

- ・上下水道施設整備・ごみ対策による自然環境保全
- ・防災・防犯体制の確立
- ・航空自衛隊築城基地に関する対策
- ・公営住宅の整備

②助け合い・支え合う生活の場

基本施策1 健康福祉

- ・医療相談や市道、予防施策の実施による保健意識の向上
- ・食育を通じた健康づくり
- ・救急及び地域医療体制の整備
- ・子育てをしやすい環境の整備と支援体制の充実
- ・福祉施策の充実と各種ボランティア団体の育成・援助

基本施策2 高齢者福祉

- ・いきがい対策の充実
- ・介護予防や相談体制の整備による自立して暮らせる環境整備
- ・生活支援施策の充実

基本施策3 まちづくり

- ・情報公開の推進
- ・地域自治・コミュニティの充実
- ・町内外の交流促進
- ・人権教育の推進と男女共同参画社会の実現

③魅力ある生活の場

基本施策1 教育文化の振興

- ・地域が一体となった保育及び教育支援体制の確立と充実
- ・「生きる力」と確かな基礎学力の育成
- ・伝統文化の継承と新たな文化・芸術の創造
- ・生涯学習・スポーツ活動の支援

基本施策2 産業の振興

- ・農業生産性の向上と循環型農業の推進
- ・木材生産のほか観光・レジャーなども含めた森林空間の利用促進
- ・「育てる漁業」による漁業経営の安定化と水産物のブランド化
- ・J Rの駅を中心とした新たな市街地の形成と経営の近代化
- ・企業誘致と既存企業の育成・支援による雇用の確保
- ・観光資源の整備とPR活動

1.6 椎田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【平成 20 年 12 月告示】

■主要な都市計画の決定等の方針

- ・JR 椎田駅周辺は、商業地として面的整備等の検討を行い、中心市街地としての再生を図る。
- ・体系的な交通ネットワークの形成を図るため、南北の国道・県道等の広域交通網の整備とあわせて、東西間の道路網の整備を行う。
- ・住区基幹公園については、住民が利用しやすい位置に適切に配置する。

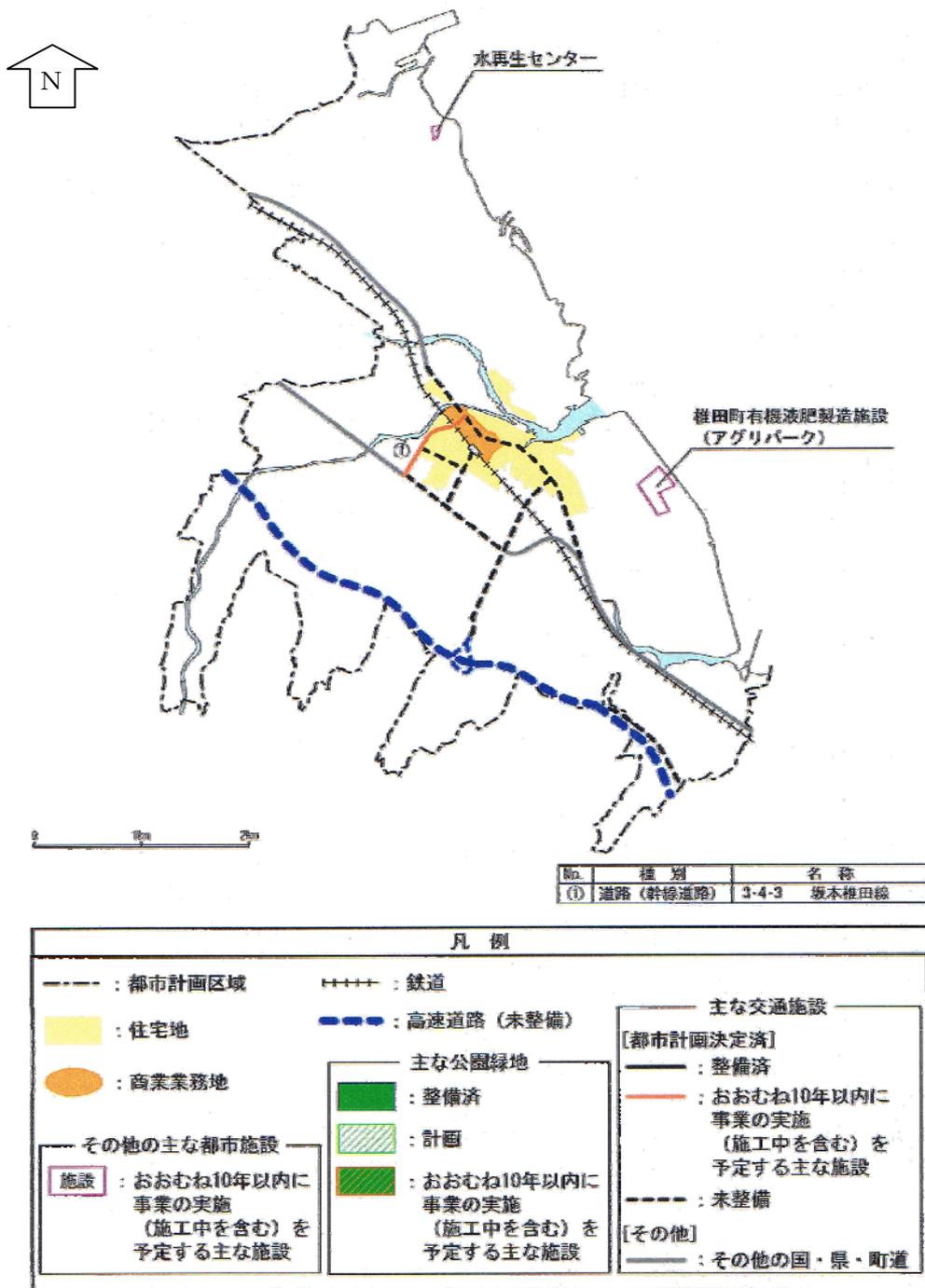


図 主要な都市計画の決定の方針図

■大規模集客施設の立地誘導方針

- ・「拠点」に位置づけられている JR 椎田駅周辺は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。
- ・拠点においては、原則として床面積 10,000 m²以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。
- ・「拠点以外の地域」については、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区、特定用途制限地域等により、その実現を図る。

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等
商業・ 娯楽系	商業施設	施設の床面積の合計が 3,000m ² (※3)を超えるもの
	スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	
公共・ 公益系	公共施設（国、地方公共団体の 拠点施設：庁舎、市町村役場、 基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設
	病院	病床数200床(※3)(※4)を超えるもの
	福祉施設	収容人数200人(※3)を超えるもの
	大学等	学生数が500名(※3)を超えるもの

(※3) 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。
 (※4) 病床数には、療養、精神等を除く。

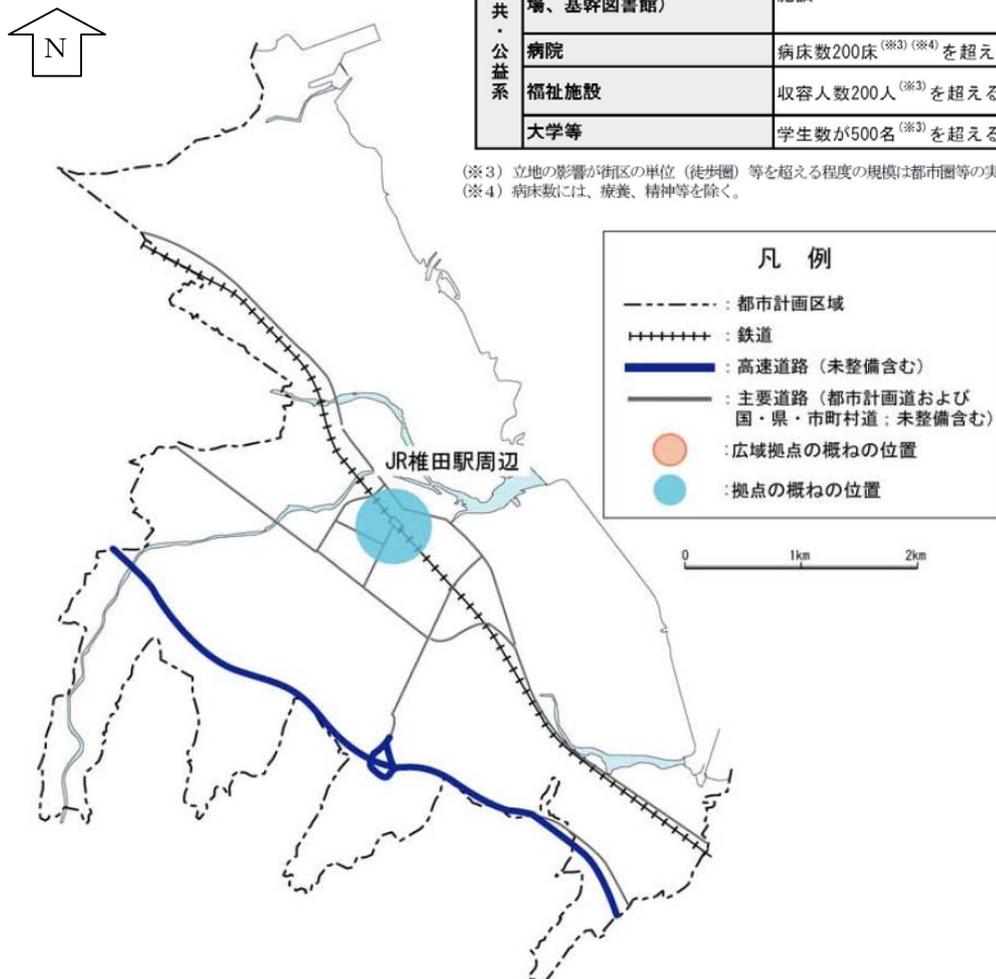


図 大規模集客施設の誘導方針図

2. 関連計画

2.1 築上町地域防災計画【平成 20 年 6 月】

■災害予防計画

- ・保安林対策および崩壊地予防対策の実施、保安林機能の向上
- ・道路又は橋梁の維持・補修、避難道路の適正確保
- ・避難場所の指定・確保
- ・2級河川の改修促進
- ・海岸保全施設整備実施
- ・消防水利の確保

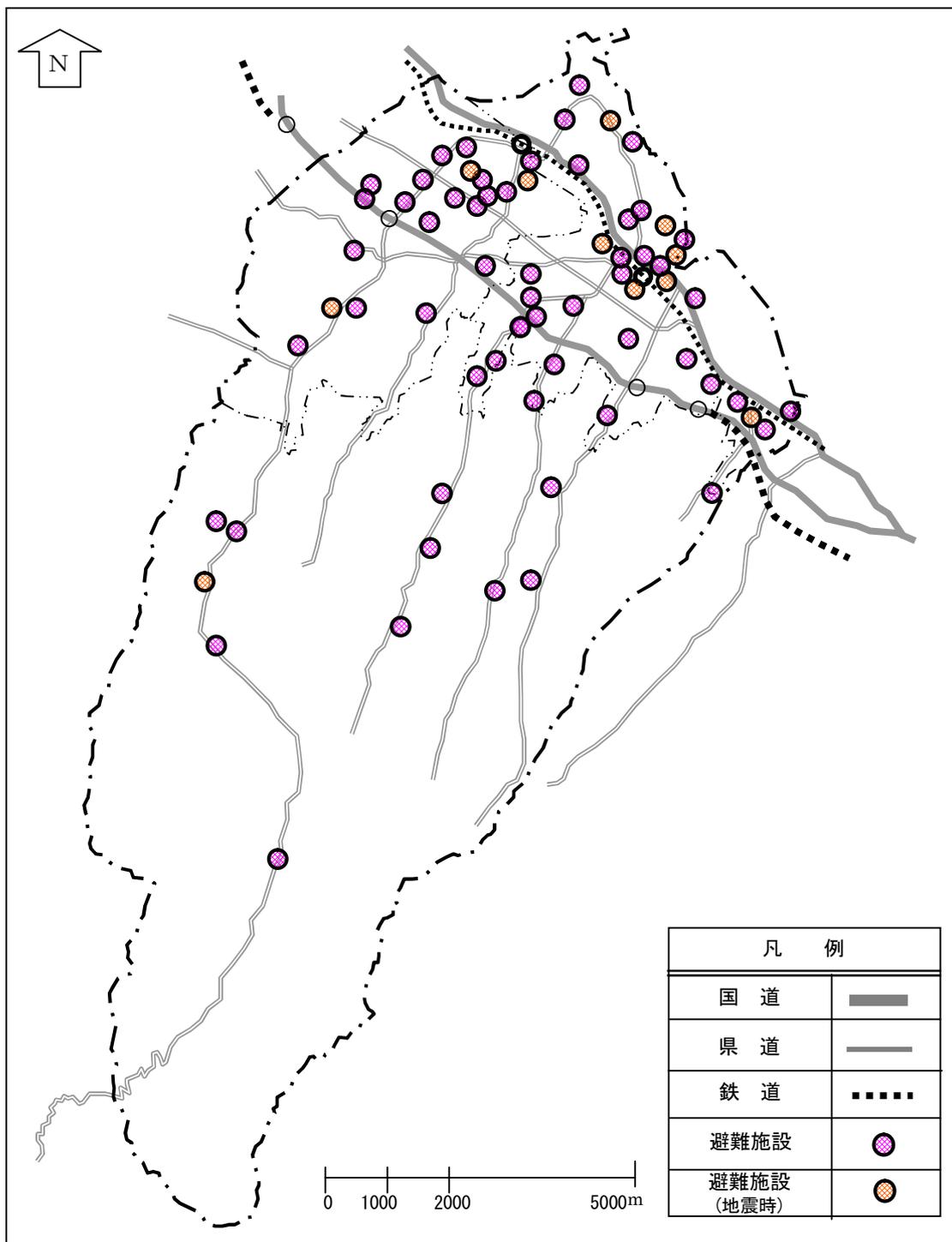


図 避難施設位置図

2.2 築上町町営住宅ストック総合活用計画【平成19年3月】

■町営住宅ストックの活用方針

- ・小規模かつ老朽化した団地の非現地建替による再編整備
- ・非現地建替及び建替団地以外の耐用年数を経過する団地の計画的な修繕
- ・高齢者、障害者等への対応
- ・居住水準の向上
- ・住戸規模と世帯人員の是正
- ・住宅困窮世帯への的確な対応
- ・団地及び地域コミュニティの再生のための若い世帯の導入促進

■ストック活用プログラム

①建替(非現地建替予定団地)

- ・本町の住宅需要と財政状況を確認しながら、平成21年以降出来るだけ早急に取り組む。(対象団地；新開第3, 4, 5団地 南別府団地 一丁畑団地)

②個別改善団地

- ・個別改善については、以下の状況を勘案し、優先順位を決め実施する。
- ・個別改善の内容としては、「外壁改修」、「高齢化対応」、「トイレの(簡易)水洗化」、「3箇所給湯+浴槽設置」を行う。
(事業実施の考え方)
 - ・本町の財政状況を確認し、外壁などの劣化が激しいものから優先的に取り組む。
 - ・航空自衛隊築城基地周辺の住宅防音工事対象地区内の住宅は、基本的には外壁改修の対象外とする。

2.3 築上町地域新エネルギービジョン【平成18年2月】

■町営住宅ストック活用の基本方針

- 「環境」…美しい里山と清流のまち
 「エネルギー」…再生可能なエネルギーによる地域の自立
 「人」…自然と新エネルギーの恵みを共有

【新エネルギー導入方針】

- ・地域として自立できるエネルギー転換を目指します
- ・自然及び景観と調和した新エネルギーの導入
- ・既存の施設との効率的・機能的な融合

■重点プラン

- ①公共施設への新エネルギー導入および省エネルギー対策
 - ・公共施設への太陽光発電システムの導入および省エネルギー推進を図り、一次エネルギーの低減やエネルギー消費量の削減をおこなう。
- ②小中学校への太陽光発電導入(エコスクール事業)
 - ・太陽光発電パネルの設置
- ③バイオマス資源の有効活用による地域づくり
 - ・バイオマス資源利活用モデル町としての地域づくりをおこない、資源循環や雇用創出につなげる。
- ④城井川等での小水力発電導入
 - ・城井川の最上流部や中河内川等の水力を利用しての小水力発電導入を計画する。

2.4 築上町バイオスタウン構想【平成20年5月】

■本町は、従来のし尿・汚泥の堆肥化に加え、「水田を油田へ」のキャッチフレーズのもと、バイオ燃料の生産に向けた取組みを始め、さらなる展開を計画。

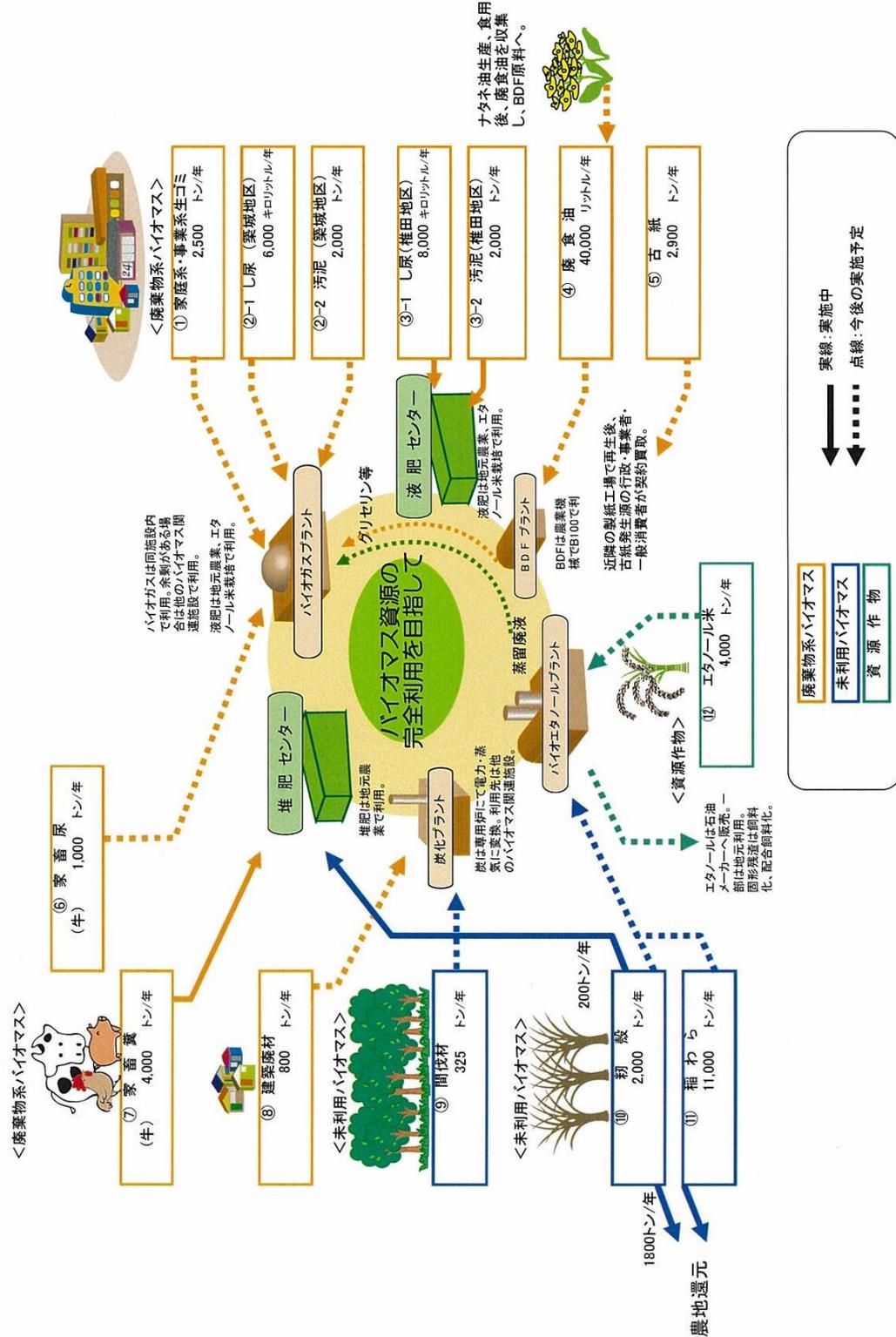


図 築上町バイオマス構想

2.5 築上町老人保健福祉計画【平成 19 年 3 月】

- 推計人口(平成 26 年度) ; 19,819 人(内、前期高齢者 3,041 人・後期高齢者 3,267 人)
- 要介護認定者数の将来推計(平成 26 年度) ; 1,371 人

■目指すべき方向

生涯現役 共に支えあい 安心して いきいきと暮らせるまち「ちくじょう」

■施策の体系

- ①健康づくりの推進
- ②高齢者福祉サービス(介護保険対象外)の推進
- ③生きがいつくり・社会参加活動の推進
- ④認知症高齢者支援施策の推進
- ⑤地域ケア体制の構築
- ⑥高齢者のための総合的な環境整備
- ⑦地域支援事業の推進
- ⑧質の高い介護保険サービスの推進

2.6 築城町環境基本計画【平成 16 年 3 月】

■環境にやさしいまちづくりの行動目標

「よみがえれ城井川」

■まちづくりの四大目標

- ①川を守り生かす
 - ・水質モニタリング・生物生息調査の実施
 - ・生活排水の浄化や下水道整備の推進等による水質保全
 - ・多自然(近自然)工法の活用や親水公園の整備等による河川環境の保全・活用
 - ・湿地(水田など)の活用
 - ・あゆとホテルの生息条件の整備
 - ・海を守る活動の推進
- ②森を守り育てる
 - ・里山づくりと里山の有効活用
 - ・希少生物の保護
 - ・遊歩道や既存施設を利用した癒しの拠点(自然観察の場等)整備
- ③環境学習のすすめ
 - ・環境学習プログラムの実施
 - ・自然保護活動や資源・エネルギー活動への展開
- ④環境保全に根ざす仕事づくり
 - ・安全・安心な食づくりの推進
 - ・間伐材の利用
 - ・地域資源の特産化

2.7 椎田町中心市街地活性化基本計画【平成13年8月】

■中心市街地活性化のコンセプト
『生活想像ポケット・椎田』

■活性化のための施策方針

- 商業地活性化
 - ①商業機能の強化・賑わいの創出
 - ・イベントの開催
 - ・空き店舗の活用
 - ・情報発信
 - ・店舗の共同化
 - ②交流機能の強化
 - ・交流の促進
 - ③新たな産業の育成と暮らしのサービスの拡充
 - ・特産品の開発
 - ・特産品の共同開発
 - ・暮らしのサービス拡充
 - ④人材育成
 - ・まちづくり活動の支援
 - ・まちづくりの実力強化
 - ・商店経営力の強化
- 市街地整備改善
 - ①歩行者空間の整備
 - ・歩道の確保
 - ・歩道の連続性確保
 - ②生活環境の整備
 - ・駐車場整備
 - ・道路整備
 - ・駅前広場整備
 - ・顔づくり
 - ・居住施設の整備
- 体制
 - ①住民参加の促進
 - ・住民参加のしくみづくり
 - ・情報公開

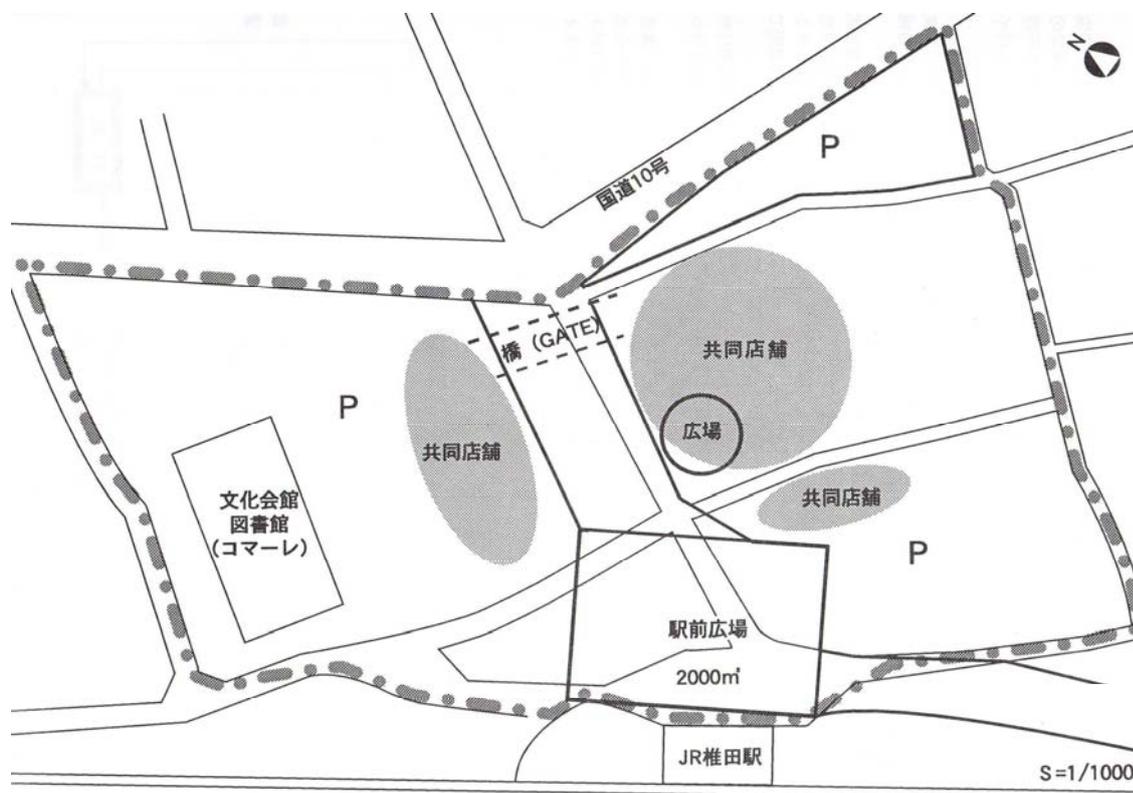


図 重点整備地区整備イメージ

3. 上位・関連計画のまとめ

3.1 将来像・都市構造

- ①豊かで多様な自然環境をいかした農林水産業の展開 【ふくおか新世紀計画】
- ②東九州自動車道を活用した新たな産業展開 【ふくおか新世紀計画】
- ③自立した生活経済圏の形成(広域的な機能連携) 【京築広域市町村計画】
- ④自然と歴史・文化が育む「豊かな生活の場」づくり 【築上町総合計画】
- ⑤「うみ・まち・さと・やま」を活用した都市構成 【新町建設計画】

3.2 土地利用

- ①自然環境の保全・活用エリア(海岸線、森林地域、河川流域) 【京築広域市町村計画】
- ②産業振興エリア(椎田 IC 周辺、国道 10 号沿道) 【京築広域市町村計画】
- ③広域衛星拠点(椎田駅周辺、築城駅周辺) 【京築広域市町村計画】
- ④2つの地域生活文化拠点(椎田拠点、築城拠点) 【新町建設計画】
- ⑤拠点(椎田駅周辺) 【都市計画区域マスタープラン】
- ⑥産業拠点(椎田 IC、築城 IC) 【新町建設計画】
- ⑦農村地域(優良農地の確保・保全と農業振興) 【京築広域市町村計画】
- ⑧椎田駅周辺商業地の重点整備(中心市街地活性化) 【中心市街地活性化基本計画】

3.3 都市施設

- ①東九州自動車道とこれを補完する国道や県道の整備推進 【築上町総合計画】
- ②コミュニティバス・鉄道の利便性向上 【築上町総合計画】
- ③上下水道施設整備 【築上町総合計画】
- ④都市計画道路の整備推進 【都市計画区域マスタープラン】
- ⑤生活道路・避難道路等の適正確保 【築上町地域防災計画】
- ⑥住民が利用しやすい位置に住区基幹公園を適切に配置 【都市計画区域マスタープラン】
- ⑦豊かな自然を活かした公園の整備 【環境基本計画】

3.4 自然環境および景観形成

- ①豊かで多様な自然環境の活用と関連産業振興 【ふくおか新世紀計画】
- ③海の恵みの臨海地域・臨海の自然学習レクリエーション拠点 【新町建設計画】
- ④緑豊かな森林地域・山間の自然学習レクリエーション拠点 【新町建設計画】
- ⑤自然環境資源の多面的活用促進(グリーンツーリズム・ブルーツーリズム) 【京築広域市町村計画】
- ⑥保安林等の保全・機能向上 【築上町地域防災計画】
- ⑦城井川の再生 【環境基本計画】

3.5 住環境

- ①JRの駅を中心とした新たな市街地の形成(市街地整備の推進) 【築上町総合計画】
- ②公営住宅の整備 【築上町総合計画】
- ③航空自衛隊築城基地の関する対策(騒音等) 【築上町総合計画】
- ④避難場所の指定・適正確保 【築上町地域防災計画】
- ⑤防災・防犯体制の確立 【築上町総合計画】
- ⑥子育てをしやすい環境整備、救急および地域医療体制の確立 【築上町総合計画】
- ⑦地域自治・コミュニティの充実、自立して暮らせる環境整備 【築上町総合計画】

3.6 その他

- ①築上町バイオマスタウン構想 【築上町バイオマスタウン構想】
- ②神楽の里 京築まるごと博物館 【京築広域市町村計画】
- ③築上町地域新エネルギービジョン 【築上町地域新エネルギービジョン】
- ④観光資源の整備 【築上町総合計画】

第3章 住民意向の整理

1. 住民意向調査の方法

1.1 アンケート概要

- 調査対象地域 : 築上町全域
- 調査対象者 : 18歳以上の町民1,000人（地域人口比率に応じて無作為抽出）
- 調査期間 : 平成20年11月8日～平成20年11月30日
- 調査方法 : 郵送による配布・回収

1.2 アンケート回収状況

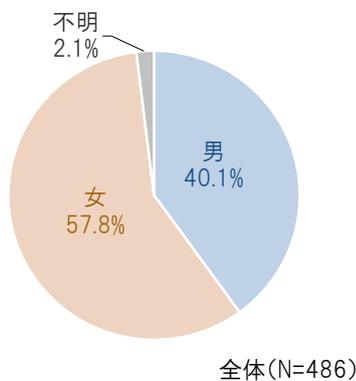
- 配布数 : 1,000通
- 回収数(回収率) : 486通 (48.6%)

2. 住民意向調査結果

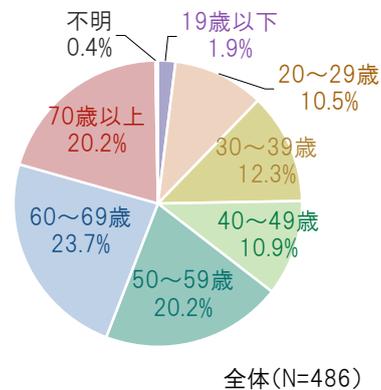
2.1 属性

- 性別は男性4割、女性6割。年齢は60歳代が最も多く60歳以上が全体の4割以上。
- 職業は会社員が最も多く、次いで無職。第一次産業従事者は1割程度。
- 居住地は椎田地域が約5割、築城地域が約4割、山間地域が約1割。

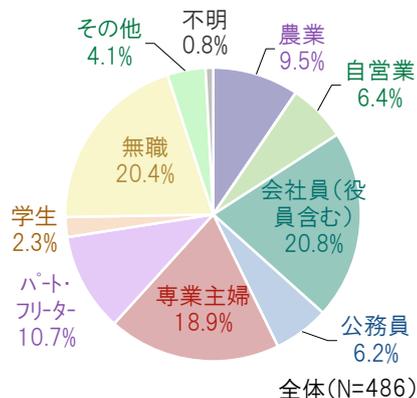
問1 性別



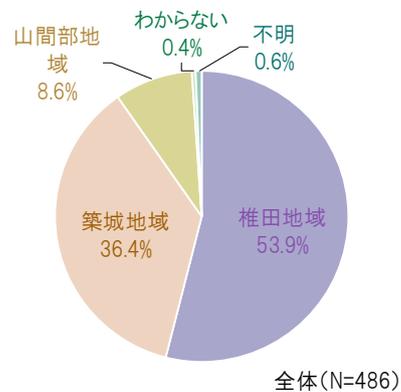
問2 年齢



問3 職業



問4 居住地

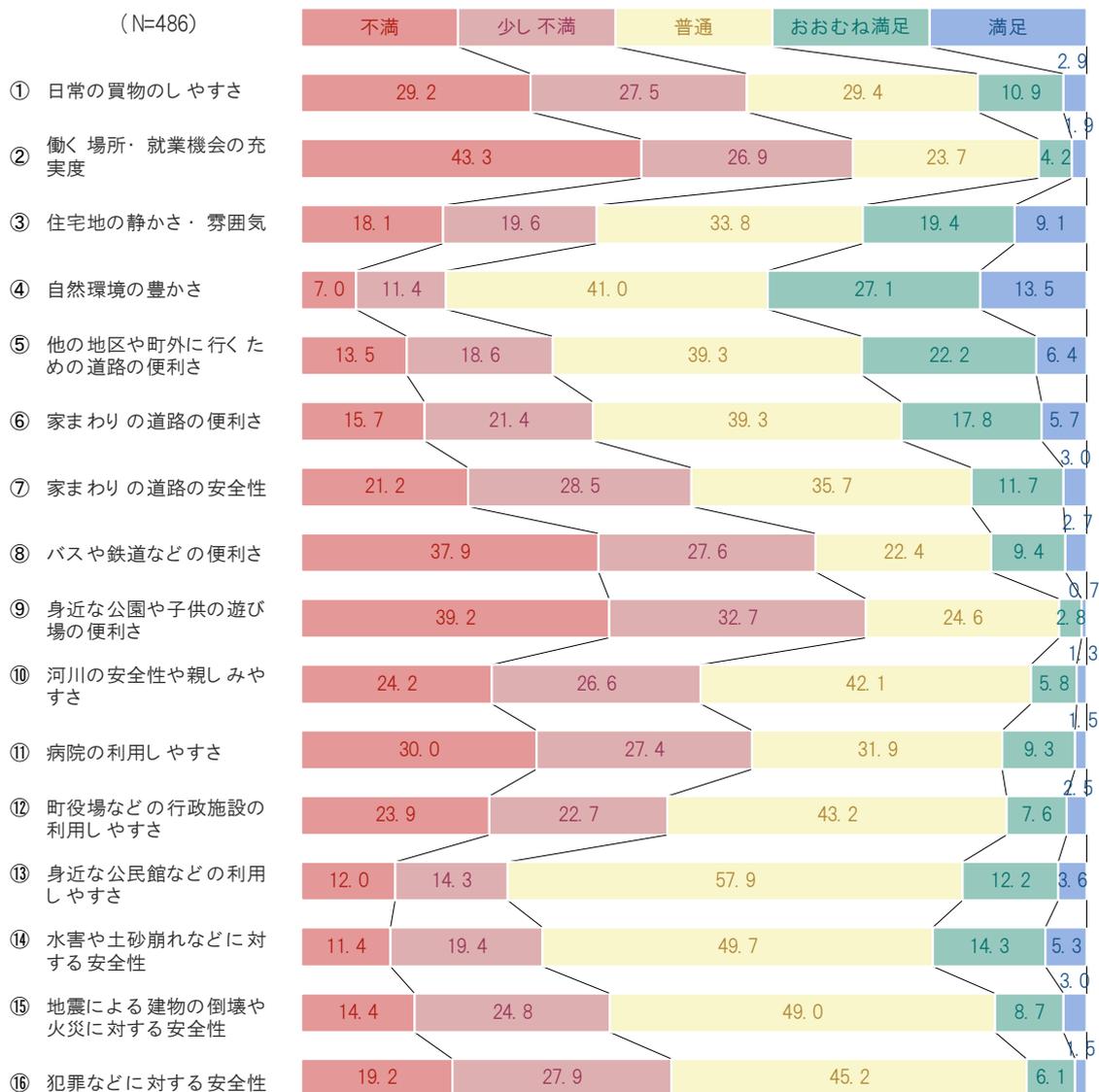


2.2 生活環境に対する満足度

- 日常の買物利便性の満足度低い
- 就業機会の満足度低い
- 住宅地の静けさ・雰囲気の満足度高い
- 自然環境の豊かさの満足度高い
- 家のまわりの道路への満足度低い
- バス・鉄道の利用満足度低い
- 身近な公園の満足度低い
- 河川の安全性や親しみやすさの満足度低い
- 病院の利用しやすさの満足度低い
- 公民館等の利用しやすさの満足度高い
- 地震や火災に対する家屋の安全性満足度低い
- 犯罪に対する安全性満足度低い

○ : 満足、● : 不満

問5 身の周りの生活環境について(5段階評価)

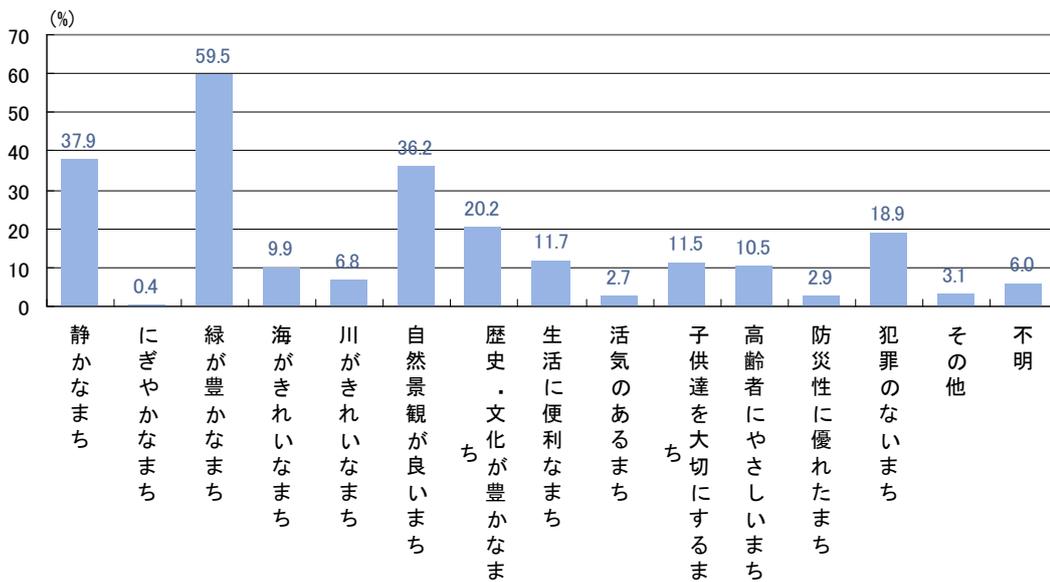


2.3 地域イメージの現状認識

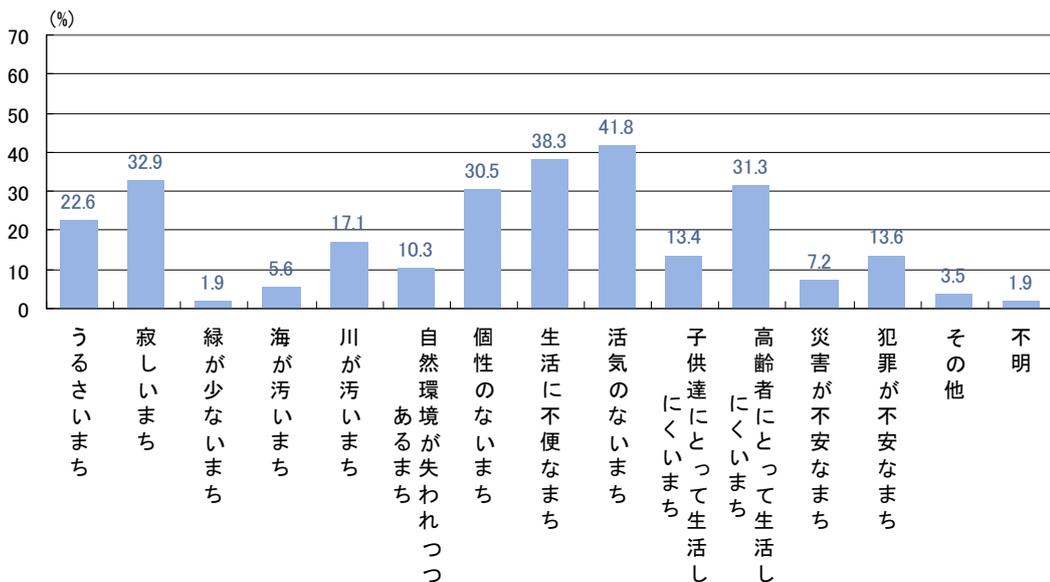
- 「緑が豊かなまち」「自然環境が良いまち」というイメージ高い
 ○「静かなまち」というイメージ高い
 ●「活気のないまち」「寂しいまち」というイメージ高い
 ●「生活に不便なまち」「高齢者にとって生活しにくいまち」というイメージ高い
 ●「個性のないまち」というイメージ高い ○：良いイメージ、●悪いイメージ

問6 住んでいる地域の現状について、どのようなイメージを持っているか(複数回答)

<良いイメージ>



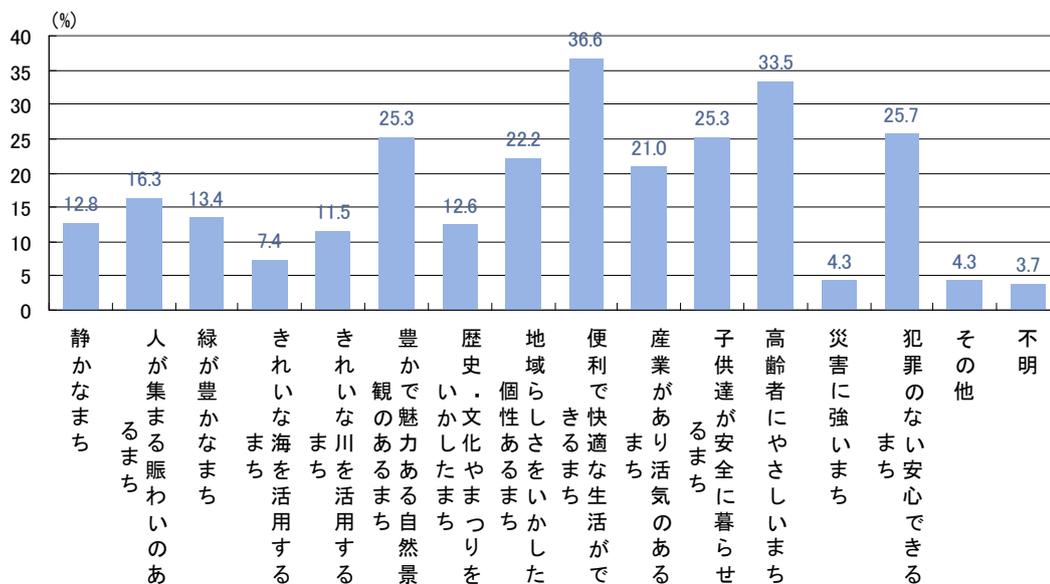
<悪いイメージ>



2.4 地域イメージの将来像 (望まれる地域イメージ)

●「便利で高齢者にやさしいまち」が望まれている

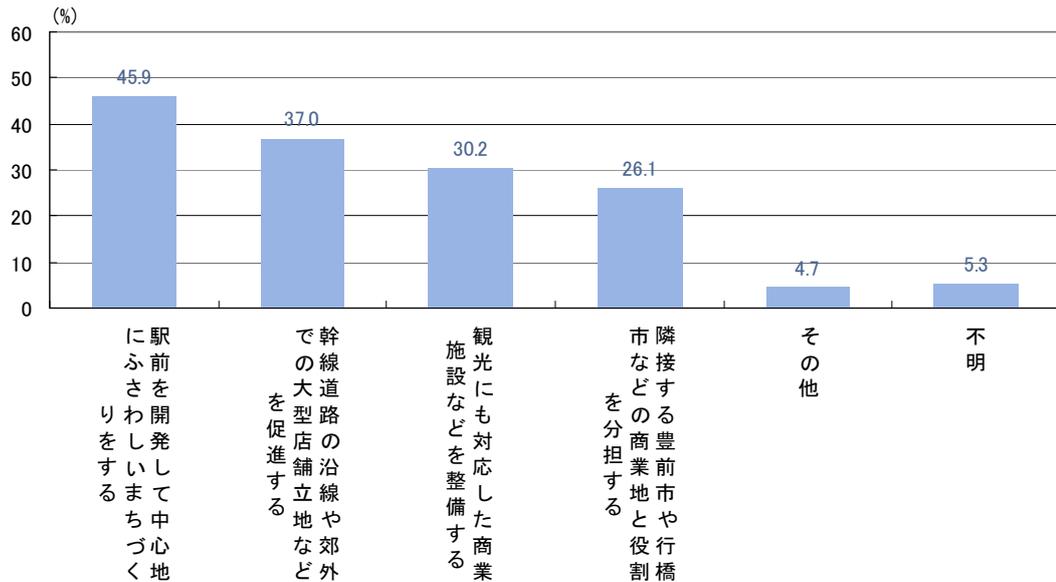
問7 住んでいる地域は将来どんなイメージになると良いと思うか(複数回答)



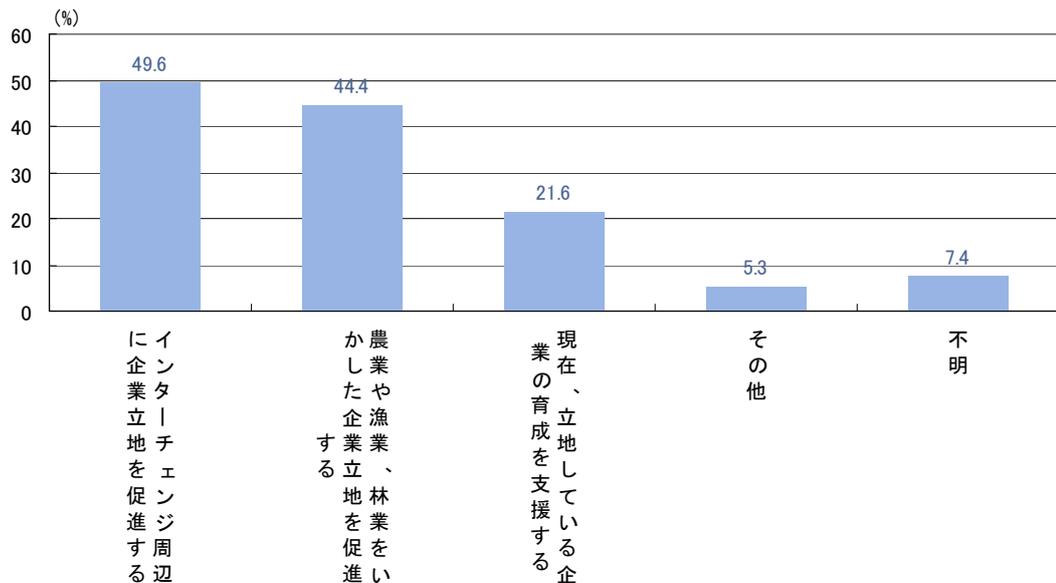
2.5 将来の活気あるまちづくりのための方策

- 駅前を開発して中心地にふさわしいまちづくりをすることが望まれている
- インターチェンジ周辺に企業立地を促進することが望まれている
- 観光農園や町民農園、農業体験など、農業を観光利用することが望まれている
- 水産物のブランド化を進めることが望まれている
- 林業体験や森林浴など、林業および森林を観光利用することが望まれている

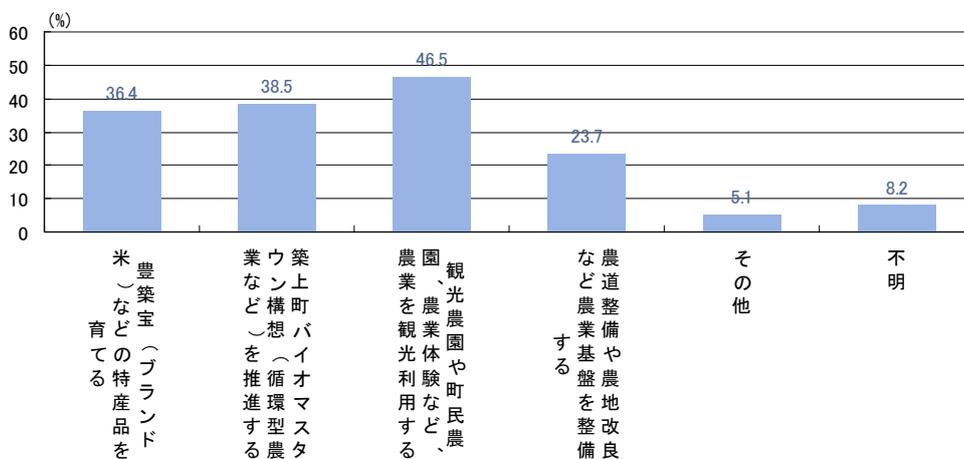
問8 築上町の商業地を活性化するためにはどうすれば良いか(複数回答)



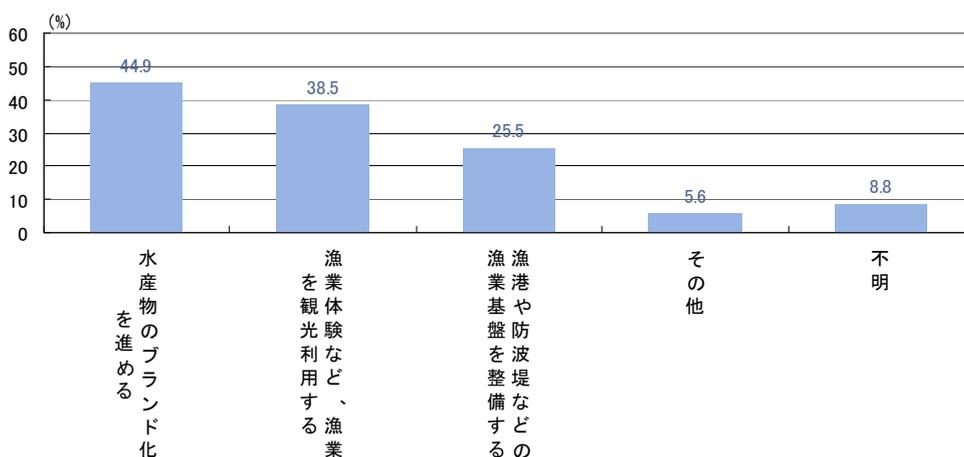
問9 築上町の企業立地などを促進して、活力あるまちにするためにはどうすれば良いか(複数回答)



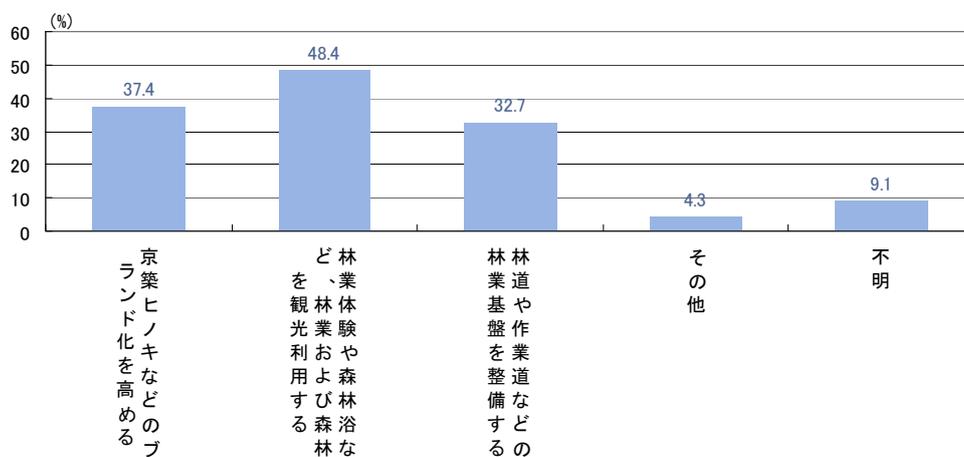
問 10 築上町の農業を振興するためにはどうすれば良いか(複数回答)



問 11 築上町の漁業を振興するためにはどうすれば良いか(複数回答)



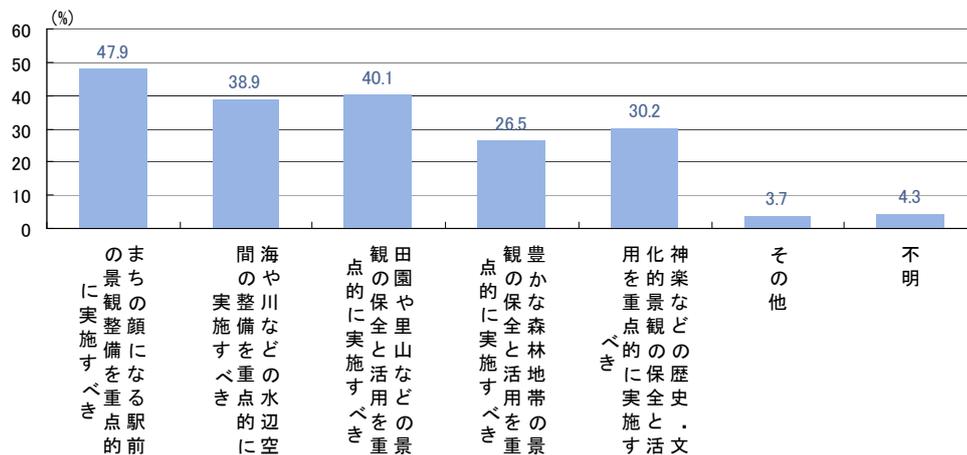
問 12 築上町の林業を振興するためにはどうすれば良いか(複数回答)



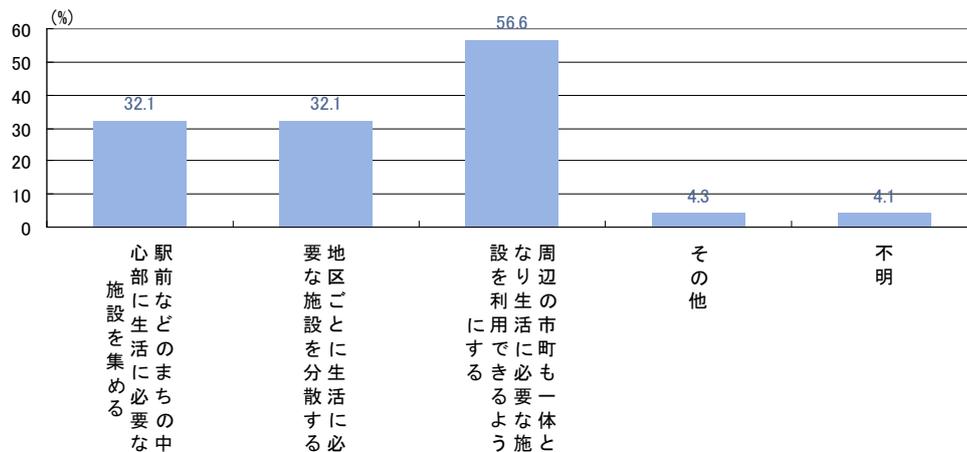
2.6 魅力があり便利で快適なまちづくりのための方策

- まちの顔になる駅前の景観整備を重点的に実施することが望まれている
- 周辺市町も一体となり生活に必要な施設を利用できるようにすることが望まれている
- 地域住民のふれあいや防犯活動などを充実することが望まれている

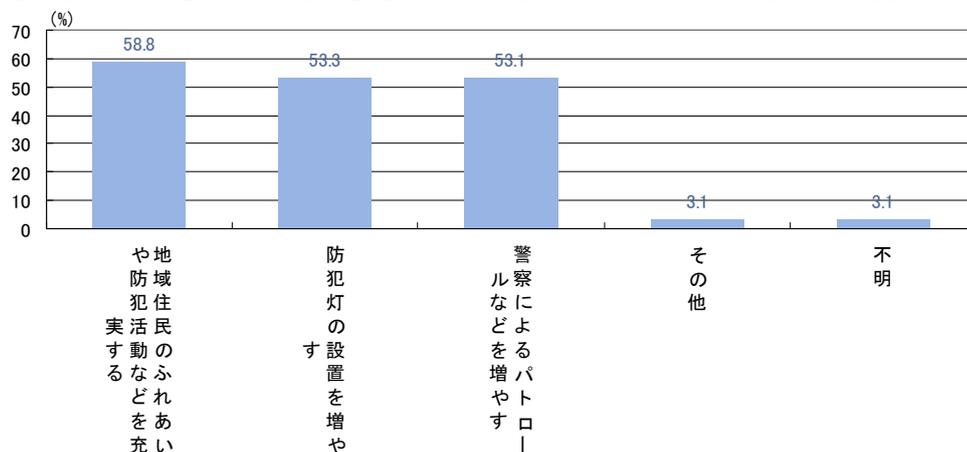
問 13 築上町の町並み・景観をどうすれば良いか(複数回答)



問 14 便利に生活できるようにするためにどうすれば良いか(複数回答)



問 15 誰もが安全に安心して生活できるようにするためにどうすれば良いか(複数回答)



第4章 都市づくりの課題

1. 主要課題の整理

●豊かな自然環境と広域的交通体系を活用した、個性と魅力ある産業を持つまちを効率的に形成し、「豊かな生活の場」づくりを実現します。

1.1 「うみ」を守り、活用する

浜の宮海岸などの自然環境・自然景観を守り・育てるほか、既存施設等をいかした臨海の自然学習レクリエーション拠点の形成を図っていく必要があります。

また、漁業の振興を図るために、漁業基盤の充実とともに水産物のブランド化による朝市などの振興や観光への対応などを進めていくことが求められています。

なお、下水道整備の推進やバイオマスタウン構想の推進および新エネルギービジョンの実現等も、豊かな海洋環境を守る上で重要な施策です。

1.2 「まち」を再生し、顔をつくる

京築地域の広域拠点との連携および本町の中心地を形成する上で、合併以前の中心地として住民サービスを担ってきた JR 椎田駅周辺の中心市街地活性化と JR 築城駅周辺の生活拠点形成が必要です。特に、JR 築城駅周辺は計画的な市街地形成を図るために、都市計画区域および用途地域の指定検討が必要です。まちの中心にふさわしい顔づくりも求められます。

また、都市計画道路や都市公園(住区基幹公園)の適切な配置により、安全で便利な市街地形成が必要です。特に都市計画道路の整備により、築城 IC や椎田 IC から市街地へのアクセス性を高めるほか、関連する道路整備等により、町内全域から市街地へ、および市街地同士の交通便利性を高めることが必要です。その際、コミュニティバスや鉄道の利用促進も求められます。

なお、航空自衛隊築城基地の騒音対策や防犯・防災対策など住環境向上のための取り組みも必要です。

1.3 「さと」を育て、魅力を高める

本町の魅力である自然環境と市街地を結ぶ農地や集落地等は、本町の貴重な構成として積極的な環境保全および地域振興が必要です。

市街地に隣接する農地は無秩序な開発を抑制する必要があるほか、築城 IC・椎田 IC 周辺は企業誘致用地として計画的な開発を誘導する必要があります。農地の観光利用や特産品の充実なども求められます。

集落地等では、防災・防犯対策や生活道路の適正確保および地域コミュニティの維持・向上等により、安全・便利で住みやすい住環境形成が求められています。

また、神楽等の伝統文化を守り育てていくことが非常に重要であり、「神楽の里 京築まるごと博物館」を地域振興に活用することも必要です。

城井川等の河川は、山林部と「さと」、「まち」および「うみ」を結ぶ重要な環境軸であり、河川環境の維持・向上が必要です。

1.4 「やま」を守り、活用する

耶馬日田英彦山国定公園にも指定されている山林部は、豊かな自然環境とともに歴史的資産等の保全・活用を図っていく必要があります。特に、既存施設等を活用した山間の自然学習レクリエーション拠点の形成を図っていく必要があります。

また、林業振興のための基盤整備のほか、林業及び森林を観光利用することが求められます。なお、保安林の保全・機能向上や災害予想危険箇所への対応も必要です。

2. 項目別課題の整理

項目	現状の特徴・問題点	上位・関連計画での位置づけ
2.1 都市構造型・ 将来像	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少・高齢化が顕著 ●旧来の中心部である JR 椎田駅周辺、JR 築城駅周辺の人口密度が高い ●国道 10 号、JR 日豊本線を介した北九州市、行橋市および豊前市との結びつき強い ●「住機能型」であり、経年的に自町内就業率低下 ●第一次産業の割合高く、特色ある特産品を有するが経営規模縮小が顕著 ●観光客数増加傾向・県内日帰りが大半 	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かで多様な自然環境をいかした農林水産業の展開【ふくおか新世紀計画】 ●東九州自動車道を活用した新たな産業展開【ふくおか新世紀計画】 ●自立した生活経済圏の形成(広域的な機能連携)【京築広域市町村計画】 ●自然と歴史・文化が育む「豊かな生活の場」づくり【築上町総合計画】 ●「うみ・まち・さと・やま」を活用した都市構成【新町建設計画】
2.2 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●「うみ」と「やま」を川が結ぶ地形 ●山林部での東西方向の一体性が低い ●JR 築城駅周辺部の農地の一部に開発可能な地域が分布し、新築着工が顕著 ●都市計画区域は椎田地区のみに指定、JR 椎田駅周辺に用地地域指定 ●準都市計画区域は築城市街地および椎田都市計画区域に隣接する農地部等に指定 ●都市計画区域外は、住民主体のまちづくり手法である地区計画が不可 ●国道 10 号沿道、用途地域外延部等で開発・農地転用等が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全・活用エリア(海岸線、森林地域、河川流域)【京築広域市町村計画】 ●産業振興エリア(椎田 IC 周辺、国道 10 号沿道)【京築広域市町村計画】 ●広域衛星拠点(椎田駅周辺、築城駅周辺)【京築広域市町村計画】 ●2つの拠点(築城拠点、椎田拠点)【新町建設計画】 ●拠点【都市計画区域マスタープラン】 ●産業拠点(築城 IC、椎田 IC)【新町建設計画】 ●農村地域(優良農地の確保・保全、農業振興)【京築広域市町村計画】 ●椎田駅周辺商業地の重点整備(中心市街地活性化)【中心市街地活性化基本計画】
2.3 都市施設	<p><道路・交通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国道 10 号、椎田道路により周辺都市と連絡 ●幹線道路が脆弱 ●都市計画道路(椎田都市計画区域のみ)の未整備部分多い ●日豊本線の椎田駅、築城駅の乗降客数は減少傾向 ●コミュニティバスの利用者は増加傾向 <p><公園・緑地等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街地部を中心に公園緑地が立地(都市計画公園はない、身近な公園が不足) ●町南部は地域制緑地に指定 <p><河川・下水道></p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道事業の進捗が遅れている ●城井川をはじめとする河川が山と海を結ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ●東九州自動車道とこれを補完する国道や県道の整備推進【築上町総合計画】 ●都市計画道路の整備推進【都市計画区域マスタープラン】 ●生活道路・避難道路等の適正確保【築上町地域防災計画】 ●コミュニティバス・鉄道の利便性向上【築上町総合計画】 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民が利用しやすい位置に住区基幹公園を適切に配置【都市計画区域マスタープラン】 ●豊かな自然を活かした公園の整備【環境基本計画】 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上下水道施設整備【築上町総合計画】 ●城井川の再生【環境基本計画】

住民意向(アンケート調査結果)	まちづくりの基本的課題
<ul style="list-style-type: none"> ●就業機会の充実度の満足度低い ●「活気のないまち」「寂しいまち」というイメージ高い ●観光農園や町民農園、農業体験など、農業を観光利用することが望まれている ●水産物のブランド化を進めることが望まれている ●林業体験や森林浴など、林業および森林を観光利用することが望まれている 	<p>■豊かな自然環境と広域的交通体系を利用した、個性と魅力ある産業を持つまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東九州自動車道を活用した新たな産業集積の促進 ②観光型産業の展開 ③働く場と住む場が豊かな自然環境の中にコンパクトに配置された都市構成の実現 ④周辺都市と機能連携した自立性の高い生活圏の形成
<ul style="list-style-type: none"> ●駅前を開発して中心地にふさわしいまちづくりをすることが望まれている ●インターチェンジ周辺に企業立地を促進することが望まれている 	<p>■自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図ったコンパクトな市街地形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①海岸線・森林地域および河川環境の保全と活用 ②JR 椎田駅周辺の中心市街地活性化 ③JR 築城駅周辺の生活拠点形成と周辺の市街化の計画的誘導(都市計画区域および用途地域の指定検討、住民主体のまちづくりの推進等) ④築城 IC、椎田 IC 周辺の新しい産業の集積促進 ⑤国道 10 号沿道の沿道土地利用促進
<ul style="list-style-type: none"> ●家の周りの道路への満足度低い ●バス・鉄道の利用満足度低い 	<p>■広域交通網の整備と生活道路の改善による生活利便性の高い交通ネットワークの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東九州自動車道とこれを補完する国道や県道の整備推進 ②都市計画道路の整備推進 ③生活道路・避難道路等の適正確保 ④コミュニティバス・鉄道の利便性向上
<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園の満足度低い 	<p>■住民に身近な公園確保と豊かな緑地空間の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住区基幹公園の適切な配置 ②豊かな自然環境を身近に感じることができる公園・緑地の確保
<ul style="list-style-type: none"> ●河川の安全性や親しみやすさの満足度低い 	<p>■水環境の向上と城井川の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ①上下水道の計画的整備推進 ②城井川の再生 ③河川改修と河川環境の活用

項目	現状の特徴・問題点	上位・関連計画での位置づけ
<p>2. 3 都市施設</p>	<p><公共公益施設等> ●合併前の旧町単位で施設確保</p> <hr/> <p><その他> ●市街地内に文化・交流施設、海岸部と山林部に自然体験型レクリエーション施設が立地</p>	<p>●子育てをしやすい環境整備、救急および地域医療体制の確立【築上町総合計画】 ●地域自治・コミュニティの充実、自立して暮らせる環境整備【築上町総合計画】</p> <hr/> <p>●海の恵みの臨海地域・臨海の自然学習レクリエーション拠点【新町建設計画】 ●緑豊かな森林地域・山間の自然学習レクリエーション拠点【新町建設計画】 ●観光資源の整備【築上町総合計画】 ●築上町バイオマスタウン構想 ●築上町地域新エネルギービジョン</p>
<p>2. 4 および自然環境形成</p>	<p>●町南部に保安林が広がっているほか、耶馬日田英彦山国定公園に指定 ●良好な自然景観や歴史的景観を有する資源が町内に点在</p>	<p>●豊かで多様な自然環境の活用と関連産業振興(再掲) ●海の恵みの臨海地域・臨海の自然学習レクリエーション拠点(再掲) ●緑豊かな森林地域・山間の自然学習レクリエーション拠点(再掲) ●自然環境資源の多面的活用促進(グリーンツーリズム・ブルーツーリズム)【京築広域市町村計画】 ●保安林等の保全・機能向上【築上町地域防災計画】 ●城井川の再生(再掲)</p>
<p>2. 5 住環境</p>	<p>●新築着工の約7割は住宅用途地域および都市計画区域外での着工が目立つ ●河川沿いの県道に面して災害予想危険箇所が多い</p>	<p>●JRの駅を中心とした新たな市街地の形成(市街地整備の推進)【築上町総合計画】 ●公営住宅の整備【築上町総合計画】 ●航空自衛隊築城基地に関する対策(騒音等)【築上町総合計画】 ●避難場所の指定・適正確保【築上町地域防災計画】 ●防災・防犯体制の確立【築上町総合計画】 ●子育てをしやすい環境整備、救急および地域医療体制の確立(再掲) ●地域自治・コミュニティの充実、自立して暮らせる環境整備(再掲)</p>
<p>2. 6 その他</p>	<p>●本町の歴史性を反映した文化財が多く存在 ●各地区の神楽が特徴的歴史資産</p>	<p>●神楽の里 京築まるごと博物館【京築広域市町村計画】 ●観光資源の整備(再掲) ●築上町バイオマスタウン構想(再掲) ●築上町地域新エネルギービジョン(再掲)</p>

住民意向(アンケート調査結果)	まちづくりの基本的課題
<ul style="list-style-type: none"> ●行政施設の利用しやすさの満足度高い ●周辺の市町も一体となり生活に必要な施設を利用できるようにすることが望まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活サービス施設の利便性の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> ①既存施設の有効活用 ②広域的施設利用の検討
<ul style="list-style-type: none"> ●観光農園や町民農園、農業体験など、農業を観光利用することが望まれている (再掲) ●林業体験や森林浴など、林業および森林を観光利用することが望まれている (再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境学習と産業が一体になった取組みによる築上らしいまちづくりの展開 <ul style="list-style-type: none"> ①バイオマスタウン構想の推進と関連施設等の充実 ②新エネルギーに対応した発電施設等の整備 ③自然学習レクリエーションのための施設の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●自然の豊かさの満足度高い ●「緑が豊かなまち」「自然環境が良いまち」というイメージ高い ●観光農園や町民農園、農業体験など、農業を観光利用することが望まれている。(再掲) ●林業体験や森林浴など、林業および森林を観光利用することが望まれている (再掲) ●まちの顔になる駅前の景観整備を重点的に実施することが望まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ■豊かな自然環境の保全と積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ①臨海の自然学習レクリエーション拠点の形成とブルーツーリズムの実施環境整備 ②山間の自然学習レクリエーション拠点の形成とグリーンツーリズム実施環境整備 ③保安林等の保全・機能向上 ④城井川の再生(再掲) ■まちの顔になる景観形成 <ul style="list-style-type: none"> ①駅前の景観整備を重点的に実施 ②自然景観や歴史的景観の保全・活用
<ul style="list-style-type: none"> ●日常の買物利便性の満足度低い ●住宅地の静けさ・雰囲気の満足度高い ●病院の利用しやすさの満足度低い ●地震や火災に対する家屋の安全性満足度低い ●犯罪に対する安全性満足度低い ●「静かなまち」というイメージ高い ●「生活に不便なまち」「高齢者にとって生活しにくいまち」というイメージ高い ●「便利で高齢者にやさしいまち」が望まれている ●地域住民のふれあいや防犯活動などを充実することが望まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ■安全で快適な住環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活の利便性向上(交通環境の向上等) ②公営住宅の計画的整備と高齢者に住みやすい都市基盤・施設の充実 ③航空自衛隊築城基地対策(騒音等)の実施 ④避難場所の指定・適正確保と避難道路の改善 ⑤防災・防犯体制の確立(地域コミュニティの充実) ⑥住宅および主要施設等の耐震化促進と市街地内での不燃化の促進(準防火地域の指定検討等)
<ul style="list-style-type: none"> ●「個性のないまち」というイメージ高い ●観光農園や町民農園、農業体験など、農業を観光利用することが望まれている (再掲) ●林業体験や森林浴など、林業および森林を観光利用することが望まれている (再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ■自然と歴史を大切にしたまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ①農業・林業・漁業を利用した観光産業の育成と支援施設(交通基盤・交流施設等)の確保 ②環境ビジネス等の展開(バイオマス・新エネルギー)と関連施設等の整備 ③歴史的資産の保全・伝承および観光活用

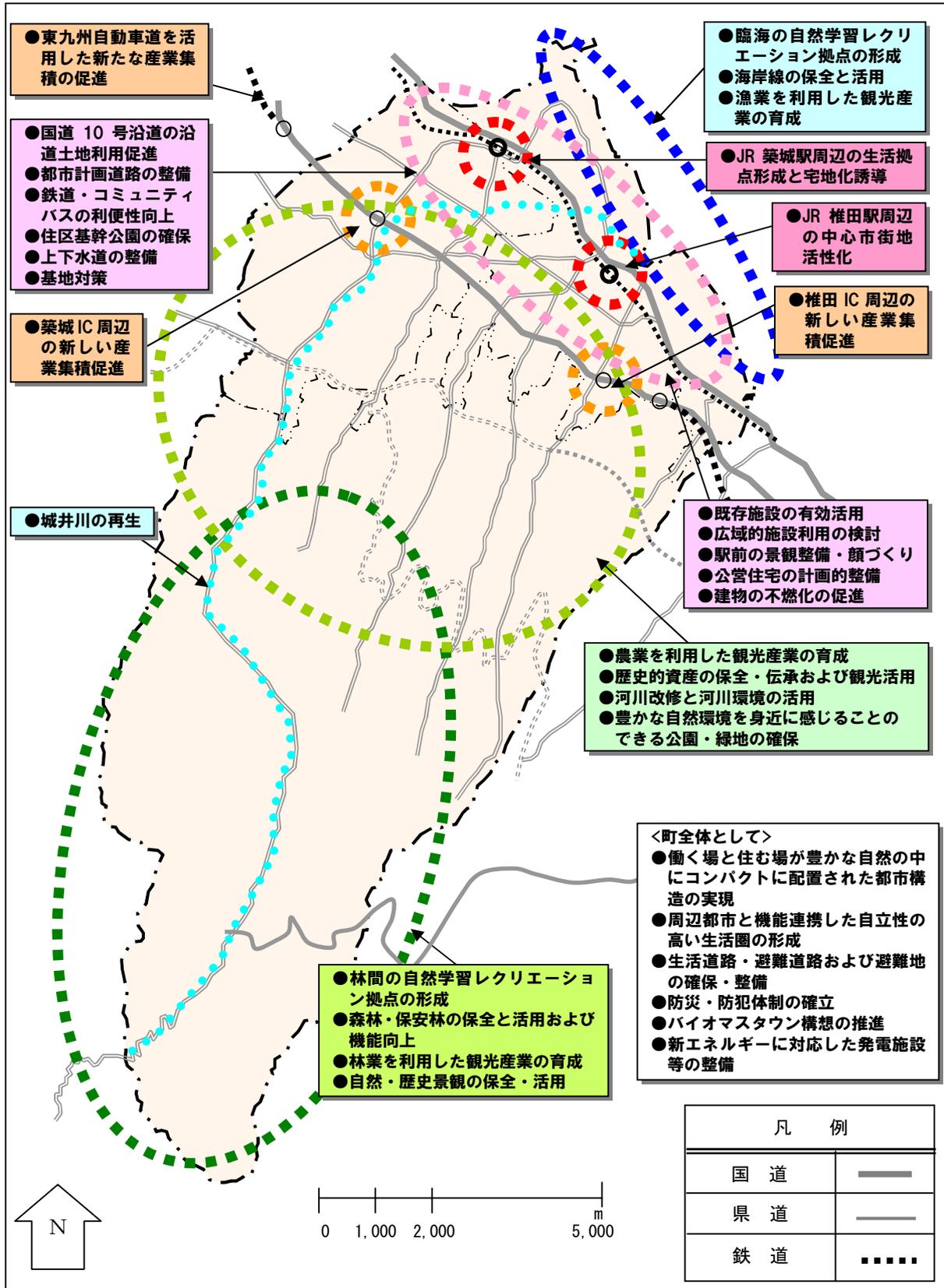
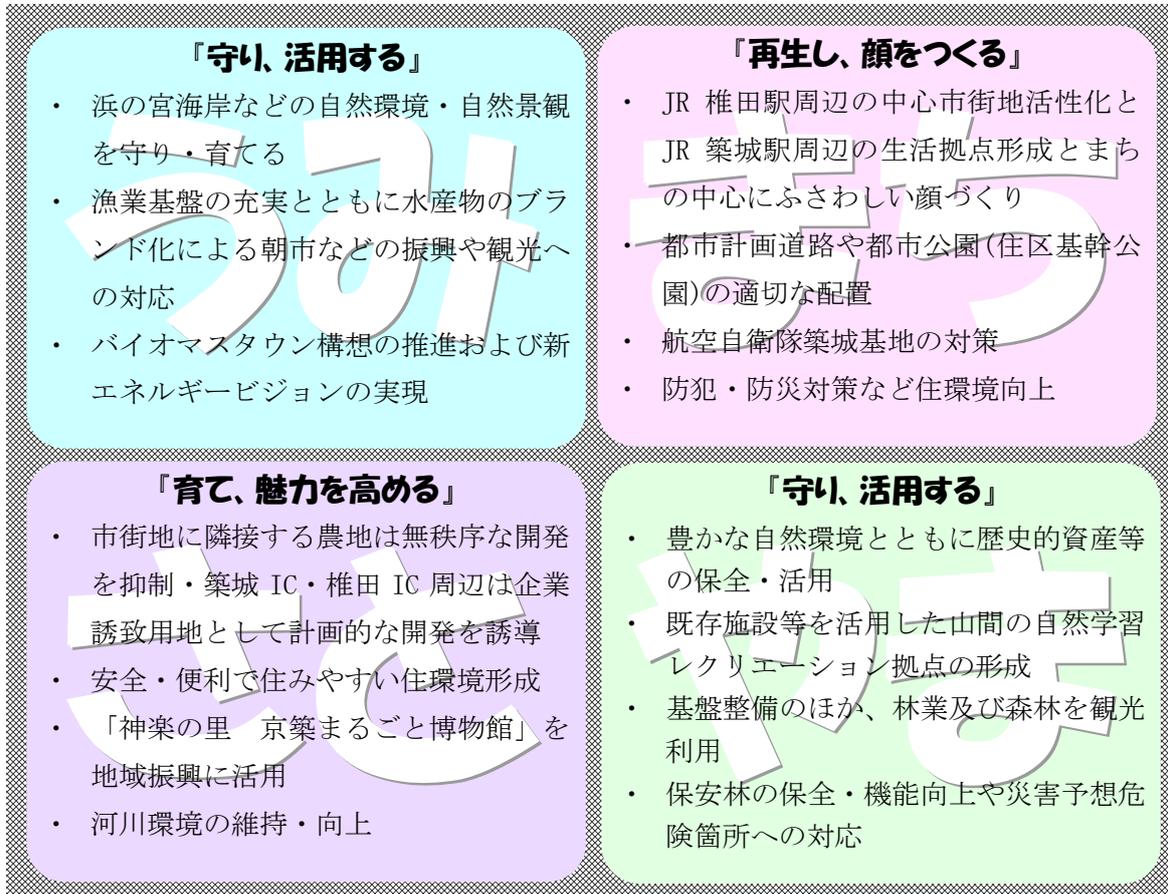


図 都市づくりの課題図

第5章 都市づくりの理念と基本方針

1. 都市づくりの理念

1.1 都市づくりの方向性(課題)



1.2 都市づくりの理念

「うみ、まち、さと、やま」と「ひと」が奏でるハーモニー

築上町の資源を守り・活用した豊かな生活の場の創出

本町は、豊かな自然と特産物、地域の文化および広域的な市街地形成状況等をまちの活性化と住みよいまちづくりに活かすために、「うみ、まち、さと、やま」の魅力と繋がりを大切にしまちづくりを展開していきます。

町内においては、少子高齢化と産業の低迷および地域住民への生活サービス等の維持が求められている中で、厳しい社会経済情勢と環境問題への早急な対応などにも考慮して、将来に渡って豊かに住み続けることができるまちを実現するために、できるだけ効率的なまちづくりが求められます。

また、まちづくりの基本に「ひと」を置き、人の活動を支える都市施設や土地利用などを考えていく姿勢を持ちます。

2. 都市づくりの基本方針

2.1 基本方針の整理

<都市づくりの理念>

「うみ、まち、さと、やま」と「ひと」が奏でるハーモニー
築上町の資源を守り・活用した豊かな生活の場の創出

<都市づくりの基本方針>

■基本方針1 『うみを守り・活用した 潤いのあるまちづくり』

- ・海辺の自然環境・自然景観の保全・活用
- ・漁業の振興・観光型漁業の創造のための環境整備
- ・自然と調和した健康増進施設等の有効活用

■基本方針2 『まちを再生した 賑わいと安らぎのあるまちづくり』

- ・中心市街地の活性化とまちの顔づくりのための環境整備
- ・計画的な市街地整備・都市施設整備の実施
- ・航空自衛隊築城基地周辺対策と移転跡地の活用

■基本方針3 『さとを育てた 魅力と活力あるまちづくり』

- ・資源循環型農業の展開と振興・観光型農業の創造のための環境整備
- ・I C周辺の計画的な土地利用の誘導・展開
- ・豊かな住環境を支える生活基盤等の整備

■基本方針4 『やまを守り・活用した ふれあいのあるまちづくり』

- ・森林の保全と歴史的資産等の保全・活用
- ・林業の振興・観光型林業の創造のための環境整備
- ・林間の自然学習・レクリエーション施設等の有効活用

■基本方針5 『うみ・まち・さと・やまをつなぐ、ひと・みち・みず・産業づくり』

- ・伝統芸能(神楽等)を活用した地域コミュニティの再構築のための環境づくり
- ・築上町の一体化を図るためのみちづくり
- ・川を活かした環境軸づくりと環境活動の展開
- ・農林水産業を核とした地域振興・交流促進を支える基盤整備

2.2 基本方針1『うみを守り・活用した 潤いのあるまちづくり』

周防灘と沿岸部は、本町に豊かな自然と豊富な資源および活動の場を提供してくれます。将来にわたり、「築上のうみ」を大切に守り、その恵みを有効に活用して潤いのあるまちを実現していきます。

また、「うみ」は自然循環の源であり、「うみ」を守ることは、本町のすべての環境を守り、環境に優しい生活や産業活動および循環型社会を実践することに繋がります。

2.2.1 海辺の自然環境・自然景観の保全・活用

浜の宮海岸のクロマツ林をはじめとして、海岸線の自然環境を積極的に保全していきます。また、「筑豊県立自然公園」に指定されている沿岸部は自然環境と自然景観の保全を図り、本町および筑豊地域の海岸線の魅力向上に努めます。特に八津田海岸や椎田海岸、浜の宮海岸のクロマツと白浜および周防灘が作る景観を守り育てていきます。

2.2.2 漁業の振興・観光型漁業の創造のための環境整備

「豊前海一粒かき」やあさりなどの特産品を中心とした漁業の振興を図るため、ブランドの知名度向上を図るほか、八津田漁港および椎田漁港などの利便性を高め、有効に活用していきます。また、漁港で開催される朝市や潮干狩りなどをより一層アピールするほか、体験学習への対応など都市・農山漁村交流の推進による地域活力の向上を目指します。

2.2.3 自然と調和した健康増進施設等の有効活用

浜の宮海岸を中心としたエリアは、潮干狩りのほか、サン・スポーツランド浜の宮、椎田海洋センタープール、椎田体育館等があり、本町のスポーツ・レクリエーションの拠点地区を形成しています。豊かな自然環境と一体的に諸施設が立地しており、本町の大きな魅力の一つになっています。豊かな自然環境の中で健康増進やレクリエーションおよび町民の交流を図ることができるという恵まれた状況を今後も積極的に活用していきます。



2.3 基本方針2『まちを再生した 賑わいと安らぎのあるまちづくり』

本町の市街地部は、交通網で東西に連携し京築地域の拠点を分担する役割と、東西方向の繋がりによる町民の中心地としての役割、および旧町の2つの中心地の連携と一体化による賑わいの創出といういくつかの役割が期待されます。

一方で、駅周辺を中心とする中心地での人口減少が顕著であり、住環境の向上等によるまちなかの再生により、賑わいと安らぎのあるまちを実現していきます。

2.3.1 中心市街地の活性化とまちの顔づくりのための環境整備

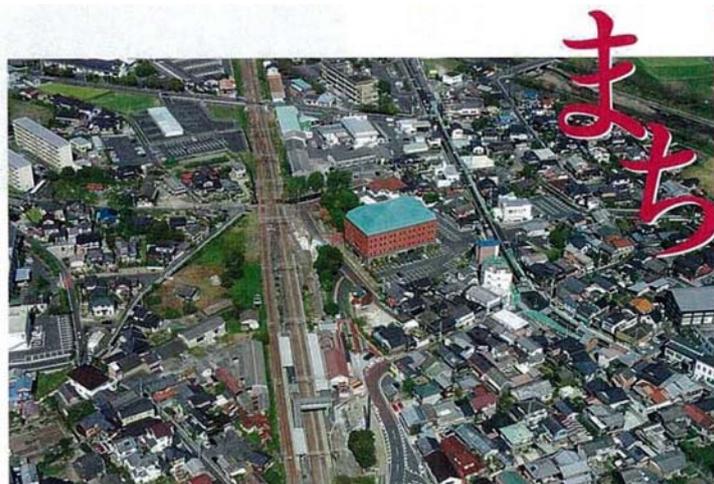
椎田駅と築城駅の周辺は、生活サービス機能の充実と町の顔づくりを重点的に実施していきます。椎田駅周辺は本町の中心にふさわしい環境づくりに努めるほか、築城駅周辺は計画的に市街地環境の向上を図り、まちなかの魅力を高めていきます。中心市街地には、現状でも行政施設をはじめとして、文化、交通などの施設がコンパクトに集まっているほか、桜並木などの魅力的な景観もあり、それらを活かしながら生活環境や交通アクセスの向上を図り、中心市街地の活性化と築上の顔づくりを行います。

2.3.2 計画的な市街地整備・都市施設整備の実施

東西方向の広域的な交通軸と南北方向の生活軸という本町の特徴を活かしながら、効率的な都市施設整備と市街地整備を実施します。特に、築城 IC や椎田 IC と市街地を結ぶ交通ネットワークを確保することにより、広域交通軸と生活軸の両方の利便性を高めていきます。また、安全・安心・快適なまちを実現するために必要な市街地整備を計画的に実施していきます。

2.3.3 航空自衛隊築城基地周辺対策と移転跡地の活用

基地周辺については、防音対策等の環境整備を推進します。また、基地周辺移転跡地の土地利用は騒音や建築制限等の状況を考慮しながら、将来を見据えた活用方法を検討していきます。なお、メタセコイアの林は、本町の特徴的な景観として保全するとともに、「メタセの杜」とともに魅力ある資源として活用していきます。



2.4 基本方針3『さとを育てた 魅力と活力あるまちづくり』

本町の市街地と山間部を結ぶ農地エリアは、最も本町の魅力が発揮されやすい場所であるといえます。資源循環型農業の推進と農業振興および新しい産業を創造するための土地利用の誘導をバランスよく実施することにより、本町の魅力を引き出し、活力あるまちを実現していきます。

2.4.1 資源循環型農業の展開と振興・観光型農業の創造のための環境整備

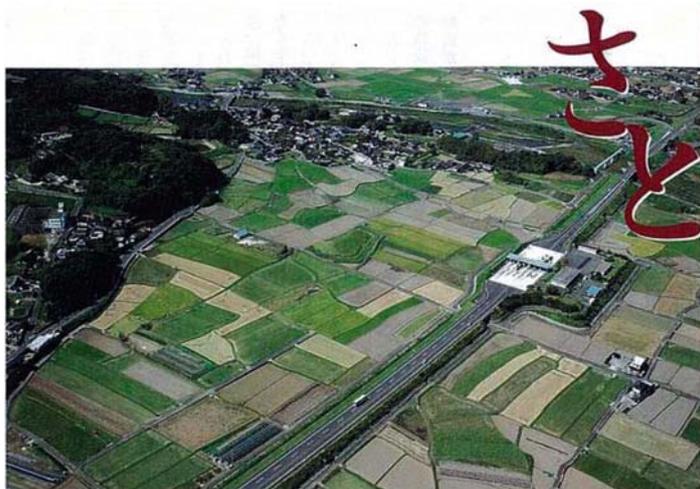
レタスやスイートコーン、いちご、いちじくのほか、ブランド米である「豊築宝(ゆきほ)」など豊富な特産品を活かした農業振興と資源循環型農業の推進を図ります。農業環境の改善方策の一つとして、農業法人等による農地・農作業の集約化など、経営強化や耕作放棄地解消等を推進します。また、農業生産以外の農業の役割を見つめなおし、体験学習への対応や観光に対応した地場産業の育成など、農業体験等を通じた都市・農山漁村交流の促進による地域活力の向上を目指します。また、食育や地産地消にも積極的に対応します。

2.4.2 IC周辺の計画的な土地利用の誘導・展開

築城 IC および椎田 IC 周辺については、新しい産業創出の為の開発適地と位置づけ、計画的な土地利用の誘導・展開を図ります。非常に厳しい社会経済情勢の中で、次世代に向けた産業展開のための用地を計画的に確保していくことは地域振興にとって非常に重要な取組であると位置づけます。

2.4.3 豊かな住環境を支える生活基盤等の整備

広がる田園の中に史跡や歴史ある社寺が点在しているほか、中心市街地近郊のゆとりある住宅地が点在しており、自然環境と都市的環境の両方に接し、歴史的資源も有する恵まれた住環境を保全するとともに、生活利便性と安全性の向上を図ります。また、地域コミュニティと地域文化を重点的かつ積極的に保全・活用することにより、豊かな生活を実感できる環境を確保します。



2.5 基本方針4 『やまを守り・活用した ふれあいのあるまちづくり』

耶馬日田英彦山国定公園にも指定されている町南部の山間部は、豊かな緑と水の自然環境と、中世の山城などの歴史資源および魅力ある自然景観を有しており、これらを保全・活用することにより、本町らしい自然・歴史とのふれあいを実現していきます。

また、豊かな山を活用した産業の振興を図っていきます。

2.5.1 森林の保全と歴史的資産等の保全・活用

森林は、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など多面的機能を有しており、その機能を十分に発揮させるためにも保全を図ります。また、不老山正光寺や月光山天徳寺および城井ノ上城址などの歴史資源や、城井溪谷や本庄の大楠などの豊かな自然環境を有しており、それらを保全するとともに本町の個性と魅力として積極的に活用していきます。

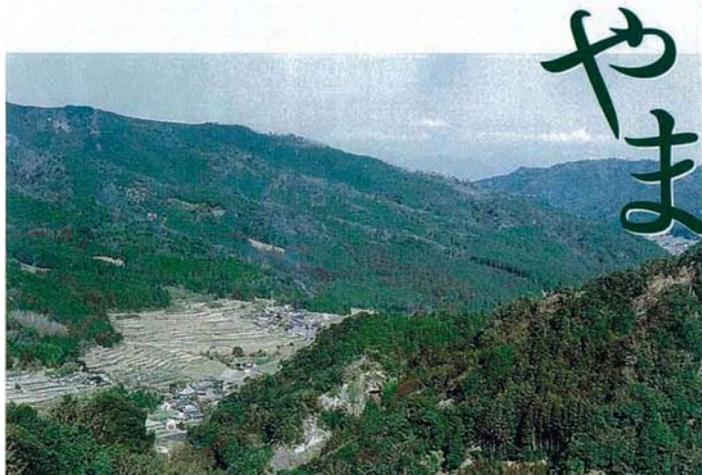
2.5.2 林業の振興・観光型林業の創造のための環境整備

本町の林業は縮小傾向にあります。京築ヒノキなどのブランド力を高めるほか、林道や作業道の整備など林業を支える基盤の充実等により林業の振興を実現していきます。また、物産施設や林業体験等の観光への対応など都市・農山漁村交流の推進による地域活力の向上を目指します。

林業の振興は山林の保全にも直接関わる重要な土地利用誘導施策として位置づけます。

2.5.3 林間の自然学習・レクリエーション施設等の有効活用

森林浴百選にも選ばれた牧の原キャンプ場、龍城院キャンプ場のほか、九州自然歩道も整備されています。また、研修施設ビラ・パラディが立地しており、豊かな自然環境を実感できる自然学習・レクリエーションの場が整っています。これらの施設の有効活用を図ることにより、本町の「やま」の魅力をより一層高めていきます。なお、山林の自然学習・レクリエーション利用を産業振興等にも繋げていきます。



2.6 基本方針5『うみ・まち・さと・やまをつなぐ、ひと・みち・みず・産業づくり』

本町の個性と魅力を生み出す「うみ・まち・さと・やま」の連携によって、より高いまちづくりの効果が期待されます。「うみ・まち・さと・やま」をハード・ソフトで結ぶ「ひと・みち・みず・産業」を充実することにより本町のまちづくりを進めていきます。

2.6.1 伝統芸能(神楽等)を活用した地域コミュニティの再構築のための環境づくり

伝統芸能の伝承等を地域コミュニティの再構築に活用し、高齢者から子供までが一緒になって地域活動に取り組む環境づくりを検討します。また、伝統芸能等発表の場として各施設や行事を利用し、町民の交流機会の増大と本町の文化のアピールおよび「神楽の里づくり推進協議会」等との連携など個性ある地域づくりを推進します。

2.6.2 築上町の一体化を図るためのみちづくり

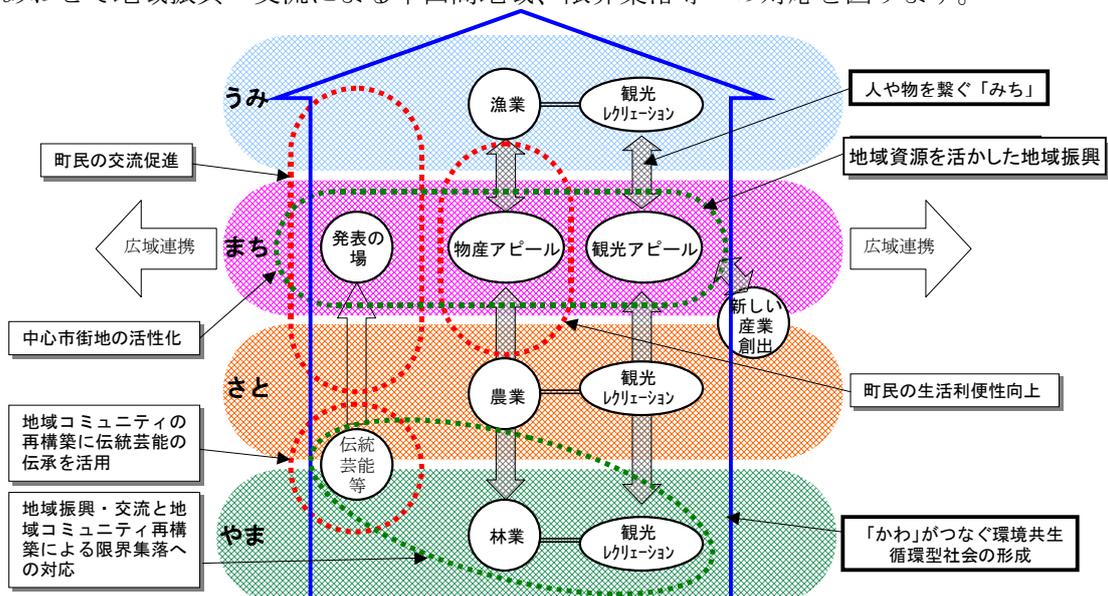
「うみ、まち、さと、やま」を南北に結び、人の動きや物流を支える「みち」を適切に配置することにより、農林水産業の振興と都市・農山漁村交流を柱とした地域振興を図ります。また、コミュニティバス等の公共交通機関の充実を図ります。

2.6.3 川を活かした環境軸づくりと環境活動の展開

「やま」から「うみ」に流れる「かわ」は本町の環境共生のシンボルです。「かわ」の環境を大切にしまちづくりを実施することにより、本町全体の環境共生のまちづくり・循環型社会の実現を図ります。また、環境を活かすことにより産業や観光の振興、地域文化の醸成を図ります。

2.6.4 農林水産業を核とした地域振興・交流促進を支える基盤整備

農林水産業の振興を図るとともに、物産アピールの場を効果的に確保することにより、町民の生活サービスにも寄与する総合的な産業振興を図ります。また、地域コミュニティの再構築とあわせて地域振興・交流による中山間地域、限界集落等への対応を図ります。



第6章 将来都市構造

1. 将来都市構造の基本方針

都市構造とは、都市の骨格的な自然要素や土地利用をベースとして、都市機能の配置の概念を簡単に表したものであり、将来都市構造とは、現在の都市構造に将来像の要素などを加味したものです。以下に、将来都市構造の基本方針を示します。

「うみ・まち・さと・やま」の個性と魅力を活かしながら、それぞれの繋がりを強めた築上町の将来都市構造を形成していきます。

特に、住民の生活水準に直接影響する合併以前の中心地として住民サービスを担ってきた椎田駅・築城駅周辺の市街地について、それぞれの地域特性を活かした再生を図るとともに連携を強め、一体性を高めることで築上町全体の地域活力を向上させていきます。

1.1 都市構造の現状と課題

本町は、北部の周防灘から南部の山間部まで、恵まれた自然環境に包まれた「うみ・まち・さと・やま」により構成されています。

東西方向に連携している広域交通網に沿って市街地が形成され、南北方向に繋がる道路や河川により、「まち」と周辺地区が結ばれています。

本町は、椎田町と築城町が合併して誕生しており、現状では旧町の生活単位が色濃く残っています。今後は、町民の生活利便性を高め、より便利で快適に生活できる環境を形成するために、全町を一体的に捉えたまちづくりが求められています。

1.2 都市構造の基本方針

1.2.1 「うみ・まち・さと・やま」を活かした土地利用と都市機能を充実

「うみ」…海の恵みを享受し、既存施設等の有効活用を図った臨海部の交流拠点形成します。

「まち」…椎田駅周辺と築城駅周辺の個々の中心性を高め、本町の中心地としての機能強化を図ります。

「さと」…農地や集落地の環境を維持・向上するほか、新しい産業の立地を誘導する拠点等を形成します。

「やま」…豊かな自然環境と既存施設等の有効活用を図った山間部の交流拠点形成します。

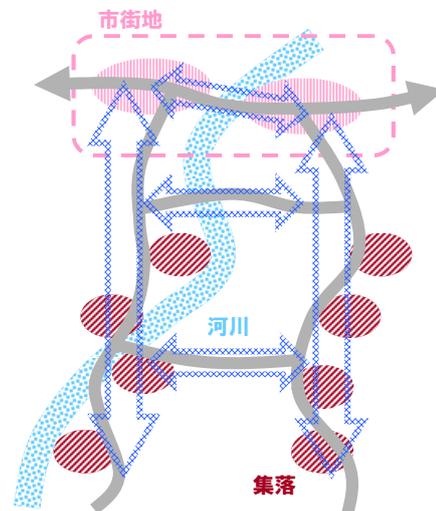
1.2.2 「うみ・まち・さと・やま」のつながりの強化

●ひとやものを繋ぐ軸の形成…

既存道路などを活用して、町全体をネットワークします。特に、南北方向の生活軸を充実することにより、本町の魅力の一体化を促進します。

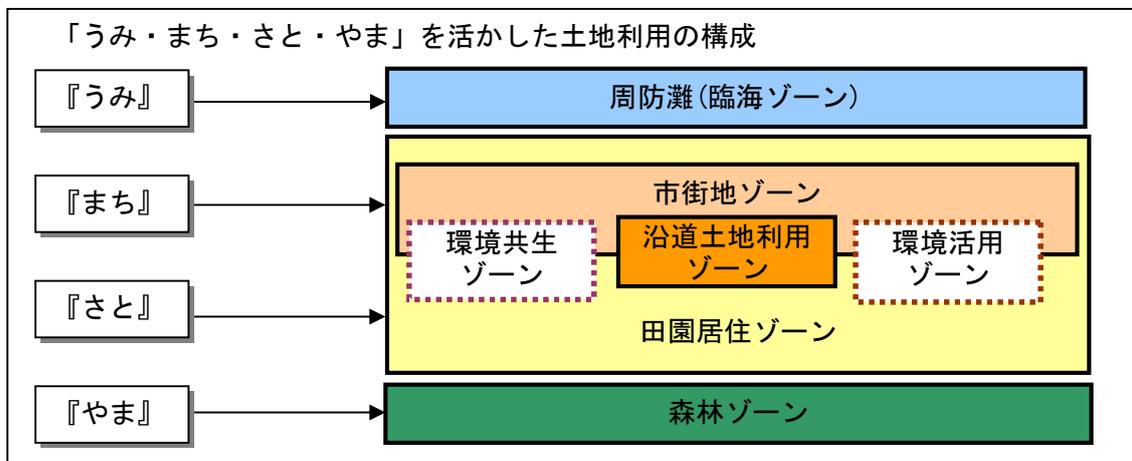
●みずとみどりを繋ぐ軸の形成…

本町を流れる河川を活用して、山間部から臨海部へとつながる自然環境の繋がりを確保します。特に、城井川は本町の自然環境ネットワークのシンボルとして、積極的な保全・活用を図ります。



2. 土地利用構成

2.1 土地利用構成(ゾーン区分)の考え方



本町の「うみ・まち・さと・やま」の個性と魅力を活かすために、それぞれに対応した土地利用ゾーンを構成します。これにより、自然環境と都市環境の調和と利便性の高い市街地形成が両立したコンパクトな都市づくりを実現します。

2.2 ゾーン別将来土地利用

2.2.1 周防灘(臨海ゾーン)

周防灘の持つ豊かな海洋資源の保全・活用を図ると共に、河川流域の環境対策も含めた自然環境の保全・向上に努めます。また、沿岸部の砂浜なども積極的に環境の維持・向上を図ります。

2.2.2 市街地ゾーン

国道 10 号と主要地方道椎田勝山線に囲まれた区域は、本町の中心的な市街地を形成すべきゾーンと位置づけ、「市街地ゾーン」を形成します。

「市街地ゾーン」は、椎田駅前・築城駅前の市街地周辺について、本町の生活の中心地にふさわしい市街地環境の向上を図ります。

2.2.3 田園居住ゾーン

市街地ゾーンの周辺は、農地と集落地の環境を維持・向上した「田園居住ゾーン」を設定します。

「田園居住ゾーン」は、農地や自然環境の保全を図りながら、市街地ゾーンへのアクセス性を高めるなどにより、集落地等の生活利便性を高めていきます。

2.2.4 沿道土地利用ゾーン

合併以前の各地域の中心地である地域生活文化拠点に近接する国道 10 号と主要地方道椎田勝山線の沿道は、「沿道土地利用ゾーン」に位置づけ、沿道サービス施設等の計画的な立地誘導を図ります。

2.2.5 環境共生ゾーン

城井川と岩丸川に挟まれた区域は、2つの河川とともに、森林と海を繋いでおり、本町の中央部に位置する環境帯としての役割が期待されます。したがって、「環境共生ゾーン」と位置づけ、河川などと一体的に自然環境の向上と環境共生の取組みを図っていきます。

2.2.6 環境活用ゾーン

基地周辺部は、将来的な社会経済情勢等に柔軟に対応し、観光・交流などの機能を展開していくための候補地として活用を検討します。

「環境活用ゾーン」は、積極的な土地利用は見送り、将来の柔軟な土地利用の展開に備えて、現在の環境を維持・保全していくものとします。

2.2.7 森林ゾーン

町南部の山間部は、自然環境と歴史的資産の保全・活用を積極的に図る「森林ゾーン」として位置づけます。

「森林ゾーン」は、現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、既存施設等の効果的活用を図ることにより、新しい産業創出や観光の振興を目指します。

また、森林は産業資源としても重要であり、林道整備等の林業基盤の充実を図ります。

3. 都市軸および都市拠点配置

3.1 都市軸配置

「うみ・まち・さと・やま」を結び、本町の魅力を創出する都市軸を設定します。

- 広域交通軸…広域圏との東西の繋がりを強化します。
- 産業交流軸…ICと街なかを結び、産業創出を促進します。
- 街なか環状軸…椎田駅周辺と築城駅周辺を環状に結び、「まち」の一体性を高めます。
- 生活軸…「うみ」、「さと」、「やま」と「まち」を結び、生活の利便性を高め、交流を促進します。

3.1.1 広域交通軸

国道10号および東九州自動車道およびJR日豊本線を「広域交通軸」に位置づけ、広域圏の繋がりを強化します。

東九州自動車道の整備を促進し、高速交通体系の確立による広域交通ネットワークの充実を本町の発展に活用できるようにしていきます。また、JR築城駅およびJR椎田駅のアクセス性・利便性を高めます。

3.1.2 産業交流軸

築城IC・椎田ICと街なかおよび国道10号を結び、高速交通体系を町内の交通網を直結する「産業交流軸」を設定します。

「産業交流軸」は、ICを活用した新産業の立地を誘導し、既存産業を活性化する骨格軸と位置づけ、沿道土地利用の誘導を図ります。

3.1.3 街なか環状軸

国道10号、主要地方道椎田勝山線、県道黒平椎田線および県道寒田下別府線(産業交流軸)を椎田駅周辺と築城駅周辺の一体性を高める主要生活道路と位置づけ、「街なか環状軸」を設定します。

「街なか交流軸」は、椎田駅周辺・築城駅周辺の中心地のほか、町内の主要な公共公益施設等を結び、町全域から街なかへのアクセス利便性を高める主要道路として交通利便性・安全性の向上を関係機関との連携を図りながら取り組みます。

また、「街なか交流軸」の内側で将来的な市街地形成を誘導し、コンパクトで利便性の高い市街地を形成します。

3.1.4 生活軸

市街地と山間部を結ぶ県道等を中心とした主要道路を「生活軸」に設定し、町内全域から中心地へのアクセス性の向上を図ります。

3.2 都市拠点配置

「うみ・まち・さと・やま」の魅力を高める拠点を形成します。

「うみ」…臨海部の交流・レクリエーション拠点

「まち」…地域生活文化拠点、産業・文化交流拠点

「さと」…産業拠点

「やま」…山間部の交流・レクリエーション拠点

3.2.1 臨海部の交流・レクリエーション拠点

サン・スポーツランド浜の宮、しいだアグリパーク、綱敷天満宮および各種運動施設などが立地している臨海部は、豊かな自然環境・自然景観を活かしながら、多目的の交流・スポーツ・レクリエーションに対応できる場所として、現在の機能の維持・向上を図ります。

3.2.2 地域生活文化拠点

合併以前の各地域の中心地として住民サービスを担ってきた椎田駅周辺・築城駅周辺は、町民の生活の中心であり、文化活動や町内外の交流の拠点地区と位置づけ、既存施設等を活かした生活サービス・文化交流機能の向上を図ります。

特に、椎田駅周辺は本町の「中心核」に位置づけ、町全体を対象とした機能の充実・集積を優先的に図ります。築城駅周辺は、「地域中心核」と位置づけ、「中心核」と連携して、地域住民の生活サービスの向上を図ります。

また、両駅周辺ともに、駅の利便性向上や居住環境の向上を積極的に図り、便利で安全に住み良い、賑わいのある中心地を形成します。

3.2.3 産業拠点

東九州自動車道の築城 I C・椎田 I C 周辺は、高速交通体系の効果を活用し、本町の将来的な発展に繋げていくための新しい産業の立地を誘導していきます。厳しい社会経済情勢が続く中で、工業・流通のほか、観光や医療・福祉および教育など様々な分野での土地利用展開に対応していきます。

八津田漁港についても、本町漁業振興の中核漁港として位置づけ強化を図ります。

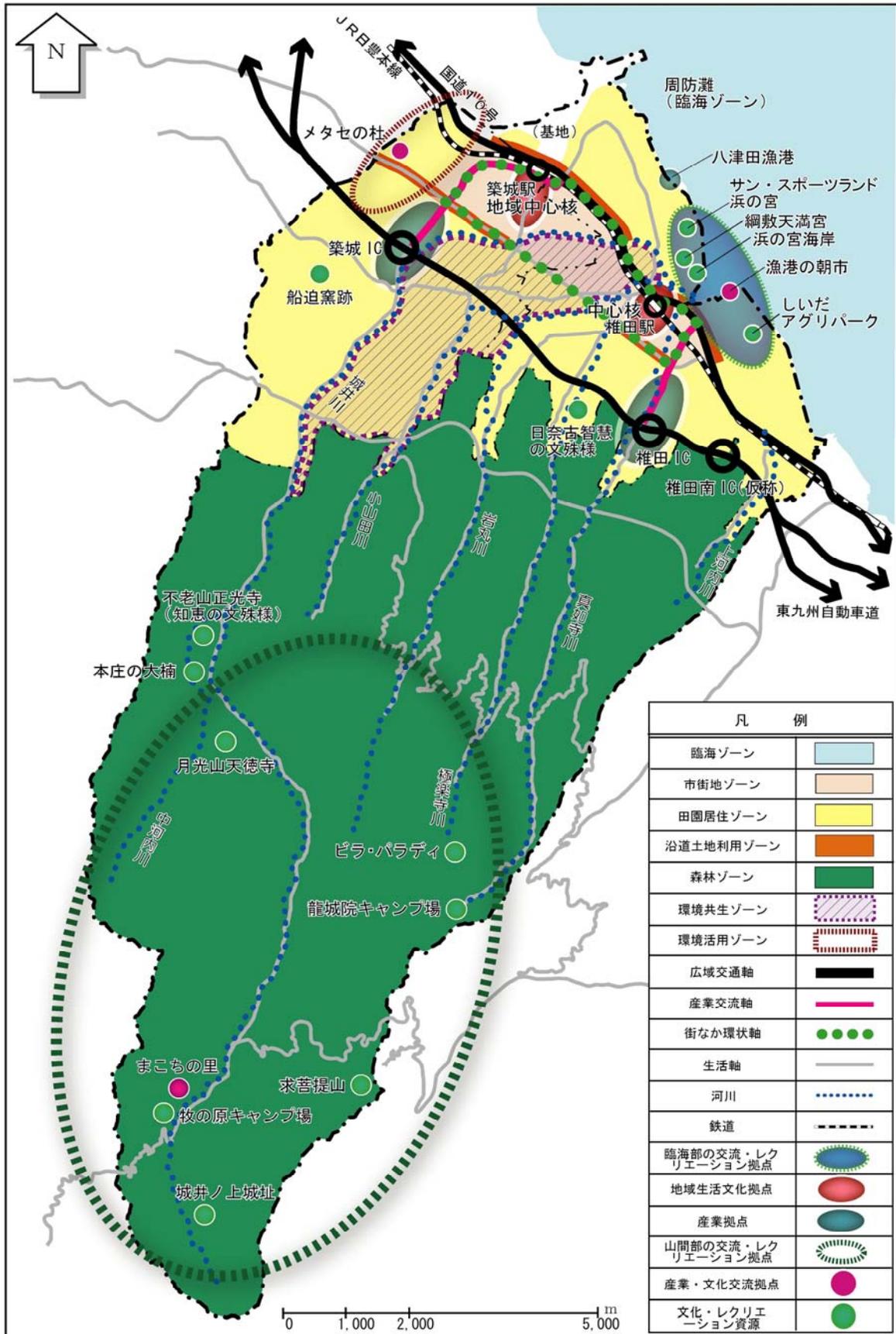
3.2.4 山間部の交流・レクリエーション拠点

求菩提山やキャンプ場、森林とのふれあい施設「ビラ・パラディ」および城井ノ上城址などが豊かな自然の中に点在している山間部は、町内外の人々が自然環境や伝統文化などとふれあい、交流する場所として、現在の機能の維持・向上を図ります。

3.2.5 産業・文化交流拠点

観光物産施設である「メタセの杜」は、年間40万人以上が利用しており、今後も魅力を高めるとともに、「うみ」「さと」「やま」の魅力をアピールする場として、積極的に活用していきます。特に、「漁港の朝市」や「まこちの里」との連携を深め、農林漁業の振興と一体になった物産機能のより一層の強化を図るほか、伝統文化の紹介・体験や町内の観光資源や各種施設等のアピールを実施する場所として活用します。

4. 将来都市構造図



第7章 分野別まちづくり方針

1. 土地利用に関する方針

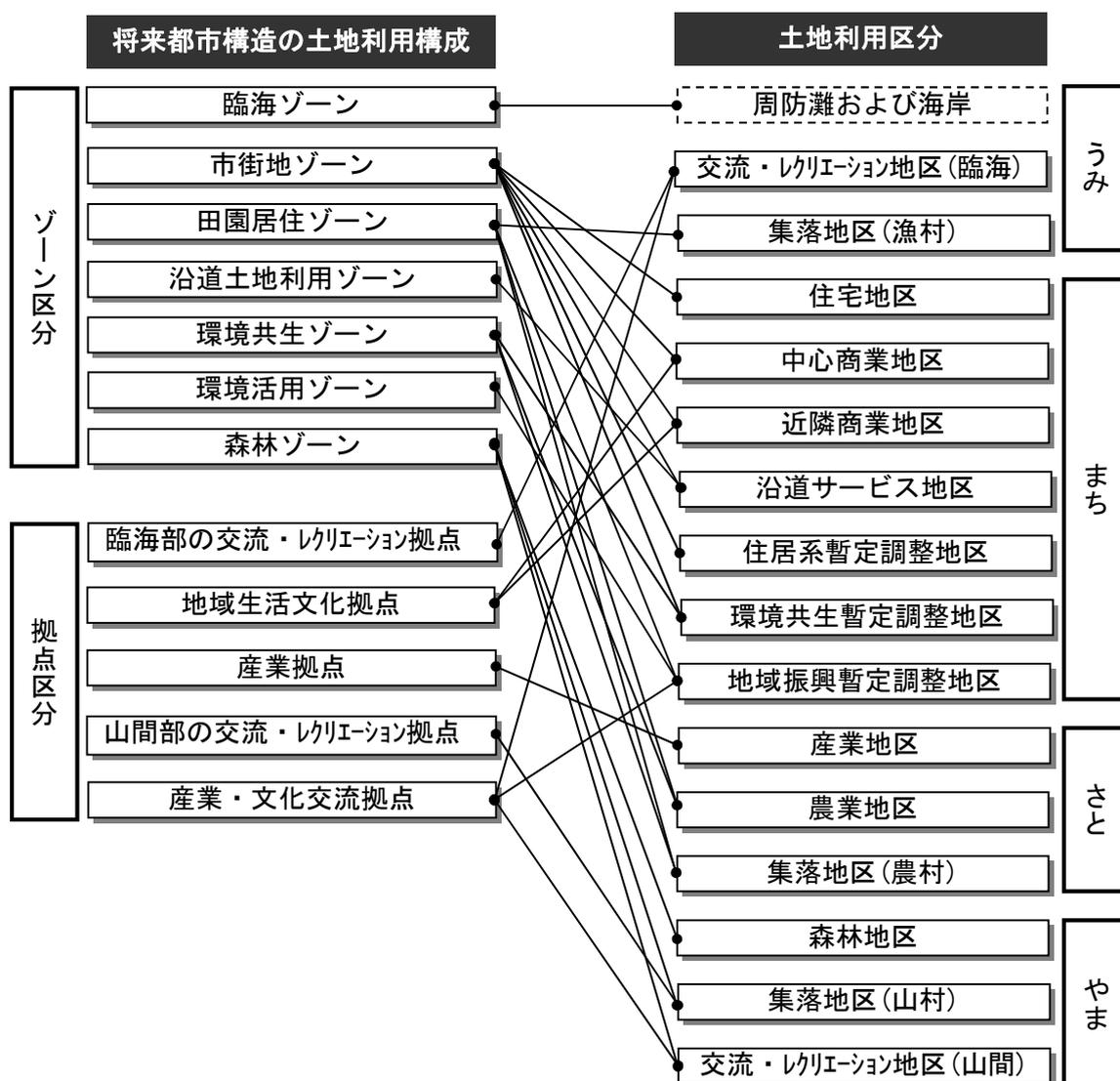
■基本方針

本町の土地利用区分は、将来都市構造の土地利用ゾーンと拠点形成の方針にもとづき、「うみ」「まち」「さと」「やま」の魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。

特に、「まち」は、本町の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなどそれぞれの地域特性に応じた土地利用区分を設定します。

また、自然環境を活かした交流・レクリエーション地区や産業・文化交流拠点等を効果的に配置します。

なお、これら土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域および用途地域の指定等を検討します。



1.1 土地利用方針

1.1.1 「うみ」の土地利用方針

(1) 周防灘および海岸

周防灘の水質環境および「筑豊県立自然公園」に指定された沿岸部やクロマツの林（防風林）などの自然環境の保全・活用を積極的に図ります。

なお、海の環境保全のためには、河川環境や生活排水対策等が非常に重要であり、水循環を考慮した総合的な水資源の保全を図ります。

(2) 交流・レクリエーション地区(臨海)

周防灘に面する区域に立地している「サン・スポーツランド浜の宮」や「しいだアグリパーク」および「椎田海洋センタープール」、「椎田グラウンド・体育館・弓道場・武道館・相撲場」などは、町民のレクリエーション・健康増進の場であるとともに、町民相互および広域的な交流の場として、積極的に施設の活用を図ります。また、各施設等の相乗効果を高め、面的な機能の充実と魅力化および利便性の向上を図ります。

なお、豊築漁協の支所等と連携して、椎田漁港での朝市開催を継続・充実していきます。また、中核漁港である八津田漁港を活用し、消費者との交流拠点としての活用を促進します。

【詳しくは、「1.2.4 産業・文化交流拠点」に記述】

(3) 集落地区(漁村)

西八田漁港や八津田漁港、椎田漁港、西角田漁港を中心とする集落地等は、漁業や農業等と一体的な生活環境の場として、生活利便性・安全性の維持・向上を図っていきます。これらの集落地は、本町の中心地に比較的近いため、中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏を形成していきます。

1.1.2 「まち」の土地利用方針

(1) 中心商業地区

JR椎田駅前の商業地(商業地域および近隣商業地域)は、本町の中心商業地区にふさわしい生活サービス機能の維持・充実を図ります。

また、都市計画道路や駅前広場などの都市基盤整備と一体的に中心市街地の活性化を目指します。

【詳しくは、「1.2.2 地域生活文化拠点」に記述】

(2) 近隣商業地区

J R 築城駅前の既成市街地は、市街地の安全性と市街地環境の向上を図るため、用途地域指定等(準防火地域含む)を想定した近隣商業地区を形成します。また、中心商業地区との機能連携を図り、利便性が高く魅力ある商業地の形成を目指します。なお、近隣商業地区は、計画的な土地利用の誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。

【詳しくは、「1.2.2 地域生活文化拠点」に記述】

(3) 沿道サービス地区

中心商業地区、近隣商業地区に近接する国道10号と主要地方道椎田勝山線の沿道は、広域幹線道路のポテンシャルを活用した沿道サービス施設等の立地を計画的に誘導・促進します。また、町民の生活サービス等にも対応した施設や観光等に対応した施設等(量販店・飲食店など)の立地も計画的に誘導します。なお、沿道サービス地区は、用途地域の指定等は想定しませんが、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な土地利用の誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。

(4) 住宅地区

国道10号と主要地方道椎田勝山線に挟まれた区域(市街地ゾーン)内の商業系地区(商業地区・近隣商業地区・沿道サービス地区)以外の区域は、後述の「調整地区」との土地利用のバランスを図りながら、基本的に低層を中心とした住宅地を形成します。なお、コンパクトな形で住宅地区を形成するものとし、現在の第一種住居地域を住宅地区に設定します。(現在の第一種住居地域内の住宅地利用促進を最優先します。)

住宅地区は、商業系地区に隣接した利便性の高い住宅地として、住環境の保全・向上を図ります。

(5) 住居系暫定調整地区

住宅地区に隣接する「用途地域」以外の区域は、中心商業地区、近隣商業地区との調和を図りながら、営農環境の保全、既存集落の環境向上を図る地区として位置づけ、当面、現状の土地利用を維持する方針とします。なお、住居系暫定調整地区は、無秩序な宅地化を抑制し、将来の計画的な土地利用に対応した調整用地としての役割を担うため、都市計画区域の指定を検討します。

(6) 環境共生暫定調整地区

国道10号と主要地方道椎田勝山線に挟まれた区域(市街地ゾーン)内で、城井川と岩丸川に挟まれた区域は、河川や農地、ため池などの自然環境と社寺等の歴史的環境との調和を図りながら、将来、環境共生住宅や環境関連施設等の立地および環境共生型の公園・広場・水辺空間など、戦略的に環境共生型の都市機能等を展開していくためのシンボリックな地区と位置づけ、当面、現状の土地利用を維持する方針とします。

環境共生暫定調整地区は、無秩序な宅地化を抑制し、将来の戦略的展開に向けた調整用地としての役割を担うため、都市計画区域の指定を検討します。

(7) 地域振興暫定調整地区

基地周辺部は、将来的な社会経済情勢等に柔軟に対応し、メタセの杜との相乗効果を考慮しながら、産業や観光・交流等の機能を戦略的に展開していくための場所と位置づけ、当面、現状の土地利用を維持する方針とします。

地域振興暫定調整地区は、無秩序な開発を抑制し、将来の戦略的展開に向けた調整用地としての役割を担うため、都市計画区域の指定を検討します。

なお、主要地方道椎田勝山線沿いに立地している「メタセの杜」は、既存施設の魅力向上を積極的に図り、本町の観光集客の中心的な拠点を形成します。

【詳しくは、「1.2.4 産業・文化交流拠点」に記述】

1.1.3 「さと」の土地利用方針

(1) 産業地区

椎田IC周辺および築城IC周辺の区域は、農業振興地域整備計画との調整を図り、隣接する農業地区や集落地区との環境上の共存を留意しながら、インターチェンジの利便性をいかした産業立地を促進する場所に位置づけます。

なお、産業地区は、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な土地利用の誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。

【詳しくは、「1.2.3 産業拠点」に記述】

(2) 農業地区

本町の北側の平坦地を中心に広がっている農地は、農業生産の場であるほか、河川等と一体になった自然環境および自然景観の形成などにも寄与しており、農業地区として保全していきます。なお、農業地区は基本的に農用地区域(農振法)に指定されており、計画的な農地の保全を実施していくことにより、農地と宅地の混在を抑制します。また、耕作放棄地は、担い手確保や経営環境の改善・充実とあわせ、農地としての利用を促進します。

【詳しくは、「4.2.2 地域振興のための活動」に記述】

(3) 集落地区(農村)

農業地区に囲まれて存在している集落地は、農地の保全との調和を図りながら、住環境の維持・向上を図ります。

これらの集落地は、本町の中心地に比較的近いこと、コミュニティバスの充実等も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏を形成していきます。

なお、集落地区は、隣接する市街地(「まち」の土地利用)と一体となって、土地利用の規制・誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。(一部、準都市計画区域)

1.1.4 「やま」の土地利用方針

(1) 森林地区

本町の中・南部に広がる山林は、耶馬日田英彦山国定公園に指定された豊かな森林が広がっており、豊かな自然環境と林業資源および水源涵養機能等の維持・向上を図ります。森林地区の大半の区域は、保安林や森林計画対象民有林に指定されており、森林環境の保全と機能向上を図ります。また、急傾斜崩壊危険区域の対策等を実施していきます。なお、森林は産業資源および観光・レクリエーション資源としても重要であり、林業基盤などの持続可能な森林環境の充実と活用を図ります。

【詳しくは、「4.2.2 地域振興のための活動」に記述】

(2) 集落地区(山村)

川沿いを中心に形成されている集落地区は、林業や農業と一体的な生活環境の場として、生活利便性・安全性の維持・向上を図っていきます。

これらの集落地は、本町の中心地から遠く周辺の集落地との一体性も低いため、河川流域ごとに繋がりのある集落地形態を活かすとともに、コミュニティバスの充実も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、生活利便性の向上を図っていきます。

(3) 交流・レクリエーション地区(山間)

龍城院キャンプ場・牧の原キャンプ場やビラ・パラディなどの自然体験型レクリエーション施設を活用するほか、それらの施設の魅力を高める周囲の山林の自然環境の保全を図ります。特に、耶馬日田英彦山国定公園に指定されている本町南部の山林の保全・活用を積極的に図ります。

また、不老山正光寺や本庄の大楠、月光山天徳寺、城井ノ上城址などの歴史・自然資源の保全・活用を図ります。

なお、城井川上流部に位置している「まこちの里」は、既存施設の魅力向上を積極的に図り、山間部での観光サービス拠点としての位置づけを強化します。

【詳しくは、「1.2.4 産業・文化交流拠点」に記述】

1.2 拠点整備構想

1.2.1 交流・レクリエーション拠点

「うみ」と「やま」に交流・レクリエーション拠点を配置し、交流・レクリエーション機能の集積・充実を積極的に図ります。本町の自然・歴史を観光資源や体験学習の場として活用します。また、文化活動や健康増進・スポーツの場を利用した地域コミュニティの充実や町民の交流促進を図ります。

既存施設の有効活用を図り、各施設の連携・機能分担により、面的な利便性の向上や魅力化を図ります。また、周囲の自然環境や歴史的環境および生活文化等を活用したイベントを開催することにより、集客性の向上を図っていきます。

1.2.2 地域生活文化拠点

J R 椎田駅周辺および J R 築城駅周辺について、既存の公共公益施設や生活サービス施設等を活用した便利で賑わいのある本町の中心地を形成します。また、その他の拠点と連携した各種イベント(観光・産業および伝統文化・物産など)を開催し、本町の魅力を発信する地域生活文化拠点として位置づけます。

J R 椎田駅周辺は、本町の中心地にふさわしい商業機能の充実と賑わい創出を図ります。特に、築上町文化会館「コマーレ」を積極的に活用し、文化活動・交流活動の拠点を形成していきます。また、空き店舗の活用や駅前広場や街路整備等に伴う店舗共同化等を促進します。

J R 築城駅周辺は、地域の中心地にふさわしい市街地環境を整えるために、建物用途の誘導と防火対策等を計画的に実施していくことを検討します(用途地域および準防火地域等の指定を検討)。また、地区計画制度の活用による都市施設整備など、地域住民主体によるまちづくりについても検討します。

1.2.3 産業拠点

築城 I C および 椎田 I C 周辺は、流通・生産のほか、広域交通網の活用が期待される各種施設(医療・福祉・教育・商業など)の立地を計画的に誘導し、本町の将来を担う産業集積を目指していきます。

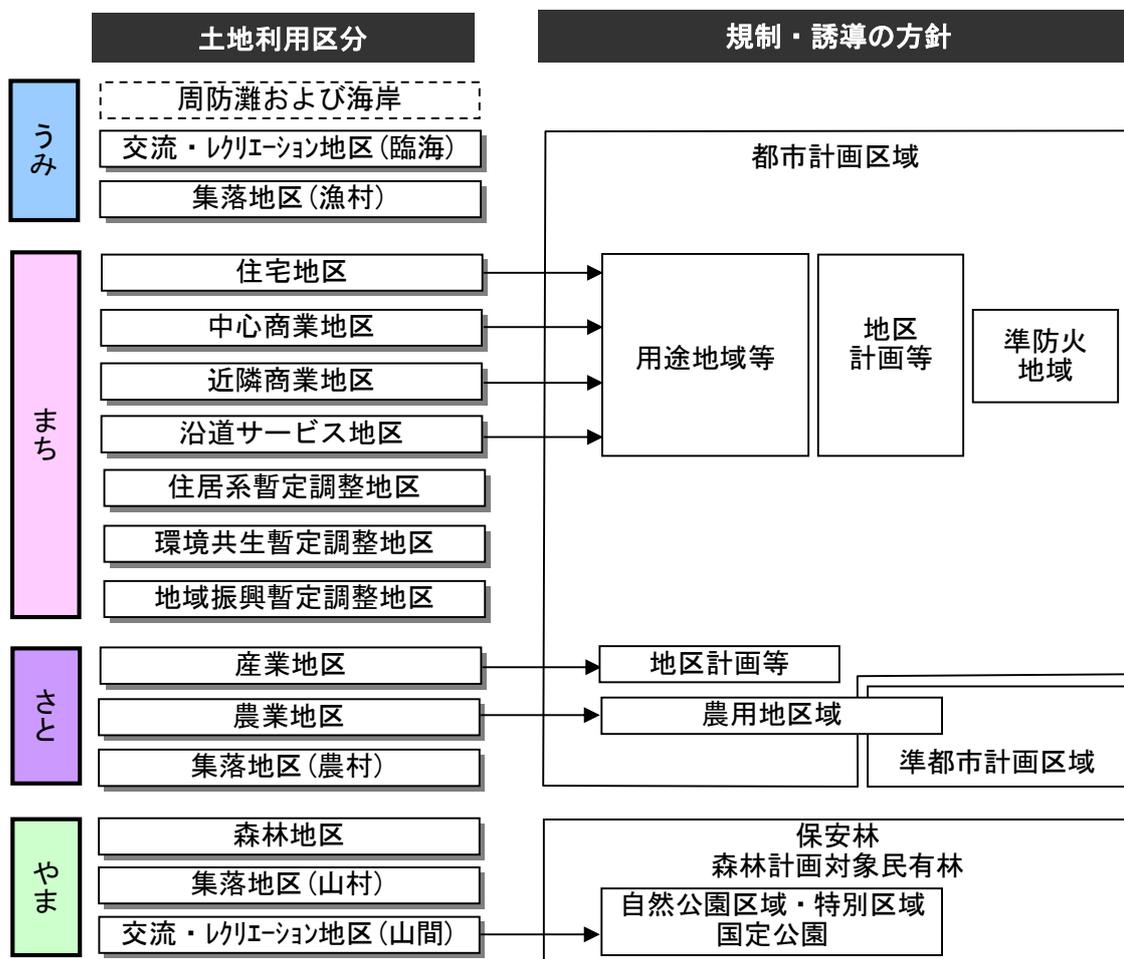
今日の厳しい社会経済情勢を勘案して、I C 周辺の土地利用の方向性を限定せず、新しい時代に合った各種施設の立地に柔軟に対応することができるようにします。また、施設立地動向等を見極めながら、地区計画等による計画的な拠点形成についても検討します。

中核漁港に位置づけられている八津田漁港については、本町漁業振興の拠点として位置づけ強化を図るとともに、消費者との交流拠点としての活用を促進します。

1.2.4 産業・文化交流拠点

本町の「うみ」と「やま」の魅力アピールし、情報発信する場を確保・充実するために、「メタセの杜」を中核施設とし、「漁村の朝市」や「まこちの里」の積極的な活用を図ります。また、それらを一体的に活用し、本町の地場産業などの振興や文化の創造・発信および交流の促進をはかる拠点的功能を確保します。

「漁村の朝市」や「まこちの里」は、観光等に積極的に活用し情報発信を充実するほか、アクセス道や駐車場の確保など環境整備を図ります。「メタセの杜」は、築上町文化会館「コマーレ」等と一体的なイベントの開催等により、他施設等との連携を強め、より一層の施設の魅力化と集客力の向上を積極的に図ります。



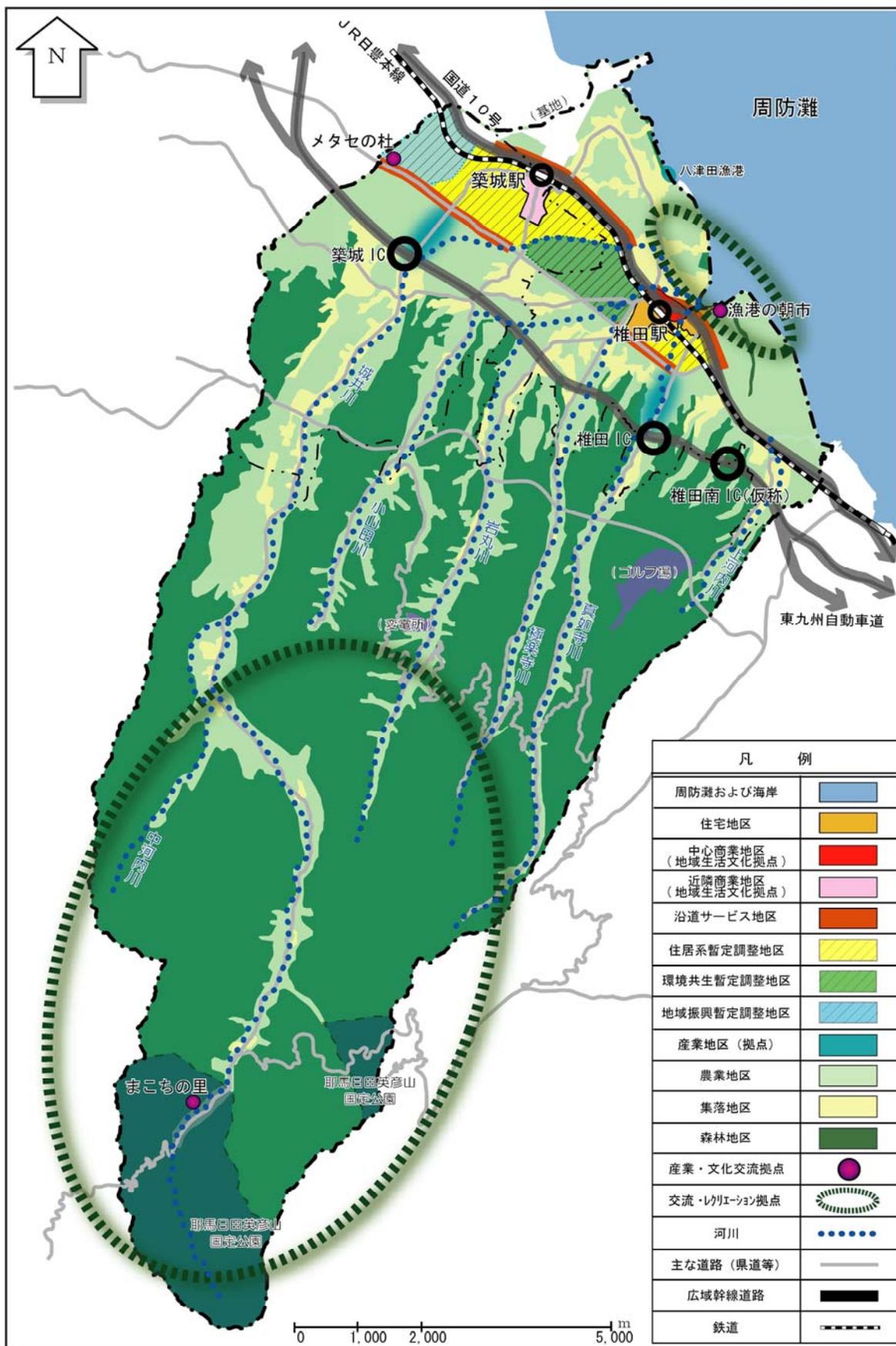


図 土地利用構想図

2. 諸施設配置に関する方針

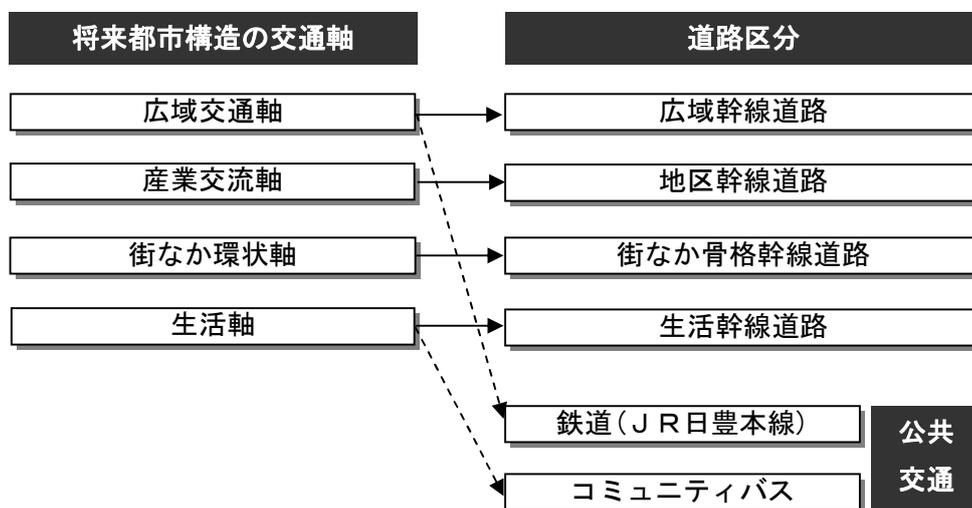
2.1 道路・交通

■基本方針

本町の交通体系は、東西方向の広域的な交通軸と南北方向の町内連携の交通軸により構成されています。

今後も、広域交通と町内交通の有効な連携により、地域振興や町内アクセス利便性の高い交通ネットワークを形成します。

また、駅周辺や幹線道路の歩道のバリアフリー化を推進するほか、コミュニティバスや鉄道利用の利便性を高め、安全・便利に移動できる交通環境を形成します。



2.1.1 広域幹線道路

国道10号および椎田バイパス、東九州自動車道は、京築地域の交流・連携軸であるとともに、九州全体および全国へ繋がる広域交通網です。東九州自動車道の早期整備を促進するほか、未整備区間の整備など国道の交通環境向上等を促進し、利便性の高い広域道路網を確保します。

なお、町内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完する県道の整備を進めます。

2.1.2 地区幹線道路

築城IC・椎田ICと市街地および国道10号を結ぶ県道東八田宇留津椎田線、寒田下別府線および県道黒平椎田線は、企業立地を誘導し、流通を支える産業道路として道路機能の維持・向上を図ります。

なお、整備手法としては、有効な手段である都市計画決定も視野に入れた検討を、関係機関や地域住民意向等を踏まえながら検討します。

2.1.3 街なか骨格幹線道路

本町の市街地の外郭を形成し、JR 築城駅周辺と JR 椎田駅周辺を一体的に結ぶ国道 10 号、県道黒平椎田線、県道寒田下別府線、主要地方道椎田勝山線は、街なかの骨格道路と位置づけ、未整備区間の整備による交通環境の改善・向上と歩行者の安全性確保を優先的に実施します。

特に、主要地方道椎田勝山線は、本町の市街地の東西骨格道路であるほか、「メタセの杜」と中心部を結ぶ主要道路でもあり、生活サービスのほか、観光・産業の面でも重要な道路として位置づけます。

2.1.4 生活幹線道路

県道東八田宇留津線、上河内有安線、求菩提椎田線、黒平椎田線、小山田東八田線、日出野椎田線、寒田下別府線は、市街地と集落地を結ぶ重要な生活幹線道路として、アクセス利便性の維持・向上を図ります。

主要地方道椎田勝山線および県道豊津椎田線は日常生活で重要な東西方向の幹線道路であり、歩道の段差解消などのバリアフリー化の推進など、歩行者の安全性等を考慮した道路環境の維持・向上を図ります。

京築地区広域営農団地農道や広域幹線林道豊築線、主要地方道犀川豊前線は、中山間部を東西に結ぶ道路であり、生活アクセスや産業振興の利便性の維持・向上を図ります。

なお、これらの道路は、観光や地場産業の振興のためにも積極的に利用すべき道路であり、生活の交通と産業・観光の交通の共存を図ることのできる道路の安全性を確保するため、車道の改良や歩道の適正確保等を促進します。

2.1.5 公共交通

(1) 鉄道

本町には、JR 日豊本線の築城駅と椎田駅が立地しており、広域的な公共交通軸として積極的な活用を図ります。また、運行状況の改善やコミュニティバスとの連携による駅へのアクセス利便性の向上などを図り、鉄道利用者の安定的増加を目指します。

(2) コミュニティバス

本町のコミュニティバスは、生活幹線道路を中心に市街地と集落地を結ぶルートで運行しています。今後は、高齢者等の貴重な交通手段として利便性を高めるほか、「街なか骨格幹線道路」を利用した循環ルートの充実などを検討し、コミュニティバスの運行の充実を図ります。

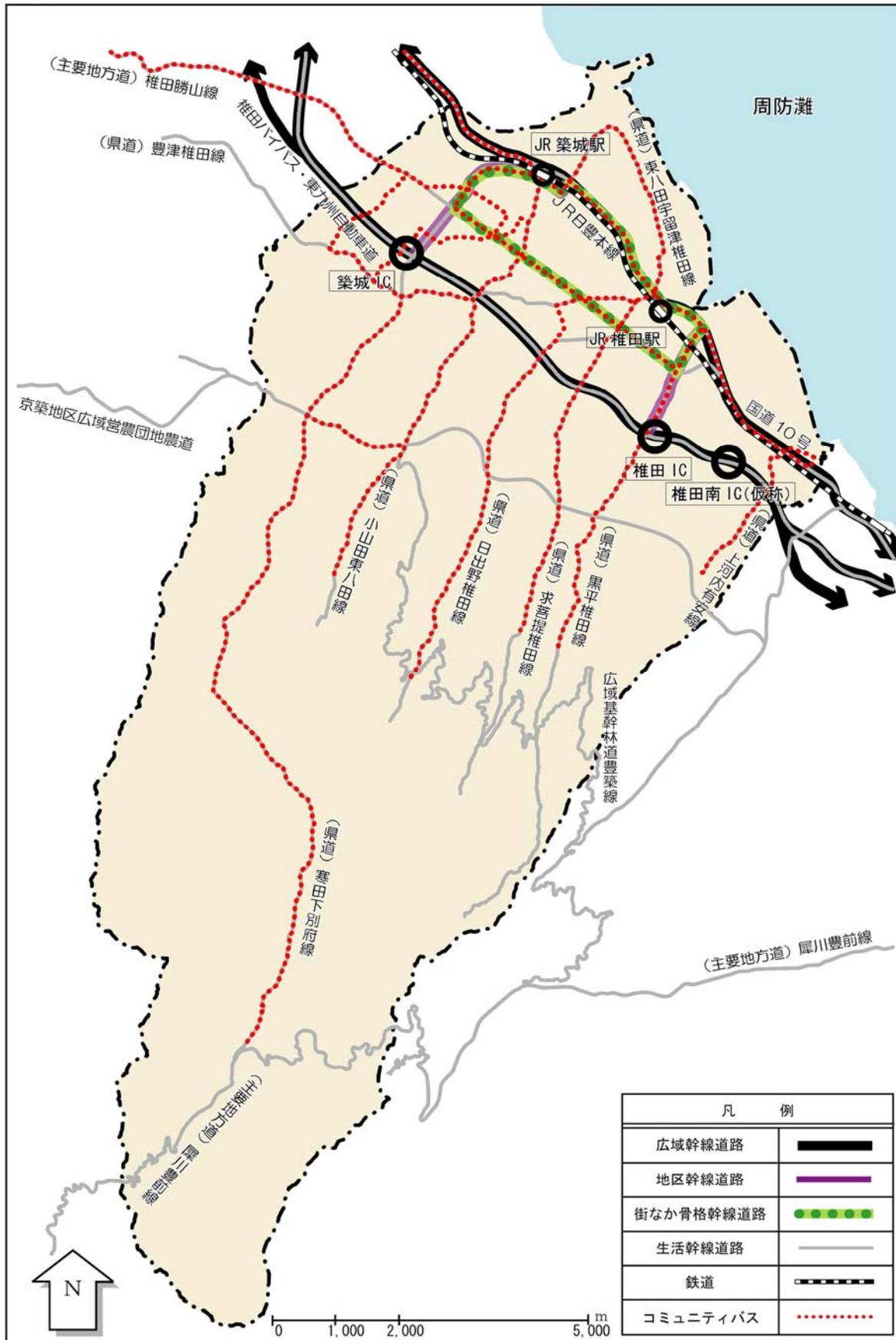


図 道路・交通施設配置構想図

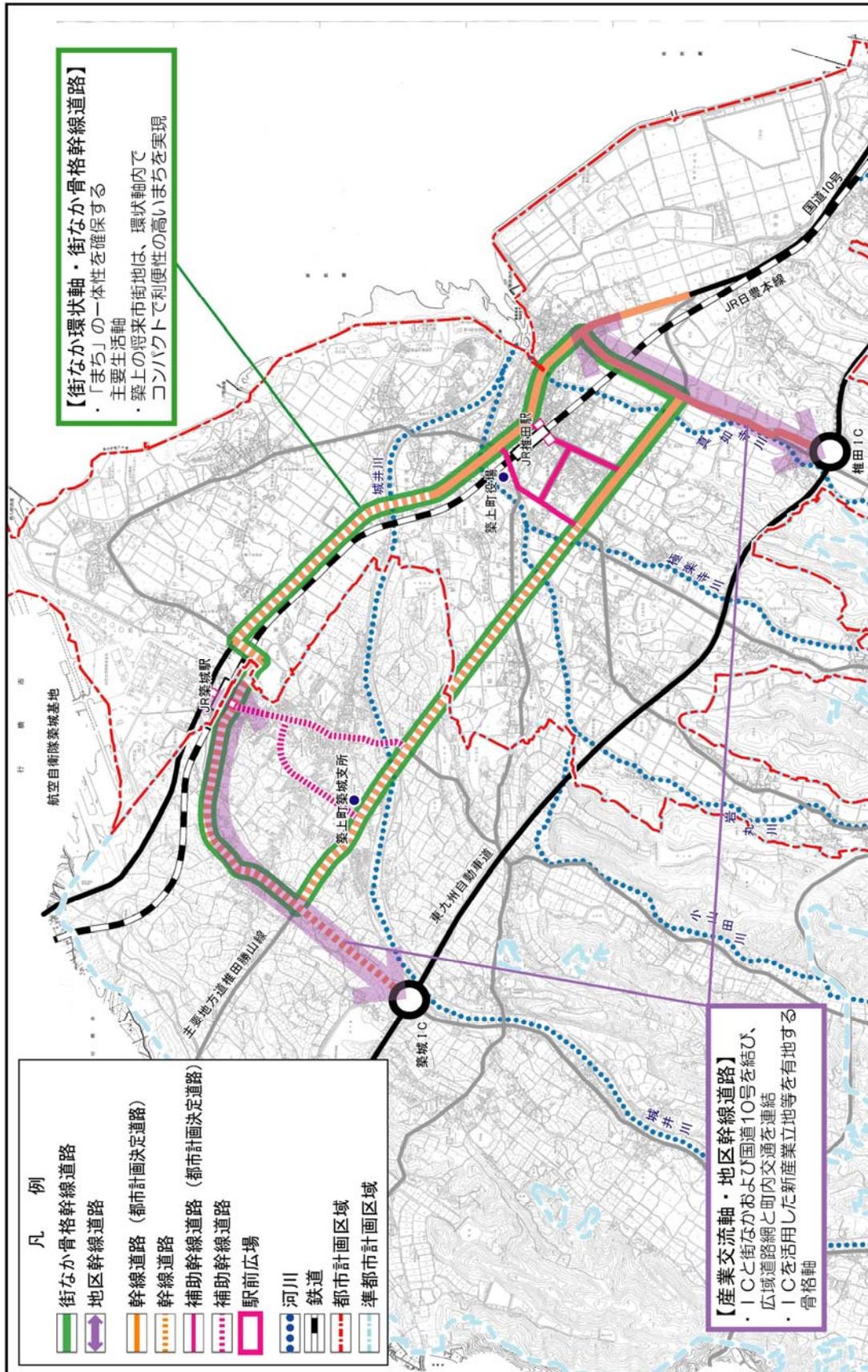


図 市街地部道路網配置構想図

2.2 水と緑

■基本方針

本町の魅力である豊かな自然環境を身近に感じることのできる公園・緑地を確保していきます。また、防災面などの観点からも公園等の適正配置を図ります。

本町の大きな魅力である河川・海辺などの水辺環境を活用し、水と緑が豊かなまちづくりを展開します。

2.1.1 公園・緑地

(1) 公園

既存公園を有効に活用しながら、子供から高齢者までが集い楽しむことのできる公園や広場を街なかを中心に整備していきます。特に、JR 築城駅周辺において、住環境および防災面を考慮した広場等を確保します。なお、整備手法としては、有効な手段である都市計画決定も視野に入れた検討を、関係機関や地域住民意向等を踏まえながら検討します。

また、城井川に隣接して整備されている「ふるさと公園広場」を積極的に活用し、河川や公園・広場および幹線道路歩道などを活用した「水と緑のネットワーク」の中心的施設と位置づけます。

山間部の集落地等についても、地域コミュニティ活動の場の確保および防災への対応(避難施設と連携した公園・広場等の確保)を考慮して、適宜、広場等を整備します。その際、河川環境や森林との一体的活用などを考慮して配置します。

(2) 緑地等

市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。

特に、河川緑地は、桜並木などの保全や河川美化などの環境の向上および活用を図ることにより、より一層の魅力化を目指します。

また、街なかの公共施設などを極力緑化することにより、街なかでの公園・広場整備とあわせて緑地空間の充実を図ります。農地についても、市街地近郊の緑地空間と位置づけ、営農環境の向上にあわせて、農地の保全・活用を図ります。

なお、本町南部の森林地区は、「耶馬日田英彦山国定公園」をはじめとした豊かな自然環境の保全を図り、自然緑地として積極的に活用します。

【詳しくは、「3.1 自然環境」に記述】

2.2.2 河川・ため池・海辺

(1) 河川

本町には、城井川のほか、同支流の中河内川、小山田川、岩丸川、極楽寺川、真如寺川および上河内川が流れており、「やま」から「さと」「まち」を経て「うみ」を結んでいます。また、河川沿いに集落や市街地が形成されており、本町の環境形成軸としての役割を果たしています。

これらの河川は、緑地環境および水質の保全・向上を積極的に図っていきます。特に城井川は、河川環境の保全・活用のシンボルとして、河床の浚渫、掘削等による流量確保など関係機関との連携を図りながら環境の再生に向けて取り組みます。

また、「築上町かわづくり住民会議」等と連携し、川とふれあえる場所の整備や町民が川とふれあう仕組みづくりをおこなっていきます。

なお、治水面では、ハザードマップなどを整備するほか、河川改修にあたっては、自然保護、環境保護のための十分な配慮のもとに実施していきます。

(2) ため池

市街地に隣接する農業地帯に点在するため池は、貯水能力の維持・改善に努め、農業用水としての利活用を推進します。

また、水鳥などの生物に貴重な水辺環境を提供しており、貴重な自然・水辺空間として環境の保全を図ります。

(3) 海辺

周防灘に面した海岸線は、海の水質保全と海岸の美化および環境保全を図るほか、海沿いの遊歩道や休憩施設等を活用した自然に親しむ場の充実を図ります。また、海岸線や松林の保全・活用を図ります。

【詳しくは、「3.2.1 うみの景観」に記述】

2.2.4 水と緑のネットワーク

「ふるさと公園広場」を中心に、「メタセの杜」や「アグリパーク」および「船迫窯跡公園」などを結ぶ水と緑のネットワークを設定します。

水と緑のネットワークは、河川や幹線道路等を利用し、ハイキングやサイクリングで利用できる歩行者交通軸を確保します。

なお、水と緑のネットワークは、日常生活での歩行者軸としての利便性を考慮するほか、観光利用にも積極的に対応します。

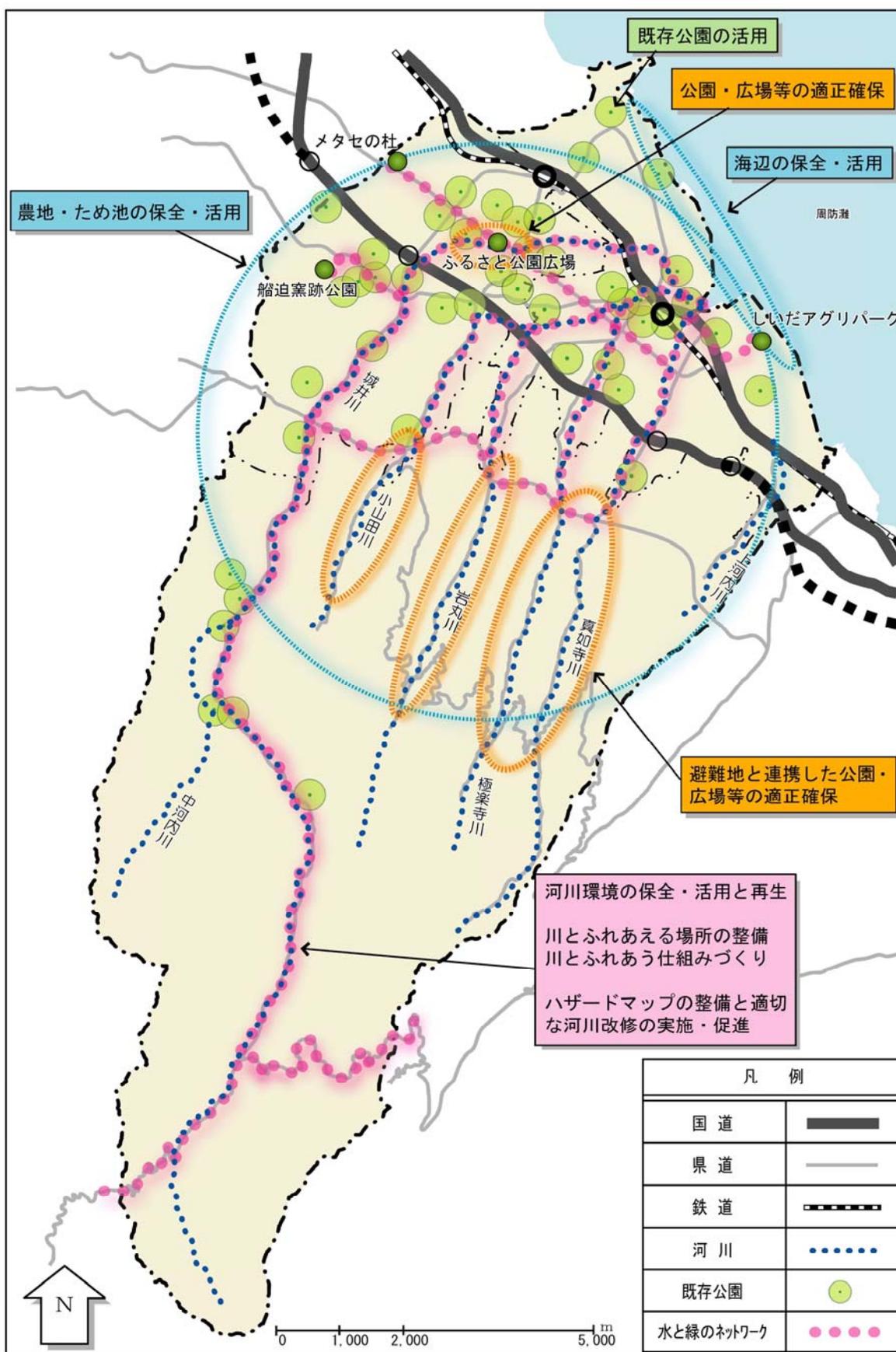


図 水と緑の配置構想図

2.3 その他の都市施設

■基本方針

環境にやさしいまちづくりを実現していくために、環境に配慮した施設整備と既存施設等の有効活用を図ります。

また、「バイオマスタウン構想」の推進による循環型社会の実現を目指します。

2.3.1 下水道等

本町の下水道事業は、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」および「浄化槽市町村整備推進事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全・向上のためにも下水道事業の推進を図ります。

特に、市街地部については、整備区域や事業手法の検討を実施し、できるだけ早期に効果的かつ効率的な方法により下水道整備を推進します。

また、生活用水(上水道・簡易水道)については、伊良原ダムの完成に伴い、安全な水を安定して供給できるように、施設の整備・改修等を推進します。

2.3.2 環境・リサイクル施設等

本町は、「バイオマスタウン構想」を推進しており、バイオ燃料の生産等に向けた取組みを発展させるために、戦略的に施設整備等を展開します。

椎田地域と築城地域で処理方法が異なっていたし尿処理については、「バイオマスタウン構想」による持続可能な循環型農業のさらなる推進や液肥需要増への対応を図るため、既存の有機液肥製造施設（アグリセンター）の拡充により、町のし尿処理方法を統一します。

また、既存の清掃センターやリサイクルプラザを活用し、これら施設との連携を図りながら、資源循環型社会の実現を目指します。

2.3.3 その他公共公益施設

本町は、椎田町と築城町が合併して誕生しており、旧町単位での公共公益施設が立地していますが、順次、適正な公共施設の配置について検討します。

学校の統廃合による空き教室等を文化・教育施設として利用することや、遊休町有地を企業用地に転用すること等を検討します。

なお、公共施設等の有効活用については、利用者や地域住民および関係者等の意見・意向を十分に踏まえながら、計画的に転用を推進していきます。

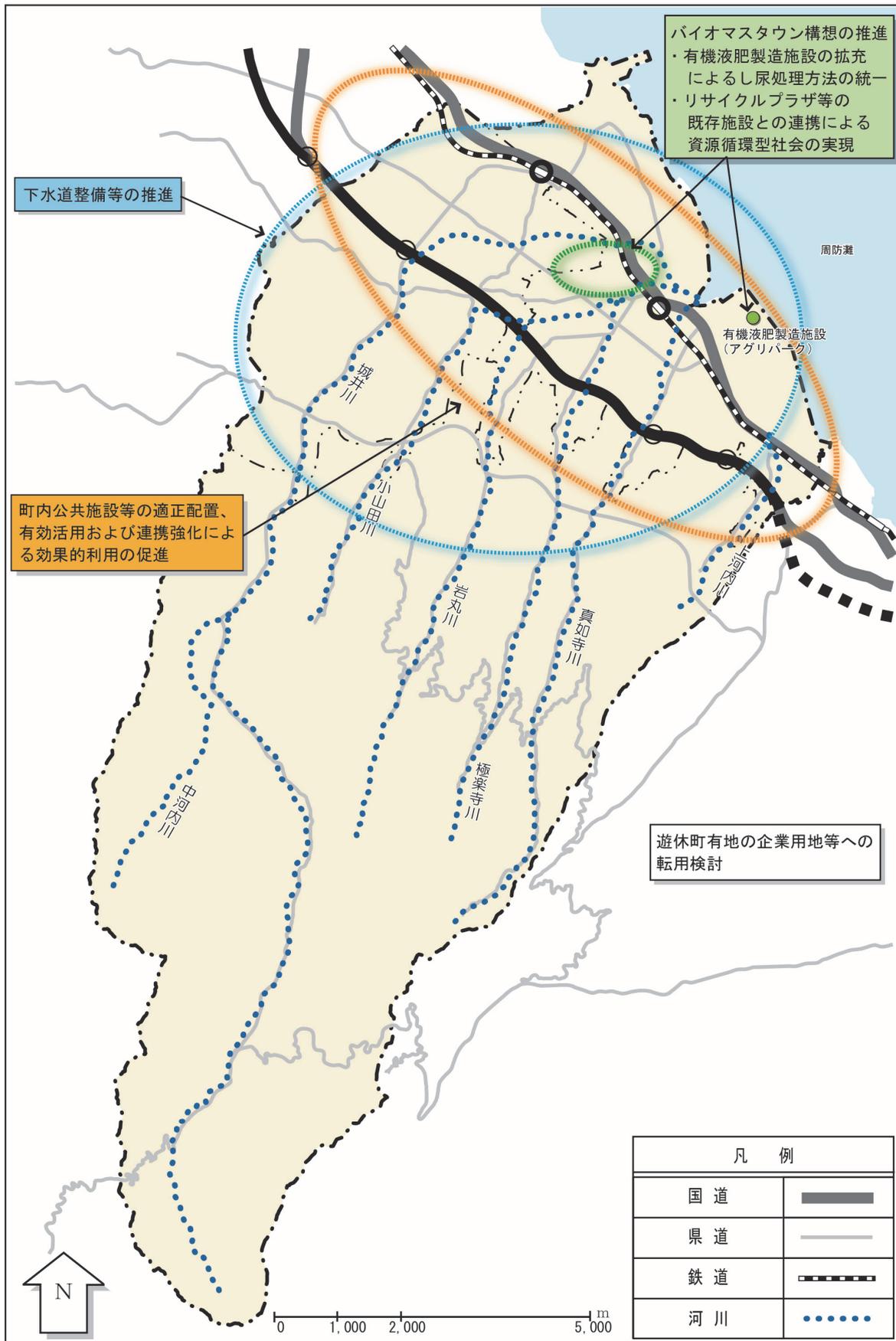


図 その他施設の配置構想図

3. 環境・景観形成に関する方針

3.1 自然環境

■基本方針

「うみ」と「やま」を川が結んでいる本町の豊かな自然環境を守り・育てることは、本町の住環境の向上や観光振興および産業振興など総合的なまちづくりに寄与します。

環境共生の取組みや資源循環型社会の推進のため、自然環境の保全と共生を図ります。

3.1.1 森林等

筑豊県立自然公園に指定されている海岸線や松林の保全・活用を図ります。また、耶馬日田英彦山国定公園に指定されている本町南部の森林は、周囲の保安林等とともに保全と活用を図ります。

森林等の保全のためには、計画的な整備はもちろんのこと、人が森林に入り利用することが必要であり、森林ボランティアのほか、自然体験などを積極的に推進し、「利用される森林づくり」を目指します。また、山間部の棚田は、河川や山林とともに生活や産業と結びついた山間部の豊かな自然環境の重要な構成要素であり、生産機能面だけでなく景観的要素や観光的要素も含めた保全・活用を図ります。なお、既存の交流・レクリエーション施設等を活用しながら、「水と緑のネットワーク」と連携した「利用される森林づくり」を図ります。

3.1.2 水辺空間

城井川をはじめとする河川は、水に触れられる親水空間の整備を図るほか、自然工法を推進することにより、身近な自然環境を活用します。また、「水と緑のネットワーク」を形成するため、遊歩道等の整備を推進します。なお、水質保全を図るために、下排水処理対策を推進するほか、城井川を中心に自然エネルギーの活用を図り、小水力発電などの導入を検討します。市街地内では、桜並木などの保全・活用を図り、豊かな自然を実感できる市街地環境の形成を図ります。海辺は、現在の自然環境や景観を維持・向上し、本町を代表する水辺空間として魅力を高めます。

3.2 景観形成

■基本方針

本町の特徴ある景観を保全・活用するほか、積極的に景観整備を実施することにより、生活環境の向上や地域振興に寄与する「築上町の景色」を創っていきます。

また、「京築連帯アメニティ都市圏構想」に位置づけられた「景観活用プロジェクト」との連携による景観形成を進めます。

※【景観活用プロジェクトの基本的方針】五感で感じる景観づくりと地域力を活かしたまちづくりの推進

- 京築地域の歴史・文化を活かした交流ルートの開発
- まちなか、山間、河川、海岸部の景観保全ルールづくり
- 中山間地と都市部の交流を通じた自然及び景観保全の取り組み
- 京築地域の景観を支える農林水産業を応援する取り組み 等

3.2.1 「うみ」の景観

周防灘を望む海の景観や「筑豊県立自然公園」をはじめとする松林の海岸は、本町を代表する景観として保全・活用を図ります。また、綱敷天満宮や旧中津街道沿いの歴史的建築物等の保全・活用を図り、街道沿いの港町としての歴史的景観を活用します。

なお、サン・スポーツランド浜の宮などの海岸沿いの交流・レクリエーション施設集積地は、周防灘や松林等の自然景観との調和を図りながら、賑わいのある雰囲気づくりをおこないます。

3.2.2 「まち」の景観

J R築城駅前やJ R椎田駅前、本町の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。特に、J R椎田駅周辺は、賑わいと町の魅力を演出するなど本町の中心市街地にふさわしい「顔づくり」をおこないます。市街地では、城井川などの河川を活用し、公園・広場整備や既存公園・広場の活用とあわせて、水と緑が豊かなまちを演出します。

基地周辺（「メタセの杜」周辺）は、メタセコイアの林による特徴的な景観を形成しており、現在の景観を保全するほか、「メタセの杜」や「水と緑のネットワーク」とともに活用します。

3.2.3 「さと」の景観

川と農地と集落地により形成される「さと」の景観を保全するほか、社寺などの歴史的資源を活かした景観整備を図ります。特に、河川を利用した「水と緑のネットワーク」と連携して、沿道の景観形成を推進します。

なお、I C周辺の産業地区では、周辺の「農業的景観」との調和を考慮しながら、自動車交通での本町の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。そのために、必要に応じて景観のルール化も検討します。（地区計画等の活用）

3.2.4 「やま」の景観

豊かな森林資源を保全・活用するほか、県道沿いから見る河川と山林および集落、棚田が一体となった独特の「山間景観」の保全を図ります。また、森林景観との調和を図りながら、既存の交流・レクリエーション施設等の賑わいのある雰囲気づくりをおこなうほか、社寺等の歴史的資源を活かした景観整備を図ります。

3.2.5 「うみ」「まち」「さと」「やま」を結ぶ景観軸

国道10号（旧中津街道等）沿道の歴史的景観資源等を活用した景観形成を推進するとともに、豊かな自然と景観、特徴ある歴史・文化をいかした交流ルートの保全・整備を関係機関や地域住民との連携により取り組みます。また、城井川を利用して、「浜の宮・綱敷天満宮」から山間部の「まこちの里・城井ノ上城址」を結ぶ景観形成軸を設定します。景観形成軸により、「うみ」「まち」「さと」「やま」の景観を結び、本町の魅力を高めていくほか、地域コミュニティ醸成や観光振興および地場産業の振興等に寄与する「みち」として有効に活用します。なお、景観形成軸は、「水と緑のネットワーク」との整合を図り、両機能の相乗効果も期待します。

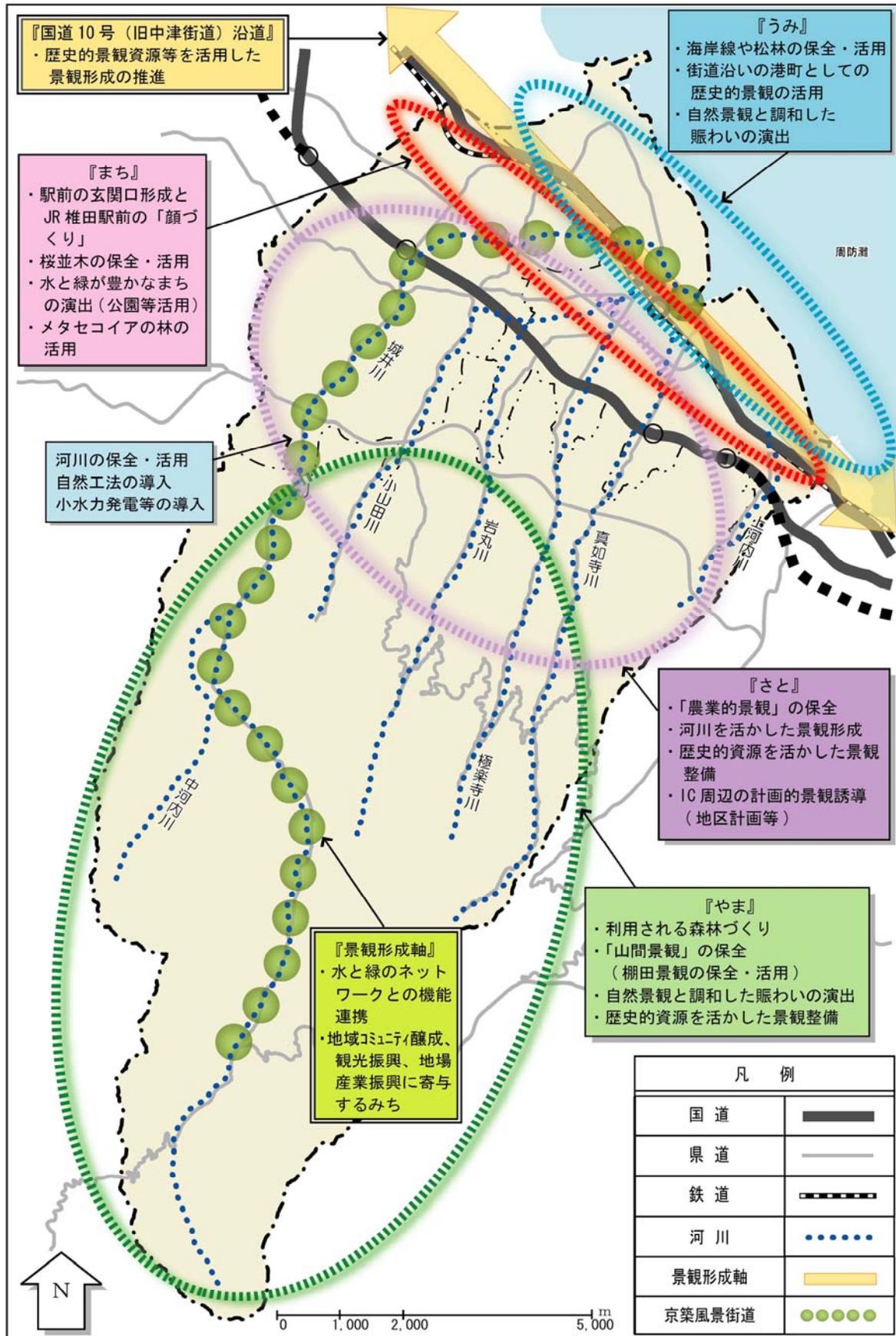


図 自然環境・景観形成構想図

4. 住環境・まちづくり活動等に関する方針

4.1 住環境形成

■基本方針

人口減少に歯止めをかけ、定住化を促進するとともに、安全で安心して生活できる住環境を形成します。

4.1.1 住宅供給

建替えや改良による町営住宅の整備を推進するほか、町営住宅周囲の緑化の推進や入居しやすい制度の検討などにより、施設面・環境面および制度面で町営住宅の有効活用を図ります。

また、駅周辺等に交通利便性などを活かした住宅地の確保を図ります。

なお、宅地供給は住宅地区、中心商業地区および近隣商業地区で優先的に実施し、段階的に「暫定調整地区」の活用を図ることにより、無秩序な宅地化の防止と効率的な市街地の形成によるコンパクトなまちづくりをおこなっていきます。

4.1.2 住環境

高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策を推進します。特に駅周辺の市街地や公共施設など、多くの人々が利用する施設や場所を優先してバリアフリー化を進めます。また、せまい歩道や段差の解消を図ります。

通学路の歩道設置や高低差の解消、交通安全施設の設置を適切に実施していきます。また、防犯灯の設置を推進するほか、防災面を考慮した道路や公園・広場および避難地等の整備を実施することにより、安全で安心できる基盤整備を実施します。

なお、基地関連事業を促進し、住宅などの防音工事等の適切な実施を図ります。

4.2 まちづくり活動等

■基本方針

これからのまちづくりには、地域住民や企業・団体等が主体となったまちづくりが非常に重要であり、「新たな公」として、安全・安心のまちづくり、地域自治・地域コミュニティ等のための活動、地域振興のための活動など、様々なまちづくり活動に対する支援・充実を図っていきます。

4.2.1 地域自治・地域コミュニティ等のための活動

地域自治を高め、地域コミュニティを醸成するために、自治会組織の充実化や公民館・集会所などの整備充実および地域間交流を促進するためのイベント等(まつりや親睦会・地域参加による学校行事など)の開催を充実していきます。

地域自治と健全な地域コミュニティは、地域の自主的な防災・防犯活動を支え、高齢者や子供たちを地域で支える環境が形成され、総合的な住みやすさを高めていくため、積極的に地域主体のまちづくり活動を支援します。

なお、神楽などの伝統芸能の伝承は、地域の一体感を高め、高齢者から子供まで幅広い世代の交流と助け合い・支えあいを醸成します。「神楽」を地域コミュニティ・交流のための「しくみ」として活用していくことを検討します。また、「神楽の里 京築まるごと博物館」プロジェクトの展開に合わせて、「神楽」を本町の魅力化および地域の振興策として積極的に活用していきます。

4.2.2 地域振興のための活動

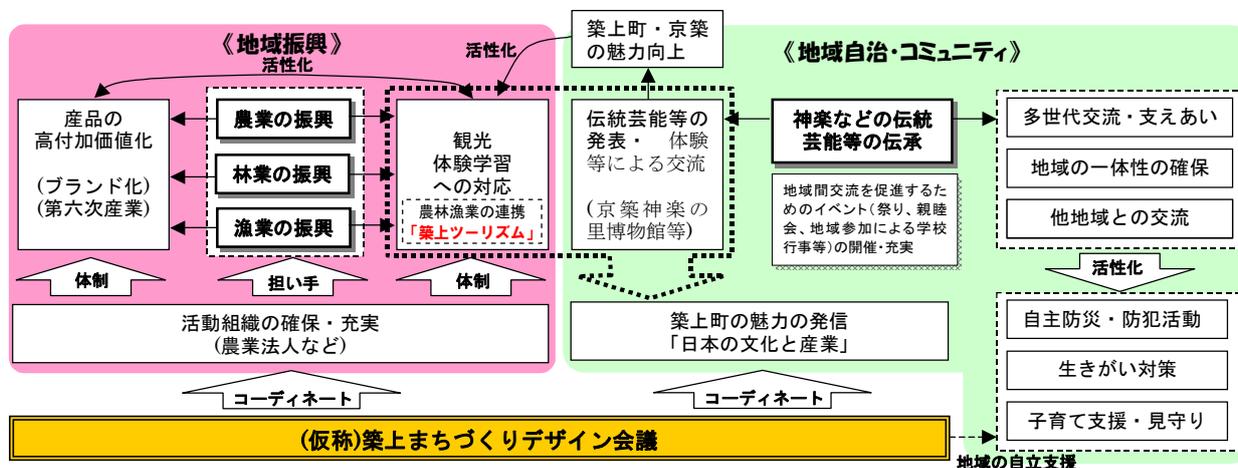
地場産業等の充実・振興のための活動および体制づくりを基盤整備等にあわせて実施していきます。

農業の担い手確保や経営環境の改善・充実を図るために、農地保有合理化法人の取組みを活用・充実するほか、集落営農組織の育成等を図ります。特産品の開発・充実にあわせて、地産地消や第六次産業の推進を図ります。その際、「農業法人」による多角的な農業経営を展開することを検討します。また、体験農園など観光への対応も考慮します。

林業についても、「京築ヒノキ」を活かした多角的なブランド戦略とそのための体制づくりを展開していきます。また、新たな担い手の育成や観光への対応を図るため、森林の保全と活用を積極的に図ります。

漁業についても、特産品の開発・充実にあわせて、地産地消や第六次産業の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

なお、観光・体験学習の取組みは、農業・林業・漁業の連携による、「築上ツーリズム」の構築を模索するほか、「神楽」との連携により、総合的な「日本の文化と産業」を情報発信する交流の場づくりを目指します。また、これらを一体的に捉え、コーディネートする体制(『(仮称)築上まちづくりデザイン会議』など)づくりを検討します。



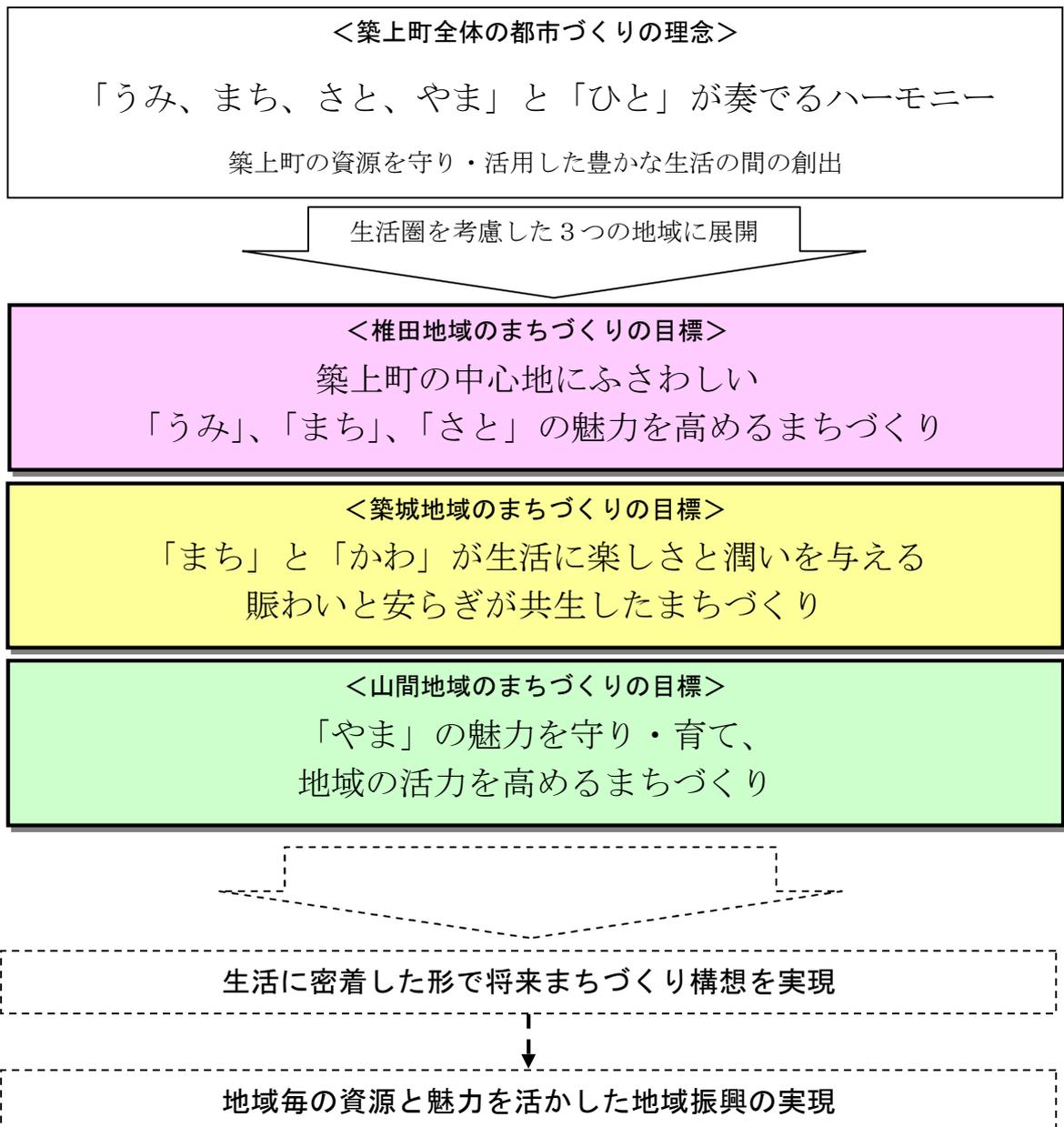
第8章 地域別構想

1. 地域別構想の考え方

1.1 全体構想(分野別まちづくり構想)から地域別構想への展開

全体構想(分野別まちづくり構想)では、本町全体の将来まちづくり構想を整理しましたが、その内容を生活圏である地域別に整理・展開することにより、将来まちづくり構想を生活に密着した形で実現していくことを目指します。

また、地域単位での個性や魅力・特徴に留意したまちづくり構想を整理します。



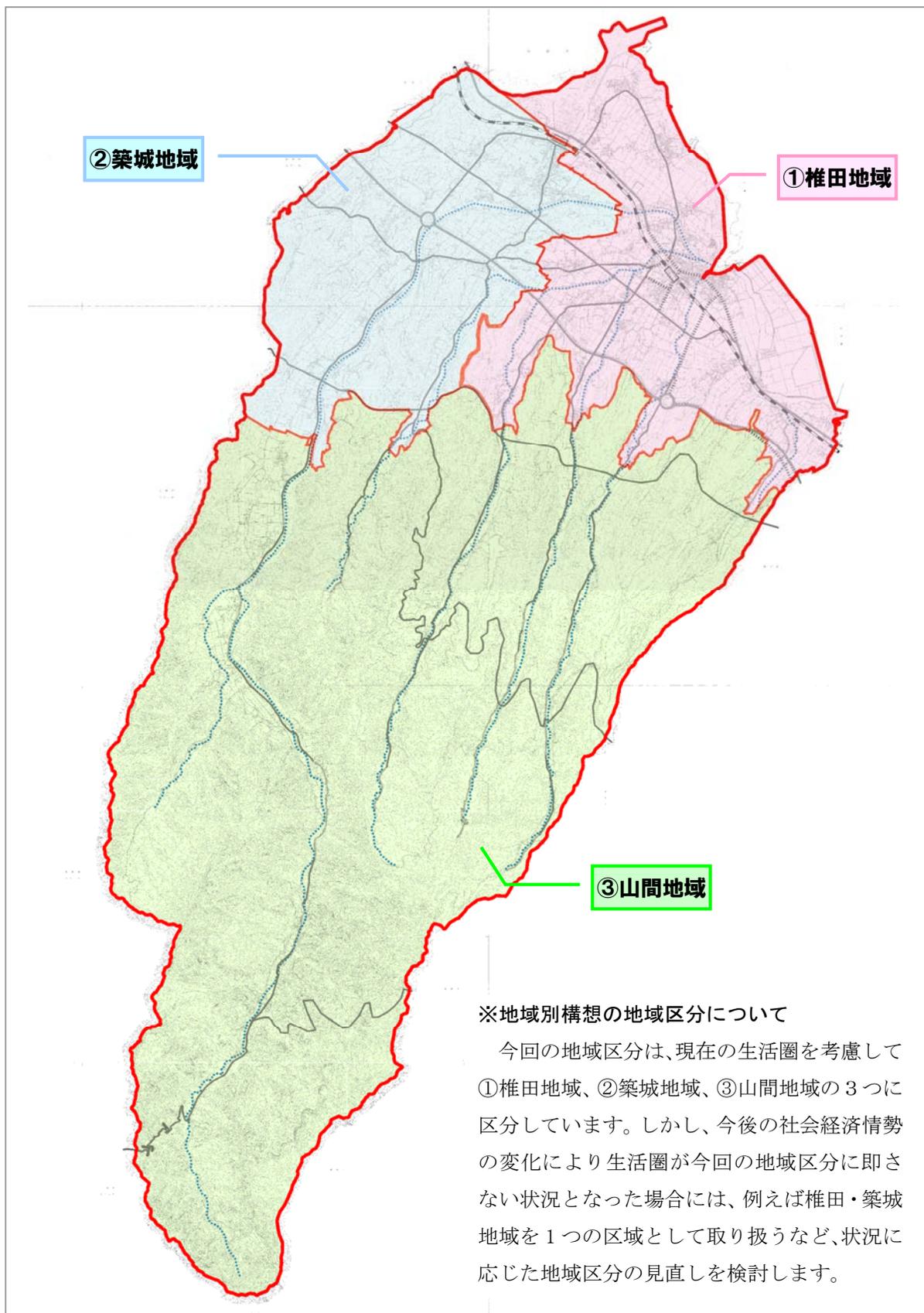


図 地域区分図

1.2 地域別構想策定の視点

3つの地域毎に将来まちづくり構想（地域別構想）を策定するにあたり、以下の項目について整理・提案します。

（1）地域の概況

地域の社会的条件（面積・人口・世帯数および土地利用）や主要な公共公益施設等を整理し、地域の特徴を明らかにします。

（2）まちづくりの課題

全体構想（分野別まちづくり構想）で位置づけられた課題を地域毎に整理するほか、地域の特徴的な課題や生活圏に密着した課題を追加します。これにより、全体構想のまちづくり方針に地域の特性を加味した地域別のまちづくり方針を検討するための課題を整理します。

（3）まちづくり構想

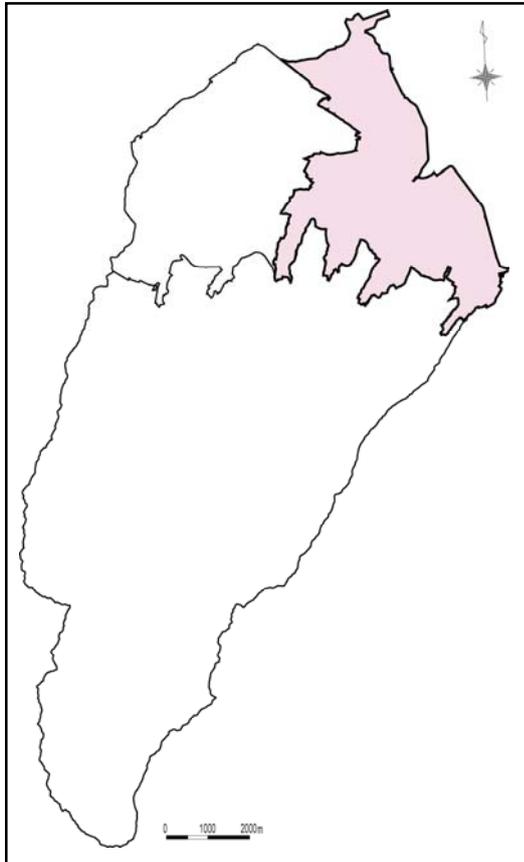
まちづくりの課題を受けて、まちづくりの目標とまちづくり構想（方針）を策定します。まちづくり構想（方針）は、具体的なまちづくりの取組みとして、わかりやすい形で整理します。

（4）重点まちづくり計画

まちづくり構想（方針）の中から、重点的かつ優先的に実施すべき取組みを「重点まちづくり計画」として整理します。

2. 椎田地域

2.1 地域の概況



- ・椎田地域は、築上町北東部に位置し、JR 椎田駅周辺や国道 10 号といった幹線道路周辺に市街地が形成された人口約 1 万 1 千人の地域です。
- ・地域内には JR 日豊本線、国道 10 号、東九州自動車道など主要な鉄道・道路が横断しているほか、保健・福祉施設、文化・教育施設などの公共公益施設が充実しており、築上町の中核を担っています。
- ・また地域北部には周防灘、南部は山林など恵まれた自然環境を活かした公園、観光施設などが数多くあります。

主要な公共公益施設

区分	名称
官公庁施設	築上町役場
保健福祉施設	築上町椎田社会福祉センター「自愛の家」 築上町児童館 築上町椎田人権啓発センター
教育・文化施設	築上町図書館 築上町歴史民俗資料館 築上町椎田学習等供用施設 築上町中央公民館 築上町立椎田保育園 築上町立葛城保育園 築上町立椎田小学校 築上町立葛城小学校 築上町立八津田小学校 築上町立西角田小学校 築上町立椎田中学校 福岡県立築上西高等学校 築上町農業公園「しいだグリパーク」 椎田駅前森林公園 椎田駅前コミュニティーパーク
体育施設	築上町椎田体育館 築上町椎田グラウンド 築上町武道館 築上町弓道場 築上町相撲場 築上町日奈古グラウンド
環境衛生施設	やすらぎの丘霊園 築上町有機液肥製造施設
供給処理施設	椎田北部浄化センター 宇留津浄水場 高塚浄水場 石町浄水場 椎田西高塚地区排水処理場
観光施設	サン・スポーツランド浜の宮グラウンド サン・スポーツランド浜の宮テニスコート サン・スポーツランド浜の宮ゲートボール場 浜の宮海岸 築上町椎田海洋センタープール 高齢者・若者活性化センター 築上町文化会館「コマーレ」 網敷天満宮 日奈古の文殊菩薩

(公共施設：築上町町勢要覧、観光施設：新町建設計画)

面積、人口・世帯数の状況(H17)

区分	面積	人口	世帯数
椎田地区	1,883.4	11,192	3,972
町全体に占める割合	15.8	53.7	52.9

(単位：ha、人、世帯、% 資料：H20都市計画基礎調査)

土地利用現況

区分	面積	割合
田	831.1	44.4
畑	55.0	2.9
山林	179.9	9.6
原野	81.7	4.4
水面・河川・海浜	115.3	6.2
住宅地	235.4	12.6
商業地	10.1	0.5
工業地	9.5	0.5
公益施設用地	140.2	7.5
広場・運動場・墓園	9.7	0.5
道路用地	159.9	8.5
交通施設用地	7.3	0.4
その他	36.9	2.0
合計	1,872	100

(単位：ha、% 資料：H20都市計画基礎調査)

2.2 まちづくりの課題

(1) 土地利用上の課題

①中心地の再生

J R 椎田駅周辺は、本町の中心地にふさわしい賑わいや便利さが不足している状況にあり、地域住民主体のまちづくりなどによる中心地の再生が必要です。

②住環境の保全・向上

住宅地のゆとりのある住環境を守り、高めていくことが必要です。

③椎田 IC などを活用した土地利用展開

椎田 IC 周辺の企業誘致の促進と高速交通体系を活かした地域振興のための土地利用誘導が必要です。また、幹線道路沿道の土地利用誘導が必要です。

④農地の保全・活用

農業基盤の充実と農地の保全・活用を図ることが必要です。

⑤臨海部の交流・レクリエーション拠点の形成

臨海部の既存施設と環境を活かした交流・レクリエーションの拠点地区を形成する必要があります。

⑥基地対策とイベント等との連携検討

基地の騒音問題への対応とともに、イベントや飛行機見物客などを巻き込んだ活性化策も検討する必要があります。

(2) 都市施設上の課題

①東九州自動車道の整備促進

広域的な交通利便性を大幅に高めることができる東九州自動車道の整備を促進するとともに、市街地へのアクセス道路の強化を図る必要があります。

②J R 椎田駅周辺の交通改善

駅前広場やアクセス道路が未整備である J R 椎田駅周辺について、都市計画道路および駅前広場の整備を促進する必要があります。また、鉄道の利便性を高める必要があります。

③地区内交通利便性の向上

中心的な幹線道路である国道・県道の未整備区間の整備にあわせて、コミュニティバスの利便性を高める必要があります。また、集落地内を中心に生活道路を改善する必要があります。

④生活排水対策

公共下水道等の整備による生活排水対策を図り、良好な水質環境を確保する必要があります。

⑤河川・ため池の保全・活用

河川の水質改善、水量確保を図るほか、ため池の環境保全等を実施する必要があります。

⑥情報基盤の充実

光ケーブルなどの情報基盤の整備が必要です。

(3) その他の課題

①景観の保全・活用

中心地の魅力化のために、本町の顔になる景観形成が必要です。また、海や農地、桜並木などの良好な景観については、保全・活用が必要です。

②地域振興のための資源活用

農業特産物の活用による農業振興や文化・レクリエーション資源の活用による交流・観光の促進を図ることが必要です。

③生活コストの抑制

家賃や下水道等の生活コストの抑制を図り、生活しやすい環境をつくる必要があります。

<椎田地域まちづくり課題図>



2.3 まちづくり構想

■まちづくりの目標

築上町の中心地にふさわしい、
「うみ」・「まち」・「さと」の魅力を高めるまちづくり

J R 椎田駅周辺の「まち」と、北部の「うみ」、および「まち」の周囲に広がる「さと」が「やま」に繋がっている本地域は、築上町の中心地(生活の中心)としての役割だけでなく、本町の有する魅力を最も強くアピールする場所としての役割が求められています。

中心核である J R 椎田駅周辺は、本町の玄関口にふさわしい都市基盤の整備が遅れている状況にあり、まちの顔づくりと利便性の向上が望まれています。

また、本地域は、臨海部の豊かな自然環境や充実した交流・レクリエーション施設の活用、漁業・農業の振興により、まちの活性化のための中心的役割を果たしていく必要があります。

そのためには、東九州自動車道椎田 I C の有効活用が不可欠であり、広域的な交通利便性を活かした地域振興を展開していきます。

一方、地区内を南北に通る河川の環境保全・活用や有機液肥製造施設を中心とした「築上町バイオマスタウン構想」の推進を図ることにより、本地域は、環境共生型のまちづくりを進めるための中心的役割も担っています。

このほか、生活しやすい住環境の保全・向上や基地との共生など、安全で安心・便利に生活できるまちづくりを進めます。

目標達成のため、以下のような「まちづくり方針」を設定し、本地域のまちづくりを展開します。

- (1) 築上町の中心地にふさわしい魅力あるまちづくり
- (2) 水と緑を活かしたまちづくり
- (3) 椎田 I C を活かした便利で活力あるまちづくり
- (4) うみを活かした交流の盛んなまちづくり
- (5) 安全で便利な生活を支えるまちづくり
- (6) 基地との共存と活用を図るまちづくり

■まちづくり構想(方針)

(1) 築上町の中心地にふさわしい魅力あるまちづくり

J R 椎田駅周辺は、近隣商業地域に指定されている本町の中心商業地ですが、駅前広場やアクセス道路が未整備であるほか、賑わいにも欠ける状況にあります。駅周辺の基盤整備や景観形成、イベント開催や空き店舗対策など、ハード・ソフト両面からの取り組みにより築上町の中心地にふさわしい魅力ある中心商業地の再生を図るとともに、安全・安心できる市街地形成を図ります。その際には、地区計画制度等の活用検討など、地域住民が主体となったまちづくりを進めていきます。また、高校生や周辺住民の利便性を向上させる J R 椎田駅の南口開設についても検討します。

- (1)－① 便利で賑わいのある商業地の再生
- (1)－② 築上町の玄関口にふさわしい景観形成
- (1)－③ 安全・安心な市街地環境整備（地区計画制度等の活用検討）
- (1)－④ J R 椎田駅南口の開設（検討）

(2) 水と緑を活かしたまちづくり

本地域は都市計画区域および用途地域の指定により、市街地と農地等の計画的な土地利用区分が実施されています。今後も便利で快適な市街地環境と豊かな自然環境の調和を図ったまちづくりを進めていきます。特に、桜並木の保全・活用など、生活に身近な河川環境の充実を図ります。また、「築上町バイオマスタウン構想」を踏まえ、リサイクルプラザ等と連携した環境共生型の都市機能充実や、遊休農地のモデル的活用による環境保全などを展開していきます。

- (2)－① 環境共生型の都市機能の展開と自然環境の活用
- (2)－② 河川環境の保全・活用(桜並木の活用・水質改善)
- (2)－③ 農地の保全・活用と農業特産物の活用
- (2)－④ 農地景観の保全・活用

(3) 椎田 IC を活かした便利で活力あるまちづくり

東九州自動車道の整備効果を本町のまちづくりに積極的に活用するために、椎田 IC 周辺の企業誘致を農業振興地域整備計画との調整を図りながら積極的に推進します。また、IC と町内各所を結ぶ都市計画道路等の整備を推進するほか、主要地方道椎田勝山線など幹線道路沿道の土地利用を計画的に誘導していきます。

- (3)－① 椎田 IC 周辺の企業等誘致
- (3)－② 都市計画道路の整備
- (3)－③ 沿道土地利用の計画的誘導

(4) うみを活かした交流の盛んなまちづくり

浜の宮海岸の豊かな自然景観や海の恵みおよび臨海部に立地している交流・レクリエーション施設を積極的に活用して、本町の海の魅力を情報発信し、地域振興につなげていきます。

特に、既存施設の連携・アピールを展開し、イベント開催や施設利便性の向上などにより、交流・レクリエーションの拠点づくりを進めます。

- (4)－① 交流・レクリエーション施設の活用・連携
- (4)－② 朝市の充実・活用
- (4)－③ うみの景観と環境の保全・活用

(5) 安全で便利な生活を支えるまちづくり

本地域は、本町の中心地のメリットを活かした住環境の充実を図っていきます。そのために、生活道路などの基盤整備の充実を図るほか、住みやすいまちにとって重要な良好なコミュニティの充実を図ります。また、高齢社会に対応した安全・安心できるまちづくりを推進し、公共交通機関等の充実を図っていきます。

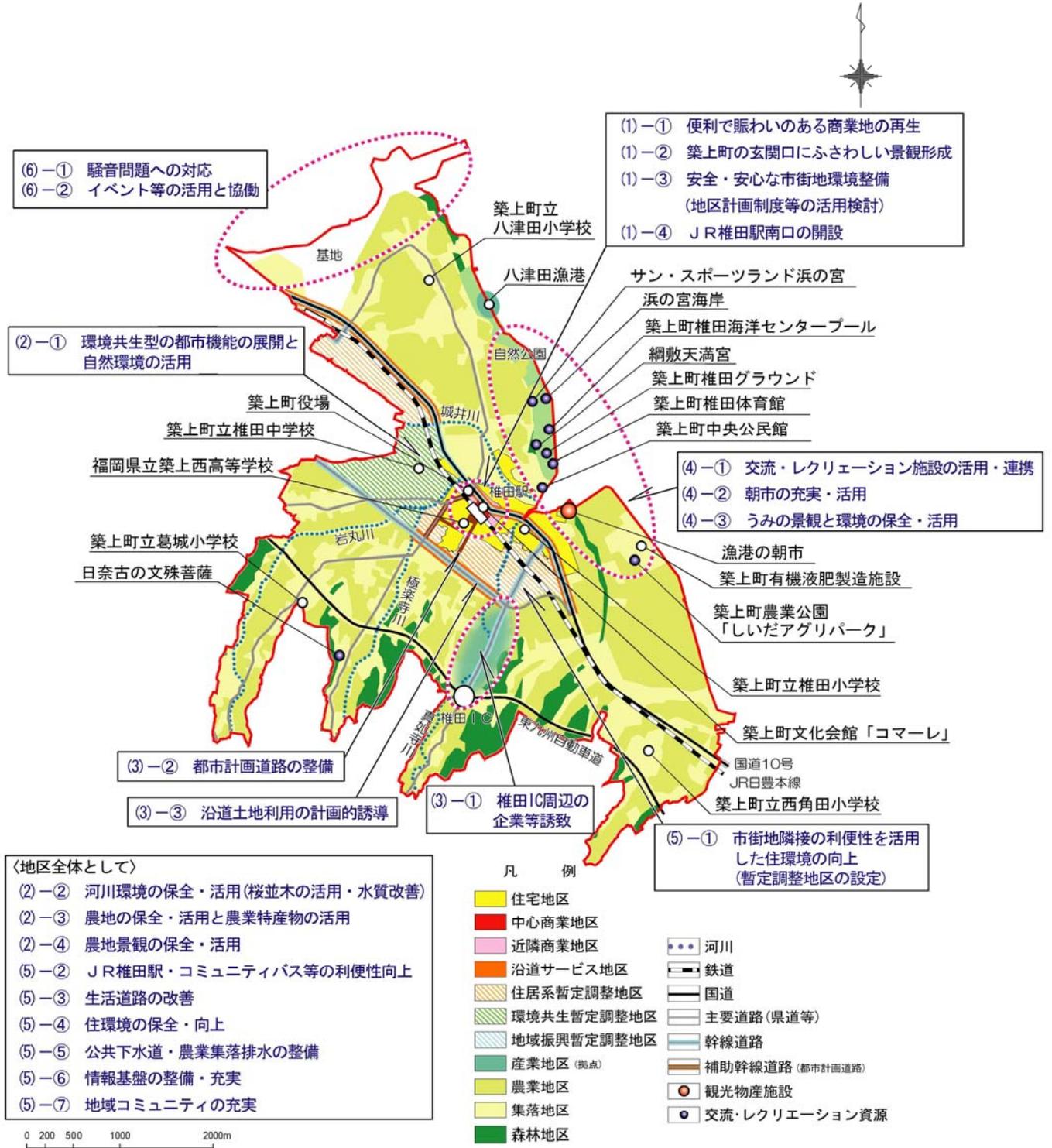
- (5)－① 市街地隣接の利便性を活用した住環境向上(暫定調整地区の設定)
- (5)－② J R 椎田駅・コミュニティバス等の利便性向上
- (5)－③ 生活道路の改善
- (5)－④ 住環境の保全・向上(利便性の高い環境の維持)
- (5)－⑤ 公共下水道・農業集落排水の整備
- (5)－⑥ 情報基盤の整備・充実
- (5)－⑦ 地域コミュニティの充実

(6) 基地との共存と活用を図るまちづくり

航空自衛隊築城基地については、周辺への環境対策として騒音問題への対応を関係機関との連携のもと着実に実施していきます。また、地域との共存を図っていくために、基地のイベント等と地域の活動の協力・協働を進め、地域振興に繋げていきます。

- (6)－① 騒音問題への対応
- (6)－② イベント等の活用と協働

<椎田地域まちづくり構想図>



2.4 重点まちづくり計画

■ J R 椎田駅周辺の交通基盤整備

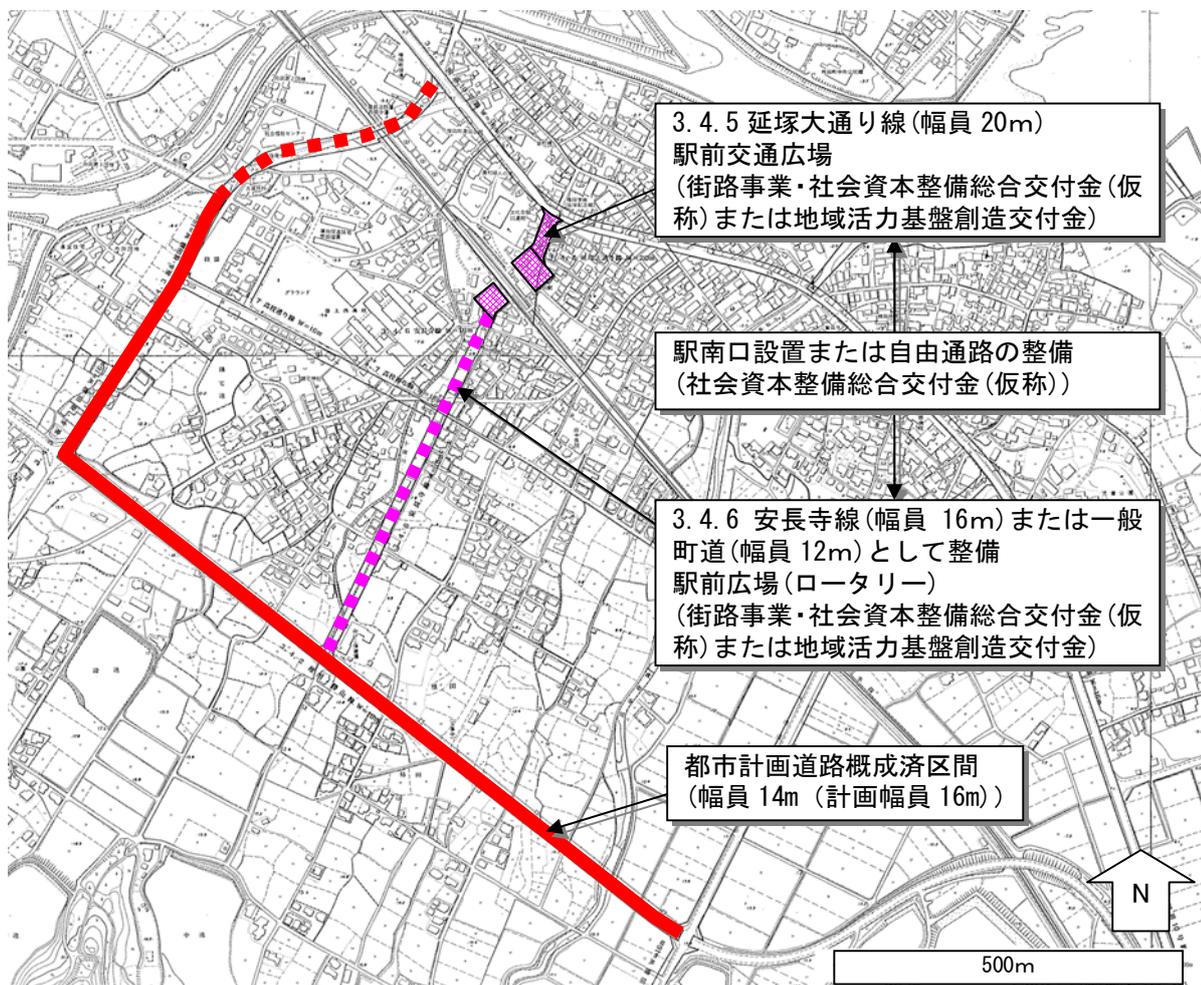
- (1)－① 便利で賑わいのある商業地の再生
- (1)－② 築上町の玄関口にふさわしい景観形成
- (1)－③ 安全・安心な市街地環境整備
- (1)－④ J R 椎田駅南口の開設
- (3)－② 都市計画道路の整備
- (5)－① J R 椎田駅・コミュニティバスの利便性向上

本町の玄関口であり顔である J R 椎田駅へのアクセス道路および駅前広場を優先的・重点的に整備します。

未整備の都市計画道路について、優先順位を明確にして計画的に整備していきます。J R 椎田駅の北口・南口の駅前広場とアクセス道路を最優先に整備する方針とします。なお、都市計画道路安長寺線は、最低幅員 12m(2車線・片側 4 m歩道)を確保するものとし、都市計画決定の見直しを含めて早期整備を検討します。

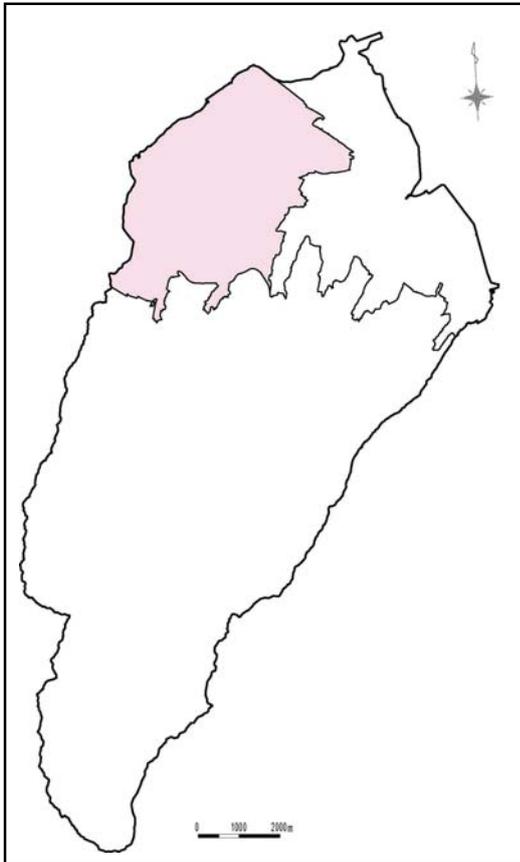
これらの事業を実施する手法としては、「社会資本整備総合交付金(仮称)」および「地域活力基盤創造交付金」等が想定されますが、これらの道路整備に合わせて、建築物の共同化や景観整備および駐輪場・案内板などの施設整備を実施する場合は、「社会資本整備総合交付金(仮称)」の活用を検討します。

<重点まちづくり計画図>



3. 築城地域

3.1 地域の概況



- ・築城地域は、築上町北西部に位置し、JR 築城駅前周辺に旧築城町の中心地が形成されている人口約8千人の地域です。
- ・地域内にはJR日豊本線、国道10号、東九州自動車道など主要な鉄道・道路が横断しているほか、地区を対象としたコミュニティ施設などが充実しており、町西部の生活の中心的な役割を果たしています。
- ・また、地域西部には「メタセの杜」があり、本町を代表する観光拠点になっています。

主要な公共公益施設

区分	名称
官公庁施設	築上町築城支所
保健福祉施設	築上町保健センター「チアフルつき」 築上町築城同和研修センター 築上町築城社会福祉センター
教育・文化施設	築上町築城図書館 築上町築城公民館 下城井公民館 築上町立築城保育所 築上町立築城小学校 築上町立下城井小学校 築上町立築城中学校 東築城ポケットパーク ふるさと公園 築上町月の師近隣公園「メタセの杜」 鹿の戸公園 船迫窯跡公園 船迫窯跡公園体験学習館
体育施設	築上町築城グラウンド 築上町パークゴルフ場 築城ゲートボール場 築城テニスコート 築上町築城海洋センタープール 築上町築城海洋センター体育館 築上町築城体育館 スパーク築城
環境衛生施設	築上町ごみ固形燃料施設「ウイズ・アース」 築上町リサイクルプラザ 清浄苑（火葬場）
供給処理施設	築城浄化センター 築城浄水場（第1、第2、第3、第4）
観光施設	「メタセの杜」築上町物産館 「ふれあい工房」築上町農産物加工センター 船迫窯跡 旧蔵内家住宅

面積、人口・世帯数の状況(H17)

区分	面積	人口	世帯数
築城地区	1,976.6	7,702	2,818
町全体に占める割合	16.5	37.0	37.5

（単位：ha、人、世帯、% 資料：H20都市計画基礎調査）

土地利用現況

区分	面積	割合
田	570.0	28.5
畑	164.9	8.3
山林	562.8	28.1
原野	177.2	8.8
水面・河川・海浜	128.2	6.4
住宅地	166.7	8.3
商業地	9.7	0.5
工業地	11.0	0.6
公益施設用地	43.3	2.2
広場・運動場・墓園	2.2	0.1
道路用地	131.7	6.6
交通施設用地	3.1	0.2
その他	27.2	1.4
合計	1,998	100

（単位：ha、% 資料：H20都市計画基礎調査）

（公共施設：築上町町勢要覧、観光施設：新町建設計画）

3.2 まちづくりの課題

(1) 土地利用上の課題

①近隣商業地区の再生

J R 築城駅周辺は、旧築城町の中心地ですが、商業地の賑わいに欠けている状況です。地域住民主体のまちづくりなどによる、地域の中心にふさわしい商業地の再生が必要です。

②築城 IC などを活用した土地利用展開

築城 IC 周辺の企業誘致の促進と観光等と連携した広域的な交流の促進が必要です。また、幹線道路沿道の土地利用誘導が必要です。

③農地・森林等の保全・活用

農業基盤の充実と農地の保全・活用や森林地区の保全・活用が必要です。また、農地・森林地区の対策にあわせて、集落地区の生活利便性・安全性の維持・向上を図ることが必要です。

④スポーツ・レクリエーション施設集積地の活用

築城グラウンドなどのスポーツ・レクリエーション施設集積地は、周辺環境の保全・活用を図るほか、既存施設の連携と有効活用が必要です。

⑤基地対策と周辺土地利用等の検討

基地の騒音問題への対応が必要です。また、基地南側は、メタセコイアの並木等の景観を活かしながら、将来の多様な土地利用に対応していくことが必要です。

(2) 都市施設上の課題

①東九州自動車道の整備促進

広域的な交通利便性を大幅に高めることができる東九州自動車道の整備を促進するとともに、市街地へのアクセス道路の強化を図ることが必要です。

②J R 築城駅周辺の交通改善

市街地内の道路の改善や鉄道および駅舎の利便性を向上することが必要です。特に、J R 築城駅の北口の開設や駅前の道路網の充実について検討することが必要です。

③地区内交通利便性の向上

中心的な幹線道路である国道・県道の充実にあわせて、コミュニティバスの利便性を高めることが必要です。また、東西方向の道路ネットワークの改善や集落地内の生活道路の充実を図ることが必要です。

④公園の活用・充実

防災面も考慮した公園の適正確保が必要です。特に、ふるさと公園広場は、城井川と一体的に効果的な活用を図ることが必要です。

⑤生活排水対策

特定環境保全公共下水道への接続促進や農業集落排水事業の推進等による生活排水対策を図り、良好な水質環境を確保する必要があります。

⑥河川・ため池の保全・活用

河川の水質改善、水量確保を図るほか、ため池の環境保全等を実施する必要があります。特に、城井川は町民に身近な水辺として、河川環境の積極的な活用が必要です。

⑦情報基盤の充実

光ケーブルなどの情報基盤の整備が必要です。

(3) その他の課題

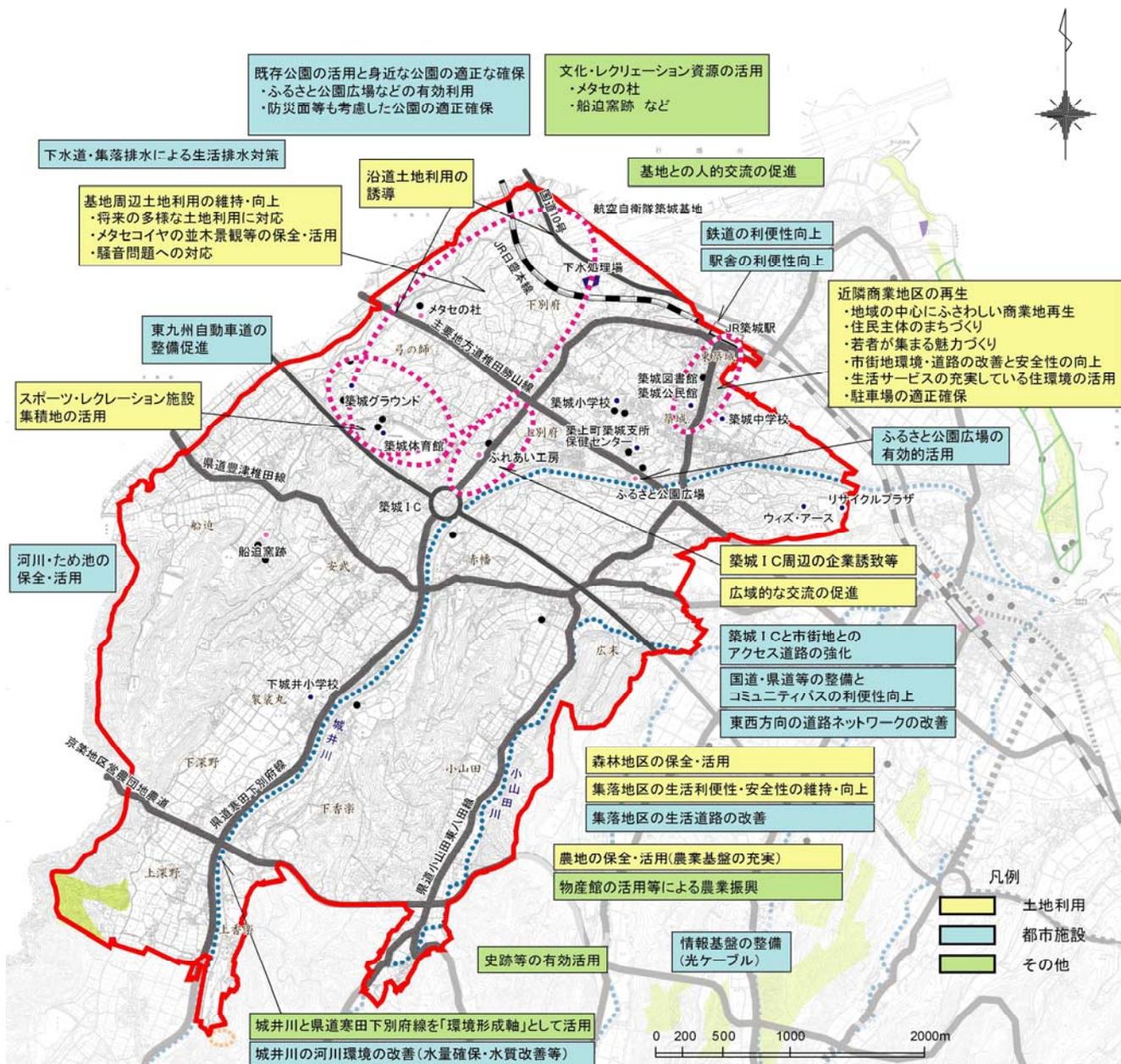
①環境形成軸の確保

城井川と県道寒田下別府線を本町の魅力をつなぐ環境形成軸として積極的に活用することが必要です。

②地域振興のための資源活用

文化・レクリエーション資源や史跡等の有効活用を図ることが必要です。特に、物産館の活用等による農林水産業の振興が必要です。また、基地との人的交流を促進し、地域コミュニティを活性化することが必要です。

<築城地域まちづくり課題図>



3.3 まちづくり構想

■まちづくりの目標

「まち」と「かわ」が生活に楽しさと潤いを与える
賑わいと安らぎが共生したまちづくり

J R築城駅周辺の「まち」と「かわ」を中心とした豊かな自然環境を有している本地域は、地域の生活の中心地にふさわしい都市機能の充実と自然環境の魅力をいかしたまちづくりが求められています。

地域中心核である J R築城駅周辺は、近隣商業地としてのまちの再生が望まれています。

城井川は、ふるさと広場公園と一体的な親水空間を形成し、豊かな自然環境の魅力をアピールする場として積極的に活用する必要があります。

また、メタセの杜などの交流・観光関連施設の有効利用を図るとともに、農林水産業の振興に繋げていくことが重要です。

そのために、東九州自動車道築城 I Cの有効活用を図り、物産施設等と連携した地域振興を進めます。

このほか、生活しやすい住環境の保全・向上や基地との共生など、安全で安心・便利に生活できるまちづくりを進めます。

目標達成のため、以下のような「まちづくり方針」を設定し、本地域のまちづくりを展開します。

- (1) 地域の生活の中心地にふさわしい便利で楽しいまちづくり
- (2) 城井川を活かした魅力あるまちづくり
- (3) 自然と歴史を身近に感じるまちづくり
- (4) 築城 I C を活かした便利で活力あるまちづくり
- (5) 安全で便利な生活を支えるまちづくり
- (6) 基地との共存と活用を図るまちづくり

■まちづくり構想(方針)

(1) 地域の生活の中心地にふさわしい便利で楽しいまちづくり

J R築城駅周辺は、近隣商業地や飲食店街を形成していますが、かつての賑わいが失われている状況にあります。地域の生活の中心地にふさわしい商業地として再生を図るとともに、安全・安心で便利な市街地形成を図ります。その際には、地区計画制度等の活用検討など、地域住民が主体となったまちづくりを進めていきます。そのため、都市計画区域の指定及び用途地域等(準防火地域含む)の指定を地域の実情や住民意向も踏まえながら検討します。また、周辺住民の利便性を向上させるJ R築城駅北口の開設についても検討します。

- (1)－① 近隣商業地・飲食街の再生
- (1)－② 安全・安心で便利な市街地環境整備（地区計画制度等の活用検討）
- (1)－③ J R築城駅北口の開設（検討）

(2) 城井川を活かした魅力あるまちづくり

城井川は本町を代表する河川であり、「うみ」「まち」「さと」「やま」を結ぶ主要な環境軸として、積極的な活用と環境の維持・向上を図ります。特に、ふるさと広場公園の有効利用を図るほか、赤幡親水公園の整備など、親水空間形成を促進します。また、築上町リサイクルプラザや築上町ごみ固形燃料施設「ウィズ・アース」等の施設を有効活用し、環境共生型の都市機能充実を図ります。

- (2)－① 城井川の河川環境の改善
- (2)－② ふるさと広場公園の有効活用
- (2)－③ 赤幡親水公園の整備促進と親水空間形成
- (2)－④ 環境共生型の都市機能の展開と自然環境の活用

(3) 自然と歴史を身近に感じるまちづくり

船迫窯跡などの歴史資源やスポーツ・レクリエーション施設等の有効活用を図るとともに、周辺環境も活かした魅力化を図ります。また、農地や森林地区の保全活用を図り、景観面や産業振興および観光振興に繋がる農地・森林の有効活用を図ります。

- (3)－① メタセコイアの並木景観等の保全・活用
- (3)－② 文化・レクリエーション資源の活用
- (3)－③ スポーツ・レクリエーション施設集積地の環境保全
- (3)－④ 農地の保全・活用
- (3)－⑤ 森林の保全・活用

(4) 築城 IC を活かした便利で活力あるまちづくり

東九州自動車道の整備効果を本町のまちづくりに積極的に活用するために、築城 IC と築城市街地を結ぶ幹線道路の機能強化を促進するとともに、IC 周辺の企業誘致を農業振興地域整備計画との調整を図りながら積極的に推進します。また、主要地方道椎田勝山線など幹線道路沿道の土地利用を計画的に展開していくほか、物産館（メタセの杜）の有効活用等により、広域交通体系の利便性を農業振興等に繋げていきます。

- (4)－① 築城 IC と築城市街地を結ぶ幹線道路の機能強化促進
- (4)－② 築城 IC 周辺の企業等誘致
- (4)－③ 沿道土地利用の誘導
- (4)－④ 物産館の活用と農業振興

(5) 安全で便利な生活を支えるまちづくり

本地域は、近隣地域の生活の中心にふさわしい住環境の充実を図っていきます。そのため、生活道路などの基盤整備の充実を図るほか、住みやすいまちにとって重要な要素である良好なコミュニティの充実を図ります。また、高齢社会に対応した安全・安心できるまちづくりを推進し、公共交通機関等の充実を図っていきます。

一方、都市計画区域および用途地域等の指定検討により、計画的な市街地形成を誘導するほか、無秩序な宅地化を抑制し、都市計画道路や地区計画による住環境整備を検討し、良好な住環境形成に努めます。

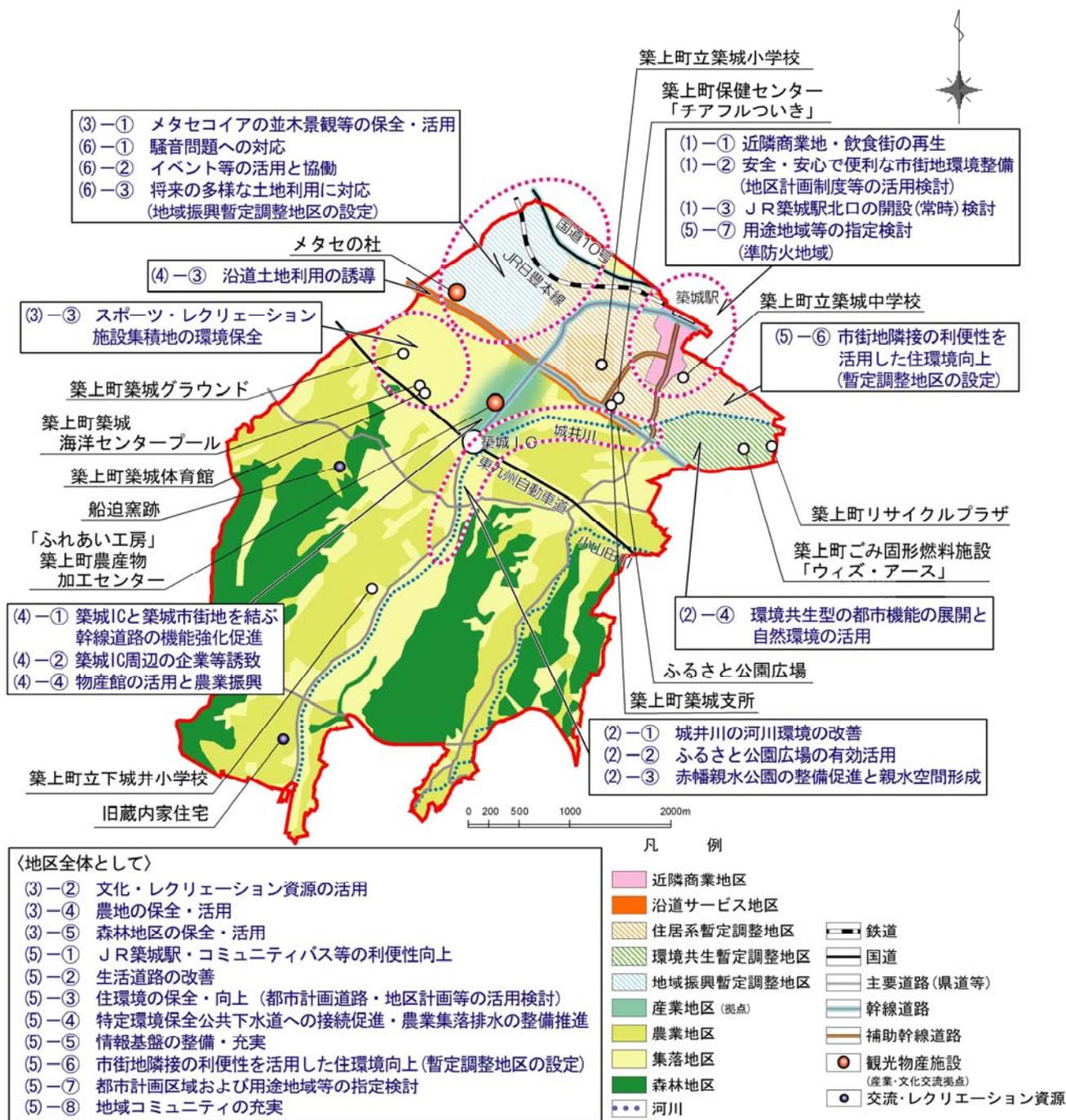
- (5)－① J R 築城駅・コミュニティバス等の利便性向上
- (5)－② 生活道路の改善
- (5)－③ 住環境の保全・向上(都市計画道路・地区計画等の活用検討)
- (5)－④ 特定環境保全公共下水道への接続促進、農業集落排水の整備推進
- (5)－⑤ 情報基盤の整備・充実
- (5)－⑥ 市街地隣接の利便性を活用した住環境向上(暫定調整地区の設定)
- (5)－⑦ 都市計画区域および用途地域等の指定検討
- (5)－⑧ 地域コミュニティの充実

(6) 基地との共存と活用を図るまちづくり

航空自衛隊築城基地については、周辺への環境対策として騒音問題への対応を関係機関との連携のもと着実に実施していきます。また、地域との共存を図っていくために、基地のイベント等と地域の活動の協力・協働を進め、地域振興に繋げていきます。基地南側の区域は、メタセコイアの並木の保全・活用を図りながら、メタセの杜などの既存施設と連携した多様な土地利用に対応できるよう、現状の環境の維持・向上を図ります。

- (6)－① 騒音問題への対応
- (6)－② イベント等の活用と協働
- (6)－③ 将来の多様な土地利用に対応(地域振興暫定調整地区の設定)

<築城地域まちづくり構想図>



3.4 重点まちづくり計画

■ JR築城駅周辺の市街地環境形成

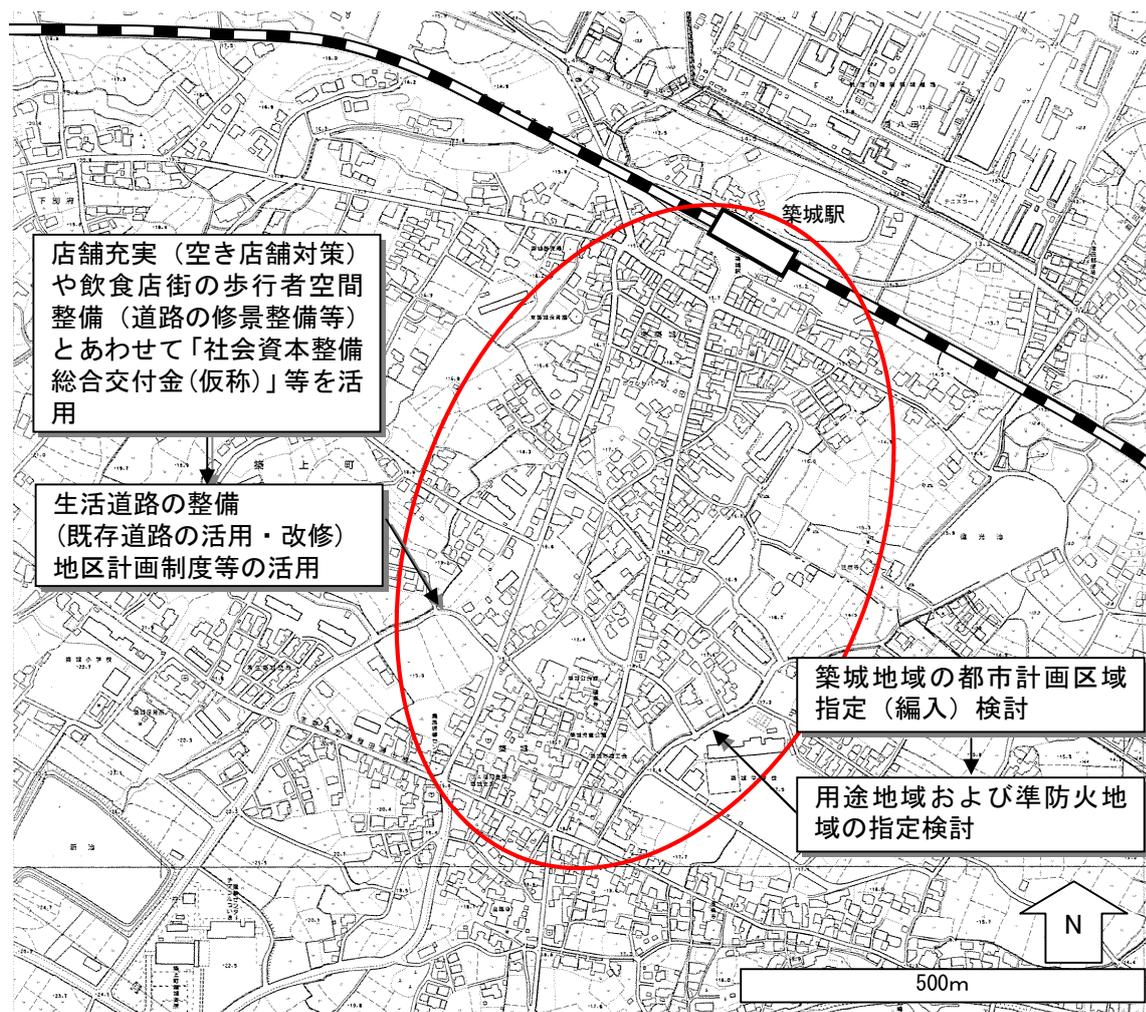
- (1)ー① 近隣商業地・飲食店街の再生
- (1)ー② 安全・安心で便利な市街地環境整備（地区計画制度等の活用検討）
- (5)ー② 生活道路の改善
- (5)ー⑦ 都市計画区域および用途地域等の指定検討

JR築城駅周辺市街地は、計画的な土地利用形成と無秩序な宅地化の抑制および安全で安心できる市街地環境の形成を図るために、築城地域の都市計画区域指定（編入）検討とともに、用途地域および準防火地域の指定を検討していきます。

また、用途地域の指定に合わせて、生活道路等の充実を図ります。特に、東西方向の集散道路が不足している中で、周辺道路・主要施設等へのアクセス性や既存道路活用による交通利便性向上を考慮して、既存道路を改修する形で集散道路を確保します。

なお、生活道路整備においては、住民発意の地区計画制度等の活用を検討するとともに、店舗充実（空き店舗対策等）などのソフト施策との連携による取り組みを進めます。

実施手法としては、「社会資本整備総合交付金(仮称)」等の活用による一体的なまちづくりを検討します。



■城井川親水空間整備

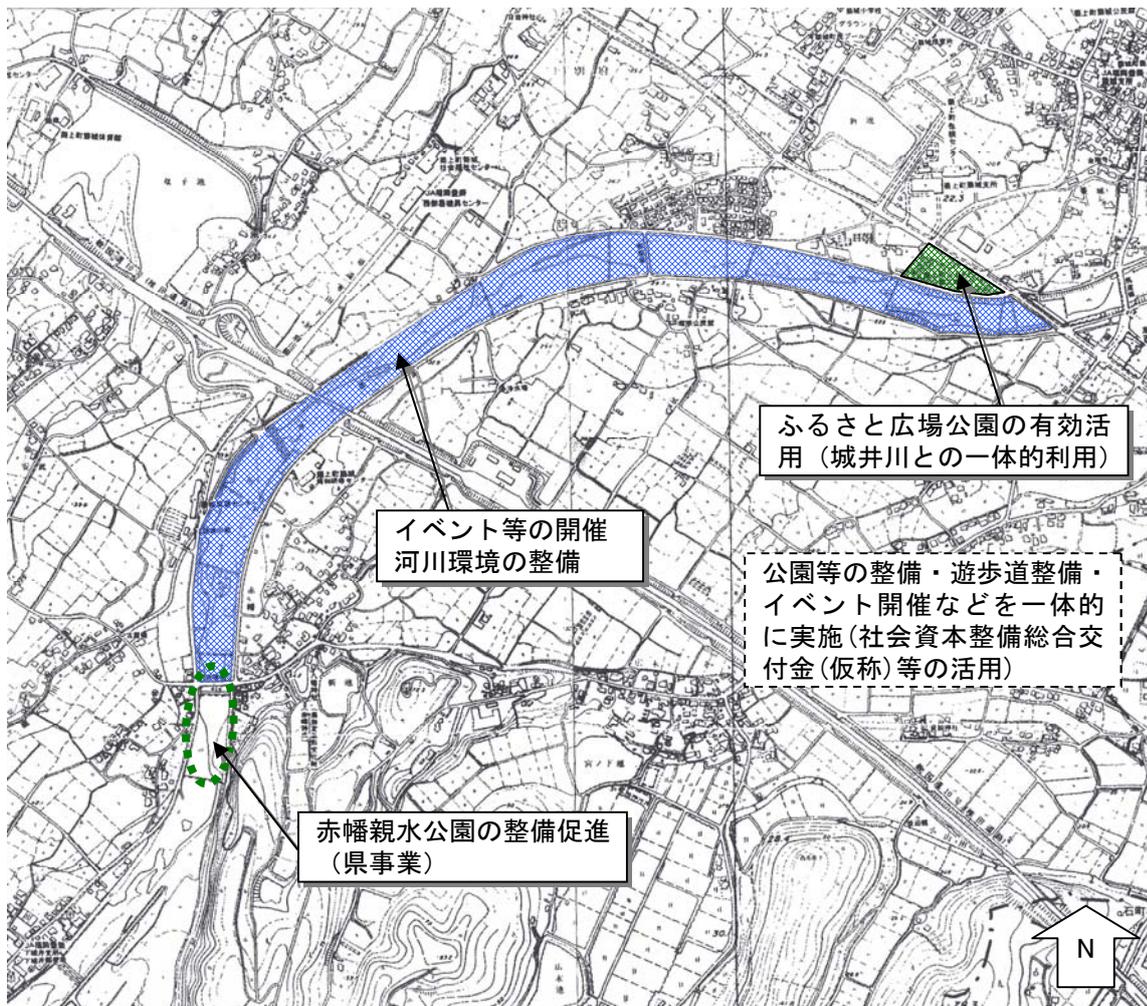
- (2)－① 城井川の河川環境の改善
- (2)－② ふるさと広場公園の有効活用
- (2)－③ 赤幡親水公園の整備と親水空間形成

城井川のふるさと広場公園から赤幡親水公園までの区間を河川に親しむ場として積極的に活用します。

既存のふるさと広場公園の有効活用を図り、城井川との一体性を確保するほか、赤幡親水公園の整備を促進します。また、イベント等を開催し、城井川の河川環境の活用とアピールを実施していきます。

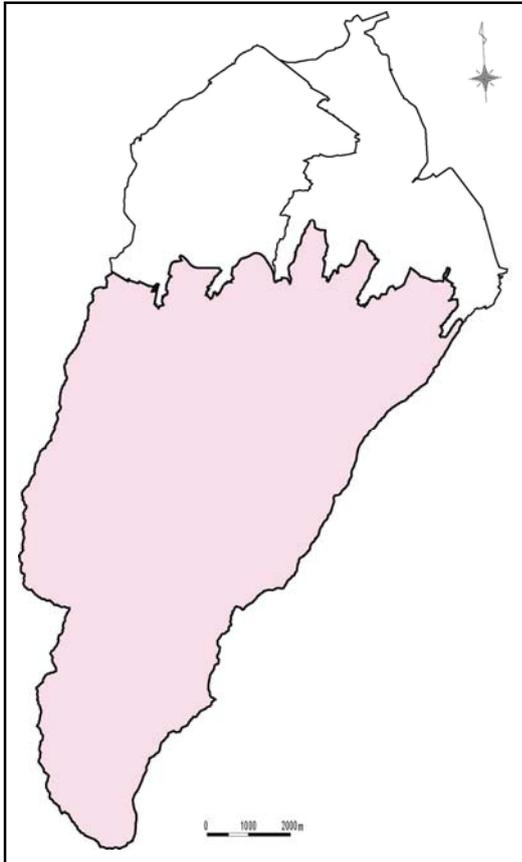
なお、公園整備や遊歩道整備・案内板設置・河川環境整備およびイベントの開催等を実施する方法としては、「社会資本整備総合交付金(仮称)」等の活用による一体的なまちづくりを検討します。

<重点まちづくり計画図>



4. 山間地域

4.1 地域の概況



- ・山間地域は、築上町中南部に広がっており、山林部と農地および集落地により構成された人口約2千人の地域です。
- ・地域内には、南北に河川が流れ、河川に沿って生活道路である県道が通っています。また、河川や県道沿いに集落地が形成されています。
- ・地域内には、キャンプ場などのレクリエーション施設が点在しているほか、地域南部は「耶馬日田英彦山国定公園」に指定されています。
- ・城井ノ上城址などの歴史資源も豊富な地域です。

面積、人口・世帯数の状況(H17)

区分	面積	人口	世帯数
山林地区	8,075.9	1,943	724
町全体に占める割合	67.7	9.3	9.6

(単位:ha、人、世帯、% 資料:H20都市計画基礎調査)

土地利用現況

区分	面積	割合
田	—	—
畑	—	—
山林	—	—
原野	—	—
水面・河川・海浜	—	—
住宅地	—	—
商業地	—	—
工業地	—	—
公益施設用地	—	—
広場・運動場・墓園	—	—
道路用地	—	—
交通施設用地	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(単位:ha、% 資料:H20都市計画基礎調査)

主要な公共公益施設

区分	名称
官公庁施設	—
保健福祉施設	老人いこいの家「やまさと」
教育・文化施設	上城井公民館 山村自然学校 築上町国見の森自然公園 築上町岩丸生涯学習センター 築上町立上城井小学校 築上町立小原小学校
体育施設	—
環境衛生施設	—
供給処理施設	—
観光施設	築上町牧の原キャンプ場 築上町龍城院キャンプ場 「まごちの里」寒田生産物直売所 「ピラ・パラディ」森林とのふれあい施設 不老山正光寺 本庄の大楠 月光山天徳寺 求菩提山 城井ノ上城址 国見山 築上町国見の森自然公園

(公共施設:築上町町勢要覧、観光施設:新町建設計画)

4.2 まちづくりの課題

(1) 土地利用上の課題

①山間部の交流・レクリエーション拠点の形成

山間部の既存施設と豊かな自然環境を活かした交流・レクリエーションの拠点地区を形成する必要があります。

②集落地環境の改善・向上

集落地の静かで自然豊かな環境を守りながら、利便性や安全性を高めていくことが必要です。また、高齢化や過疎化に対応して必要もあります。

③森林の保全・活用

豊かな自然環境を保全・活用するほか、林業の場としての振興・活性化を図っていくことが必要です。

④農地の保全・活用

集落地や森林と一体的に農地の保全・活用を図ることが必要です。また、特産物の振興を含めた農業基盤の充実が必要です。

(2) 都市施設上の課題

①生活を支える道路網の確保

本地域は南北に通る県道沿いに集落地区が形成されているため、県道の未整備区間の早期整備と農道等を活用した代替ルートの確保等により、安全で安定した交通アクセス環境の確保が必要です。

②コミュニティバス等の充実

高齢化の進行に対応して、コミュニティバスをはじめとする公共交通機関の確保・充実が必要です。

③生活排水対策

合併浄化槽の設置などによる生活排水対策を図り、良好な水質環境を確保する必要があります。

④河川・ため池の保全・活用

河川の水質改善や、ため池の水量確保などの環境保全等を実施する必要があります。特に城井川については、河床の樹木や葦などの伐採等による流量確保が必要です。

(3) その他の課題

①環境形成軸の確保

城井川と県道寒田下別府線を本町の魅力をつなぐ環境形成軸として積極的に活用することが必要です。特に、城井川の環境保全が必要であるほか、他の河川も含め、ホテルの保全を図っていく必要があります。

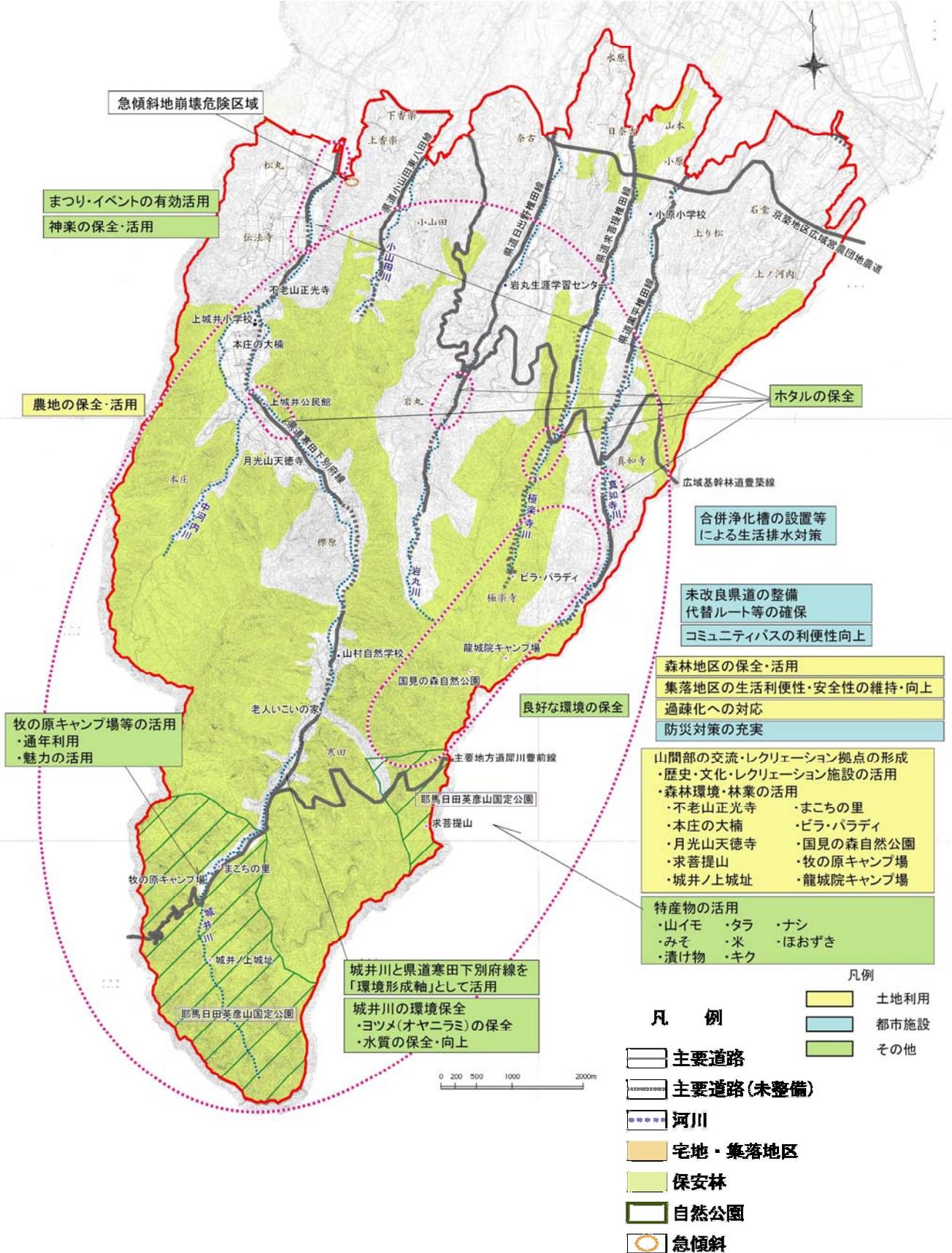
②地域振興のための資源活用

農林業特産物の活用による産業振興や牧の原キャンプ場をはじめとする文化・レクリエーション資源の活用による交流・観光の促進を図ることが必要です。また、神楽やまつり・イベントを活用し、地域振興に繋げていく必要があります。

③森林景観の保全・活用

耶馬日田英彦山国定公園に指定されている豊かな自然環境や自然景観を貴重な資源として保全・活用していくことが必要です。

＜山間地域まちづくり課題図＞



4.3 まちづくり構想

■まちづくりの目標

「やま」の魅力を守り・育て、 地域の活力を高めるまちづくり

本地域は、築上町の大きな魅力である「やま」の魅力を活かすとともに、産業や観光・交流等に効果的に活用していくことが求められています。

また、山林や農地を守り、地域の文化や伝統を活かしたまちづくりを進めるために、集落地の環境改善・向上が不可欠です。

そのためには、過疎化や高齢化に対応した安全・安心のまちづくりを進める必要があります。

一方で、本地域には多くのレクリエーション施設や歴史的資源があり、それらの保全と有効活用が求められています。また、森林環境を含む地域全体を交流・レクリエーションの場と位置づけ、既存施設の連携と総合的な環境保全を進めていきます。

なお、本地域の魅力を高め、地域振興に繋げていくためには、地域コミュニティの充実・活用が不可欠であり、地域内のまつりやイベント・伝統芸能等と連携した地域コミュニティの醸成および交流の促進を図っていきます。

目標達成のため、以下のような「まちづくり方針」を設定し、本地域のまちづくりを展開します。

- (1) 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり
- (2) 安全に安心して快適に暮らせるまちづくり
- (3) 地域の魅力を活力に高めるまちづくり

■まちづくり構想(方針)

(1) 豊かな自然環境を守り育てるまちづくり

本地域は大半が森林であり、南部は耶馬日田英彦山国定公園に指定されている豊かな自然環境を有しています。森林は、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など多面的機能も有していることから、これら環境の保全・活用を積極的に図っていきます。

特に城井川については、生活排水対策と連携した水質環境保全を進めるとともに、河床の浚渫、掘削等による流量確保などを関係機関との連携により検討します。また、環境形成軸としても積極的に活用するほか、ホテルが生息できる環境の保全を図り、自然環境の豊かさをアピールします。

ため池については、農業用水としてだけでなく生物多様性を支える環境保全など、多面的機能の有効活用を検討します。

耕作放棄地については、担い手確保や経営環境の改善・充実とあわせ、農地としての利用を促進します。

- (1)－① 森林の保全・活用
- (1)－② 城井川やため池の環境保全および改善（水質保全・水量確保等）
- (1)－③ ホタルが生息できる環境の保全
- (1)－④ 農地の保全・活用

（2）安全に安心して快適に暮らせるまちづくり

本地域は、河川と県道沿いに集落地が点在しており、集落地区の生活利便性・安全性の維持向上を図ります。特に、過疎化への対応や防災面を考慮した集落地区の基盤整備およびアクセス性の向上を図る県道整備を促進するほか、住みやすいまちにとって重要な要素である良好なコミュニティの充実を図ります。また、高齢社会に対応した安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを推進し、コミュニティバス等の公共交通機関の充実を図っていきます。

- (2)－① 集落地区の生活利便性・安全性の維持・向上
- (2)－② 過疎化への対応
- (2)－③ 防災対策の充実（情報基盤整備含む）
- (2)－④ 県道等の早期整備、代替ルート確保
- (2)－⑤ コミュニティバス等の利便性向上
- (2)－⑥ 地域コミュニティの維持・向上

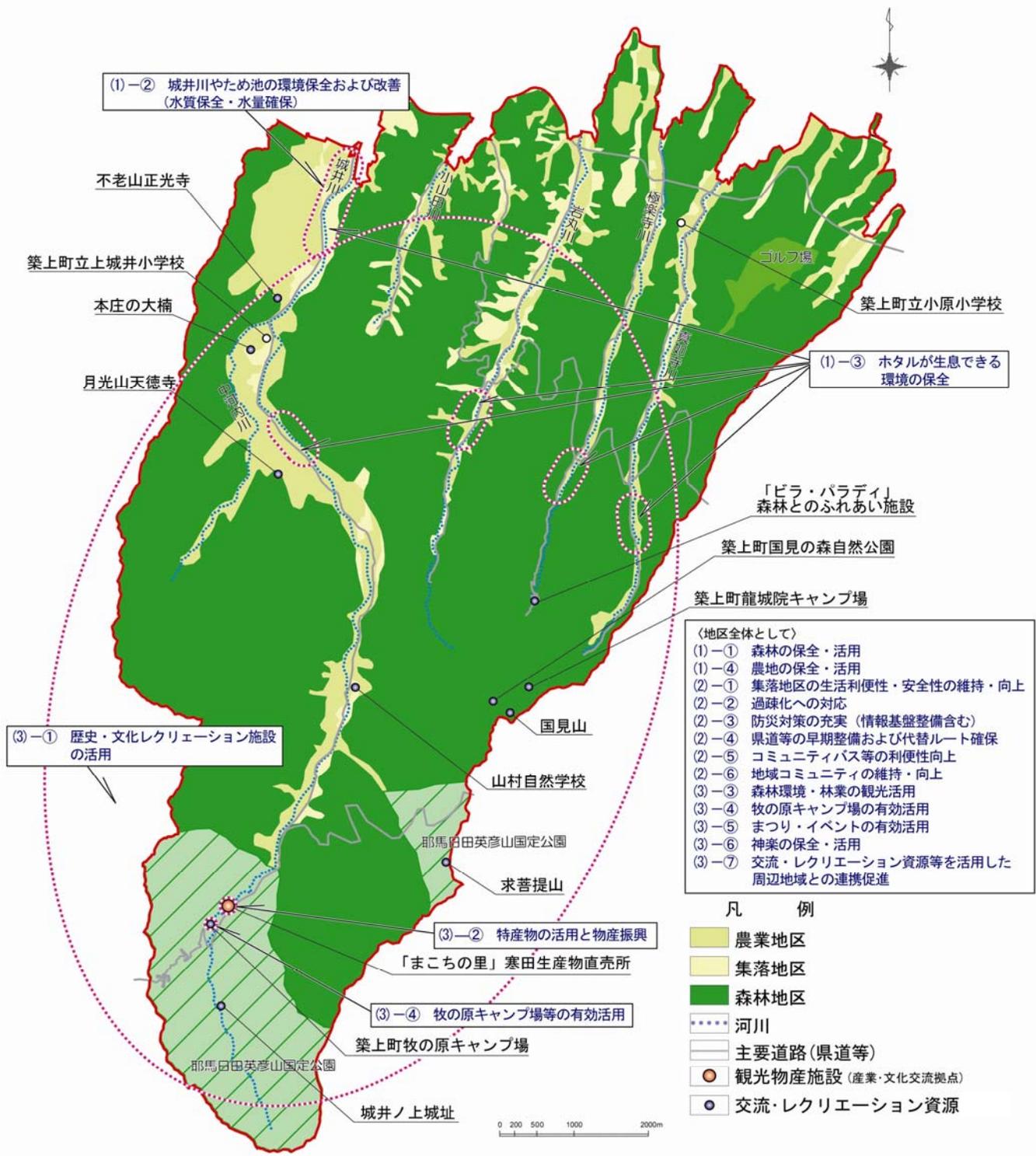
（3）地域の魅力を活力に高めるまちづくり

本地域は、城井ノ上城址をはじめとする歴史的資産のほか、神楽やまつりなどの生活文化に根差した資源を多く有しています。これらの資源を積極的に活用して、地域全体の魅力を高めていきます。また、特産品の活用・充実やレクリエーション施設の活用により、観光に対応した地域振興を図っていきます。

さらには、主要地方道犀川豊前線を軸として、歴史的つながりの深い豊前市岩屋地区、みやこ町伊良原地区等との交流・連携を、周辺の交流・レクリエーション資源等を活用しながら進めていきます。

- (3)－① 歴史・文化レクリエーション施設の活用
- (3)－② 特産物の活用と物産振興
- (3)－③ 森林環境・林業の観光活用
- (3)－④ 牧の原キャンプ場等の有効活用
- (3)－⑤ まつり・イベントの有効活用
- (3)－⑥ 神楽等の伝統芸能の保全・活用
- (3)－⑦ 交流・レクリエーション資源等を活用した周辺地域との連携促進

<山間地域まちづくり構想図>



4.4 重点まちづくり計画

■ 県道の未整備区間の整備促進

- (2)－① 集落地区の生活利便性・安全性の維持・向上
- (2)－③ 防災対策の充実（情報基盤整備含む）
- (2)－④ 県道等の早期整備、代替ルート確保
- (3)－② 特産物の活用と物産振興

山間地域の生活基盤および産業・地域振興基盤の中心は、山間地域と他地域をネットワークする県道であり、その未整備区間の整備を関係機関との連携を図りながら取り組みます。

限界集落対策や緊急輸送も考慮した地域住民の安心・安全を支える「命の道路」であるとともに、山間地域の特産品の出荷、キャンプ場や自然公園などの自然環境、神楽などの伝統文化や旧蔵内家住宅などの歴史的資源など、本地域の資源とそれらを求める人たちを「結びつける道路」としても重点的な対応を促進します。

<重点まちづくり計画>



◆ 県道の未整備区間の整備促進

- ・集落地区の生活利便性・安全性の維持・向上
- ・防災対策の充実
- ・未整備県道の早期整備、代替ルート確保
- ・特産物の活用と物産振興

- 限界集落対策や緊急輸送も考慮した「命の道路」としても重点的な路線
- 地域資源とそれらを求める人々を「結びつける道路」としても重要な路線

參考資料

1. 策定経緯

1.1 策定経緯

日付	開催会議名	内容
平成 20 年度		
11 月 8 日～30 日	住民アンケート調査	・ 18 歳以上の町民 1,000 名へ配布、486 通回収
11 月 26 日	第1回 庁内策定部会	・ 都市計画マスタープランとは
1 月 23 日	第2回 庁内策定部会	・ 築上町の概況について ・ 住民アンケート調査結果について ・ まちづくりの課題について
1 月 27 日	第1回 策定委員会	・ 都市計画マスタープランとは ・ 築上町の概況について ・ 住民アンケート調査結果について ・ まちづくりの課題について
2 月 26 日	第3回 庁内策定部会	・ まちづくりの理念と目標について ・ 都市構造について(1)
3 月 27 日	第4回 庁内策定部会	・ 都市構造について(2) ・ 分野別の都市整備方針について
3 月 27 日	第2回 策定委員会	・ まちづくりの理念と目標について ・ 都市構造について
平成 21 年度		
5 月 26 日	第3回 策定委員会	・ 分野別の都市整備方針について
7 月 17 日	第5回 庁内策定部会	・ 地域別ワーキング(庁内若手職員を対象に地域の課題・対策案を議論)
10 月 6 日	第6回 庁内策定部会	・ 地域別の現況・課題について ・ 地域別のまちづくり方針について
10 月 6 日	第4回 策定委員会	・ 地域別の現況・課題について ・ 地域別のまちづくり方針について
11 月 12 日 11 月 13 日	地域別説明会(築城) 地域別説明会(椎田)	・ 全体構想、地域別構想について説明し、住民意見を聴取
12 月 3 日	第7回 庁内策定部会	・ 地域別構想とりまとめ(地域別説明会での意見を反映)
12 月 17 日	第5回 策定委員会	・ 地域別構想とりまとめ(地域別説明会での意見を反映)
2 月 26 日	第6回 策定委員会	・ 全体とりまとめ、現地視察
3 月 1 日～23 日	パブリックコメント	・ 都市計画マスタープラン(案)を町ホームページ、役場等5ヶ所で公表
3 月 29 日	第7回 策定委員会	・ 全体とりまとめ(パブリックコメントでの意見を反映)

1.2 策定委員会 委員名簿

平成20年度

(敬称略・順不同)

	氏名	役職	選任根拠	備考
1	北村 速雄	西日本工業大学教授	学識経験のある者	会長
2	山口 ひろこ	イゴス環境色彩研究所長	学識経験のある者	
3	南 穰	行橋農林事務所副所長	関係行政機関の職員	
4	大脇 満	京築保健福祉環境事務所副所長	関係行政機関の職員	
5	荒瀬 信夫	豊前土木事務所副所長	関係行政機関の職員	
6	副島 貞夫	築上町自治会長会	住民代表	
7	杉村 榮市	築上町自治会長会	住民代表	
8	福田 美幸	築上町男女共同参画ネット	住民代表	
9	福田 正子	JA豊築女性部	住民代表	
10	下野園 公	椎田町商工会青年部長	住民代表	
11	長久 祐司	築城町商工会青年部長	住民代表	

平成21年度

(敬称略・順不同)

	氏名	役職	選任根拠	備考
1	北村 速雄	西日本工業大学教授	学識経験のある者	会長
2	山口 ひろこ	イゴス環境色彩研究所長	学識経験のある者	
3	南 穰	行橋農林事務所副所長	関係行政機関の職員	
4	井上 薫	京築保健福祉環境事務所副所長	関係行政機関の職員	
5	平嶋 英伸	京築県土整備事務所副所長	関係行政機関の職員	
6	副島 貞夫	築上町自治会長会	住民代表	
7	杉村 榮市	築上町自治会長会	住民代表	
8	福田 美幸	築上町男女共同参画ネット	住民代表	
9	福田 正子	JA豊築女性部	住民代表	
10	下野園 公	椎田町商工会青年部	住民代表	
11	長久 祐司	築城町商工会青年部	住民代表	

1.3 庁内策定部会 委員名簿

	役職	氏名		備考
		平成 20 年度	平成 21 年度	
1	副町長	八野 紘海	八野 紘海	部会長
2	福祉課長	吉留 久雄	中野 誠一	
3	産業課長	中野 誠一	久保 和明	
4	総務課長	吉留 正敏	吉留 正敏	
5	財政課長	渡辺 義治	渡辺 義治	
6	企画振興課長	加来 篤	加来 篤	
7	下水道課長	久保 澄雄	久保 澄雄	
8	環境課長	出口 秀人	則行 一松	
9	上水道課長	中嶋 澄廣	中嶋 澄廣	
10	商工課長	西村 好文	吉田 一三	
11	学校教育課長	中村 一治	中村 一治	
12	生涯学習課長	吉田 一三	田原 泰之	
13	建設課長	内丸 好明	田中 博志	

1.4 築上町都市計画基本方針策定委員会設置要綱

平成20年10月22日

告示第169号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき、町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）原案を策定するため、築上町都市計画基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項についての原案の策定を行う。

- (1) 都市づくりの基本理念に関すること。
- (2) 都市計画の基本的な方針に関すること。
- (3) その他都市づくりについて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係行政機関の職員 3人以内
- (3) 住民代表 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から都市計画マスタープラン原案策定完了時までとする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、会長は第3条第2項第1号に規定する委員のうちから委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議が終了したときは、会長は速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庁内策定部会)

第8条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に庁内策定部会を置く。

2 庁内策定部会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

3 庁内策定部会に部会長を置き、部会長は副町長を充てる。

4 部会長は、庁内策定部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設課計画係において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月22日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、都市計画マスタープラン原案を策定した日にその効力を失う。

2. 用語の説明

<力行>

海岸保全施設

堤防・護岸、突堤、離岸堤、人口リーフ（潜堤）、消波工、海浜等、海水の侵入又は海水による浸食を防ぐための施設。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する制度で、良好な市街地の形成と一定以上の宅地水準の確保を目的とした技術的基準や許可要件を定めている。

観光農園

農産物の収穫体験が出来る個人農家の経営する農園、または農業法人。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通、及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持つ道路。

近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買い物などをするための地域。住宅や店舗のほかにも小規模の工場も建てられる。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山（漁）村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型や訪問型の余暇活動のこと。

景観地区

市町村が、都市計画区域（又は準都市計画区域）の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として、建築物の形態意匠や高さ等に関する一定の制限を定める地区。

限界集落

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指す。

公共下水道事業

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（下水道法、1958年）。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

国勢調査

日本に居住している全ての人を対象として、国内の人口、世帯、産業構造等について調査する最も基本的な統計調査である。統計法に基づき、総務大臣が5年毎に実施する。

コミュニティ

社会、集団、共同生活体。日常生活圏としての都市計画の計画単位。

コミュニティバス

主に、一般の路線バスが運行しない交通不便地域で、地域住民の利便性向上のため、市町村や住民等が主体的に運営に関わって一定地域内を運行する乗り合いバス。

<サ行>

資源循環型農業

地域内において、資源を循環させながら廃棄物を抑制する農業。家畜排泄(はいせつ)物・食品廃棄物などの堆肥化や、化学肥料の使用量削減などの試みをさす。

自然環境保全地区

優れた自然環境を保全するため自然環境保全法(1972)に基づいて環境大臣が指定した地域(法第22条)。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。

自然公園法

国立公園法(1931)を抜本的に改正し、1957年に制定された。優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定している。環境省の所管。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

社会動態

転入・転出に伴う人口の動き。

住区基幹公園

住民が、安全、快適かつ健康的に生活できるよう、遊び、レクリエーション、休養のために日常的に、身近に利用できる公園。

準都市計画区域

都市計画区域の外において、市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域。市町村が指定する。

準防火地域

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、商業施設が集積する地区等において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定する。

白地地域

土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内において用途地域指定のない土地をさすこともある。

新エネルギー

太陽光・太陽熱や風力などの「再生可能エネルギー」、廃棄物をエネルギーに活用する「リサイクル型エネルギー」、これまで利用しなかった廃熱や河川水などを利用する「未利用エネルギー」などのこと。

親水公園

水を主題とし、水と親しむことを目的とした公園。

生産緑地地区

市街化区域内において保全していきべき農地で、生産緑地地区として都市計画で指定する。生産緑地の指定により、固定資産税は農地課税が適用されるなどの優遇措置が受けられるが、長期的な農地保全が義務づけられる。

<タ行>

第一種住居地域

住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。

第六次産業

農業について、生産だけでなく加工・流通・販売等も統合的に取り扱うことで、事業の付加価値を高める経営形態。第一次産業(生産)、第二次産業(加工)、第三次産業(流通・販売等)を足した(掛けた)形態であることから、第六次産業という。補足説明：農学博士の今村奈良臣が提唱

多自然（近自然）工法

河川・水路の治水・利水機能の確保に加えて、自然豊かな環境に配慮し、生態系の保全・創造までを目的として含んだ川づくりの工法。例えば、土や植物がある水際の整備手法などを含む。

地域制緑地

「法によるもの」「協定によるもの」「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としている。

地域地区

都市計画法（1968）の第8条の規程により、都市計画として定められる各種の地域、地区、又は街区の総称。定められる地域、地区等としては第一種住居地域、商業地域、工業地域など土地利用の方向を規定した各種の地域（用途地域という）、美観地区、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などがある。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園などの小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。1980年代初頭に農林水産省が生活改善運動を進めるなかで用いた言葉とされている。

中心市街地活性化基本計画

市町村が中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため作成し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。

町民農園

町民が園芸を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わい町民相互の交流を深める農地。

特定環境保全公共下水道

農山漁村の生活環境の改善、自然環境を有する湖や水道資源の水質保全を図る必要性から制定された制度による公共下水道。市街化区域以外の区域に設置される。

特定用途制限地域

用途地域では「特別用途地区」（文教地区や特別工業地区など）を設けてきめ細かな建築規制を実施できるが、そもそも用途地域が定められていないエリアでは「特別用途地区」を設けることができないという問題があった。そこで平成12年に都市計画法が改正され、用途地域がないエリアでは、「特別用途地区」に代わるものとして「特定用途制限地域」を設けることが可能になった（都市計画法第9条第14項）。特定用途制限地域では、好ましくない業種（例えばパチンコ店）の建築を禁止するというような建築規制を実施することができる。

特別地域

国立・国定公園内の「風致を維持」するため、公園計画に基づき指定される保護地域（海域は含まれない）。

特別用途地区

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、用途地域内において特別の目的を持つ土地利用の増進と環境の保護等を図るために定める地区。

都市計画基礎調査

都市計画法で定められた定期調査で、地方自治体が概ね5年ごとに行うこととされるもの。都市化の動向に応じた都市計画の見直し等を図るために行われる。

都市計画区域

まちの中心市街地から郊外の農地や山林のある地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として、県が指定する。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法（1968）の第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都道府県が市町村の枠を超えた広域的見地から、都市の将来の目標を設定し、それを実現するための基本的な方針を定めるもの。

都市計画道路

多様な都市活動を支える上で必要な道路で、都市計画において定められる都市施設の一つ。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路などの種別があり、主に都市計画事業として整備を進める。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした、都市計画に関する基本法。

都市公園

近隣公園、地区公園、総合公園など、比較的大きな身近な公園から、市民全般を対象とするような都市の基幹的公園を指す。

都市施設

道路や公園、下水道、ごみ処理場、その他まちの中で基幹的、骨格的な機能を持つ公共施設のことである。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置などを都市計画で定めておくことができる。

土地区画整理事業

既成市街地から新市街地に至るまで都市整備のあらゆる局面に適用される面的かつ総合的な整備手段であり、区域内の宅地を交換分合して整理（換地）することにより、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図る事業。

<ナ行>

農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを事業目的としている。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興が必要であるとされる地域。

農地転用

農地を農地以外の目的に転用することをいう。

農用地区域

農業振興地域のうち、農地等として利用されるべき土地として定められた区域。農業関係公共投資の対象となるほか、農業目的以外の土地利用は、農用地区域以外に替わるべき土地がないなど、一定の要件を満たして農用地区域から除外した土地でない限り行うことができない。

<ハ行>

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。木材加工などで出る木くずや畜産農家で出る家畜のふん尿、下水汚泥や生ごみなどもバイオマスと呼ぶ。

パブリックコメント

パブリックコメント(=意見公募手続)とは、公的な機関が規則などを定める前に、広く公に(=パブリック)に、その影響が及ぶ対象者などの意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。例えば、公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然環境のこと）を維持するため、「都市計画法」に基づき、知事が都市計画に定める地域地区。

ブルーツーリズム

島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。

保安林

水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など17種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のこと。

法定都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の手続きに従い定められたものを一般に法定都市計画と呼んでいる。法定都市計画には次の4つが含まれる。1. 市街化区域及び市街化調整区域 2. 地域区域 3. 都市施設（街路、下水道など） 4. 市街地開発事業（土地区画整理など）

<ヤ行>

用途地域

都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。

<ラ行>

緑地保全地域

都市計画区域内の緑地のうち、風致又は景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的景観を形成している緑地について、それを保全するために定めるもの。

緑化協定

都市緑地保全法に基づいて「緑豊かな街をつくる」という目的のもとに、一定の区域の緑化に関することを市町村長の認可を受けて定めるもので、一定区域の土地の所有者などが、全員の合意により締結する協定（同法第14条）と開発事業者などが宅地などの分譲前にあらかじめ協定（同法20条）を定めておき、後に分譲を受けた者がその協定に従うという2通りの方法がある。

レクリエーション施設

日常生活における精神的・肉体的な疲労から回復することを目的としての施設。プール・体育館・陸上競技場の体育施設、茶室・映写室・多目的和室・音楽室の文化施設のほか公園緑地も含まれる。

築上町都市計画マスタープラン

～「うみ、まち、さと、やま」と「ひと」が奏でるハーモニー～

平成 22 年 3 月

編集・発行

築上町建設課

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891-2

TEL : 0930-56-0300 (代) FAX : 0930-56-1405

ホームページ : <http://www.town.chikujo.fukuoka.jp/>